『調査と社会理論』・研究報告書 29
先住民族多住地域の社会学的総合研究　その 1

ノルウェーとスウェーデンの
サーミの現状

北海道大学大学院教育学研究院教育社会学研究室

2013

ノルウェーとスウェーデンの
サーミの現状

小内　透　編著

はしがき

本報告書は、ノルウェーとスウェーデンにおける先住民族・サーミの現状を明らかにしたものである。

世界の先住民族は、各国の近代化の過程で、同化と抑圧の対象となった。1970年代以降、先住民族の復権に向けた取り組みが進められ、長い議論の末、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が、2007年９月、国連総会において賛成多数により採択された。わが国も宣言の採択にあたり賛成票を投じた。宣言採択の翌年、2008年６月には、わが国の衆参両院において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が全会一致で可決された。現在、2005年から始まった国連による第二次「世界の先住民の国際の10年」（～ 2014年）が進行中であり、世界各国で宣言を実質的なものとするための取り組みが求められている。それは、わが国においても同様である。

このような状況の下で、私たちの研究グループは、アイヌ民族の復権をめぐる議論の基礎資料を得るため、アイヌ民族の現状と課題、比較対象としての北欧の先住民族・サーミの現状と課題に関する４年間の社会学的な実証研究のプロジェクトを立ち上げた。プロジェクトの１年目にあたる本年度は、ノルウェーとスウェーデンのサーミに関する調査研究とアイヌの人々が多く居住する北海道新ひだか町における調査研究を行った。このうち、スウェーデンでの調査はすでに１年前から開始されていた別のプロジェクトと合流して行われた。

本報告書は、本プロジェクトの１年目の成果をもとにした中間報告のひとつである。アイヌ調査に関する報告書も『調査と社会理論』研究報告書30として、同時に刊行しているので、あわせて参考にしていただきたい。

本報告書のもとになった北欧調査にあたっては、本当に多くの方々にお世話になった。調査に協力していただいたスウェーデンとノルウェーのサーミ関係の皆様に厚くお礼を申し上げる。また、スウェーデン調査で通訳・翻訳をしていただいた三根子・フォン・オイラーさん、田中ティナさん、石濱実佳さん、ノルウェー調査で各機関との連絡を取っていただいた鵜沢加奈子さん、通訳の稲見麻琴さんにこの場を借りて感謝の意を表する。

（付記）本報告書は、平成24 ～ 27年度の日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究A）（研究課題「先住民族の労働・生活・意識の変容と政策課題に関する実証的研究」、研究代表者・小内透、課題番号24243055）および平成23 ～ 26年度の日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究Ｂ）（研究課題「先住民族の教育実態とその保障に関する実証的研究」、研究代表者・野崎剛毅、課題番号23330247）にもとづく研究成果である。

なお、本研究は、北海道大学アイヌ・先住民研究センターの第二期社会調査プロジェクトとしても位置づけられている。

北海道大学大学院教育学研究院
北海道大学アイヌ・先住民研究センター（兼務）
小内　透

目　　次

はしがき

序　章　問題の所在　　**小内　透**
第１節　先住民族の復権の動き …… 1
第２節　先住民族の復権をめぐる問題 …… 2
第３節　本プロジェクトの問題意識と報告書の構成 …… 6

第１部　ノルウェーにおけるサーミ関係機関の現状

第１章　ノルウェー・サーミの概況　　**小内　透**
第１節　ノルウェーとサーミ …… 13
第２節　サーミの歴史 …… 14
第３節　サーミ支援地域の概況 …… 21
第４節　調査の概要と第１部の構成 …… 26

第２章　サーミ議会の構成と活動　　**小野寺理佳**
はじめに …… 41
第１節　サーミ議会とはなにか …… 42
第２節　サーミ議会の設立 …… 42
第３節　議会の構成と活動 …… 44
第４節　今後の課題 …… 49

第３章　サーミの教育の歴史と現状　　**品川ひろみ**
はじめに …… 53
第１節　ノルウェーの教育制度 …… 53
第２節　サーミ教育の歴史 …… 54
第３節　サーミ中学校 …… 56
第４節　サーミ高校 …… 57
第５節　サーミ・ユニバーシティ・カレッジ（ＳＵＣ）…… 59
おわりに――サーミ教育の意義と課題 …… 63

第４章　博物館と劇場を通じたサーミの復権　　**菊地　千夏**
はじめに …… 66
第１節　博物館 …… 66
第２節　劇場 …… 72
第３節　まとめ …… 76

第２部　スウェーデンにおけるサーミの現状

第５章　スウェーデン・サーミの概況　　**野崎　剛毅**
第１節　スウェーデンの歴史とサーミ …… 81
第２節　サーミ居住地域とサーミ議会 …… 84

第６章　サーミの生活と復権をめぐる運動　　**新藤　　慶**
第１節　本章の課題と調査の概要 …… 87
第２節　サーミ語能力とサーミ意識 …… 87
第３節　子ども時代のサーミ文化体験 …… 91
第４節　サーミの自覚 …… 92
第５節　就労と結婚の現状と意識 …… 93
第６節　現在のサーミ文化とサーミの将来 …… 95
第７節　サーミ議会とサーミの内部対立 …… 97
第８節　若者の運動 …… 99
第９節　小括 …… 101

第７章　サーミ学校関係者の教育意識　　**野崎　剛毅・新藤　　慶・新藤こずえ**
第１節　スウェーデンにおけるサーミ教育の概況 …… 105
第２節　サーミ学校教員の教育実践と意識 …… 109
第３節　サーミ学校保護者の教育意識と民族意識 …… 119
第４節　サーミ工芸学校教員の教育意識 …… 127
第５節　サーミ工芸学校学生の学校生活と民族意識 …… 133

第８章　サーミ・メディアの展開と現段階　　**小内　純子**
第１節　先住民メディアの役割と問題意識 …… 146
第２節　サーミのメディア接触状況 …… 148
第３節　放送・通信メディアの形成と現状 …… 150
第４節　活字メディアの形成と現状 …… 156
第５節　まとめ …… 159

序　章　問題の所在

小内　　透 | 北海道大学大学院教育学研究院教授
北海道大学アイヌ・先住民研究センター兼務教員

第１節　先住民族の復権の動き

世界の先住民[1)]は、近代において当該社会の支配的な民族によって同化を強いられ、抑圧を受けてきた。アメリカ、カナダのインディアンやイヌイット、オーストラリアのアボリジニ、ニュージーランドのマオリ、北欧のサーミ、中南米のインディオ、台湾の原住民、日本のアイヌなどが、それぞれの国において国民として組み込まれ、同化と抑圧の対象となった。自らの言語や文化を否定され、名前を変えさせられたり、土地を奪われ強制移住をさせられたりした。アメリカのインディアンのように、虐殺された人々も数多く存在する。

先住民のなかには、自らの生活の基盤を確保するために、主体的に同化の道を探る場合もあった。先住民としての立場よりも国民としての権利を享受する方向性を選ばざるをえなかったともいえる。もちろん、自らが属する国の政府に対して同化と抑圧に抵抗する者も存在した。ただし、彼らの営みは一時的に高揚した場合もあるが、基本的には持続的で強固なものとはならなかった。

しかし、第二次世界大戦後、民族自決運動が世界的に広がり、第三世界の主体的な運動が強まるなかで、持続的な復権の動きを示す先住民族が現れるようになった。その一つのきっかけとなったのが、アメリカで先住民が兵士としての経験をしたことであった。米軍の兵士になった先住民は軍隊の中で平等に扱われ、権利を等しく享受する経験をした。その経験がもとになって退役先住民の間に先住民の権利を確立させる機運が高まったといわれる（スチュアート 2009：22）。

アメリカ以外の国でも、先住民族が自らの団体を結成・再結成させ、自らの復権をめざすようになった。それに対応し、彼らが属する国の政府がかつての同化と抑圧を清算しようと新たな政策を打ち出し始めた。国民国家内部における先住民族の運動と各国政府の新たな先住民政策の遂行により、先住民族の復権が徐々に進んでいった。

1970年代に入ると、先住民族の運動は次第に国民国家の枠組みをこえ、「第四世界」の運動と言われるようになった。1973年には、グリーンランド、北カナダの先住民とサーミによりコペンハーゲンで北方民族会議（Arctic Peoples Conference）が開催された。彼らは、その場で先住民族の土地や水に対する権利や生存権を表明し、世界先住民族会議を結成することが決められた（庄司 1991：877）。この北方民族会議は、北方地域における先住民の国際活動の始まりとされ（Jentoft, Minde and Nilsen eds. 2003：25）、1975年にはグリーンランドおよびカナダのイヌイットと北欧のサーミが世界先住民族評議会（WCIP）を組織するまでになった。

「第四世界」の運動と相前後して、国際的に先住民族の権利を検討する動きも強まった。1971年には、国際連合人権委員会の下部組織である少数者の差別防止および保護に関する国連人権小委員会が先住民族差別に関する調査の実施を勧告し、エクアドル出身のホセ・マルチネス・コーボが

特別担当官として任命された。コーボは1972年から先住民族差別に関する調査を開始し、同年に予備報告、1981年に第一次進捗報告、続いて1982年に世界の先住民がおかれた状況に関する報告書(『先住民に対する差別問題の研究』）を提出した[2)]。同年、これにもとづいて、国連の経済社会理事会（ECOSOC）が国際連合先住民作業部会（WGIP）を立ち上げた。同作業部会は先住民族の権利に関する議論を開始し、翌1983年にはこの部会に先住民の代表が参加することとなった。アイヌ民族も1987年から同部会に参加するようになった。同作業部会が発足してから20年以上にわたる議論の末、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」(2007年）がまとめられた。

この間、1989年に先住民族の土地と水に関する権利の保障を盛り込んだＩＬＯ第169号条約（「独立国における先住民族および種族民に関する条約」）が成立し、1990年６月19日、ノルウェーがこの条約を最初に批准した。その後、中南米の国を中心に批准国が増加し、2013年１月現在22か国が批准している[3)]。

また、1993年に「世界の先住民の国際年」、1995年から2004年まで、第一次「世界の先住民の国際の10年」、2005年から2014年まで第二次「世界の先住民の国際の10年」が国連により設定されている。

そして、すでに述べたように、長期にわたる議論の末、国連総会において2007年９月13日に「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択された。この宣言には日本を含めた144か国が賛成し、４か国が反対、11か国が棄権した（スチュアート 2009：29)。反対したのは、多数の先住民を抱えるアメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドだった。

このような国際的な動きに対応して、各国における先住民族の復権の動きに拍車がかかった。とりわけ、1990年代以降、その動きはそれまでにみられない新しい様相を示すようになっている（窪田 2009：91)。

たとえば、カナダでは1993年にイヌイットが新たな準州を設置する「ヌナブト条約」を連邦政府と締結し、2007年にはイヌイット自治州である「ヌナブト準州」が成立した。ニュージーランドでは1990年代にマオリに対する新たな補償金が支払われ、オーストラリアでは1990年代に先住権原法、ウィック判決など先住権の認定が進んだ。日本でも1997年に「北海道旧土人保護法」が廃止され、「アイヌ文化振興法」(正式には「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」）が制定されている。北欧３国では1990年前後にサーミ議会が成立し（ノルウェー・1989年、スウェーデン・1993年、フィンランド・1996年)[4)]、サーミ語を公用語と認める法律（ノルウェー・1990年、フィンランド・1991年、スウェーデン・1999年）が制定されている。とくに、ノルウェーではＩＬＯ第169号条約を批准したこともあり、2005年にはサーミが多く住むフィンマルク県の土地と水の管理について、サーミの利用権を大幅に認めるフィンマルク法が制定されている（大西 2007：129)。

以上のように、第二次世界大戦後、先住民族の運動、国家の政策、国際機関での議論が絡み合いながら、先住民族の復権の動きが進んできたことがわかる（窪田 2009：92)。とりわけ、1990年前後から、国際機関での議論が各国の政策に与える影響が強くなってきている。

第２節　先住民族の復権をめぐる問題

第１項　先住民族の定義

各国の先住民族の復権は、確実に進んでいる。しかし、その動きは必ずしもスムーズなものでは

なかった。また、現在でも、様々な課題が存在している。それは、1982年に国際連合先住民作業部会（WGIP）が立ち上げられてから2007年に「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択されるまでに25年、国連人権小委員会が先住民族差別に関する調査の実施を勧告した1971年から数えると36年の歳月を費やしたことからも容易に想像できる。国際舞台における先住民族の復権は、長く地道な議論の積み重ねによって、「宣言」を生み出す段階に到達したといえる。しかも、その「宣言」自体、これだけの時間を費やしたにもかかわらず、国連加盟国すべてが賛成したものとはならなかった。数多くの先住民を抱える４か国が反対票を投じ、11か国が棄権した。未だに、解決していない論点が存在しているのが事実である。

それは、先住民族の定義一つとっても明らかである。先住民族の定義は、コーボ報告で示されて以降、様々な議論が重ねられてきた。1982年に立ち上げられた国際連合先住民作業部会（WGIP）ではコーボ報告で示されたものを予備的な作業定義として採用した。それは、大まかに言えば、現在の統治国家が侵略及び植民地化する以前からその地域で独自な社会を構成していたにもかかわらず、現在社会の主流を占めていない民族というとらえ方であった。1986年には、その定義に、先住民族としての自認と当該コミュニティからの承認の要素が加えられた。

一方、1989年に制定されたＩＬＯ第169号条約では、条約が適用される先住民族を、「独立国における民族であって、征服もしくは植民地化又は現在の国境が画定されたときに、その国又は国の属する地域に居住していた住民の子孫」と定義したうえで、先住民族としての「自己認識が、この条約の規定が適用される集団を決定するための根本的な基準と見なされるべきである」とした（Tomei and Swepston 1996=2002：70-1）。

国連先住民作業部会およびＩＬＯ第169号条約のいずれの定義でも、先住民族としての自己認識の重要性が確認されている。しかし、国連先住民作業部会は、1997年の15回目の会合で、先住民族に関する国際的な定義を確定することは現時点では可能ではなく、「宣言」を採択する上で必要なことでもないと結論づけた（Department of Economic and Social Affairs 2009：5）。

先住民の中から、国家による先住民の定義の押しつけを批判する主張がだされたり（高倉 2009：54）、各国の政府からも先住民族の歴史や種族性が複雑なため、画一的な定義を設定しない方がよいとの考えも表明されたりしたことがその背景にある（大竹 2009：9）。また、コーボの定義では「捉えられない多様な歴史的・社会的背景をもつアジア・アフリカの少数民族集団に適用が拡大され」たことが統一的な定義の欠如につながった面もある（小坂田 2010：20）。

スチュアート・ヘンリは、以上のような経緯をふまえ、国連先住民作業部会の作業定義とほぼ一致する形で、先住民の標識として、①先住性、②被支配性、③歴史の共有、④自認の４つの要素を挙げる[5)]。しかし、そのうえで、①先住性のとらえ方に留意すべきだとする。なぜなら、先住民族はその居住地域におけるもっとも古い居住者とは限らないからである。考古学などの研究によれば、現在先住民族として知られている集団より以前に居住していた民族（いわば先先住民）がいる場合もある。しかし、先先住民が先住性を主張しない限りにおいて、先住民族の先住性は成立するとしている（スチュアート 2009：18-9）。

また、高倉浩樹はＩＬＯ、国際連合、世界銀行が使用している先住民の概念を検討し、国際機関で用いられる「先住民」概念は、「先住性よりも歴史的持続性や領域性を鍵概念とし、また現存する国家の主権の担い手となっていない文化的特徴を有し、政治・経済・文化の発展から阻害されて

いる人びとを集団として発見し概念化するための概念である」としている（高倉 2009：54）。

このように、国際的に認められた先住民族の定義は存在していないのが現状である。先住民ないし先住民族の概念は、必ずしも自明のものではなく、概念の中心となる先住性のとらえ方さえ議論の余地が残されている。事実、アフリカでは、どの集団が先住民族であるかをめぐって、「先住性の政治化」ともいうべき現象が生まれている（栗本 2009；丸山 2009）。

先住性以外にも、少数民族との差異と関連、植民地支配のとらえ方、個人と集団の関係等、議論されてきた論点は多岐にわたる[6)]。そのため、ＩＬＯ第169号条約にしても、「宣言」にしても先住民族の厳密な定義に必要以上にこだわることを避けながら、先住民族の復権に資する視点を提示してきたのである。

そのうえ、わが国では、訳語の問題が取り上げられることもある。先住民ないし先住民族の語は、indigenous poeplesの訳語である。しかし、indigenousを「先住」とするのは誤訳に近く、「原住民」の方が原義に近いとする議論もある（内堀 2009：83）。これは、先住性のとらえ方の問題と関連している。

訳語の問題として、先住民族と先住民との異同が取り上げられることもある。「特定の集団（民族）を『先住民族』と記し、世界の諸集団全般を『先住民』と記す」との立場もあれば（スチュアート 2009：18）、poepleでなくpeoplesとして複数になっていることが「民族」をさすという見方も成り立つ[7)]。先住民と先住民族の区別をとくに意識しないことも少なくない。

しかし、いずれの訳語が妥当かは定説がない。こうした状況は、特定の集団を先住民族として認定する上で、難しさをもたらす可能性がある。

ちなみに、われわれは原則としてindigenous poeplesを先住民族の用語で扱い、民族としての集団性を念頭に置く場合に利用する。一方、先住民の語は、集団に属する個人や集団性を念頭におかない場合に用いることにする。

第２項　先住民族の権利と認定

先住民の定義だけでなく、先住民族に固有の権利をどのように考え、先住民族の復権をどのようなものとして実現するのかも、難しい問題をはらんでいる。この点でもっとも明確な内容を示しているのは、ＩＬＯ第169号条約である。同条約は、1957年に締結されたＩＬＯ第107号条約（「原住民及び種族民条約」）が同化主義的なものだとの反省のもと、先住民族の権利を保障する内容を具体的に盛り込んでいる。とくに、土地やそれに付随する天然資源の所有権や利用権にかかわる条項が入っている点に大きな特徴がある。これは、先住民族とそれ以外の国民との利害対立を生じさせる可能性がある。しかも、新たな国家を生み出す民族自決権につながるおそれもあり、国家としてこの条約を批准する際に躊躇せざるをえないものとなっている。ＩＬＯ側は、既存の国家から離脱して先住民族が新たな国家を創設することは想定していないとの考えを示している（Tomei and Swepston 1996=2002：23；常本 2005：20）。しかし、土地に付随する資源をめぐる問題は、国内での調整が難しいものであることに変わりはない。これが、批准国が22か国にとどまっている理由の一つになっていると考えられる。同じ先住民族サーミを抱えた北欧３国およびロシアのなかでも、この条約を批准しているのはノルウェーだけにとどまっている。

いずれの民族を先住民族として認定するのかという問題もある。先住民族の復権が進み、固有の

権利が拡大するにつれて、先住民族としての認定を求める動きが活発化する現実もある。

カナダでは、1867年の憲法で先住民族としての「インディアン」に対して「保留される土地」に関する規定が盛り込まれ、その後イヌイットも「インディアン」に含まれるとされた。さらに、1982年の憲法では、「カナダ連邦の先住民とは、カナダのインディアン、イヌイットおよびメティスをいう」とされ、かつて大陸から渡ってきたヨーロッパ人の子孫との混血であるメティスも先住民に加えられた（浅井 2004：21；守谷 2012：597-9）。この点について、スチュアート・ヘンリはメティスの人口が増加するのにともない、政府の援助の「パイの分け方」が厳しくなっているため、「誰が『本当の先住民』なのかについて先住民同士のかけひきが目立ってきている」と指摘している（スチュアート 2009：34）。

同様なことは、アメリカでも生じている。連邦政府のインディアン局が教育、医療、福祉等の独自の対象となる「インディアン」を規定するため、どの部族が認定されるべき「インディアン部族」かを決めている。しかし、その範囲は歴史的に変化しており[8)]、連邦の法律によって、対象となる「インディアン」の規定も異なっている（阿部 2005：97）。連邦では認定されないが、個別の州では「インディアン部族」として認定されている場合も珍しくなくなっている。先住民族に付与される権利が拡大すれば、先住民族の認定をもとめる動きが活発化することがわかる[9)]。

また、先住民族の復権を行う場合、個人認定の問題もある。誰が先住民族に属するのかの問題である。先住民族が同化と抑圧の対象であった時代には、先住民族であることを自己否定しようとする者も少なくなかった。独自の文化や言語、宗教などを否定してきた先住民族も少なくない。結婚を通じて、「血」を薄めたり、薄くなったりした場合も多い。そのため、先住民族の復権を考える場合、何を基準にして特定の個人を当該の先住民族と認めるのかを設定する必要がある。この点に関して、国際標準といえるものはない。国家が先住民族に対する過去の同化と抑圧に対する補償を行うことになると、財政的経済的な問題が絡んでくる。それだけに、個人認定の問題は困難がより大きなものとなる[10)]。

国家補償が進んでいる国では、血統主義にもとづいて先住民族の個人認定をすることが多い。しかし、アメリカやカナダのように血の割合で先住民政策の対象を認定する国もあれば[11)]、血の割合ではなく先祖の血統だけ問題にするニュージーランド[12)]や、オーストラリアのように血統とともに自己認識やコミュニティによる承認が重視される国もある。アイヌの場合、国による個人認定の問題は浮上していないが、北海道アイヌ協会の会員となるためには、自己認識と血統が重視されている。これに対し、サーミであるかどうかは血統ではなく、自己認識とともに本人もしくは先祖がサーミ語を使用していたかどうかで判断されている。

しかし、血統を重視するにしても、言語で判断するにしても実際の認定にあたっては、複雑な問題が生じる。たとえば、血統を重視するアメリカでは各部族政府が個人認定を行うことになっている。しかし、血の割合は部族によって異なるし[13)]、言語や部族コミュニティでの生活経験などが加味されることが多い。サーミ議会が言語を重視するといっても、同化や抑圧の時代に生きていた世代は民族の言語を失っている場合もあるため、絶対条件にしていない。アイヌ協会でも血統を重視しているものの、アイヌの配偶者や養子など、アイヌの血統に属していない者も含めている。しかも、客観的に要件を満たしていたとしても、自らが先住民族と認めなければ、先住民族とはならない。そのため、先住民族に属する先住民の数自体、正確にはつかめない現実が広範に見出せる。

先住民族の復権をめぐっては、様々なむずかしい問題が存在する。そのため、先住民族と非先住民族の間に葛藤が生じることもある。それは、先住民族と国家の間でもありえる。また、先住民族の内部でも、個人の間で行動や意識の差はみられる。同じく先住民族の復権を願っていても、思い描かれる内容は多様である。

近年は、先住民族の復権に向けた国際的な動きが強くなってきたこともあり、微妙な問題や様々な葛藤が存在していたとしても、具体的な取り組みが進められることが多くなっている。しかし、先住民族の復権をより確かなものとするためには、微妙な問題や様々な葛藤の存在を無視してはならない。それぞれの先住民族が、それらをどのようにして乗り越えてきたのか、また現に存在する問題や葛藤にどのように向き合い、対応しているのかを検討する必要がある。いいかえれば、先住民族や彼らと関わりのある人々の生活や意識から、現実を見つめ直すことが求められており、それを通してこそ、より現実的な先住民族の復権が実現できると考えるべきである。

第３節　本プロジェクトの問題意識と報告書の構成

本プロジェクトは、以上の点をふまえ、４年にわたって、北欧のサーミと日本のアイヌの人々を対象に、先住民族や彼らと関わりのある人々の生活と意識の現状を明らかにしようとするものである。それは、先住民族の復権に向けた先進的なサーミの取り組みに学びながら、わが国のアイヌの人々が進むべき道や先住民族政策が取り組むべき方向を検討するうえで必要なことだと考えている。

本プロジェクトの初年度に当たる2012年には、スウェーデンとノルウェーのサーミに関わる調査と北海道新ひだか町のアイヌ民族に関わる調査を実施した。このうち、前者を本報告書（第29号）、後者を報告書・第30号にまとめた。

本報告書では、具体的には、スウェーデンとノルウェーのサーミに関わる機関調査やインタビュー調査・アンケート調査の結果を整理している。

スウェーデンの調査は、2011年から開始された別のプロジェクト（日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究Ｂ「先住民族の教育実態とその保障に関する実証的研究」研究代表者・野崎剛毅）と統合する形で進められた。2011年にすでにサーミ議会やサーミ学校等を訪問し、担当者からの機関ヒアリングを行った。その成果の一部は、野崎（2012）として報告されている。それをふまえ、2012年には、サーミラジオやサーミテレビなどの機関ヒアリングの追加や補足を行いながら、サーミに属する個人の方々に対するインタビュー調査やアンケート調査を行った。

一方、ノルウェー調査では、フィンマルク地方のカラショークにあるサーミ議会、サーミ博物館、芸術学校とカウトケイノにある中学校、サーミ高校、サーミ大学、サーミ劇場を訪問し、担当者からのヒアリングを行った。カウトケイノでは、予定していなかった保育所への訪問も短時間だが実現した。

スウェーデン調査とノルウェー調査では、調査の質が異なっている。また、今後も調査は続くため、両者の調査を含めたまとめは行っていない。今回の報告書は、あくまでも中間報告として位置づけている。全体のまとめは、今後の課題となる。

本報告書は２部構成になっている。第１部がノルウェー調査報告、第２部がスウェーデン調査報告である。

第１部では、第１章でノルウェー・サーミの概況として、サーミの歴史・政策・運動とサーミ居

住地域の特徴について、各種資料などを用いてまとめた。第２章～第４章がサーミ議会（第２章)、各種の学校（第３章)、サーミ博物館とサーミ劇場（第４章）への訪問やヒアリング結果をもとにした報告である。

第２部では、第５章でスウェーデン・サーミの概況を述べたうえで、第６章で５人のサーミ住民に対するインタビュー調査結果をもとにサーミの復権の動きを生活や意識と関連させて検討した。第７章は、サーミ学校とサーミ工芸学校の教員、保護者、学生などに対するアンケート調査やインタビュー調査の結果を整理したもので、第８章がサーミラジオ、サーミテレビの訪問と機関ヒアリングをもとにしたサーミメディアの展開に関する報告である。

注

１）先住民ないし先住民族という用語の問題については、本章第２節第１項で詳述する。

２）1983年には、コーボ委員会による最終報告書が提出された。

３）2013年１月現在のＩＬＯ第169号条約批准国は、以下のとおりである（カッコ内は批准年)（ＩＬＯのホームページより)。

［ヨーロッパ］４か国：ノルウェー（1990年)、デンマーク（1996年)、オランダ（1998年)、スペイン（2007年)

［中南米］15か国：メキシコ（1990年)、コロンビア、ボリビア（以上、1991年)、コスタリカ、パラグアイ（以上、1993年)、ペルー（1994年)、ホンジュラス（1995年)、グアテマラ（1996年)、エクアドル（1998年)、アルゼンチン（2000年)、ドミニカ、ベネズエラ、ブラジル（以上、2002年)、チリ（2008年)、ニカラグア（2010年)

［アジア］２か国：フィジー（1998年)、ネパール（2007年)

［アフリカ］１か国：中央アフリカ共和国（2010年)

４）フィンランドの場合、1974年に大統領令によりサーミ議会が発足していたが、1996年に本格的な自治組織として衣替えした（庄司 2005：71)。

５）苑原俊明も様々な先住民の定義の検討をふまえ、①先住性、②独自の文化・言語、③植民地化、征服、従属、権利剥奪などの歴史、④独自の社会、経済、文化制度、⑤土地（領域）とのつながり、または⑥（先住民族またはその構成員としての）自己認識の６つを先住民族認定のための「一応」の基準として示した。だが、同時に、現実の世界各地における民族集団がおかれた状況の多様性を考慮し、画一的な定義づけそのものが不可能であり、また望ましくないとの議論に同意するとしている（苑原 2000：38-42)。

６）この点については、とりあえず清水（2008）および窪田・野林編（2009）所収の各論文を参照されたい。

７）綾部恒雄は「ファースト・ピープルズ first peoples」の語を紹介する際に、peopleが複数形になっている点に関して、「民族」の意味が含まれるとしている（綾部 2005：389)。また、ＩＬＯ第169号条約では、107号条約で使われていた「住民populations」に代わって「民族peoples」の語が用いられている。それは、「民族peoples」が「独自のアイデンティティを有し、組織化された社会の存在と認知するために、唯一適切な用語」だからであるとされる（Tomei and Swepston 1996=2002：23)。

８）藤田尚則は様々なアメリカ連邦法の変遷を検討した上で、アメリカ・インディアンの多様な法的定義を、インディアン･ネーション（コミュニティ）の構成員･有資格者であることによるもの、祖先にもとづく規定によるもの、公式の部族記録によるもの、厳密に定義せずたんにインディアンとしているものの４つに類型化している（藤田 2011：60-6)。インディアン法の歴史的変遷について詳しくは、藤田（2012）も参照のこと。

９）アメリカには2011年時点で565をこえるインディアン部族が先住民族として認定されており、請願書を出しても未認定のままになっている部族が350程度あるとされる（水谷 2012：8)。

10）アメリカでは、1950年に約34万人だった先住民人口が50年の間に６倍化し、2000年で約247万人となっている。そこには、「文化的なアイデンティティを得るために部族員になろうとする人たちとは別に、現在（注・先住民に認められている）カジノの経営や経済開発で成功をおさめ、その利益を部族員に分配している一部の部族には、部族員資格の申請が殺到している」という事情もある（鎌田 2009：10)。なお、個人認定およびインディアン部族としての認定の基準については、水谷（2012）の第１章も参照のこと。

11）アメリカ連邦政府のインディアン局の定義によれば、インディアンとは連邦政府が認定したインディアン部族のメンバーであり、さらに４分の１以上の純血値を有する者となる（阿部 2005：97)。また、インディアン部族がメンバーとして認めるにあたっても、血統をとくに重視している。そのため、近年では、部族員資格の審査に、ＤＮＡ鑑定を行う部族まで現れている（鎌田 2009：10)。

12）ニュージーランドのマオリの定義は、1974年を境に変えられた。以前は、マオリ問題法で「マオリの血を少なくとも半分以上継いでいる者」とされていたが、1974年の法改正で「マオリ族に属する者及びその子孫を含む」とされた（小林 2007：99)。

13）父か母のどちらかが同族である必要のある（２分の１の血筋）ホピ族から、16分の１のみでよいとするチェロキー族まで幅広い（鎌田 2009：7)。

参考文献

阿部珠理，2005,『アメリカ先住民――民族再生にむけて』角川学芸出版.

浅井晃，2004,『カナダ先住民の世界――インディアン・イヌイット・メティスを知る』彩流社.

綾部恒雄，2005,「監修者あとがき」綾部恒雄監修／末成道男・曽士才編『講座　世界の先住民族　ファースト・ピープルズの現在01　東アジア』明石書店，389.

Department of Economic and Social Affairs, Division for Social Policy and Development, Secretariat of the Permanent Forum on Indigenous Issues, 2009, *State of the world's indigenous peoples*（United Nations).

藤田尚則，2011,「インディアン部族、個人としてのインディアン（３)――アメリカ・インディアン法研究序説（十三)」『創価法学』40(3), 23-73.

――――，2012,『アメリカ・インディアン法研究（Ｉ)――インディアン政策史』北樹出版.

Jentoft, S., Minde, H. and Nilsen, R. eds., 2003, *Indigenous peoples : resource management and global rights*（Delft：Eburon).

鎌田遵，2009,『ネイティブ・アメリカン――先住民社会の現在』岩波新書.

小林寿美恵，2007,「ニュージーランドのマオリ語媒体教育の役割」愛知淑徳大学『現代社会研究

科研究報告』第２号，93-106.
小坂田裕子，2010,「アフリカにおける『先住民族の権利に関する国連宣言』の受容と抵抗」『中京法学』45(1・2)，1-27.
窪田幸子，2009,「オーストラリアにおける先住民政策の展開とアボリジニの実践」窪田幸子・野林厚志編『「先住民」とはだれか』世界思想社，90-112.
窪田幸子・野林厚志編，2009,『「先住民」とはだれか』世界思想社.
栗本英世，2009,「先住性が政治化されるとき」窪田幸子・野林厚志編『「先住民」とはだれか』世界思想社，202-23.
丸山淳子，2009,「開発政策と先住民運動のはざまで」窪田幸子・野林厚志編『「先住民」とはだれか』世界思想社，224-47.
水谷裕佳, 2012,『先住民パスクア・ヤキの米国編入――越境と認定』北海道大学出版会.
守谷賢輔，2012,「カナダ憲法上の『メティス（Métis)』の法的地位と権利――先住民の定義の予備的考察として」福岡大学『法学論叢』第56巻第４号, 579-615.
野崎剛毅, 2012,「スウェーデンの先住民教育の現状と課題」『國學院大學北海道短期大学部紀要』第29号, 71-84.
大西富士夫, 2007,「フィンマルク法における自然共生」日本大学国際関係学部国際関係研究所『国際関係研究』27(4), 127-39.
大竹秀樹, 2009,「国連先住民族（先住民）権利宣言について」『人権と部落問題』61(1), 6-14.
清水昭俊, 2008,「先住民，植民地支配，脱植民地化」『国立民族学博物館調査報告』32(3), 307-503.
苑原俊明, 2000,「先住民族の権利について」『大東文化大学法学研究所報』20, 37-42.
スチュアート・ヘンリ, 2009,「先住民の歴史と現状」窪田幸子・野林厚志編『「先住民」とはだれか』世界思想社, 16-37.
庄司博史，1991,「サーミ民族運動における言語復権の試み」『国立民族学博物館研究報告』15巻3号, 847-910.
――――，2005,「サーミ――先住民権をもとめて」原聖・庄司博史編『講座　世界の先住民族　ファースト・ピープルズの現在06　ヨーロッパ』明石書店, 58-75.
高倉浩樹, 2009,「先住民問題と人類学」窪田幸子・野林厚志編『「先住民」とはだれか』世界思想社, 38-60.
Tomei, M. and Swepston, L., 1996, *Indigenous and tribal peoples: a guide to ILO convention No.169* (International Labour Organization).苑原俊明・青西靖夫・狐崎知己訳, 2002,『先住民族の権利：ILO第169号条約の手引き』論創社.
常本照樹, 2005,「先住民族の文化と知的財産」『知的財産法政策学研究』Vol.8, 13-36.
内堀基光, 2009,「『先住民』の誕生」窪田幸子・野林厚志編『「先住民」とはだれか』世界思想社, 61-88.

インターネット資料

ＩＬＯのホームページ
http：//www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=1000：11300：0：：NO：：P11300_INSTRUMENT_ID：312314

（小内　　透）

第　1　部

ノルウェーにおけるサーミ関係機関の現状

第1章　ノルウェー・サーミの概況

小内　　透 | 北海道大学大学院教育学研究院教授
北海道大学アイヌ・先住民研究センター兼務教員

第１節　ノルウェーとサーミ

ノルウェー王国の面積は385,186.3km^{2}で日本（377,950km^2）よりやや広く、人口は4,985,870人で日本（約１億2773万人）の４％に満たない（2012年現在）。1969年に北海油田が発見されて以降、油田・ガス田の開発が進み、世界第２位の天然ガスの純輸出国、第７位の石油輸出国となり、石油・ガス産業が国庫収入の３分の１を占めている（2008年現在）。石油関連企業で働く人は約14万人にのぼり、石油産業は他の産業にも大きな波及効果をもたらしている[1)]。その結果、2011年現在、一人当たりＧＤＰは、世界第３位の高さを実現している[2)]。

一方、サーミはトナカイの放牧で知られる先住民族で、おもにかつてラップランド、現在サップミ（Sápmi）と呼ばれる、ノルウェー、スウェーデン、フィンランドの北部とロシアに属するコラ半島に居住している（図１－１）。サーミの総人口の正確な数字はつかめないものの、ソルバック（Solbakk）によれば、50,000 ～ 70,000人とされる。国別にみると、ノルウェーに居住するサーミが40,000人、うちサーミ語話者25,000人、トナカイ飼育関係者3,000人、スウェーデンのサーミが20,000人、うち8,000人がサーミ語話者、2,700人がトナカイ飼育業従事者、フィンランドのサーミが7,500人、うち半数がトナカイ関係者、2,400人がサーミ語話者、そしてロシアのサーミが2,000人となる（Solbakk ed. 2006：15-6；Rasmussen and Nolan 2011：37）。かつては、トナカイ飼育を行うサーミが多かったが、今では少数派になっている。

図１－１　サーミ居住地域＝サップミ（Sápmi）

サーミ固有の言語であるサーミ語は、ノルウェー、スウェーデン、フィンランドで公用語として認められている。サーミ語には東部サーミ語群に属するテル、キルデン、アッカラ（現在は話者が皆無になっている）、スコルト、イナリ、中央サーミ語群に属する北サーミ、ルレ、ピテ、南部サーミ語群に属するウメ、南サーミの10の方言がある。互いに、似通ったものもあれば、会話が通じないものもある。それぞれの方言の話者数は明確でないものの、ラスムッセン（Rasmussen）とノラン（Nolan）は、様々な報告からそれぞれの方言の話者数をまとめている（Rasmussen and Nolan 2011：37）。それによれば、表１－１のように、北サーミ語が主流であることは間違いない。その傾向は、ノルウェーでとくに強くなっている。しかし、かつてサーミ語の使用が禁止されたこともあり、サーミ語を使用できないサーミも少なくない。ノルウェーのサーミ議会は、近年、サーミ語の普及に力を入れている。

表１－１　各国におけるサーミ語話者　　単位：人

言語グループ	言語	国	話者数
東部サーミ語群	テル・サーミ語	ロシア	30
	キルデン・サーミ語	ロシア	500 ～ 600
	アッカラ・サーミ語	ロシア	0
	スコルト・サーミ語	ロシア	20 ～ 30
		フィンランド	400
		ノルウェー	10
	イナリ・サーミ語	フィンランド	300
中央サーミ語群	北サーミ語	フィンランド	1,500 ～ 2,000
		スウェーデン	5 ～ 7,000
		ノルウェー	20 ～ 23,000
	ルレ・サーミ語	スウェーデン	5 ～ 600
		ノルウェー	5 ～ 600
	ピテ・サーミ語	スウェーデン	20
		ノルウェー	0
南部サーミ語群	ウメ・サーミ語	スウェーデン	20
		ノルウェー	0
	南サーミ語	スウェーデン	2 ～ 500
		ノルウェー	2 ～ 500

出典：Rasmussen and Nolan（2011:37）より引用。

第２節　サーミの歴史[3)]

第１項　国民国家形成以前（～ 12世紀）

サーミは、それぞれの国家が形成される以前から当地で生活を営んでいた。しかし、その起源は必ずしも明確ではない。約１万年前、氷が溶けてノルウェーの海岸線が現れ、ドイツ北部の森林（今は平原になっている）から野生のトナカイがスカンジナビア氷河に向かって北上し、それを追ってトナカイ猟師たちがこの地にやってきた。しかし、それがサーミの祖先だったかどうかはわからない。

その後に、ウラル山脈からシベリアを渡って来た民族がサーミの祖先で、反対に東に進んでサハリンや北海道に住むようになったのがアイヌの祖先だとする見方もある（武田　1995：170-1）。アルタの近郊にコムサ文化が栄えており、その担い手がサーミの祖先だとする説もある（ステーネシェン・リーベク　2005：2）。最近では、ＤＮＡの分析をもとに、スペインがあるイベリア半島から移動して来た可能性が高いとの研究結果も現れ、スジャビク（Sjåvik）がまとめた『ノルウェーの歴史事典』（2008年）ではこの説が採用されている（Sjåvik 2008）。

だが、いずれにしても、サーミは北欧の国が形成される以前から生活していたことは間違いない。起源がはっきりしないこともあり、かつては先住民族としてみなせないとの議論があった。しかし、

今では先住民族としての地位に異論をはさむ者はいない。

１世紀頃になると、ヨーロッパの文献にサーミの祖先と推測されるフェンニ、フィンノイと呼ばれる人々が現れるようになる。それらの文献によれば、サーミは狩猟や交易のために訪れる異郷者と接触していたと推測できる。３、４世紀には、サーミが古代ノルド人（スカンジナビア人）と接触していたことが知られている。

872年にハラール１世が南ノルウェーを統一、ノルウェー王国を建設し、862年にロシアのノブゴロド公国がノルマン人のリューリクにより建設され、サーミ居住地は両者の間に位置することになる。そして、1000年頃から、東西からの貿易税の徴収とキリスト教への改宗の圧力を受けるようになった。1100年頃には、サーミ税（一種の平和保障税）とサーミ通商がノルウェー国王の権利となっている。

第２項　国民国家への包摂期（13世紀～ 1800年代半ば）

13世紀に入ると、スカンジナビアで次第に国民国家が形成され始め、サーミもそれに包摂されるようになった。

まず、1251年、ノルウェーとノブゴロド公国で国境に関する曖昧な協定が結ばれ、1323年には国境が正確に特定された。しかし、1326年からサーミはノルウェーとノブゴロド公国の協定により、どちらからも徴税されるようになった。1397年には、デンマーク、ノルウェー、スウェーデンはカルマル同盟＝連合国家を形成した。この頃から、サーミのトナカイ飼育が始まり、1500年代にはスウェーデンのサーミによるトナカイ飼育が広範に普及した。

1523年、スウェーデン王国がカルマル同盟から離脱し、グスタフ･バーサが国王となり、「国民的」統合と宗教改革を進めた。これがスウェーデンの近代国家の始まりとなった。1526年、バーサは書状の中でサーミをスウェーデン法とサーミの慣習法にしたがって取り扱う旨、定めた。さらに、バーサは1550年頃から、サーミが集住するスカンジナビア半島北東部のフィンマルク地域を直接支配に乗り出し、翌1551年には、バーサが「すべての使用されていない土地は神、われらそしてスウェーデン国王に属す」と宣言した。

それに刺激され、1536年からデンマークの支配下におかれていたノルウェーもフィンマルク地域への勢力拡大を始めた。1595年には、スウェーデンとロシアの国境が引かれ、それ以後、フィンマルク地方をめぐって、デンマーク・ノルウェー（デンマーク支配下のノルウェー）、スウェーデン、ロシアの勢力争いが進んだ。その結果、1613年には、デンマーク・ノルウェーが西部沿岸部を支配下におさめ、スウェーデンは内陸部にとどまることになった。ロシアはフィンマルク東部沿岸にまで及び、17世紀初めにはサーミの地は余すところなく３勢力の支配下におかれることになった。フィンマルクでは二重、三重に徴税される地域もあったといわれる。

にもかかわらず、サーミは1700年代からデンマーク・ノルウェー、スウェーデンおよびロシアのコラ半島西部におよぶ広範囲の地帯でトナカイの遊牧飼育を行うようになった。そのため、1751年にデンマーク・ノルウェーとスウェーデンの北部の国境が画定し、フィンマルクの大部分は前者に帰属することになった（ストロムスタッド条約）ものの、国境でサーミの生活や移動を妨げないとの追加条項が設けられた。

1809年、フィンマルク地域の一部（現在のフィンランドにあたる地域）がスウェーデンからロシ

ア側に割譲されて以降、ノルウェーは安全保障の観点から人口希薄であったサーミの土地へノルウェー人の入植を推進した。1814年デンマークから独立したノルウェーは、国の政治的基盤が脆弱だったため、同年、スウェーデンとの同君連合（ノルウェーとスウェーデンの君主が同一だった）を結んだ。そのうえで、1826年、ロシアとの間で白海沿岸部の国境を確定した。その間、1820年頃からスウェーデンでは、サーミの土地に関する土地登記作業が開始され、1920年まで続けられた。

このように、国民国家の形成にともない、サーミはそれぞれの国民として位置づけられるようになった。

第３項　国民への同化期（1800年代半ば～ 1940年代）

1800年代半ば以降、サーミは国民国家に形式的に包摂されるだけでなく、国民としての実質的な同化が進んだ。それは、ノルウェーの場合、学校教育を通じた積極的な同化政策として展開された。

まず、1837年に、地方自治体が職員および教師にノルウェー人のみを採用することが法によって可能になり、ノルウェー語の使用が進められることになった。これが、同化政策の開始とされる。当時は、サーミ語を用いて教授する学校もあり、そのための教員養成を行う場もあった。しかし、1851年にはサーミ語を用いる学校でもノルウェー語が機能するようにとの命令が下されることになった。そして、1889年には、ついに学校の授業は多数派の言語＝ノルウェー語で行われることが定められた。この措置は、1963年まで続いた。1898年には、サーミ地方における学校でのサーミ語の使用が禁止され、ノルウェー人教師の採用を奨励することになった。そして、1905年、従来、ノルウェー語に対する補助語として使用されていたサーミ語が教育から完全に姿を消したのである。こうして、学校教育における同化政策が完成した。

学校教育を通じた同化とともに、土地所有を通じたサーミに対する抑圧も進んだ。1862年、ノルウェー政府は、フィンマルクのサーミに土地と水の使用権を認めた。しかし、所有権を認めたわけではなく、翌1863年、ノルウェーの未登記の土地は無主地であるとされ、王領地＝国有地となった。そのうえで、1864年には、国有地を取得する場合、ノルウェー語話者に優先権を与える法律を制定した。さらに、1902年、ノルウェーはフィンマルクにおいて土地を購入する条件としてノルウェー語の読み書き能力を加えたり、1913年から利用価値のもっとも高い土地がノルウェー人入植者に配分されたりするようになった。

トナカイ飼育に必要な放牧にともなう土地の利用や移動についても徐々に自由が奪われていった。1852年に、ノルウェーのフィンマルク地方とロシア・フィンランドの国境がロシア側により閉鎖され、ノルウェー、フィンランド間でトナカイ放牧および漁業を目的とした国境間移動が禁止された。これは、トナカイ放牧で移動生活をしていたトナカイ・サーミに打撃を与えた。一方、1883年にノルウェーとスウェーデンの間で共同ラップ法が制定された時には、トナカイ放牧のための国境線の通過の自由が保障された。ただし、ノルウェーとフィンランドとの間の移動は禁止されたままであり、1889年にはフィンランドとスウェーデンの間の国境も閉鎖された。そのうえ、1894年には、トナカイ飼育区がノルウェーの国王令により設置された。これは、入植者へのトナカイによる被害の連帯保証が課せられる地域的範囲を決めるためのものであった。そして、1933年には、トナカイ飼育区の改正により、非サーミの定住者に土地を譲るべきという考え方が導入されるまでになった。

同化と抑圧の積極的な展開は、サーミ自身による抵抗を生み出すことになった。もっとも早い段

階で生じたのが、1852年のカウトケイノの反逆である。ノルウェー商人の搾取と地方自治体の課税強化が原因とされ、サーミによってノルウェー商人と行政官が命を落とした事件である。事件は首謀者が処刑され、幕を閉じた。

1873年には、同化政策への抵抗としてサーミ新聞（Muittalægje）が発刊された。これは長続きせず、1875年で廃刊となった。しかし、1898年には、サーミ新聞（Nuorttanaste）が発刊されサーミ運動の展開にとって大きな力を発揮した。1904年には、アンデルス・ラルセン（Anders Larsen）がサーミ語新聞を発刊し、サーミ文化の擁護を訴えた雑誌（Sagai Muittalægje）も発刊された。これらは、サーミに対する同化と抑圧に対抗してサーミ語やサーミ文化を維持しようとするメディアを通じた営みであった。

サーミの組織化も進んだ。1903年には、ノルウェーにおける最初のサーミの地域組織がラルセン兄弟により設立され、1906年以降各地にサーミ組織が生まれた。この年には、現在サーミの民族歌とされる「サーミ族の歌」の作詞者イサク・サバ（Isak Saba）が国会議員になっている。1910年には、各地のサーミ組織が参加するサーミ大会が開催され、エルサ・ラウラ（Elsa Laula）が初めてのサーミ女性組織・ブルスカンケン・サーミ女性リーグ（Brurskanken Sámi Women's League）を結成した。

サーミの組織化とサーミの運動は、1917年、ノルウェーで初めてのサーミの全国大会で最高潮を迎えた。トロンハイムで開催され、スウェーデンからも代表を迎えた。この大会の開会の辞で、エルサ・ラウラは「サーミは一つの民族」であると高らかに宣言した。

しかし、1920年代半ばには、サーミ民族運動はめぼしい成果を得られないまま急速に勢いが衰え、サーミ語雑誌も多くが消滅した。サーミ民族運動の再建は、第二次世界大戦後まで待たねばならなかった。

第４項　先住民族運動展開期（1945年～ 1986年）

第二次世界大戦が終わると、サーミ自身の組織化が再び始まった。1947年にノルウェー・トナカイ飼育サーミ全国協会、1948年にオスロ・サーミ協会、サーミトナカイ飼育者協会などが設立された。しばらくしてから、フィンマルク地方でも、サーミの組織化が進み、1956年にカラショーク・サーミ協会、1963年にカウトケイノ・サーミ協会が結成されている。1968年には、オスロ・サーミ協会とフィンマルク地方の４つのサーミ協会が合併し、ノルウェー・サーミ協会が誕生した。これは、サーミにとっての１つの画期とされている。しかし、統一組織の下へ、サーミの人々を完全に包摂することには成功しなかった。

同時に、ノルウェー政府自らが戦前のサーミに対する同化と抑圧の政策を転換するようになった。1947年に、王の勅令により「学校および教育に関する調停委員会」が結成され、そこでサーミの教育も検討されることになったのが始まりである。翌年、同委員会は「サーミの学校および教育の問題」と題するレポートをまとめた。そこには、戦前に行われたサーミに対する教育政策を転換する必要性が示唆されていた。そして、1956年に教会・教育省が設置したサーミ問題を調査するための委員会が、1959年に提出した報告書に同化政策を完全に廃止する提言を盛り込んだ。報告書が出された年には、小学校に関する教育法でサーミ語が学校での補助的な教授言語として認められている。

さらに、1967年にはサーミ語が基礎教育へ導入され、小学校でサーミ語を第一言語として選択することが可能になった。実際、カラショークとカウトケイノの小学校で初心者およびノルウェー人

に対する外国語としてのサーミ語プログラムが導入された。そして、1985年の法律の制定によりサーミの教授方法とサーミ語で教える道が開かれるまでになった。

学校教育における同化政策の転換は、基礎教育だけでなく、高等教育や中等教育でも進んだ。高等教育の見直しは、第二次世界大戦後まもなく、始まった。1948年にトロムソ教育大学がサーミ語教師の養成を再開し、オスロ大学がサーミ研究のコースを設置した。1970年代に入ると、1973年に北欧評議会の財政支援をうけ、カウトケイノに北欧サーミ研究所が設立された。その翌年、1974年にはアルタ教員養成カレッジが開設され、1989年にはサーミ大学へ移管されている。

一方、中等教育の動きは、1958年から始まった。同年、カウトケイノに職業学校ができ、1976年にサーミ高校（カウトケイノ・アッパー・セカンダリースクール）に再編されている。1969年には、カラショークにサーミ語によるシックススフォーム（高校）が設立され、のちにサーミ高校（カラショーク・アッパー・セカンダリースクール）に編成替えされた。

この間、1975年にはカウトケイノに教育省に対する諮問委員会としてサーミ教育評議会が設立され、サーミ教育に必要な専門的な検討が行われるようになっている。

サーミに対する同化や抑圧の見直しは、学校教育だけにとどまらなかった。まず、1953年に、ノルウェー・フィンマルク県行政府によりサーミ評議会が設置され、1964年にはノルウェー政府が、サーミ問題の諮問機関としてノルウェー・サーミ評議会を発足させた。いずれも、サーミの同化・抑圧を基本とした従来の政策を転換させる方向で、サーミ問題を幅広く検討するものであった。

後者のノルウェー・サーミ評議会は、その後、サーミに関わる各種補助金を分配する役割も担うようになった。1975年に農業省の予算としてサーミ居住地域のビジネスと諸活動を促進するためにサーミ開発基金が開設され、1980年から地方省およびサーミ評議会の管轄へと変更された（この権限は、のちにサーミ議会に移行することになる）。

この時期、ノルウェー国内でサーミに対する同化や抑圧の見直しが進むと同時に、サーミ自身の組織化が国境を越える形で進展した。

1953年の第１回北欧サーミ会議の開催がその始まりだった。これは、フィンランドのサーミ文化協会、スウェーデンのサーミ・エトナンの呼びかけにより、ノルウェー・スウェーデン・フィンランドのサーミの代表がスウェーデンのヨックモックに集まった。その後、ほぼ３年に一度３国のいずれかを会場にして開催されている。1956年には、北欧サーミ評議会が、北欧サーミ会議で選出された評議員から構成される形で設立された。同評議会は、サーミ会議の事務局という性格をもち、フィンランドのウツヨキに常設されている。サーミ会議は、1971年にはサーミ文化政策綱領を制定し、1981年にはサーミ評議会がサーミ政治プログラムを採択している。1986年には、民族旗、民族歌の制定、のちに民族記念日（２月６日）制定、サーミ環境プログラムの採択などを実現している。1992年からは、ロシアのサーミの代表もサーミ評議会に参加している。

レトラ（Lehtola）は、第１回北欧サーミ会議の重要性を「1953年がサーミの現代史の画期」という表現で説明している（Lehtola　2004：60）。

国境をこえるサーミの統一的な運動は、言語の統一性の必要性をもたらし、1979年には、北サーミ語統一正書法が決定された。言語が統一されると、1983年には北欧３国のラジオ局共同で一般向けサーミ語通信講座 Davvin、1985年にはサーミ向けの講座 Sámásが開始された。1986年にはサーミ語の総合雑誌 Sápmiの発行が開始された（1990年時点で中断）。サーミラジオ自体は、すでに

1976年にNRK（Norwegian Broadcasting Corporation）としてノルウェーで設立されていたが、サーミ語の統一によって、国境を越えて展開されることにつながった（庄司 1991：890-1）。

サーミの運動は、1970年代に入ると、他の先住民運動との連携を志向するようになった。それを象徴するのが、1973年にコペンハーゲンで開催された北方民族会議（Arctic Peoples Conference）である。この会議は、グリーンランド、北カナダの先住民（イヌイット）とともにサーミが開催したもので、先住少数民族の土地や水に対する権利や生存権を表明するとともに、世界先住民族評議会の結成を決定した。ジェントフト（Jentoft）、ミンデ（Minde）、ニルセン（Nilsen）は、この会議を北方先住民族による国際活動の始まりとしている（Jentoft, Minde and Nilsen eds. 2003：25）。

1975年には、北方民族会議を構成するイヌイットとサーミが世界先住民族評議会（WCIP）を組織し、翌1976年にサーミ評議会が正式に加盟している。同評議会は、後に国連の先住民作業部会への諮問資格をもつようになった（ただし、1993年の会議を最後に現在は活動していない）。

以上みてきた、ノルウェー政府によるサーミ復権に向けた政策の推進、サーミ運動の国際的な高揚、サーミによる先住民運動の牽引の動きにさらに強いインパクトを与えたのは、サーミの権利に関する２つの判決とアルタダム反対運動であった。

サーミの権利に関する判決は、1968年に出された２つの案件に関するものである。１つは、ノルウェーのアルトバン（Altevatn）湖の電源開発により国境を越えたトナカイ飼育と漁業ができなくなったスウェーデン・サーミの損害賠償請求をノルウェー最高裁が認めた判決である。もう１つは、ブレッケン（Brekken）判決で、これも同様な結論を出している。この２つの判決によって、長い歴史をもつサーミによる国境を越えたトナカイ飼育で広範な土地が利用されることが認められた。そのため、この２つの判決がサーミの権利の発展についての分岐点とされる。事実、これ以後、スウェーデンの「税山地」に関する1981年の最高裁判決では、サーミの土地所有権は否定されたものの、「超記憶的時効」にもとづいて土地所有権を取得する可能性を認めることにつながった[4)]。同様に、ノルウェーでも2001年に最高裁判決で「超記憶的使用」にもとづく権利取得の考えにより、サーミの土地所有権を承認する判断が出された。

だが、これ以上に大きなインパクトを与えたのは、フィンマルク地方におけるアルタダム建設反対運動であった。アルタダム建設計画は、1970年代後半になって表面化した。1977年には、アルタダム建設反対運動団体が結成された。当初、この運動は環境破壊に対する反対運動とみられていたが、1979年にノルウェー政府のアルタダム建設計画に抗議して７人のサーミ青年がオスロの国会議事堂前に遊牧用テントを立てハンストを行ったことにより、サーミの復権をめざす運動へ発展していった。

この事件をきっかけに、翌1980年には、ノルウェー政府はアルタ事件係争中であるにもかかわらず、サーミの権利調査委員会を設置することになった。サーミ権利調査委員会はサーミの土地や水に関する権利について議論し必要な結論を出すよう命じられた。これと同時に、ノルウェー国王の王令によりサーミ文化委員会も設立された。

それでも、ノルウェー政府はアルタダム建設を断念しなかった。1982年には、アルタダム建設地に集まったサーミ・国内外の人権保護団体・環境保護団体の関係者たちをノルウェー政府が実力で排除した。この日は、「サーミの歴史で最も寒さの厳しかった日」「ノルウェーの歴史が最も冷え込んだ日」とされ、多くの人々に強烈な印象を残した（葛野 2007：217）。その後、1984年にサーミ

の権利調査委員会が、サーミ議会の設置とサーミの文化・言語・社会の存続・発展を保証するための立法措置を求める報告書を提出することになった。アルタダム建設反対運動は、サーミの復権だけでなく、世界の先住民運動を推進させる上で、大きな影響を与えたといえる。

第５項　先住民族の復権期（1987年～）

アルタダムの建設は阻止できず、1987年に操業が開始された。同じ年、サーミの権利調査委員会の報告書による提言にもとづいて、「サーミ議会およびサーミの諸権利に関する法律」（サーミ法）が成立し、サーミが先住民族として事実上認められた。これにより、ノルウェーは、ノルウェー人とサーミから構成されることが明確になった。同時に、「サーミ語法」が成立し、サーミ語とノルウェー語が同等な地位にあることが確認された。そして、翌年、最終的にノルウェー王国基本法（憲法）に「サーミの民族集団がその言語、文化、生活様式を維持・発展させることができるよう諸権利に関する条件を整えることを国家機関の責務とする」という条文（第110条のa）が追加されたのである。

1987年のサーミ法にもとづいて、1989年にはノルウェーのサーミ議会が発足した。サーミ議会議員は、ノルウェー国会議員選挙と同じ日に直接投票で選ばれ、第１回サーミ議会はノルウェー国王・オラフ５世の宣言により開会した。1990年にはサーミ語の公用語化に関する法律が制定され、1992年にサーミ語の行政地域（カラショーク、カウトケイノ、ネッセビー、ポルサンデル、ターナ、ケフィヨルドが含まれる）に適用される形で発効した。

国内におけるサーミ復権の動きは、1990年、ノルウェーがＩＬＯ第169号条約の最初の批准国になることにつながった。ＩＬＯ第169号条約は、土地や自然資源の所有や利用に関する先住民族の権利の保障を批准国に求める内容を含んでいた。そのため、条約の批准を機に、サーミの復権はさらに本格的に進むことになった。1997年に、サーミの権利調査委員会が報告書『サーミ文化の自然的基盤』を提出し、これにもとづいて、2005年にはフィンマルク法が成立した。フィンマルク法によって、フィンマルク県のサーミその他の住民に土地と水の使用の権利が与えられた。同法のもと、デンマークよりも広い地域の所有権が国からフィンマルク県へと移譲された[5)]。

ＩＬＯ第169号条約の批准以降、サーミ議会の権限も増大した。1999年に、サーミ教育評議会が宗教および教育省からサーミ議会へ移管され、2000年にはサーミ教育の権限がサーミ議会へ移管された。

この間、学校教育の領域でもサーミの復権は確実に進んだ。1995年に、「デイ・ケア・センター法」が制定され、サーミの幼児たちにサーミ語とサーミ文化が提供されることになった。また、1997年には、ノルウェー人とサーミ用の２つのナショナル・カリキュラムが初めて導入された。これにより、サーミの教育は新たな段階に入ったといえる。

一方、高等教育の分野では、1989年にカウトケイノにサーミ大学（サーミ・ユニバーシティ・カレッジ）が創設された。サーミ大学ではサーミ語による教育が行われ、サーミ語の教員養成も取り組まれている。1990年にはトロムソ大学にサーミ研究センターが設置されている。

以上のように、サーミの復権は、急速かつ確実に進み、国際的な先住民族の運動に大きな影響を与えるに至っている。

第３節　サーミ支援地域の概況

すでに述べたように、ノルウェーに居住するサーミは40,000人、うちサーミ語話者が25,000人とされる。しかし、これは、サーミの正確な数ではない。サーミの数を把握する統計は存在しない。そのかわり、2006年から「サーミ開発基金の対象地域」（ＳＵＦ：Samisk utviklingsfond）のデータを、サーミ統計として公表するようになった。同地域は、2009年にサーミ開発基金の名称が変更されたことにより、「事業開発のためのサーミ議会補助金スキーム地域」（ＳＴＮ：Sametingets tilskuddsordninger til naringsutvikling）（以下、サーミ支援地域と略す）とされるようになった（Statistics Norway 2010）。

したがって、サーミ統計とは、いわばサーミ支援地域の統計である。そこには、当然、サーミではない住民の姿も反映されている。また、同地域に指定されているのは、ノルウェー北部のフィンマルク県、トロムス県、ヌールラン県北部のみである（図１－２）。しかし、サーミはオスロなど

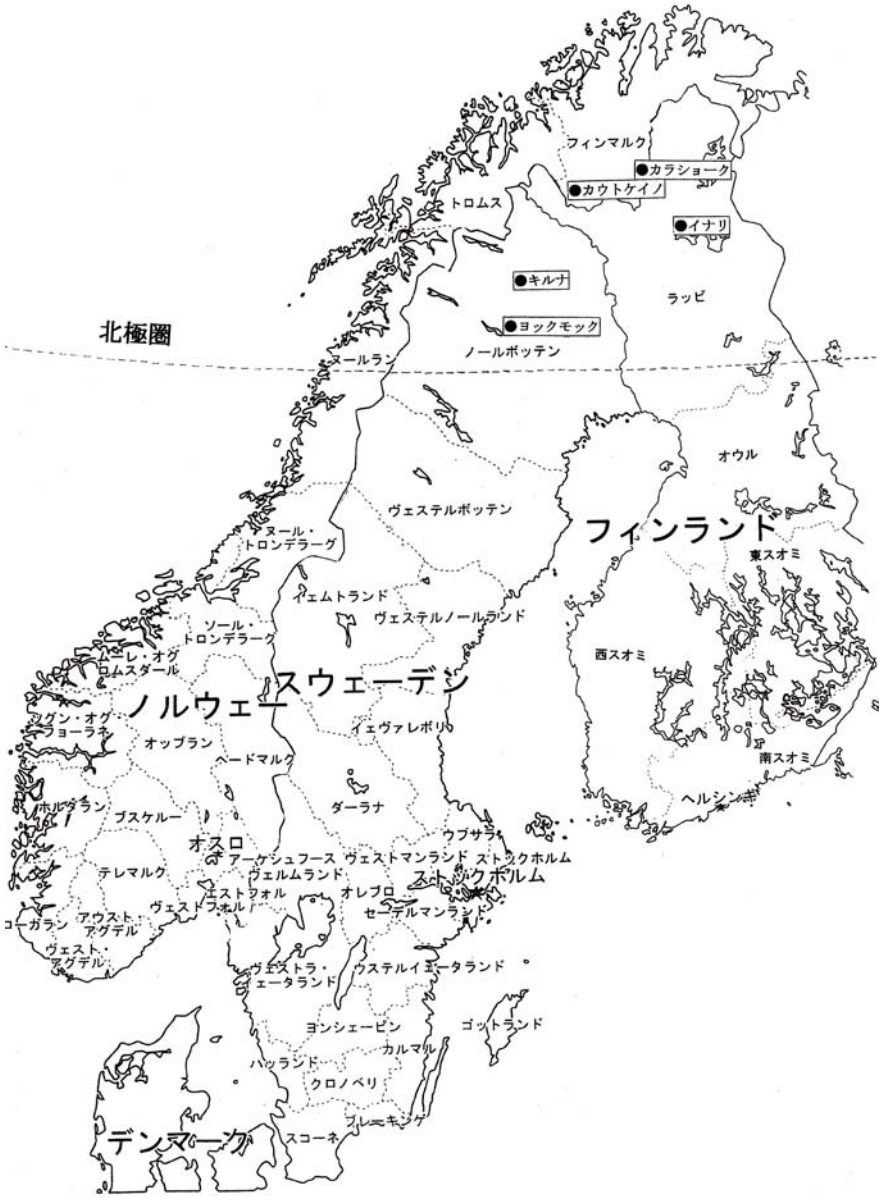

図１－２　ノルウェー・スウェーデン・フィンランドの行政区分

ノルウェーの南部地域にも少なからず居住している。つまり、二重の意味で、サーミ統計はサーミの実態を反映していないといえる。このような弱点がありながらも、サーミに関わるデータとしてはこの統計がもっとも信頼できるデータであることは否定できない。

そのため、ここでは、同統計にもとづいて、サーミ支援地域の実態を把握することをとおして、ノルウェー・サーミの全体的特徴を浮き彫りにしよう（Statistics Norway 2010）。

サーミ支援地域は、表１－２のように、制度発足以来、次第に拡大してきた。1976年にフィンマルク県の５自治体のみだったものが、2009年にはフィンマルク県13自治体（うち５自治体が部分指定。以下同様）、トロムス県９自治体（２）、ヌールラン県４自治体（３）、あわせて26自治体にまで拡大している。半数がフィンマルク県の自治体であり、同県の68.4％の自治体がサーミ支援地域に指定されている。フィンマルク県がサーミの中心地であることがわかる。

表１－２　サーミ支援地域（STN）の拡大

	1976年	1984年	1992年	1997年	2005年	2009年
STN地域（基礎自治体）数	5	13	15	20	26	26
フィンマルク県のSTN地域数	5	8	9	10	13	13
カウトケイノ（Kautokeino）	●	●	●	●	●	●
ポルサンゲル（Porsanger）	●	●	●	●	●	●
カラショーク（Karasjok）	●	●	●	●	●	●
ターナ（Tana）	●	●	●	●	●	●
ネッセビィ（Nesseby）	●	●	●	●	●	●
クバルスン（Kvalsund）		●	●	●	●	●
レベスビー（Lebesby）		○	○	◎	○	○
ガンヴィク（Gamvik）		○	○	○	◎	●
モゼー（Måsøy）			○	◎	◎	○
アルタ（Alta）				○	◎	○
ルッパ（Loppa）					●	●
ノールカップ（Nordkapp）					○	○
セル＝ヴァランゲル（Sør-Varanger）					○	○
トロムス県のSTN地域数	0	3	4	7	9	9
スコーランド（Skånland）		○	○	○	●	●
ラバンゲン（Lavangen）		○	○	○	●	●
コーフィヨルド（Kåfjord）		○	○	●	●	●
クヴァナンゲン（Kvænangen）			●	●	●	●
トロムソ（Tromsø）				○	○	○
グラタンゲン（Gratangen）				○	◎	●
ストーフィヨルド（Storfjord）				●	●	●
セレイサ（Sørreisa）					○	○
リンゲン（Lyngen）					●	●
ヌールラン県のSTN地域数	0	2	2	3	4	4
ティスフィヨルド（Tysfjord）		○	○	○	●	●
エーベネス（Evenes）		○	○	○	○	○
ナルヴィク（Narvik）				○	◎	○
ハマレイ（Hamarøy）					○	○

注）1. STN地域とは、サーミ関連の補助金が支給されるノルウェーの北部地域を指す。
2. ●＝全範域、○＝部分的、◎＝範域拡大
3. 2009年現在の各県基礎自治体に占めるSTN地域数の割合
フィンマルク県：68.4％（13／19）、トロムス県：36.0％（9／25）
ヌールラン県：9.1％（4／44）
資料：Statistics Norway（http://www.ssb.no/）より作成。

2009年時点でサーミ支援地域として指定された地域の人口推移をみると（表１－３）、1990年以降確実に人口が減少している。1990年から2001年まで社会減が自然増を上回る形で人口が減少し、2002年以降は社会減に自然減が加わるようになった。1990年に45,630人だった人口は、2011年現在37,892人となっている。ノルウェーの総人口に占める割合はもともと1.1％（1990年）しかなかったが、2011年には0.8％まで低下している。

表１－３　サーミ支援地域（ＳＴＮ）人口（１月1日現在）　　単位：人、％

年	計	男	女	出生	死亡	自然増	移入	移出	社会増	人口増	増加率	全国	シェア
1990	45,630	23,848	21,782	646	540	106	1,607	1,783	−176	−204	−0.4	4,233,116	1.1
1995	44,663	23,260	21,403	613	523	90	1,539	2,048	−509	−562	−1.3	4,348,410	1.0
2000	41,626	21,614	20,012	511	468	43	1,777	2,195	−418	−339	−0.8	4,478,497	0.9
2001	41,287	21,421	19,866	453	446	7	1,874	1,933	−59	−269	−0.7	4,503,436	0.9
2002	41,018	21,268	19,750	449	474	−25	1,593	1,880	−287	−229	−0.6	4,524,066	0.9
2003	40,789	21,166	19,623	393	451	−58	1,474	1,706	−232	−503	−1.2	4,552,252	0.9
2004	40,286	20,906	19,380	404	458	−54	1,542	1,739	−197	−342	−0.8	4,577,457	0.9
2005	39,944	20,721	19,223	409	415	−6	1,471	1,820	−349	−375	−0.9	4,606,363	0.9
2006	39,569	20,521	19,048	408	421	−13	1,460	1,953	−493	−464	−1.2	4,640,219	0.9
2007	39,105	20,329	18,776	392	459	−67	1,596	1,795	−199	−286	−0.7	4,681,134	0.8
2008	38,819	20,164	18,655	370	405	−35	1,456	1,650	−194	−351	−0.9	4,737,171	0.8
2009	38,468	19,946	18,522	376	431	−55	1,557	1,704	−147	−269	−0.7	4,799,252	0.8
2010	38,199	19,824	18,375	334	428	−94	1,626	1,776	−150	−307	−0.8	4,858,199	0.8
2011	37,892	19,727	18,165	…	…	…	…	…	…	…	…	4,920,305	0.8

注）1. サーミ支援地域とは、サーミ関連の補助金が支給されるノルウェーの北部地域を指す。ここでの数値は2009年のSTNの範域をベースにしたものである。
2. 移入、移出はノルウェーのサーミ支援地域以外の地域および海外から／への移動者数である。
3. 人口増加数および増加率は前年と比較した数値である。
資料：Statistics Norway（http://www.ssb.no/）より作成。

サーミ支援地域以外も含めたノルウェー北部地域は、表１－４からわかるように、ノルウェーの24.7％の面積を占める一方、人口は7.9％しかいない。ノルウェー北部地域は、いわば人口希薄地（過疎地）としての性格をもっている。人口密度はノルウェー全体が１km²当たり12.8人であるのに対し、4.1人である。サーミ支援地域は全体でノルウェー北部地域の51.2％の面積を占めているが、人口は9.7％しかいない。そのため、人口密度は0.8人とノルウェー北部全体以上に人口希薄地としての性格が強い。なかでも、フィンマルク県のサーミ支援地域はノルウェー北部地域の40.8％の面積ながら、人口シェアは5.2％で、人口密度が１km²当たり0.5人とサーミ支援地域全体の半分しかない。サーミの中心地であるフィンマルク県、とくにサーミ支援地域は、人口希薄地としての性格が強い点に特徴がある。

表１－４　北部諸県の面積・人口（2011年）

地域	面積（km²）	面積シェア（％）		人口（人）	人口シェア（％）		人口密度（１km²当）
		対全国	対北部		対全国	対北部	
ノルウェー北部地域	95,071	24.7	100.0	390,711	7.9	100.0	4.1
ＳＴＮ地域	48,639	12.6	51.2	37,892	0.8	9.7	0.8
それ以外	46,432	12.1	48.8	352,819	7.2	90.3	7.6
フィンマルク県	48,669	12.6	51.2	73,417	1.5	18.8	1.5
ＳＴＮ地域	38,743	10.1	40.8	20,233	0.4	5.2	0.5
それ以外	9,926	2.6	10.4	53,184	1.1	13.6	5.4
トロムス県	25,908	6.7	27.3	157,554	3.2	40.3	6.1
ＳＴＮ地域	7,528	2.0	7.9	14,878	0.3	3.8	2.0
それ以外	18,380	4.8	19.3	142,676	2.9	36.5	7.8
ヌールラン県北部	20,494	5.3	21.6	159,740	3.2	40.9	7.8
ＳＴＮ地域	2,368	0.6	2.5	2,781	0.1	0.7	1.2
それ以外	18,126	4.7	19.1	156,959	3.2	40.2	8.7
全国	385,186	100.0	405.2	4,920,305	100.0	1,259.3	12.8

注）STN地域とは、サーミ関連の補助金が支給されるノルウェーの北部地域を指す。
資料：Statistics Norway（http://www.ssb.no/）より作成。

だからといって、サーミは人口希薄地やノルウェー北部地域だけに住んでいるわけではない。その実態を正確につかむことはできないが、サーミ議会の選挙区がノルウェー全土にあることからも明らかである。５回目のサーミ議会選挙まで13あった選挙区は、2009年の選挙で７選挙区に統合されている。表１－５から選挙区別の有権者数をみると、北部の選挙区に有権者が偏っている。しか

し、オスロを含む南部地域にも2,000人を超えるサーミ議会有権者がいる。南部に属する２選挙区の有権者は2,740人で、有権者総数13,890人の19.7%にあたる。

表１－５　2009年サーミ議会議員選挙有権者数・有効投票数　　単位：人、票、%

地域	選挙区	主な自治体	有権者数	有効投票				
				計	投票所投票者	事前投票	投票率	議員当り有効投票数
北部	東部（Østre）	ターナ、ネッセヴィ	2,221	1,731	1,175	556	77.9	281
	アヴョヴァリ（Ávjovári）	カラショーク、カウトケイノ	3,560	2,667	1,769	898	74.9	294
	北部（Nordre）	クバルスン、ルッパ	1,977	1,368	821	547	69.2	226
	ガイシ（Gáisi）	コーフィヨルド、ストーフィヨルド	1,984	1,368	982	386	69.0	224
	ヴェスタヘーヴェズ（Vesthavet）	ラバンゲン、グラタンゲン	1,408	924	529	395	65.6	183
南部	南サーミ（Southern Sami）	ラナ、リンダル	884	559	192	367	63.2	183
	南ノルウェー（South Norway）	オスロ、シーエン	1,856	1,007	293	714	54.3	237

注）各選挙区の位置については、本報告書第２章の図２－２を参照のこと。
資料：Statistics Norway（http://www.ssb.no/）より作成。

一方、ノルウェー議会選挙の有権者をサーミ議会選挙のそれと比較してみると（表１－６）、フィンマルク県・トロムス県・ヌールラン県といったサーミ集住県の有権者であっても、ノルウェー議会選挙の方が圧倒的に多い。前者が11,150人に対し、後者は346,615人である。トロムス県のノルウェー議会選挙有権者の方が、サーミ集住県全体のサーミ議会選挙有権者よりも多くなっている。明らかに、サーミ以外のノルウェー人がサーミ集住県にも数多く居住していることがうかがえる。

表１－６　ノルウェー議会選挙とサーミ議会選挙の比較（2009年）　　単位：人、%

議会	地域		有権者数		有効投票			
			実数	構成比	計	投票所投票者	事前投票	投票率
ノルウェー議会	全国		3,534,619	100.0	2,682,904	2,028,965	653,939	75.9
	サーミ集住県	フィンマルク県	52,730	1.5	37,097	25,732	11,365	70.4
		トロムス県	115,825	3.3	84,216	64,042	20,174	72.7
		ヌールラン県	178,060	5.0	129,703	95,562	34,141	72.8
		小計	346,615	9.8	251,016	185,336	65,680	72.4
	その他		3,188,004	90.2	2,431,888	1,843,629	588,259	76.3
サーミ議会	全国		13,890	100.0	9,624	5,761	3,863	69.3
	サーミ集住県		11,150	80.3	8,058	5,276	2,782	72.3
	その他		2,740	19.7	1,566	485	1,081	57.2

注）サーミ議会選挙のサーミ集住県は７選挙区中３県の自治体が対象となっている５つの選挙区を合わせた数値である。そのため、ヌールラン県南部の数値が除かれている。
資料：Statistics Norway（http://www.ssb.no/）より作成。

サーミ支援地域の産業を就業者ベースでみると（表１－７）、2000年の時点で10%を超える部門は、健康・社会サービス（20.3%）、卸小売業・宿泊・運輸業（13.4%）、農林水産業（11.7%）、公務員・国防（11.7%）、北部他地域で健康・社会サービス（20.2%）、卸小売業・宿泊・運輸業（17.5%）、公務員・国防（10.8%）であった。両地域とも健康・社会サービスと卸小売業・宿泊・運輸業が主で、公務員・国防も無視できない存在だった。サーミ支援地域では、農林水産業も10%を超えていた。しかし、2010年になると、両地域とも、健康・社会サービスと卸小売業・宿泊・運輸業の比重が増大し、公務員・国防のそれが低下している。とくに北部他地域では前二者に特化する傾向が強まっている。サーミ支援地域では、この他に、教育が10.4%と相対的地位を上昇させ、反対に農林水産業が10%を切るようになった。北部他地域でも、教育は9.0%から9.9%に上昇している。いずれの地域でも、福祉・教育と卸小売業・宿泊・運輸業が産業の中心になっている。サーミ支援地域、北部他地域とも福祉や教育の比重は全国（表１－８）を上回っている。

表１－７　産業別就業人口（15歳～74歳）　　単位：人、％

地域	産業	実数 2000年	実数 2010年 計	実数 2010年 男	実数 2010年 女	構成比 2000年	構成比 2010年 計	構成比 2010年 男	構成比 2010年 女
ＳＴＮ地域	計	18,119	18,245	9,810	8,435	100.0	100.0	100.0	100.0
	農林水産業	2,118	1,766	1,463	303	11.7	9.7	14.9	3.6
	鉱業	1,361	282	252	30	7.5	1.5	2.6	0.4
	製造業	43	969	759	210	0.2	5.3	7.7	2.5
	電気・上下水道・廃棄物処理業	237	279	251	28	1.3	1.5	2.6	0.3
	建設業	1,575	1,470	1,387	83	8.7	8.1	14.1	1.0
	卸小売業・宿泊・運輸業	2,435	3,459	2,151	1,308	13.4	19.0	21.9	15.5
	情報・通信業	1,237	284	176	108	6.8	1.6	1.8	1.3
	金融・保険業	107	83	45	38	0.6	0.5	0.5	0.5
	不動産・技術サポートサービス業	625	1,042	580	462	3.4	5.7	5.9	5.5
	公務員・国防	2,113	1,538	834	704	11.7	8.4	8.5	8.3
	教育	1,737	1,895	621	1,274	9.6	10.4	6.3	15.1
	健康・社会サービス	3,676	4,333	882	3,451	20.3	23.7	9.0	40.9
	他の対個人サービス	695	665	289	376	3.8	3.6	2.9	4.5
	不明	160	180	120	60	0.9	1.0	1.2	0.7
北部他地域	計	171,058	180,334	94,622	85,712	100.0	100.0	100.0	100.0
	農林水産業	10,279	8,019	6,694	1,325	6.0	4.4	7.1	1.5
	鉱業	14,463	2,329	2,024	305	8.5	1.3	2.1	0.4
	製造業	717	10,767	8,187	2,580	0.4	6.0	8.7	3.0
	電気・上下水道・廃棄物処理業	1,695	2,532	2,072	462	1.0	1.4	2.2	0.5
	建設業	11,704	13,784	12,750	1,034	6.8	7.6	13.5	1.2
	卸小売業・宿泊・運輸業	29,926	41,896	24,744	17,152	17.5	23.2	26.2	20.0
	情報・通信業	14,187	3,367	2,363	1,004	8.3	1.9	2.5	1.2
	金融・保険業	2,676	2,136	1,064	1,072	1.6	1.2	1.1	1.3
	不動産・技術サポートサービス業	10,785	13,817	8,016	5,801	6.3	7.7	8.5	6.8
	公務員・国防	18,391	15,064	8,551	6,513	10.8	8.4	9.0	7.6
	教育	15,436	17,809	6,654	11,155	9.0	9.9	7.0	13.0
	健康・社会サービス	34,478	42,463	8,725	33,738	20.2	23.5	9.2	39.4
	他の対個人サービス	5,253	5,519	2,272	3,247	3.1	3.1	2.4	3.8
	不明	1,068	832	508	324	0.6	0.5	0.5	0.4

注）ＳＴＮ地域とは、サーミ関連の補助金が支給されるサーミ支援地域を指す。
資料：Statistics Norway（http://www.ssb.no/）より作成。

表１－８　産業別就業人口（2011年平均）　　単位：1,000人、％

産業	ノルウェー全体 合計	ノルウェー全体 %	STN地域 %	北部他地域 %
計	2,543	100.0	100.0	100.0
農業、林業、漁業	60	2.4	9.7	4.4
鉱山、掘削	53	2.1	1.5	1.3
工業	237	9.3	5.3	6.0
電気、水道、廃棄物処理	32	1.3	1.5	1.4
建設、設備	190	7.5	8.1	7.6
商品取引、車両修理	349	13.7	19.0	23.2
運輸、倉庫	144	5.7		
ホテル、飲食	67	2.6		
情報、通信	95	3.7	1.6	1.9
金融、保険	51	2.0	0.5	1.2
技術サービス、不動産	154	6.1	5.7	7.7
ビジネス関連サービス	97	3.8		
公的行政、防衛、社会保険	153	6.0	8.4	8.4
教育	211	8.3	10.4	9.9
保健、社会サービス	547	21.5	23.7	23.5
個人向けサービス	102	4.0	3.6	3.1

注）1. STN地域＝サーミ関連の補助金が支給されるノルウェーの北部地域。
2. 計には産業不明を含む。
資料：ノルウェー全体はノルウェー外務省『ノルウェーデータ2012』、STN地域と北部他地域は表１－７より。

かつてサーミ支援地域の特徴であった農林水産業は衰退している。たしかに、いまだに、全国と比べるとサーミ支援地域、北部他地域とも比重は高い。しかし、産業就業者全体に占める比率は低下し、就業者数自体も減少している。当地域の農林水産業はトナカイ畜産業が中心である。その意

味で、今では、サーミといっても、トナカイ飼育で生活を維持している者は少なくなっているといえる。

ちなみに、トナカイ飼育に関係している者の数をみると、全国で表１－９のように、2009年３月31日現在で3,012人しかいない。そのうち、73.3％がフィンマルク県に集中し、なかでも同県のサーミ支援地域に全国の67.3％が集中している。この中には、トナカイ所有者だけでなく、配偶者や子ども、またそれ以外のトナカイ飼育に関係している者（その他）も含まれている。

表１－９　トナカイ飼育に関係している者の数（2009年3月31日現在）　単位：人、％

地域	計		性別		シーダ協同組合（トナカイ飼育組合）の身分			
	実数	構成比	男	女	所有者	配偶者同居者	所有者の子	その他
全国	3,012	100.0	1,563	1,449	554	279	106	2,073
フィンマルク県	2,208	73.3	1,154	1,054	393	194	24	1,597
ＳＴＮ地域	2,028	67.3	1,060	968	375	184	23	1,446
それ以外	180	6.0	94	86	18	10	1	151
トロムス県	198	6.6	102	96	42	14	4	138
ＳＴＮ地域	76	2.5	44	32	19	8	2	47
それ以外	122	4.1	58	64	23	6	2	91
ヌールラン県	196	6.5	103	93	47	22	13	114
北部ＳＴＮ地域	8	0.3	5	3	2	1	2	3
北部それ以外	94	3.1	52	42	25	10	3	56
南部	94	3.1	46	48	20	11	8	55
その他	410	13.6	204	206	72	49	65	224

注）STN地域とは、サーミ関連の補助金が支給されるノルウェーの北部地域を指す。
資料：Statistics Norway（http://www.ssb.no/）より作成。

第４節　調査の概要と第１部の構成

以上みてきたように、ノルウェー・サーミは、かつて同化・抑圧を強いられた時代に様々な権利を奪われた。しかし、近年失われた権利を様々な形で復活させてきている。一方、トナカイ飼育を中心とした生活は大きく変わってきている。

それでは、現在、彼らを支える諸機構・諸機関はどのような組織的な活動を行っているのであろうか。この点を把握するため、2012年９月３日～６日に、以下のように、フィンマルク県のカラショークとカウトケイノで各機関への訪問と関係者へのインタビューを行った。

９月３日　カラショーク

サーミ議会：ヘンリクセンさん（コミュニケーションアドバイザー）とヨハンさん（政治家秘書）にインタビュー

芸 術 学 校：エバ校長にインタビュー

サーミ高校：アーネ先生にインタビュー

９月４日　カラショーク

サーミ博物館：グリーさんにインタビュー

９月５日　カウトケイノ

国立サーミ劇場：ホウカーさん（劇団ディレクター）にインタビュー

中学校：エレン校長にインタビュー

保育所：訪問

９月６日　カウトケイノ

サーミ大学：ニルス教授にインタビュー

以下、各機関への訪問とインタビューをもとに、サーミ議会の構成と活動（第２章）、サーミの教育の歴史と現状（第３章）、博物館と劇場を通じたサーミの復権（第４章）について報告していく。

【資料　サーミ関連年表】

	年	国際・共通	ノルウェー	スウェーデン	フィンランド
国民国家形成以前	１万年前	・約1万年前、氷が溶けてノルウェーの海岸線が現れる（ステーネシェン・リーベク 2005:1） ・最初の漁師がノルウェーに到達（Sjåvik 2008: xxii） ・氷河期が終わり、ドイツ北部の森林（今は平原になっている）から野生のトナカイがスカンジナビア氷河に向かって北上し、それを追ってトナカイ猟師たちがこの地にやってきた（ステーネシェン・リーベク 2005:1）(Lehtola 2004:20)			
	BC8000年頃	・氷河が急速に溶け始め、沿岸地帯全体に定住が進んでいった。アルタ近郊でその時代の遺跡が発掘される。コムサ山地付近にあった集落にちなんでコムサ文化と呼ばれる（ステーネシェン・リーベク 2005:2）			
	1世紀頃から	・ヨーロッパの文献にサーミの祖先と推測されるフェンニ、フィンノイと呼ばれる人々が現れる。サーミは狩猟や交易のため訪れる異郷者と接触していたと推測できる（庄司 2005:63）(Lehtola 2004:22)			
	3,4世紀	・サーミは古代ノルド人（スカンジナビア人）と接触していた（庄司 2005:60）			
	872年		・ハラール１世が南ノルウェーを統一、ノルウェー王国を建設（Sjåvik 2008: xxii）		
	1000年頃	・1000年頃から、東西からの貿易税の徴収とキリスト教への改宗の圧力を受けるようになった（Solbakk ed. 2006:19）			
	1100年頃		・サーミ税（一種の平和保障税）とサーミ通商が国王の権利となった（石渡 1986:116）		
先住民族の国民国家への包摂期	13世紀			・スウェーデンの対サーミ交易や徴税はビルカ人（ビルカル）にゆだねられていたといわれる。ビルカ人は時折、略奪者になった（庄司 2005:63）	
	1251年	・ノルウェーとロシア（ノブゴロド公国）で国境に関する曖昧な協定（Lehtola 2004:22）			
	1293年				・フィンランドはスウェーデン領（東部地方）になる（1809年まで）(櫻井 2004a:196)
	1307年		・ノルウェーの東端のヴァルドーに教会ができる（Hætta 1996:24）		
	1323年	・スウェーデンとノブゴロド公国の間で国境が正確に特定される（Lehtola 2004:22）			
	1326年		・サーミはノルウェーとノブゴロド公国の間の協定により、どちらからも徴税されるようになる（Solbakk ed. 2006:36）		
	1397年	・デンマーク、ノルウェー、スウェーデンはカルマル同盟＝連合国家を形成（アンデション・ヴェイブル 1988:8）			
	1400年頃	・サーミがトナカイ飼育を始める（ハストロプ 1996:56）			
	1500年代		・1500年代までにサーミ地域に17のノルウェー教会が設立される（Solbakk ed. 2006:27）	・スウェーデンのサーミによるトナカイ飼育が広範に普及する（櫻井 2004a:197）	

	年	国際・共通	ノルウェー	スウェーデン	フィンランド
先住民族の国民国家への包摂期	1523年			・スウェーデン王国はカルマル同盟から離脱し、グスタフ・バーサが国王となり、「国民的」統合と宗教改革を進める（百瀬・熊野・村井編 1998:130-3）	
	1526年			・国王バーサは書状の中でサーミをスウェーデン法とサーミの慣習法にしたがって取り扱う旨、定めた（石渡 1986:116）	
	1536年		・ノルウェーはデンマークの支配下におかれ、独立を失う（Sjåvik 2008: xix）		
	16世紀半ば		・デンマークの支配下にあったノルウェーもスウェーデンの動きに刺激され、フィンマルク地域への勢力拡大を始める（庄司 2005:64）	・フィンマルク地域をスウェーデンが直接支配に乗り出す（グスタフ・ヴァーサ1550年頃）（櫻井 2004a:198）	
	1551年			・スウェーデンのグスタフ一世は「すべての使用されていない土地は神、われらそしてスウェーデン国王に属す」と宣言（櫻井 2004a:198）	
	1595年	・スウェーデンとロシアの国境が引かれる（Lehtola 2004:23）			
	1605年			・スウェーデンで制定された税法ではラップランド境界線北部においてはサーミのトナカイ飼育、狩猟、漁業のような経済活動を適法な土地使用形態と認める。納税するサーミはタックス・ラップ、その土地はラップ税地と呼ばれる（櫻井 2004a:199）	
	1613年	・フィンマルクの勢力争いによりデンマーク・ノルウェーが西部沿岸部を支配下におさめ、スウェーデンは内陸部にとどまることになる。ロシアはフィンマルク東部沿岸バラング半島南部にまで及び、17世紀初めにはサーミの地は余すところなく3勢力の支配下におかれることになる。フィンマルクでは二重、三重に徴税される地域もあったといわれる（庄司 2005:64）→デンマーク・スウェーデン間の講和協定（庄司 1995:244）			
	17世紀半ば			・スウェーデンはラップ境界を設け、入植者の進入を制限した。ラップランドはシーダを基盤としてラップ村に分けられそこに住む住民に伝統的生業を営む土地使用の代償をラップ税として納めさせた（庄司 2005:64-5）→1893年土地税廃止により納税はなくなった（櫻井 2004a:199）	
	1670年			・スウェーデンでラップランドに土地登記制度を導入（櫻井 2004a:200）	
	1673年			・スウェーデンのラップランド宣言によりラップランドへのスウェーデン・フィンランド人による入植開始（櫻井 2004a:200） ・宣言以降、納税はサーミ個人に代わり、サーミ村（Lappby）を単位とするようになった（櫻井 2004a:226） ・スウェーデンのカルレ11世が兵役と15年の納税免除でサーミの地への入植を奨励。当時、各国は耕作されない地、サーミの地はすべて王室のものとみなし、やがて農民に納税を条件に農地や牧草地の占有を許し始めた（庄司 2005:64）	

	年	国際・共通	ノルウェー	スウェーデン	フィンランド
先住民族の国民国家への包摂期	1683年			・スウェーデンの森林令により未踏の森林地域が王領地となる。同時に、遊牧民サーミにはスウェーデンまたはデンマーク・ノルウェーのいずれかの市民権を強要する（櫻井 2004a:200）	
	1700年代	・サーミは1700年代からノルウェー、スウェーデン、フィンランドおよびロシアのコラ半島西部におよぶ広範囲の地帯でトナカイの遊牧飼育を行う（櫻井 2004b:878）			
	1751年	**・デンマーク・ノルウェーとスウェーデンの北部国境画定。フィンマルクの大部分は前者に帰属（ストロムスタッド条約）。**ただし、国境でサーミの生活や移動を妨げないとの追加条項もあった（庄司 2005:66）			
	1760年代			・スウェーデン国王はサーミの土地に対し国王の所有権を宣言（櫻井 2004a:199）	
	1772年			・スウェーデンのサーミの土地の使用許認可権が地方裁判所から郡当局（地方知事）に移譲。これ以後サーミの土地所有権は事実上消滅、同地域は王領地と見なされる（櫻井 2004a:200-1）	
	1789年～1810年			・スウェーデンの王領地であるラップランドに入植した農民に土地が配分され、土地を耕作した場合には低額で耕作地の購入が許可された。所有権の要件は耕作、不動産の設置または定住であるとされた（櫻井 2004a:201）	
	1809年		・フィンランドがロシア大公国に併合されて以降ノルウェー政府は安全保障の観点から人口希薄であったサーミの土地へノルウェー人の入植を推進した（櫻井 2003:396）		**・フィンランドがスウェーデンからロシア側に割譲**（庄司 2005:66）
	1814年	・スウェーデンとノルウェーが同君連合（石渡 1988:19）	・キール条約によりノルウェーはデンマークから独立（森 2009:7）(Sjåvik 2008: xix)		
	1820年代			・スウェーデンでサーミの土地に関する土地登記作業の開始（→1920年に終了）（櫻井 2004a:230）	
	1826年		**・ノルウェーとロシアとの間で白海沿岸部の国境が確定**（庄司 2005:66）		
先住民族同化期	1837年		**・地方自治体が職員および教師にノルウェー人のみを採用することが法によって可能になり、ノルウェー語の使用が進められることになった＝同化政策の開始**（庄司 1995:240）		
	1848年		・サーミ語で教授できる教師を採用するために教員養成カレッジ（トロンデネス・セミナー（1826年設立））をトロムソに移設(Hætta 2008:26)		
	1851年		・サーミ語学校でノルウェー語が機能するように命令される（Lehtola 2004:44）		
	1852年	・ノルウェー・フィンマルクとロシア・フィンランドの国境がロシア側により閉鎖(Lehtola 2004:44) ・ノルウェー、フィンランド間でトナカイ放牧および漁業を目的とした国境間移動が禁止（百瀬・熊野・村井編 1998:425） **・トナカイ放牧で移動生活をしていたトナカイ・サーミに打撃**（庄司 2005:66）	・カウトケイノの反逆（ノルウェー商人と行政官が命を落とす)(庄司 1995:238-9) ←ノルウェー商人の搾取と地方自治体の課税強化が反逆の原因(Hætta 2008:24-5)		

	年	国際・共通	ノルウェー	スウェーデン	フィンランド
先住民族同化期	1853年		・サーミが無料でトロンデネス・セミナーに参加できるように「ラップ基金」を設立→数年後に制度が変わる(Hætta 2008:26) →1905年トロンデネス・セミナーでサーミ語の使用が禁止される(Lehtola 2004:44)		
	1862年		・ラップ追加条項によりフィンマルクのサーミに土地と水の使用権(所有権でない)を認めた(櫻井 2003:397)		
	1863年		・ノルウェーの未登記の土地はすべて王領地とされる＝無主地として国有化(百瀬・熊野・村井編 1998:425)		
	1864年		**・国有地の取得についてノルウェー語話者に優先権を与える法律制定**(Lehtola 2004:44)		
	1867年			**・スウェーデンはイェムトランド以北をスカンジナビア山脈に沿って、かつてのラップ境界に代わる農耕境界線を設け、山側と平地側に分割した。山側の国有地はすべてサーミのみが居住し生業を営むことができ、農耕は境界の平地側に限るものとした。現在まで、この農耕境界は行政区域として存続しておりサーミ以外が使用する場合は代償金が徴収され、サーミ行政に使用されてきた**(庄司 2005:65)。※境界はスウェーデンのみしか機能しなかった。	
	1873年		・同化政策への抵抗としてサーミ新聞(Muittalægje)が発刊(～1875年)(Solbakk ed. 2006:74)		
	1883年	**・ノルウェーとスウェーデンの間で共同ラップ法**(トナカイ放牧のための国境線の通過の自由を保障)制定(櫻井 2004b:884)			
	1886年			**・スウェーデンはトナカイ飼育法制定＝トナカイ飼育を営む者のみをサーミとし、彼らにのみ狩猟と漁労の権利を与えた。土地は王領地とされる**(庄司 2005:68)(1898年、1928年、1971年、1993年改訂)(櫻井 2004a:201)	
	1889年	・フィンランドとスウェーデンの間の国境閉鎖(庄司 2005:66)	**・学校の授業は多数派の言語＝ノルウェー語で行われることが定められた**(1963年まで)(Hætta 2008:26)		
	1894年		**・ノルウェーでトナカイ飼育区が国王令により設置される(入植者へのトナカイによる被害の連帯保証が課せられる地域的範囲をきめる)**(櫻井 2004b:878)		
	1898年		**・学校法によりサーミ地方における学校でのサーミ語の使用を禁止**(Lehtola 2004:44)、ノルウェー人教師の採用を奨励(庄司 1991:872) ・サーミ新聞(Nuorttanaste)発刊(Solbakk ed. 2006:74)	**・スウェーデンのトナカイ飼育法改定により、シーダ制度崩壊。**トナカイ飼育の管理権がすべてのサーミ共同体を管轄する郡によって統括されることになる(櫻井 2004a:202)	
	1902年		**・ノルウェーはフィンマルクにおいて土地を購入する条件としてノルウェー語の読み書き能力を加えた**(庄司 2005:68)(Lehtola 2004:44)		
	1903年		・ノルウェーにおける最初のサーミの地域組織がラルセン兄弟により設立(Solbakk ed. 2006:75)		

	年	国際・共通	ノルウェー	スウェーデン	フィンランド
先住民族同化期	1904年		・アンデルス・ラルセンがサーミ語新聞発刊（庄司 1995:239） ・サーミ文化の擁護を訴えた雑誌（Sagai Muittalægje）が発刊（庄司 1995:240）	・南サーミに初めてのサーミ組織「ラップ中央協会」が結成。サーミ人女性活動家エルサ・ラウラ（Elsa Laula）が主導（遊牧地への入植者の進入に対し利権の擁護を目的）（庄司 1995:240）（Solbakk ed. 2006:75） ・「ラップ人新聞」（Lapps' Own Newspaper）発行開始→後に「サーミの人々」（The Sámi People）（Solbakk ed. 2006:200）	
	1905年	・スウェーデンとノルウェーの同君連合が解消（石渡 1988:20） ・カールスタード協定により共同ラップ法の効力が1917年まで継続されることになる（石渡 1988:20）	**・サーミ語が教育から完全に姿を消す（従来、学校の授業としてのノルウェー語に対する補助語として使用されていた）**（庄司 1995:240）		
	1906年		・1906年以降各地にサーミ組織が生まれる（庄司 1995:241） ・後に民族歌とされる「サーミ民族の歌」の作詞者イサク・サバ（Isak Saba）が国会議員になる（庄司 1995:241）		
	1907年	・新たな協定により別の協定が締結されない限り、1920年まで共同ラップ法の効力が続くとされる（石渡 1988:20）			
	1910年		・各地のサーミ組織が参加するサーミ大会開催（庄司 1995:241） ・エルサ・ラウラが初めてのサーミ女性組織・ブルスカンケンサーミ女性リーグ（Brurskanken Sámi Women's League）を結成（Solbakk ed. 2006:75）		
	1913年		**・ノルウェーの土地法により利用価値のもっとも高い土地がノルウェー人入植者に配分**（櫻井 2003:397）		
	1917年		**・ノルウェーで初めてのサーミの全国大会**（庄司 1991:872）トロンハイムで開催（Solbakk ed. 2006:75）**（スウェーデンからも代表を迎え、開会の辞でサーミはみずからを「一つの民族」（byラウラ）として明言）**（庄司 1995:241）		**・フィンランドがロシアから独立**（櫻井 2004a:219）
	1918年			・ラップ中央協会が再結成→1923年解散（Solbakk ed. 2006:76-7） ・スウェーデンでサーミの全国大会開催（庄司 1995:241）。場所はエステルスンド（Solbakk ed. 2006:76）	
	1919年	・移動サーミの牧草地への立ち入りに関する協定が成立（石渡 1988:20）			
	1920年			・9地方組織を含めたサーミの全国組織結成＝入植者とのいさかい、国境による移動の制限などトナカイ飼育に関わる問題、国家のサーミ政策への不満、サーミ語学校の要求などが関心事（庄司 1995:241）	
	1920年代半ば		・サーミ民族運動はめぼしい成果を得られないまま勢いが衰え、サーミ語雑誌も多くが消滅した（庄司 1995:241）	・サーミ民族運動はめぼしい成果を得られないまま勢いが衰え、サーミ語雑誌も多くが消滅した（庄司 1995:241）	
	1928年			・スウェーデンのトナカイ飼育法改定によりトナカイ飼育専業ではない農業を兼業するサーミはラップビー登録から除外されるようになる（櫻井 2004a:202-3）	
	1930年代			・19世紀後半から1930年代まで独善的なサーミ政策（極端な同化政策ではない）により一種の隔離政策が続けられた。不完全な移動形式による遊牧学校も進められた（庄司 1995:240）	

	年	国際・共通	ノルウェー	スウェーデン	フィンランド
先住民族同化期	1932年				・言語学者T.I .Itkonen, Ravilaらがサーミ文化協会（or ラップ文化協会）を創設（庄司 1991:865）(Solbakk ed. 2006:208)
	1933年		・ノルウェーでトナカイ飼育区改正（櫻井 2004b:887）。非サーミの定住者に土地を譲るべきという考え方（Jentoft, Minde and Nilsen eds. 2003:229）		
	1934年				・サーミ文化協会がSápmelaš発行開始（1990年頃で年10回）(庄司 1991:890)(Solbakk ed. 2006:208)
	1938年			**・1938年以降、サーミの子弟は全寮制の遊牧学校で学ぶことになる（サーミ語、サーミの伝統文化・技術の教育、しかしその比重は小さく、授業もスウェーデン語で行われ、サーミ語は補助的)**(庄司 1991:863)	
先住民族運動の展開期	1945年			**・サーミ・エトナン（全国サーミランド協会）結成**（Lehtola 2004:57)(Solbakk ed. 2006:192)	**・サーミ同盟結成**（Lehtola 2004:57)(Solbakk ed. 2006:208)
	1947年		**・ノルウェー・トナカイ飼育サーミ全国協会設立**（Solbakk ed. 2006:180) **・王の勅令により「学校および教育に関する調停委員会」が結成される（サーミの教育も検討される)**(Solbakk ed. 2006:82)		・フィンランド放送会社（ＹＬＥ）がサーミのプログラム（ラジオ）を放送開始（Solbakk ed. 2006:213)
	1948年		・オスロ・サーミ協会結成(Lehtola 2004:57)(Solbakk ed. 2006:182) ・サーミトナカイ飼育者協会(Lehtola 2004:58) ・トロムソ教育大学がサーミ語教師の養成を再開（庄司 1991:864) ・「学校および教育に関する調停委員会」が「サーミの学校および教育の問題」と題するレポートをまとめる（Solbakk ed. 2006:82) ・オスロ大学にサーミ研究のコースがおかれる（Solbakk ed. 2006:91)		
	1950年			・スウェーデン・サーミ協会結成（Lehtola 2004:58)(Solbakk ed. 2006:201)	
	1952年	・1919年の協定の効力が失われ、カールスタード協定の効力が復活（石渡 1988:20)			
	1953年	**・フィンランドのサーミ文化協会、スウェーデンのサーミ・エトナンの呼びかけにより、ノルウェー・スウェーデン・フィンランドのサーミ代表による第１回北欧サーミ会議（於・ヨックモック）（その後、ほぼ３年に一度３国のいずれかを会場にして開催される)**(庄司 1991:874)、**(1992年からロシアのサーミ代表も参加)**(葛野 2007:212) **→「1953年がサーミの現代史の画期(milestone)」**(Lehtola 2004:60)	・フィンマルク県行政府がサーミ評議会を設置（Solbakk ed. 2006:160)	・サーミ語ラジオ放送開始(Solbakk ed. 2006:199)	
	1956年	**・北欧サーミ評議会（北欧サーミ会議で選出された評議員から構成）設立**（Lehtola 2004:60)(庄司 2005:70)。サーミ会議の常設の事務局という性格（庄司 1995:241)。フィンランド・ウツヨキに常設の事務局をおく(葛野 2007:214)	・カラショークサーミ協会結成（Lehtola 2004:58) ・教会・教育省がサーミ問題を調査するための委員会設置→1959年同化政策を完全に廃止する提言を盛り込んだ報告書提出（Solbakk ed. 2006:84)		
	1957年	**・ＩＬＯ第１０７号条約（「独立国における土民ならびに他の種族民および半種族民の保護および同化に関する条約」）制定**（櫻井 1999:49）＜27か国批准うち９か国169号条約批准により自動的に廃棄、１か国廃棄、北欧諸国はすべて未批准：ＩＬＯのサイトより＞			

	年	国際・共通	ノルウェー	スウェーデン	フィンランド
先住民族運動の展開期	1958年		・カウトケイノに職業学校ができる→1976年にサーミ高校（カウトケイノ・アッパー・セカンダリースクール）になる（Solbakk ed. 2006:87）		
	1959年		**・教会・教育省におかれた調査委員会が同化政策の完全廃止を盛り込んだ報告書提出**（Solbakk ed. 2006:87） **・小学校に関する教育法でサーミ語が学校での教授言語として認められる**（Lehtola 2004:60）（Solbakk ed. 2006:85）		・サーミ同盟がイナリに博物館とキリスト教民衆高校を開設（Solbakk ed. 2006:208-9） ・ウツヨキサーミ会結成（Lehtola 2004:58）
	1962年		・ノルウェー国会にサーミ問題調査委員会報告書提出（Solbakk ed. 2006:84）		
	1963年		・カウトケイノサーミ協会結成（Lehtola 2004:58）	・スウェーデン・サーミ若者協会結成（Solbakk ed. 2006:203）	
	1964年		**・サーミ問題の諮問機関として政府によりノルウェーサーミ評議会発足**（Solbakk ed. 2006:161、Jentoft, Minde and Nilsen eds. 2003:78）（ステーネシェン・リーベク 2005:178）		
	1966年			・イェムトランドの「税山地」と呼ばれる山岳地帯の土地権原および共同所有権の確認を求めて150～200人のサーミが国を提訴（櫻井 2004a:204）	
	1967年		**・ノルウェーでサーミ語の基礎教育への導入**（庄司 2005:72）**（小学校でサーミ語を第一言語として選択することが可能になる）**（村井 2008:63）（Hirvonen 2004:34）。カラショークとカウトケイノの小学校で初心者およびノルウェー人に対する外国語としてのサーミ語プログラムが導入される（Solbakk ed. 2006:87）		
	1968年		・ノルウェーのAltevatn湖の電源開発により国境を越えたトナカイ飼育と漁業ができなくなったスウェーデンサーミの損害賠償請求をノルウェー最高裁が認める判決（櫻井 2004a:231） ・Brekken判決も同様な結論を出す。**この2つの判決がサーミの権利の発展についての分岐点とされる**（櫻井 2004b:880） ・オスロ・サーミ協会と4つのフィンマルク地方サーミ協会が合併しノルウェー・サーミ協会結成（Solbakk ed. 2006:182）＝サーミにとっての画期（Lehtola 2004:70）→しかし、統一組織の下へのサーミの人々の包摂は失敗した（ステーネシェン・リーベク 2005:178）		
	1969年	・初めての「北方圏における異文化教育会議」（International Conference on Cross-cultural Education in the North）が開かれる（Todal 2003:189）	・カラショークにサーミ語によるシックススフォーム（高校）が設立される→のちにサーミ高校（カラショーク・アッパー・セカンダリースクール）（Solbakk ed. 2006:87）		
	1971年	・サーミ会議がサーミ文化政策綱領制定（庄司 2005:70） ・国際連合人権委員会の下部組織である少数者の差別防止および保護に関する国連人権小委員会が先住民族差別に関する調査を勧告し、ホセ・マルチネス・コーボを特別担当官として任命（Daes 1996:51）		・スウェーデンのトナカイ飼育法改定により、トナカイ所有者だけが「サーミ」と分類されることになる（櫻井 2004a:203）	
	1972年	・先住民族差別に関する調査開始（Department of Economic and Social Affairs 2009:2）			

	年	国際・共通	ノルウェー	スウェーデン	フィンランド
先住民族運動の展開期	1973年	**・コペンハーゲンで北方民族会議（Arctic Peoples Conference）をグリーンランド、北カナダの先住民とサーミが開催（先住少数民族の土地や水に対する権利や生存権を表明）→世界先住民族評議会結成を決定**（庄司 1991:877）＝先住民の国際活動の始まりとされる（Jentoft, Minde and Nilsen eds. 2003:25） ・北欧サーミ研究所設立（Solbakk ed. 2006:241）	・北欧評議会の財政支援をうけ、ノルウェーのカウトケイノに北欧サーミ研究所設立（庄司 2005:70）（Lehtola 2004:70）		**・フィンランド政府がサーミ議会の創設を表明**（Lehtola 2004:70）
	1974年	・北方サーミ協会結成（研究を通じてサーミの言語、文化、社会、コミュニティ生活を強化し発展させることが目的）（村井 2008:67）	・アルタ教員養成カレッジ設立→1989年にサーミ大学へ移管（Solbakk ed. 2006:93）		**・フィンランドで４年ごとに選出されるサーミ議会発足**（庄司 2005:71）（1973年大統領命令にもとづいて設置、20人の議員で構成（櫻井 2004a:221））
	1975年	**・グリーンランドとカナダのイヌイットとサーミが世界先住民族評議会（ＷＣＩＰ）を組織（後に国連の先住民作業部会への諮問資格をもつ）**（葛野 2007:214）→現在は活動していない（Solbakk ed. 2006:78）。1993年の会議が最後（Solbakk ed. 2006:248-9）。中心はグリーンランドのイヌイットとサーミ（Jentoft, Minde and Nilsen eds. 2003:25）	・カウトケイノに教育省への諮問委員会としてサーミ教育評議会設立（Solbakk ed. 2006:87） ・サーミ居住地域のビジネスと諸活動を促進するためにサーミ開発基金開設。農業省の予算→1980年から地方省およびサーミ評議会→1989年からサーミ議会の予算（Solbakk ed. 2006:161）		
	1976年	**・世界先住民族評議会に北欧サーミ評議会として正式に加盟**（庄司 1991:877）	・NRK（Norwegian Broadcasting Corporation）サーミラジオ設立（Solbakk ed. 2006:129） ・トナカイ飼育協定締結（Solbakk ed. 2006:153）		
	1977年		・アルタダム建設反対運動団体結成（櫻井 2003:417）		
	1978年		・ノルウェーのトナカイ飼育法はトナカイ放牧を目的とする土地の使用権を認める（櫻井 2003:397-8） ・ノルウェーのアルタダム建設計画がノルウェー議会で承認（櫻井 2003:398）		
	1979年	**・北サーミ語統一正書法が決定される**（庄司 1995:242）（吉田 2002:5）	・ノルウェーでエネルギー環境庁によるダム建設許可が認められる（櫻井 2003:398） ・ノルウェー政府のアルタダム建設に抗議して７人のサーミ青年がオスロの国会議事堂前に遊牧用テントを立てハンスト（葛野 2007:217） ・Sámi Áigi紙発行開始（カラショークで週２回）（庄司 1991:890） ・サーミ劇場設立（Solbakk ed. 2006:124-5）		
	1980年		・ノルウェー政府がアルタ事件係争中にサーミの権利調査委員会設置（葛野 2007:217）（大西 2007:131）。政府がサーミ権利委員会にサーミの土地や水に関する権利について議論し必要な結論を出すよう命じる（Solbakk ed. 2006:166） ・ノルウェー国王の王令によりサーミ文化委員会が設立（大西 2007:131）（Solbakk ed. 2006:164）	**・国会決議によりサーミ学校用の独立した行政局が設置される**（吉村 1993:52）	
	1981年	・サーミ政治プログラムの採択（サーミ評議会）（葛野 2007:212）		・「税山地」に関する最高裁判決（サーミの土地所有権は否定されたが、「超記憶的時効に基づいて土地所有権を取得する可能性を認めた」）（櫻井 2004a:204） **・サーミ学校設置**（Solbakk ed. 2006:198）	**・「子どもの保育に関する法律」の改正によりサーミ語を母語科目とすることができるようになる**（吉田 2001:74）

	年	国際・共通	ノルウェー	スウェーデン	フィンランド
先住民族運動の展開期	1982年	**・国連の人権小委員会から要請されたホセ・マルチネス・コーボが世界の先住民が置かれた状況にかんする報告書「先住民に対する差別問題の研究」提出**（葛野 2007:223）（Daes 1996:52）（Department of Economic and Social Affairs 2009:2） ・これにもとづいて、国連の経済社会理事会（ECOSOC）が国際連合先住民作業部会（WGIP）を立ち上げ（Department of Economic and Social Affairs 2009:2）（櫻井 1999:66）（Daes 1996:52）	**・アルタダム建設地に集まったサーミ・国内外の人権保護団体・環境保護団体の関係者たちをノルウェー政府が実力排除（「サーミ人の歴史で最も寒さの厳しかった日」「ノルウェーの歴史が最も冷え込んだ日」）**（葛野 2007:217）		
	1983年	**・国際連合先住民作業部会に先住民の代表が参加することを決定**（Department of Economic and Social Affairs 2009:2） ・北欧３国のラジオ局共同で一般向けサーミ語通信講座Davvin開始（庄司 1991:890） ・「北欧の若者」が設立される（Solbakk ed. 2006:239）			・「基礎学校法」「高校法」の改正によりサーミ語を母語科目にすることができるようになる（吉田 2001:74）
	1984年		・ノルウェーでサーミの権利調査委員会が報告書提出（1.サーミ議会の設置、2.サーミの文化・言語・社会の存続・発展を保証するための立法措置を求める）（葛野 2007:218）（Solbakk ed. 2006:166）		・新初等学校令により、サーミ地域ではサーミ語児童には県の認める特例以外、サーミ語によっても授業を行うことが義務づけられた（庄司 1991:896）
	1985年	・国際連合先住民作業部会は先住民族の権利宣言の草案策定の取り組み開始（櫻井 1999:66） ・国連が作業部会の会議に先住民が幅広く参加できるように「先住民のための自発的基金」を設ける（Department of Economic and Social Affairs 2009:2） ・北欧３国のラジオ局共同でサーミ向けの講座Sámás開始（庄司 1991:890）	・ノルウェーで1985年の法律の制定によりサーミの教授方法とサーミ語で教える道が開かれる（村井 2008:63）		
	1986年	・民族旗、民族歌の制定（サーミ評議会）、のちに民族記念日（２月６日）制定（庄司 2005:71） ・サーミ環境プログラムの採択（サーミ評議会）、サーミ政治綱領制定（サーミ会議）（庄司 2005:70） ・サーミ語の総合雑誌Sápmi発行開始→1990年時点で中断（庄司 1991:891）		・チェルノブイリ事故で死の灰がスウェーデン領ラップランドに降る→サーミ環境プログラム（葛野 2007:222）	
先住民族の復権期	1987年		**・ノルウェーで「サーミ議会およびサーミの諸権利に関する法律」（サーミ法）成立。サーミが先住民として事実上認められる→ノルウェーはノルウェー人とサーミの領域から構成されるとした**（庄司 2005:72） ・ノルウェーで「サーミ語法」成立。サーミ議会の設立とサーミ語・ノルウェー語の同等な地位の確認（村井 2008:62）		
	1988年	・サーミ婦人協会結成（於・キルナ）（Solbakk ed. 2006:237）	**・ノルウェーで王国基本法（憲法）に「サーミの民族集団がその言語、文化、生活様式を維持・発展させることができるよう諸権利に関する条件を整えることを国家機関の責務とする」という条文（第110条のa）を追加**（葛野 2007:218）		
	1989年	**・ＩＬＯ第169号条約成立（「独立国における先住民族および種族民に関する条約」）**（櫻井 2003:391） ・サーミ教育・学校政治プログラムの採択（サーミ評議会）（葛野 2007:212）	**・ノルウェーでサーミ議会発足**（庄司 2005:71） ・ノルウェーのグオヴァダギアイズヌ（注・カウトケイノのこと）にサーミ大学（サーミ・ユニバーシティ・カレッジ）創設（村井 2008:80）（Solbakk ed. 2006:93）		

	年	国際・共通	ノルウェー	スウェーデン	フィンランド
先住民族の復権期	1990年		**・ノルウェーでサーミ語の公用語化に関する法律制定**（庄司 2005:72）＝「サーミ語法」の改訂。スカンジナビアにおけるサーミ語の行政地域（カラショーク、カウトケイノ、ネッセビー、ボルサンデル、ターナ、ケフィヨルドが含まれる）に適用（村井 2008:62） **・ノルウェーがＩＬＯ第169号条約批准（最初の批准国、1990年6月19日）**（櫻井 2004b:874） ・トロムソ大学がサーミ研究センターを設置（Solbakk ed. 2006:92）		
	1991年				**・フィンランドでサーミ言語法制定**（庄司 2005:72）（「公的機関におけるサーミ語の使用に関する法律」）（1992年１月1日施行）。「サーミ母国地域」（ソダンキョラ自治体内のラップランド・トナカイ家畜法地域、エノンテキオ、イナリ、ウツヨキ自治体を含む）に適用→「教育法」は４つの自治体で学校言語として導入が保証される。中学校では選択科目（村井 2008:65） ・フィンランドのラップランドにサーミ語による別のラジオ局開設（村井 2008:65） ・サーミ語の放送が独立した周波数を獲得（庄司 1991:890） ・サーミ議会の権限が改正された憲法で確認された（櫻井 2004a:221-2） ・フィンランドサーミ若者協会発足（Solbakk ed. 2006:219）
	1992年	・北欧サーミ評議会がサーミ評議会に改称（庄司 2005:70） ・サーミ評議会にロシア・サーミが加盟（村井 2008:72） ・サーミリプロダクティブライツ協会結成（Solbakk ed. 2006:240）	・ノルウェーは地域的または少数者言語のためのヨーロッパ憲章を批准（櫻井 2003:419） **・ノルウェーでサーミ語の公用語化に関する法律が発効＝サーミ語の公的な使用に関する飛躍の年**（マッガ 2001:205）	**・スウェーデンでサーミ議会設置法成立**（櫻井 2004a:215）→1993年議会発足→**2005年キルナに議会ハウスを立てること決定→2007年建設計画始まる→2009年公式オープン**（Hætta 2008:78）	**・フィンランドでサーミ言語法発効＝サーミ語の公的な使用に関する飛躍の年**（マッガ 2001:205）
	1993年	**・「世界の先住民の国際年」**（葛野 2007:223）（Daes 1996:54） ・国際連合先住民作業部会による先住民族の権利宣言の草案策定が仕上がり、少数者の差別防止および保護に関する国連人権小委員会に提出（櫻井 1999:73）		**・スウェーデンでサーミ議会発足**（庄司 2005:71）（Solbakk ed. 2006:193） ・スウェーデンのトナカイ飼育法改定により伝統的サーミ狩猟地において狩猟漁業権がすべてスウェーデン市民に開放される（櫻井 2004a:203）	
	1994年	・国連人権小委員会で先住民族の権利宣言草案が承認される（櫻井 1999:73）	・ノルウェーのリレハンメル・オリンピックの開会式でサーミのアーティスト・ヴァルケアバーがヨイクを披露（葛野 2007:224）	**・スウェーデンがＥＵ加盟。**その際、サーミに関する第三議定書（「ＥＣ条約規定にかかわらず、サーミの伝統的地域内のトナカイ飼育の排他的権利はサーミ人民に付与する」（１条））をＥＵと締結する（櫻井 2004a:197）	**・フィンランドがＥＵ加盟。**その際、サーミに関する第三議定書（「ＥＣ条約規定にかかわらず、サーミの伝統的地域内のトナカイ飼育の排他的権利はサーミ人民に付与する」（１条））をＥＵと締結する（櫻井 2004a:197）
	1995年	・国連人権委員会が先住民族の権利宣言草案の微調整のために作業部会を立ち上げる（Department of Economic and Social Affairs 2009:3） **・第一次「世界の先住民の国際の10年」始まる（～2004年）**（Department of Economic and Social Affairs 2009:3）	・ノルウェーの「デイ・ケア・センター法」（センターでサーミの子どもたちにサーミ語とサーミ文化を提供する規定）（村井 2008:62）		・フィンランドで憲法の部分改正によりサーミが先住民として認められる（吉田 2001:80）
	1996年			・ユネスコがスウェーデン北部のサーミ地域を複合遺産として世界遺産に登録（葛野 2007:219）	**・フィンランドでサーミ議会がサーミ集団の自治の中心的組織として衣替え**（櫻井 2004a:222） ・３つのサーミ語（北、スコルト、イナリ）に同等な価値があるとされる（Solbakk ed. 2006:212） ・フィンランドサーミ協会設立（Solbakk ed. 2006:219）

	年	国際・共通	ノルウェー	スウェーデン	フィンランド
先住民族の復権期	1997年	・２月にサーミ議会とサーミ評議会は合弁北欧サーミ語会議の設立決定（於・トロンハイム）(村井 2008:67) ・サーミ女性フォーラムがノルウェーで登録される(Solbakk ed. 2006:238)	・サーミの権利調査委員会が報告書『サーミ文化の自然的基盤』提出→2005年フィンマルク法（大西 2007:131） ・ノルウェーのサーミ議会有権者の定義に「現在または過去に有権者として登録された者の子ども」が追加（櫻井 2003:418） **・ノルウェー人とサーミ用の２つのナショナル・カリキュラムが初めて導入される**（Todal 2003:185）	・政府は委員会を9月に設置し、ＩＬＯ第169号条約批准の可能性を諮問（櫻井 2004a:216）	
	1998年	・サーミ議会評議会の代表者会議でサーミ語会議がサーミ議会評議会の下で仕事をすることを決定（村井 2008:62）			・フィンランド教育省を通じてＥＵから資金が投じられ、イナリにサーミ博物館と北ラップランド自然センターを兼ねたシーダが完成（葛野 2007:228） ・フィンランドサーミ中央協会結成（Lehtola 2004:58）
	1999年		・サーミ教育評議会が宗教および教育省からサーミ議会へ移管される（Solbakk ed. 2006:88-9）	**・スウェーデンでサーミ語の公用語化の法律**（庄司 2005:72）(マッガ 2001:205)(立法府法令)制定（「官庁および裁判所の扱いにおけるサーミ語使用権に関する法」(櫻井 2004a:215)）→2000年4月1日から実施有効(村井 2008:64) ・委員会は３月にＩＬＯ169号条約を５年以内に批准するよう勧告（櫻井 2004a:216-7）	
	2000年	・国際連合経済社会理事会(ECOSOC)が先住問題常設フォーラムを立ち上げ（Department of Economic and Social Affairs 2009:3）→2002年第１回会合(Solbakk ed. 2006:250) ・サーミ議会連盟（ノルウェーとフィンランドの議会が正式メンバー→2002年にスウェーデンの議会も正式参加）(Solbakk ed. 2006:243)	・サーミ教育の権限がサーミ議会へ移管される（Todal 2003:185）		・フィンランドで新サーミ言語法制定（葛野 2007:228）
	2001年	・国連人権委員会が先住民族の状況把握のために特別担当官制度を設け、メキシコの人類学者Rodolfo Stavenhagenを初代特別担当官とする(Department of Economic and Social Affairs 2009:4) ・ノルウェーとスウェーデンの国営放送がサーミ語による10分間のニュース番組のテレビ放送を開始（Solbakk ed. 2006:131） ・北欧政府サーミ機構設立(Solbakk ed. 2006:245)	・最高裁判決で「超記憶的使用」にもとづく権利取得の考えによりサーミの土地所有権を承認する判断が出る（櫻井 2004a:225）		
	2003年		・2003年のサーミ民族記念日に、サーミ民族旗が初めてノルウェー政府庁舎に掲揚される（駐日ノルウェー大使館サイト）。 **・地方自治体の庁舎に掲揚する旗についての法律が改正され、サーミ民族旗も掲揚できることになる**(駐日ノルウェー大使館サイト)。		
	2004年		・政府がサーミとKvensへの補償を国会の見舞金制度で実施する提案を盛り込んだ報告書提出（駐日ノルウェー大使館サイト） ・政府はサーミ関連の特別対策として5億4200万ノルウェークローネの予算措置をとる。このうち2700万ノルウェークローネはサーミ議会が管理することになっている（駐日ノルウェー大使館サイト）		
	2005年	**・第二次「世界の先住民の国際の10年」始まる（～2014年）**(Department of Economic and Social Affairs 2009:3)	**・フィンマルク法（フィンマルク県の土地と水の管理についての法律）制定**（大西 2007:129）		

	年	国際・共通	ノルウェー	スウェーデン	フィンランド
先住民族の復権期	2006年	・６月29日に「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が国際連合人権理事会（人権委員会の後継組織）の47理事国のうち賛成30、反対２で採択され、棄権12と欠席３があった（苑原 2007:83）。反対は、カナダとロシア（清水 2008:343）			
	2007年	**・国連総会で９月13日に「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択される**（Department of Economic and Social Affairs 2009:3）。 ・国際連合先住民作業部会（WGIP）が廃止され、先住民族の権利に関する専門家助言機関（5人の専門家により構成）に置き換えられた（Department of Economic and Social Affairs 2009:3）			
	2010年	・国連総会は国連宣言の目標達成に関して、2014年に「先住民族に関する世界会議」を開催することを決定（苑原 2012:17）			

注

1）駐日ノルウェー王国大使館のホームページより。

2）一人当たりＧＤＰのデータは、International Monetary Fundのホームページより取得した。

3）本節の記述は、本章末尾のサーミ関連年表にもとづいている。事実に関する出典等の詳細については、年表を参照されたい。

4）「税山地」（Taxed mountains regions）とは、ノルウェー国境に近いスウェーデン・イェムトランドに位置する山岳地帯で、同地のサーミ村スカッテフィエルの150～200人のサーミが土地権原および共同所有権の確認を求めて、1966年に国を相手どって提訴した裁判の最高裁判決が1981年に出された。その判決で、最高裁は「超記憶的時効」にもとづいて土地所有権を取得する可能性を認めた。「超記憶的時効」とは、1734年のスウェーデン土地法に規定された、「祖先または当人がどのようにだれからその権利を取得したのかだれも記憶がない」ほど長期間占有していた時に発生する「超記憶的権利」の考え方を引き継いだものである（櫻井 2004a：204-14）。

5）フィンマルク法にもとづいて、土地所有権を扱う新たな機関としてフィンマルク不動産公社（Finnmark Estate Board）が設立された。この公社は６人のメンバーによって構成され、サーミ議会とフィンマルク県からそれぞれ３人ずつ選出されている（Stidsen 2006：41）。

参考文献

Ｉ.アンデション・Ｊ.ヴェイブル（潮見憲三郎訳），1988,『スウェーデンの歴史』文眞堂.

Daes, E-I., 1996, “The United Nations and Indigenous Peoples from 1969 to 1994” in Brantenberg T., Hansen J. and Minde H. eds., *Becoming visible : indigenous politics and self-government : proceedings of the Conference on Indigenous Politics and Self-Government in Tromsø, 8-10 November, 1993*（2nd ed.）（Tromsø：University of Tromsø Sámi Dutkamiid Guovdás - Centre for Sámi Studies），51-55.

Department of Economic and Social Affairs, Division for Social Policy and Development, Secretariat of the Permanent Forum on Indigenous Issues, 2009, *State of the world's indigenous peoples*（United

Nations).
K. ハストロプ（菅原邦城・新谷俊裕訳），1996,『北欧社会の基層と構造１　北欧の世界観』東海大学出版会.
Hætta, O. M., 1996, *The Sami: an indigenous people of the arctic*(Davvi Girji OS).
————, 2008, *The Sami: an arctic indigenous people*(2nd. ed.)(Davvi Girji OS).
Hirvonen, V., 2004, *Sámi Culture and the School*（Karasjok, Norway：CálliidLágádus).
石渡利康, 1986,『北欧の少数民族社会――その法的地位の研究』高文堂出版.
————, 1988,『サーメ権の法的構造』高文堂出版.
Jentoft, S., Minde, H. and Nilsen, R. eds., 2003, *Indigenous peoples : resource management and global rights*（Delft：Eburon).
葛野浩昭, 2007,「ローカルかつグローバルな資源へ、過去遡及かつ未来志向の資源へ――北欧の先住民族サーミ人による文化の管理と表現の試み」『資源化する文化』弘文堂, 209-36.
Lehtola, V-P. translated by Müller-Wille, L. W., 2004, *The Sami People: traditions in transition*（University of Alaska Press).
O.H.マッガ, 2001,「サーミ語」A.カーカー、S.リンドグレン、B.レーラン編（山下泰文･森信嘉･福井信子・吉田欣吾訳)『北欧のことば』東海大学出版会, 174-206.
百瀬宏・熊野聰・村井誠人編, 1998,『北欧史』山川出版社.
森信嘉, 2009,「ノルウェーにおける言語状況と言語政策・言語教育政策」富盛伸夫編『拡大ＥＵ諸国における外国語教育政策とその実効性に関する総合的研究』(平成18 ～ 20年度科学研究費補助金（基盤研究Ｂ）報告書)，4-29.
村井泰廣, 2008,「翻訳 サーメ先住民の地域的特色」『環太平洋・アイヌ文化研究』6, 57-82.
大西富士夫, 2007,「フィンマルク法における自然共生」日本大学国際関係学部国際関係研究所『国際関係研究』27(4), 127-39.
Rasmussen, T. and Nolan, J. S., 2011, “Reclaiming Sami languages：indigenous language emancipation from East to West”, *International Journal of the Sociology of Language*, 209, 35-55.
櫻井利江, 1999,「国際法における先住民族の権利(1)先住民族の土地の権利をめぐって」『九州国際大学法学論集』第5巻第2･3合併号, 45-87.
————, 2003,「北欧諸国における先住民族の権利(1)土地および天然資源に関するサーミの権利の発展をめぐって」『同志社法学』55(2), 389-422.
————, 2004a,「北欧諸国における先住民族の権利(2)土地および天然資源に関するサーミの権利の発展をめぐって」『同志社法学』56(2), 195-243.
————, 2004b,「先住民族の権利に関するノルウェー最高裁判例」『同志社法学』56(4), 873-937.
清水昭俊, 2008,「先住民，植民地支配，脱植民地化」『国立民族学博物館調査報告』32(3), 307-503.
Sjåvik, J., 2008, *Historical Dictionary of Norway*（Lanham, Maryland：Scarecrow Press).
Solbakk, J. T. ed., 2006, *The Sámi People- A Handbook*（Davvi Girji OS).
苑原俊明, 2007,「先住民族の権利」『国立民族学博物館研究報告』32(1), 63-85.
————, 2012,「先住民族の権利保障に関わる国連メカニズムについて」『大東文化大学法学研究所報』第32号, 13-8.

Statistics Norway, 2010, *Sami Statistics 2010*（Oslo：Statistisk sentralbyrå･Statistics Norway）.
Ø.ステーネシェン・I.リーベク（小森宏美・岡沢憲芙訳），2005,『ノルウェーの歴史：氷河期から今日まで』早稲田大学出版部.
Stidsen, S. ed., 2006, *The Indigenous World 2006*（Cophenhagen：IWGIA）.
庄司博史，1991,「サーミ民族運動における言語復権の試み」『国立民族学博物館研究報告』15巻3号，847-910.
————，1995,「民族としてのサーミ人の誕生　北欧の近代国家建設のなかで」川田順造編『ヨーロッパの基層文化』岩波書店，229-45.
————，2005,「サーミ――先住民権をもとめて」原聖・庄司博史編『講座　世界の先住民族　ファースト・ピープルズの現在06　ヨーロッパ』明石書店，58-75.
武田龍夫，1995,『北欧：その素顔との対話』中央公論社.
Todal, J., 2003, “The Sámi School System in Norway and International Cooperation”, *Comparative Education*, Vol. 39 Issue 2, 185-92.
吉田欣吾，2001,「フィンランドにおける言語的少数派と言語権保障」『東海大学紀要・文学部』第75輯，67-86.
————，2002,「北サーミ語の言語計画」東海大学文明研究所社会科学部門『行動科学研究』Vol.54，1-14.
吉村博明，1993,「サーミ関連立法――フィンランドを中心に」『外国の立法』32(2･3)，39-59.

インターネット資料

駐日ノルウェー王国大使館のホームページ
http://www.norway.or.jp/
International Monetary Fundのホームページ
http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2011/02/weodata/index.aspx
Statistics Norwayのホームページ
http://www.ssb.no/

（小内　　透）

第2章　サーミ議会の構成と活動

小野寺理佳｜名寄市立大学保健福祉学部教授

はじめに

サーミ議会はカラショークに置かれており、現在の建物は2000年にオープンした（写真１）。モダンな外観をもち、本会議場はサーミが使用する伝統的なテントを木材で抽象的に表現したつくりとなっている（写真２、３）。他にも、サーミの歴史や伝統をモチーフとしたモニュメント作品をはじめ様々な装飾が施されるなど、建物自体がひとつの芸術作品をなしている。この建築デザインに対しては数々の賞が授与されている。

資料：The Sami Parliament in Norway, p.12より。

写真１　サーミ議会外観

資料：The Sami Parliament in Norway, p.12より。

写真２　サーミ議会本会議場内部１

資料：The Sami Parliament in Norway, p.3より。

写真３　サーミ議会本会議場内部２

以下においては、現地にて入手したサーミ議会説明資料および議会関係者（コミュニケーションアドバイザー：ヘンリクセン氏、政治家秘書：ヨハン氏）へのインタビューから得られた情報をもとに、サーミ議会の歴史、構成、活動について整理し、今後の課題を掲げて締めくくりとする。なお、議会訪問は2012年９月３日である。

第１節　サーミ議会とはなにか

サーミ議会とはノルウェーのサーミを代表する議会である。４年ごとに７つの選挙区から39人の議員が選出される。サーミ議会の目的は、サーミの政治的な地位を強化し、サーミの利益に資すること、すなわち、サーミの人々を対等・公正に扱うようにし、彼らの言語、文化、社会の保護や開発への道を開くことをめざすものである。サーミ議会は、サーミが関係するすべての社会問題に対処し、加えて、声明を出し、ノルウェー政府のための諮問機関をもつとめる。サーミ議会は、中央の予算のうちサーミ関連の目的に割り当てられる予算を管理し、議会を通して、サーミは、彼らの文化、言語、教育、文化遺産、産業について一定程度の権限を行使する。

では、なぜ、サーミ議会が設立されることになったのか。そもそも、先住民族としてのサーミの地位は、北欧諸国における他の少数民族のそれとは異なる。つまり、サーミは近代国家としての国境が定められるずっと前からここを祖国としていたのであり、「移民」ではない。こうした事情に関して、ノルウェー議会は、サーミの言語・文化がノルウェーに固有のものとして尊重されなければならないとし、それらがノルウェーの言語・文化と同じレベルで保護・継承されなければならないとした。しかしながら、先住民族としてのサーミは、マイノリティであるがゆえに、民主主義の多数決原理においては主張を通すことが困難な立場におかれてきたという経緯がある。サーミ議会は、何よりもまずこうした状況を改善し、サーミの声を届けるために設立されたのである。

第２節　サーミ議会の設立

まず、サーミ議会設立の歴史的背景と議会に課された役割を概観する。

第１項　サーミ議会の設立

サーミの政治活動の始まりは1917年にトロンハイムで開催されたサーミの会議といわれるが、サーミ議会設立の直接的なきっかけをなすのは、1978年、ノルウェー議会が、アルターカウトケイノ水路をせき止めて発電所を建設する決議をした一件である。これに対して、サーミは、発電所計画をくつがえして先住民族としてのサーミの権利を守ることを求め、大がかりな抗議行動を展開した。彼らの行動は国内外で大いに注目され、ノルウェー政府は、サーミの要求をかなえるために、サーミ権利委員会とサーミ文化委員会を設置することとなった。サーミ権利委員会は、1984年、「サーミの法的地位について」と題する最初の勧告をし、これを受けて1987年のノルウェー議会においてサーミ法が採択され、サーミ議会を設立する道が開かれた[1)]。最初のサーミ議会は1989年10月９日オラフ５世の開会宣言のもとにカラショークで開会され、サーミ・アソシエーションのオーレ・ヘンリック・マッガが初代のサーミ議会議長に選出された。

第２項　背景

この背景に、先住民族研究の蓄積と「先住民族」概念の変容、人権意識の高まり、マイノリティの人権や自由を守るための法的体制の整備といった諸々の流れが世界規模で拡大しつつあったことはいうまでもない。その結果、ノルウェーにおける先住民族かつマイノリティとして、サーミには国内法と国際法のもとに特別な地位が与えられることとなる。

まず、国内法についていえば、ノルウェー憲法の「第110条のa」がサーミの権利の重要な基盤をなしている。「第110条のa」は1988年に制定され、サーミが彼らの言語・文化・社会を保護し発達させるための条件を整えることを国に義務づける。この前年1987年には、上述のように、ノルウェーのサーミが、彼らの言語・文化・生活手段を守り発展させていくことを目的としたサーミ法が定められている。サーミ法のなかではフィンマルク法（2005）がよく知られている。これは、フィンマルク県のサーミ（を含む住民）に土地と水の権利が与えられ、広大な地域が国から地方へ移譲されるというきわめて重要な意味をもつ法律である。この他、サーミの子どもがサーミ語で教育を受ける権利を保障する法や、建築、文化遺産、トナカイ畜産に関する法が定められてきた。

一方、国際法をみると、ノルウェーは、国際条約を批准することを通してサーミに義務を負うことが定められている。主なものとしては、ILOの「独立国における先住民族及び種族民に関する条約（第169号）」(1989）があげられる。これは、先住民族について、同化主義的な方向ではなく、関係住民独自の文化、伝統、経済を維持していくことを尊重しようという内容のものである。また、国連の人権関係の諸条約（たとえば、1965年の「人種差別撤廃条約」など）の蓄積のもと「先住民族の権利に関する国際連合宣言」(2007）もまたサーミの権利と自由を認め、その保護と促進への前進に大きく貢献した。というのも、ノルウェー政府は、サーミ・コミュニティに関わる問題についてサーミに助言を求めることを国際法で義務づけられることになったからである。

第３項　サーミ議会の役割

こうして、サーミ議会とノルウェー政府は、サーミの利益に直接影響を及ぼす可能性のある立法や行政措置などあらゆるタイプの問題について協議をおこない、パートナーシップを育て、サーミ・コミュニティが必要とするものについての共通理解をもつことを目指すこととなった。そうするこ

とで、サーミをめぐる諸事項のプロセスとその結果について、サーミ議会が一定の影響力を行使できるようになったのである。

つまり、サーミ議会は法律を制定する権限をもたず、税金を定める権限ももたないが、今ある文化・伝統・生活を守っていくことと、サーミの人々の声を吸い上げ国政の場に届けると同時にノルウェー議会が拠りどころとすべきガイドラインを提示すること、このふたつをとりわけ重要な役割とするのである。

その際、サーミの声を受けてのノルウェー政府の取り決めがサーミ議会に一方的に通達されるのでは、サーミが尊重されたことにはならない。そこで、そうした事態を避けるために、政府との事前協議、いわば「公式の合意に向けての合意形成」のための協議が継続されることが定められ、そのための協議の場として、サーミ問題担当の大臣とサーミ議会議長の間で定期的に会議がおこなわれることになった。ただし、サーミ議会が発言権をもつのはノルウェー政府に対してであり、地方政治に関しては直接の影響力はもちえない。その場合、地方自治体に対しては提案や協力をすることが可能である（たとえば、サーミ語の保護・普及に積極的な自治体に助言、資金提供、通訳・翻訳協力するなど）。

また、サーミが居住する国家同士の連携をもつことも議会の重要な務めである。ノルウェー、フィンランド、スウェーデンのサーミ議会が日常的に連絡を取り合い、共有される問題について３議会議長が協議を重ね、協力関係を築いていく体制が整えられた。

第３節　議会の構成と活動

続いて、サーミ議会の構成と各組織の活動内容を簡単に整理する（図２－１）。

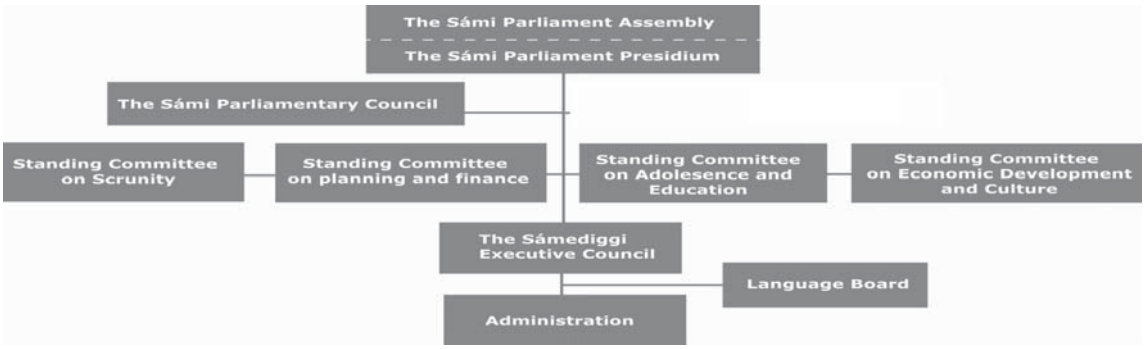

資料：The Sami Parliament in Norway,　p.12より。

図２－１　サーミ議会組織図

第１項　本会議と各委員会

(1) 本会議　Plenary assembly

議会はサーミ法とサーミ議会の議院法規に則って運営されている。本会議はサーミ議会の最高機関として通常１年に４回、約１週間開催され、議会が後援するすべての事業について規則とガイドラインを策定する。その際、本会議にかける議題をリストアップし、議会を招集し、議事進行を担うのは執行評議会である。執行評議会は、本会議議長、副議長他３人のメンバーで構成される。ノルウェーのサーミ協会のヤーレ・ヨハンソンが、2009 ～ 2013年、本会議議長を務める。

(2) 執行評議会　The Executive Council

サーミ議会は議会主義に則って議事が進行され、それを取り仕切るのが執行評議会である。すなわち、当評議会は本会議の多数による信任を受けた上部機関という位置づけである。その議長は本会議において選出され、議長は少なくとも４人の議員を評議会のメンバーに任命する。執行評議会メンバーだけは他の議員とは異なり専門的な政治家（full-time politician）である。議長および執行評議会メンバーはその後本会議から退席し、本会議には代理が出席する。

執行評議会はサーミ議会における「内閣」としての役割をもち、日々の政治活動の責任を負う。１年に10～12回開催され、その職務は、議題を本会議に提示し、サーミ議会の最終的な決定を採用し、その決議を実行することである。具体的には、予算配分に関する本会議への勧告、次年度の国家予算に関する活動、年次報告書の作成、サーミ議会としての支援計画や執行評議会独自の判断でおこなわれる諸事についての主なガイドライン作成などをおこなっている。

(3) 開発委員会 The Development Board

開発委員会は、サーミ議会の資金拠出と助成金の計画に対して責任をもつ。これに加えて、当委員会は文化、経済発展、教育、サーミ語、文化遺産事業、健康・社会福祉事業のためのいくつもの補助金と助成金を管理する。当委員会のメンバーは、議会のサーミ議員とその代理の中から執行評議会によって指名される。

(4) 専門委員会　Expert committees

専門委員会は、サーミ政策に関する議員たちの知識を集約・共有・活用できるようにすること、本会議に提出される議題を準備する際に必要な知識・情報の獲得を容易にすることを目的として設置されている。議案にもとづいて、当委員会は求められる点について本会議に勧告する役割をもつ。会議は通常１年に４回、本会議に先立って開催される。

専門委員会は３つある。

①プランニング・財政に関する委員会…予算に関すること、年次報告書、支援計画のガイドライン、平等に関わる問題、サーミの権利、国際法の下での権利、国際問題などを扱う。メンバーは13人である。

②子ども・保育・教育に関する委員会…保育所から高等教育に至るまで、子どもや若者の成育環境、家族、健康についての問題を取り扱う。メンバーは12人である。

③経済･文化事業に関する委員会…商行為、トナカイ畜産、農業、漁業、漁獲高割り当て量、養殖、石油などのエネルギー、輸送、インフラ、文化、教会、文化的モニュメント、環境保護、地域のプランニングなどに関する問題を扱う。メンバーは11人である。

この他、監査委員会は、サーミ議会が関わるビジネスのすべての監査をおこない、ビジネスが所定のガイドラインや予算内で実施されるよう指導し、専門家としての立場で本会議に意見を提出する。

(5) 言語委員会 The Language Committee

言語委員会は執行評議会の諮問機関であり、言語に関するあらゆる問題を取り扱う。当委員会は、

サーミ議会がサーミ語の浸透を促進できるように、コミュニティにとって重要な言語関連の問題を執行評議会に進言する。

第２項　選挙

サーミ議会の議員は４年ごとの選挙においてサーミの人々から選出される。この選挙はノルウェーの国政選挙と並行しておこなわれ、国政選挙と同様の高い権威をもつものである。2009年、選挙区が13から７に、議員数が43人から39人に削減されたため、現在は７選挙区（図２－２）から39人の代表が選ばれる。第１回選挙は1989年、以後４年ごとに選挙が実施され、現在は第６期（2009～2013）である（写真４）。現在の政党別サーミ議会議席数は、労働党14（7）、ノルウェーサーミ全国連盟11（6）、ÁRJA ３（1）、進歩党３（1）、保守党１、ノルウェーサーミ全国連盟及びサーミ人党合同リスト２（1）、カウトケイノ・トナカイ飼育者リスト２、北部スカンジナビア党１（1）、南ノルウェーサーミ党１（1）、南サーミ若者党１（1）の計39（19）人である（括弧内の数字は女性議員数）[2)]。

資料：Statistics Norway（2010），p.30より。

図２－２　サーミ議会の選挙区

資料：The Sami Parliament in Norway, p.2より。

写真４　サーミ議会議員（2009 ～ 2013年）

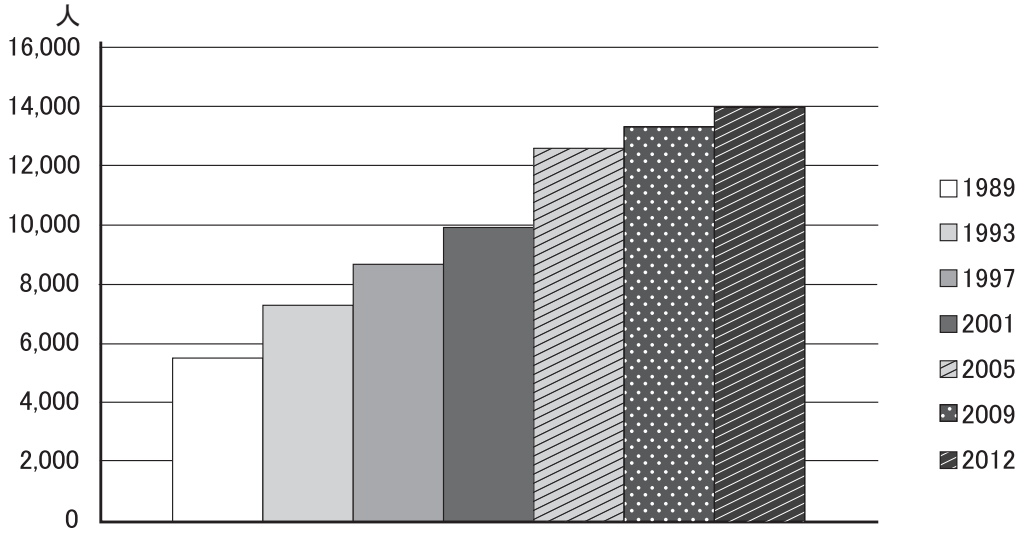

資料：The Sami Parliament in Norway, p.24より。

図２－３　サーミ議会選挙人登録者数の推移

サーミ議会選挙にはそのための選挙人名簿が用意される。18歳以上、または選挙年に18歳になるノルウェーのすべてのサーミが選挙人名簿に登録する権利をもち、名簿に登録することがサーミ議会選挙で投票する資格となる。被選挙権の資格も同様である。前の選挙においてすでに選挙人名簿に登録された者は再登録する必要はない。選挙年においてノルウェーの居住者として登録されているフィンランドとスウェーデンのサーミ、ノルウェーにおいて３年間居住者として登録されているロシアサーミも同様に扱われる。

選挙人名簿に登録するために、個人は、以下の点について宣言書を提出しなければならない。

①当人が自身をサーミと考えていること。なおかつ、

②サーミ語が家庭で話されていること。あるいは、当人の両親、祖父母、曾祖父母の少なくとも一方がサーミ語を家で話す、あるいは話していたこと。あるいは

③当人が、選挙人名簿に登録されている者、あるいは、登録されていた者の子どもであること。

過去20年をみると、サーミとして選挙人登録することを選択する者は増加傾向にある。1989年には5,505人であったが、2009年には13,890人に達している（図２－３）[3)]。

第３項　予算

サーミ議会は、ノルウェー中央政府の予算から与えられる資金以外の収入をもたないが、その予算を、原則として、政策的優先順位にしたがって割り当てる権限をもつ。中央政府の監督を受けず議会が独自に予算配分をする権限は当初に比べて近年拡大傾向にあり、サーミ議会が果たすべき責任は大きくなりつつある。したがって、サーミ議会は、毎年、独自の予算枠を確保するために、次年度政府予算編成に向けて、サーミ・プライオリティーの実現に必要な新しい政策と配分に関する提案を採択する。これに対して、時の中央政府は、政府予算を算定する際に、サーミ議会からの要求をどの程度まで考慮するかを決定する。このようにして獲得されたサーミ議会の予算の大部分は、言語、文化、教育、ビジネスと工業、環境と文化的な価値の保護、健康と社会福祉事業、男女平等、図書館、地域の発展と国際事情に関連した政策のために充てられる。2012年予算は367million NOKであり、過去20年（1989 ～ 2009）の推移をみるとおよそ18倍にまで増加している。

第４項　事務局　Administration

サーミ議会事務局は地方自治体や国の行政組織とは異なり、むしろ省庁や国会の事務組織により近い部局である。すなわち、サーミ議会と事務局の関係は閣僚と常勤スタッフの関係といってよい。カラショークの他、数か所に事務所を置く。

当事務局は、全体を統括するディレクターの下、100人以上の規模から成り、複数の部署と本会議スタッフによって構成される。主な部署としては、議会が必要とする事務的な支援をおこなう部署（HAL）、情報や家族問題に関わる部署（MB）、サーミ議会の内外コミュニケーション（ウェブ、出版など）に関わる部署（GUL）、社会計画、商業、環境権、文化遺産、地域間・国際的な連携に関わる部署（VEK）、言語、健康、社会に関わる部署（GD）、環境、公共空間、都市計画、文化、若者等に関わる部署（KBB）がある。各部署にはアドバイザーと役員がおり、その業務は２つに大別される。ひとつは、議会の各部局が政治的な意思決定をするのに必要な事務的準備を担うこと、もうひとつは、執行評議会が諸問題を検討・研究する際に、分析・事実提示・専門的な見地からの評価・他の方策提案などの補佐を務め、あるいは他の方法でフォローアップをすることである。

一方、本会議スタッフは、議会の各委員会と本会議の運営、選挙人名簿の管理、選挙の実施を担当し、議員のために様々な手はずを整える役割をもつ。

第５項　評議会　Sami Parliamentary Council

評議会（2000年設立）はサーミの利益を維持し国境を越えたサーミの連帯を強化することを目的とし、サーミ議会のためにそのコーディネートをする[4)]。これは、フィンランド、ノルウェー、スウェーデン各国のサーミ議会の合同会議として設置されており、サーミ評議会とロシアサーミがオブザーバーとして加わる。当初はスウェーデンサーミもオブザーバーの立場であったが、2002年以降はスウェーデン議会も正式メンバーとして参加する。先述のように、評議会の仕事は、サーミに

関わる諸問題を国境を越えて取り扱うことであるが、とりわけ、国際的な先住民族政策に対する各国のサーミの声をコーディネートすることを重要な使命としている。評議会が先住民族関連の国際法の発展のために精力的に活動し、その働きによって、サーミ議会がサーミの要求とニーズに関して中央政府との間で確固たる契約をすることが可能になったことは歴史が示すとおりである[5)]。また、先住民族の文化と社会を強化するような方法によって北部地域を開発することも評議会の重要な取り組みのひとつである。このため、メディア戦略も積極的におこなう。

評議会は、ノルウェー、スウェーデン、フィンランドのサーミ議会議員のために、３年ごとに会議を開催する。リーダーが選出され、そのリーダーを中心として、北欧先住民の言語の問題、各議会に共通する問題を話し合う。使用言語はサーミ語であるが、ノルウェー語･スウェーデン語･フィンランド語にも訳され、つねに複数言語体制でおこなわれる。2005年の第１回会議では、サーミの自決権を主張するヨックモック宣言が採択された。この宣言は、サーミが、地域・国家・国際的なレベルにおいて、権利が保障され、受益者となる資格があることをうたったものである。

第６項　サーミ言語評議会　The Sami Language Council

サーミ言語評議会は、1971年、サーミをめぐる問題のなかでもとくに言語に関して協同するために設立された。サーミ語を保護・継承するにあたって、専門家の団体としてその任に当たり、サーミ語がノルウェー・スウェーデン・フィンランド・ロシアにおいて同等の地位を獲得することを目的とする。当評議会は、サーミ議会と、ロシアのサーミ協会によって任命される12人のメンバーから構成される。事務局はカウトケイノのサーミ議会のオフィスと同所に置かれている。1990年のサーミ語法改正により、サーミ語とノルウェー語に対等な地位が与えられることになった。

第４節　今後の課題

以上、サーミ議会の歴史、構成、活動について概観した。最後に、議会関係者２人へのインタビューのなかで浮かび上がった今後の課題をあげて本章を閉じることとする。

第１項　中央政府との関係

まずひとつは、サーミ議会とノルウェー政府との関係のあり方に関するもので、サーミ議会の活動がより大きな成果をあげるための課題である。具体的には２点あげられよう。

１点目はサーミ政治家に関することである。上でみてきたように、サーミ議会がこれまで勝ち取ってきたものは大きいが、サーミの言語･文化･生活の保護と推進がさらに実現されるためには、サーミの議員が国政の場で発言することが必要になってくるのではないだろうか。

もちろん、中央政府にはサーミ問題を担当する大臣が置かれており、サーミ議会は大臣との協議を重ねるなかで「サーミの声」を国政に反映させることができる。その意義はたしかに大きい。しかしながら、サーミ問題担当は、教育省、環境省、厚生省など大臣が12人いるうちの１人にすぎない。他の大臣がサーミ問題について関心が高く発言力が高いとは限らない以上、サーミ問題については担当大臣ひとりで対処するしかない場合もあろう。とすれば、インタビューの中で両氏が語るように、ノルウェー議会に対して力をもち、サーミの問題について熱心に活動する政治家が中央に存在するかどうかで事態は大きく変わってくることが考えられる。同じ政党の所属であっても、「ノ

ルウェー議会とサーミ議会で意見が一致しないことの方が多く」(ヘンリクセン氏)、「ノルウェーの労働党はノルウェー人の公共サービスをよくしていこうとするし、サーミの労働党はサーミのためによくしていこうとするから方向性は一緒だけれど、目指している小さいゴールは異なってくる」(ヨハン氏)。とすれば、サーミの人々にとっては、そこ（中央）にサーミの議員がいることが重要となってくる。

しかし、ノルウェー議会にサーミの議員を送り出した経験は過去１回しかないということである。ノルウェー議会に属するサーミ政治家は２人いるが、彼らはサーミ議会から送られているわけではない。「ノルウェーの国政選挙におけるフィンマルクの議席が５議席しかないため、フィンマルクからサーミの政党を推しても国政に対する影響力はあまり期待できない」(ヨハン氏）という現実がある。それにしても、サーミとしての主張を、確実に、効果的に届けるためには、中央政府にサーミ政治家を送り出し、サーミ議会と連携させていくことを現実問題として検討するべきだろう。

そうなれば、サーミ議会と中央政府との関係の内実は、「中央に対抗（抵抗）する関係」から「対等な協力関係」へとさらに近づくと思われる。つまり、「サーミ議会の仕事は文句をいうことだから。文句を言わないと何も得られないので。すべて国との間で同意があるなら、ノルウェー議会が正しく決定をしていくならば、サーミ議会の役割はなくなる。合意にいたらないところがあるからこそ、サーミ議会の役割がある」(ヘンリクセン氏）という段階から、力を合わせて問題解決をはかる共生の段階へと進んでいくということである。

２点目はサーミ議会の予算に関することである。サーミ議会の予算はノルウェーの国家予算から拠出されるが、「サーミ議会が財政をノルウェー中央政府に依存していることがいいことなのか」(ヨハン氏）という指摘が何年も前からある。過去にサーミ議会として先住民族税を提案したこともあるが実現しなかった。しかし、その一方で、サーミ議会に割り当てる予算を増やすべきとの意見もある。議会の予算は国家予算の増加にともなって増えているとはいっても国家予算の0.001％ほどにすぎず、「かつてサーミ排斥のために費やされた額が国家予算の１％であったことを考慮するならば、現在の予算は少なすぎる」(ヘンリクセン氏）という見方によるものである。財政的な自立を視野に入れる考え方と、中央政府からさらに多くのものを受け取る権利があるとする考え方、サーミの政治的自立のためにはどちらの道を選ぶべきなのか、あるいは他の方法があるのか、考えていく必要がある。

第２項　サーミとは誰か

サーミは、血筋、言語、本人の自己認識など様々な点から分類され得る。これまでの歴史的経験を理由として自分をサーミと認めない者やサーミであることを公言しない者もいるため、議会では、サーミの定義に関して、客観と主観両方の要素を入れた独自の基準を設けている。もうひとつの課題は、サーミ議会選挙の選挙権・被選挙権をもつための「サーミであること」という条件に関わるものである。

「サーミ議会として一番大事なことはサーミの生の声であるということなので…主体的に自分自身がサーミであるという自覚がまず必要。教会で洗礼を受けるように誰かが「あなたがサーミです」と決めることではなく、両親がサーミであっても本人が自分はサーミであるという自主的な意識がなければならない」(ヘンリクセン氏）という言葉が示すように、選挙に関しては本人の主観的認識

が何よりも重視される。それに加えて、本人、両親、祖父母、曽祖父母のうちの少なくとも１人がサーミ語を日常語として使用していること、あるいは、選挙人名簿の登録者の子どもであることが登録の要件とされているが、これらはあくまでも「選挙のための定義」であり、いわゆる「サーミの定義」とは別のものである点に注意が必要である。

というのも、サーミであるという主観的認識を重視するということ、すなわち、「議会に登録するということは、自分が政治的にサーミとして積極的であることの証」(ヨハン氏）であるため、登録は人々にとっては重い決断を迫るものだからである。実際、カラショークでは、人口の90％がサーミであるにもかかわらず、登録者はそれほど多くはないという。「ノルウェー政府はただサーミ議会がどう言っているか、この問題について、サーミの人たちはどう考えているかなど、政策を決めていくために、ただ、サーミの声を知りたい。しかし、サーミの人々には個人的なジレンマがあって、自分がサーミであるか、自分がサーミの政治について積極的であるかということを考えなければならない」(ヘンリクセン氏）という現実がそこにはある。

人種政策の歴史の教訓としてサーミの血筋を問うことが回避され、言語と主観的認識を拠りどころにするしかないという事情は理解されるが、主観的認識に委ねることは、当事者に選択の自由と責任を負わせることである。このとき大切なのは、選択のための知識や情報が十分に与えられることである。サーミの血筋、サーミ語能力、サーミとしてのライフスタイルの有無、サーミとしての自己認識、サーミとしての政治参加への関心度についてみれば、人々の条件と認識は多様であろう。そのなかには、「家系的、遺伝的にはサーミではあるがサーミとしての主観的認識はなく、ノルウェー人だと自己認識し、サーミ語もサーミのライフスタイルも失っている人々が多く存在する」(ヘンリクセン氏）という。とするならば、自身のルーツについて多くを知り、政治的にサーミとして動くことの意味を考える機会を増やすこと、そのうえで政治的な立場をあらためて選択していけるような仕組みを整えることは、それがただちに登録者の掘り起こしにつながるとはいえないにしても、サーミ議会の設立の趣旨に沿うことであろうと思われる。

注

１）サーミ議会設立前はノルウェーのサーミ評議会（1964年設立）がサーミ問題に関する専門家集団としての権限を行使していた。評議会は地方自治と労働を管轄する省（Ministry of Local Government and Labour）のもとに置かれ、18人のメンバーを擁し、省のガイドラインにしたがって公的資金を管理していたが、サーミ議会設立にともない解散した（Solbakk ed. 2006：161, 170-2)。

２）2009年選挙の結果については、第１章第３節の表１－５および表１－６も参照されたい。

３）1989年の最初の選挙において登録者が少なかったのは極端なノルウェー人化政策のためである。何世代にもわたるこの政策によって、サーミのアイデンティティについて知ることは多くの者にとって重荷となり、この選挙では２～３の主要なサーミ団体が投票をボイコットしている（Solbakk ed. 2006：176)。

４）北欧のサーミの連帯への道を開いた最初は、1953年、ヨックモックにおいて開催された会議である。1956年、フィンランド・ノルウェー・スウェーデンのサーミ問題のための共同体として北欧サーミ評議会が組織されるが、1992年ロシアサーミとも連帯することとなり、その後正式名称

をサーミ評議会（The Sami Council）とした（Solbakk ed. 2006：232）。

5）サーミ問題担当大臣とサーミ議会議長の間でおこなわれてきた年１回の会議を経て、2000年、北欧のサーミが連帯していくことが確認された。第１回会合は2000年である。まず、事務レベルでサーミ議会と中央の相互関係拡大を目的とする建設的な対話がなされるようになると、2001年、政治的な協力が必要なケースに関してその準備やフォローアップをするための部署が一新され、2002年からは議員も交えた専門委員会が設立されて、The Nordic Sami Conventionの草案づくりがおこなわれた（Solbakk ed. 2006：245-6）。

参考文献

Solbakk, J. T. ed., 2006, *The Sámi People- A Handbook*（Davvi Girji OS）.

Statistics Norway, 2010, *Sami Statistics 2010*（Oslo：Statistisk sentralbyrå･Statistics Norway）.

————, 2012, *Minifacts about Norway 2012*（Oslo：Statistisk sentralbyrå･Statistics Norway）.

インターネット資料

ノルウェー・サーミ議会（The Sami Parliament of Norway）のホームページ
http://www.samediggi.no/

スライド資料

The Sámediggi of Norway, 2011, *The Sami Parliament in Norway*（プレゼン用スライドファイル）.

（小野寺理佳）

第3章　サーミの教育の歴史と現状

品川ひろみ｜札幌国際大学短期大学部教授

はじめに

サーミの人々はスカンジナビア半島中部以北に居住する先住民族である。現在もノルウェー、スウェーデン、フィンランド、ロシアの４つの国が支配する地域に居住している。北欧３国では法的・慣習的に伝統的サーミ居住地域とみなされている地域（Sápmi）がある（庄司 1995：231）。

本章では、ノルウェー教育制度の確認および、サーミの人々への教育の歴史的な変遷を整理した後に、サーミ居住地域の一つである、ノルウェー北部に位置するフィンマルク県のカラショークとカウトケイノにおける学校訪問調査の結果をもとに、サーミの人々が多く居住する地域において、教育がどのような現状にあるのかについて検討する。

第１節　ノルウェーの教育制度

第１項　教育制度の特徴とサーミの教育

ノルウェーの学校制度は、小･中学校の義務教育が10年間、高校が３年間、大学が最少年限で３年間の、７・３・３・３制となっている[1)]。小学校の就学年齢は６歳からで、その年の12月31日までに満６歳になった児童が翌年の新学期に入学することができる。小学校の教育期間は７年間でその後の中学校は３年間である[2)]。

義務教育である小・中学校は市町村が管理・運営しているが、高等学校は県が、大学は国が管轄しており、教育段階によって異なっている。また、義務教育である小中学校はほぼ100％の生徒が卒業しているが、高校の進学率は約９割と日本と比較すると多少低い[3)]。

高校には普通科と職業科があり、普通科は語学系と理数系という２つのコースに分かれている。高校の普通科を修了すれば大学に進学できることになっている。一方、職業科は細かく分かれた職業別の中から学びたい職業を選び、そこで３年間学べば職業人として認められる。また職業科を選択した場合でも、大学入学資格試験に合格すれば大学に進学することができる[4)]。

高校以上の学校に進学する場合、入学試験はないが、高校進学の際は中学校の成績、大学進学の場合は高校の成績にもとづき選抜される[5)]。

授業は基本的にはノルウェー語で行われるが、サーミの生徒はサーミ語で教育を受けることができる。また母語がノルウェー語やサーミ語でない小中学校の生徒は、ノルウェー語で授業を理解できる程度になるまで母語教育を受けることができる。つまりノルウェー語が母語でない生徒も、ノルウェー語と母語の２か国語で学習できることに加え、ノルウェー語の特別教育を受ける権利が保障されている（山田 1993）。

ノルウェーの学校では義務教育段階から国立大学まで基本的に授業料はかからない。小中学校で

は教科書についても無料で学校が貸し出すが、その際すべての教科書にはカバーをつけ、１年間使用した後にカバーを外して返却する。サーミの生徒の場合もサーミ語で書かれた教科書が使われているが、サーミ語で書かれた教科書は市町村ではなくサーミ議会の予算で作られている[6)]。

第２項　学校教育別生徒数

ノルウェーの教育統計によれば、2011年時点でノルウェーにおける各教育段階の子どもの数は、就学前の保育所・幼稚園段階の児童が282,737人、小中学校に就学する児童・生徒数は、小学校段階の児童が423,374人、中学校段階の生徒は191,039人、合計614,413人である。

日本の高等学校にあたるUpper secondary educationは普通科と職業科を合わせ、232,180人である。そのうち普通科は195,418人、職業科の見習い実習生等は36,762人となっている。この他に成人教育機関として民衆高校（Folk high school：若者を主たる対象とした入学試験のない教育機関）があり、生徒数は7,164人である。

高等教育である大学をみると、公立の総合大学および専門大学は70か所あり、学生数は250,456人となっている（Statistics Norwayのホームページより）。

表３－１　生徒数（ノルウェー全体）

学校種別	在籍数
保育所幼稚園	282,737
小学校	423,374
中学校	191,039
高校	232,180
大学	250,456

第２節　サーミ教育の歴史

第１項　第二次世界大戦以前

サーミ社会における教育の歴史は、学校教育制度が始まる以前の1716年、キリスト教の布教活動の一環として始められた礼拝説教と教育にさかのぼることができる。布教活動をよりスムーズにするために、説教にサーミ語が使われたことや、教理問答のテキストをノルウェー語だけでなくサーミ語にも翻訳し出版した。その後1767年には、教理問答のテキストにサーミ語だけのものが出版されるなど、サーミ文化に近づく姿勢がとられた（長谷川 2009：4-12）。

しかし、それらの布教活動は1800年代の初頭には次第に下火になっていった。サーミの教育は、地域の学校の責任の下でなされるようになったのである。1822年にはサーミのための教員養成セミナーが設立されることになり、1826年にトロンデネスにセミナーが開設された（長谷川 2009：5；Hætta 2008：26）。しかし当初はトロンデネスの教員養成セミナーにサーミの生徒を入学させることは難しく、セミナーの教授内容も乏しいものだった。そのためサーミ居住地に近い地域であるターナやアルタに施設を移したり、トロンデネスセミナーをトロムソに移設（1848年）したりしている（Hætta 2008：26）。

学校教育におけるサーミ文化の取り扱い方は、学校で使用される言語に顕著に現れている。1800年代半ばまではサーミのための教員養成に力を注ぐなど、サーミの教育はサーミ語でおこなわれることが普通であったが、1851年にはサーミ語学校でノルウェー語が機能するように命令される

(Lehtola 2004: 44)。その後の1862年には学校で使用される言語についてのガイドラインである言語指導法が定められ施行されたが（長谷川 2009: 5)、その時点でもまだサーミ語は学校で使用されるべき言語として定義されている(Hætta 2008: 26)。しかし、1870年の法律改訂後にはノルウェー語とサーミ語のバイリンガルの教育が可能となり、1880年にはノルウェー語が学校で使用されるべき言語となった。さらに1889年には学校の授業はノルウェー語でおこなわれることが定められた(1963年まで)(Hætta 2008: 26)。

そして1898年には学校法により学校でのサーミ語は使用禁止となり（Lehtola 2004: 44)、サーミ語は補助言語として扱うこととされた（長谷川 2009: 5)。さらに1905年には、トロンデネスセミナーにおいてもサーミ語の使用が禁止され（Lehtola 2004: 44)、サーミ語はノルウェーの教育から完全に姿を消したのである（庄司 1995: 240)。

それと同時に、1800年代に行われていたサーミの教員養成についても、1900年代に入ると、ノルウェー人教師にとって代わられ、その採用が奨励されたのである（庄司 1991: 872)。このように1870年から1960年にかけての学校教育は、政府によるノルウェー化の教育であり、当時の社会的な要請であるサーミとノルウェー社会の統合化をめざしたものであるが、サーミ社会からみればそれはサーミの排除でもあった（長谷川 2009: 8)。

第２項　第二次世界大戦後

ノルウェーの教育から一度姿を消したサーミ語であるが、その後大きな変革がもたらされたのは、戦後であった。1948年には学校および教育に関する調停委員会が「サーミの学校および教育問題」のレポートをまとめた。それには、1880年代から続いてきた教育施策の中断と、サーミ史の概論を含めた歴史的経緯や、寄宿学校、サーミの教科書の状況、サーミ語の教師に対するトレーニング、そしてサーミの中学と高校について言及している（Solbakk ed. 2006: 82)。また同年にはオスロ大学にサーミ研究のコースがおかれたほか（Solbakk ed. 2006: 91)、トロムソ教育大学でもサーミ語教師の養成を再開している（庄司 1991: 864)。

トロムソの教員養成学校ではその後1953年にサーミ語での課程をスタートさせた。さらに北サーミ語の教科書が作成され、徐々に出版されるようになった。サーミ語の教育プログラムは、後にアルタ、ボーダ、カウトケイノ、レバンジャーとネスナの大学でも採用され、オスロとトロムソの大学プログラムはその後すぐに採用された（Solbakk ed. 2006: 86)。

1956年にはカラショーク・サーミ協会が結成され（Lehtola 2004: 58)、教会・教育省はサーミ問題を調査するための委員会を設置した。委員会は1959年に同化政策を完全に廃止する提言を盛り込んだ報告書を提出した（Solbakk ed. 2006: 84)。

1959年には小学校に関する教育法でサーミ語が学校での教授言語として認められるようになった(Lehtola 2004: 60; Solbakk ed. 2006: 85)。また、同年には、カウトケイノに職業学校ができ、それは後にサーミ高校となった（Solbakk ed. 2006: 87)。このように1950年代後半は学校教育にサーミの文化が急速に取り入れられ始めた時期といえる。

その動きは、その後さらに加速する。1967年にはサーミ語の基礎教育への導入がなされ（庄司 2005: 72)、小学校でサーミ語を第一言語として選択することが可能になる（村井 2008: 63)。1969年にはカラショークにサーミ語によるシックスス・フォーム（高校）が設立され、その後それ

はサーミ高校となったのである（Solbakk ed. 2006：87）。1974年にはアルタに教員養成カレッジが設立され、その後1989年にはサーミ大学に移管され、サーミ・ユニバーシティ・カレッジとなった（Solbakk ed. 2006：93；村井 2008：80）。

1997年にはノルウェー人とサーミ用の２つのナショナル・カリキュラムが初めて導入された（Todal 2003：185）。1999年、サーミ教育評議会が宗教および教育省からサーミ議会へ移管され（Solbakk ed. 2006：88-9）、翌年の2000年には、サーミ教育の権限についても、サーミ議会へ移管された。

このようにサーミの教育の歴史をみると、サーミとノルウェー社会の統合化、いいかえれば同化政策の中で、いったんはサーミ文化が排除されてきた。しかし第二次世界大戦後はサーミの文化をどのように守り維持するかが主要な課題となり、学校教育の中でもサーミの言語で学習する環境が保障されるように変化してきたのである。

では現在の教育現場はどのような現状になっているのだろうか。ここではサーミの人々が数多く居住するカウトケイノの中学校、カラショークの高校、カウトケイノのサーミ大学への訪問からその現状を明らかにしよう。学校訪問は2012年９月４日～６日、インタビューにこたえてくれたのは、中学校は校長、高校は元校長、大学は渉外担当者ならびに社会科学部の教授である。

第３節　サーミ中学校

第１項　概況

カウトケイノのサーミ中学校は同じ敷地内に小学校が併設されている公立の学校である。スウェーデンのサーミ学校と異なり（本報告書第２部参照）、法的な位置づけは一般の学校である。ただし、サーミ語が授業言語として用いられている点に特徴がある。

カウトケイノの子どもたちはほとんどがこの学校に入学する。2012年現在、中学校の在籍数は３学年合わせて96人、14歳から16歳までの生徒が学んでいる。しかし、20年前は120人ほどであり、生徒数は近年減少傾向にあるといえる。

教員は20人、うち正規の教員が17人、他はパートタイム（非常勤）の教員である。一般的な学校であればノルウェー語しか使用しないので12人程度でよいが、この学校ではノルウェー語とサーミ語の両方の言語を使用し、グループに分かれて授業をするため、通常よりも多く教員が必要となる。教員のほとんどはサーミ語ができるが、ノルウェー語や英語を担当する語学の教員の中にはサーミ語ができない教員もいる。

生徒のほとんどはサーミである。昔はトナカイの放牧をしている家庭が多かったため、トナカイの放牧をしている家族の子どもは寮に住んで授業を受けていた。授業は基本的に学校で行っているが、放牧の都合で通学できない子どもたちのために寮を用意し授業を受けられるようにしていたという。当時はおよそ40％から50％の生徒が寮に住んで授業を受けていた。最近では交通手段も発達してきたのでスノーモービルで通ってこられるようになった。また15年ほど前からインターネットを使用して学ぶことができる教育環境も用意されている。

この学校の特徴は、生徒がサーミ語を学習しなければならないことだろう。在籍する生徒のうち95％はサーミであるが、サーミであっても、ノルウェー語が第一言語でサーミ語が第二言語となっ

ている家庭もある。しかし、サーミ語を第一言語としているのは90％を超え、サーミ語がサーミ社会の中で根づいていることがわかる。

第２項　サーミ語の教材について

サーミ語で授業をおこなうためにはサーミ語で書かれた教科書が必要となる。しかし現状では教科書のほとんどはノルウェー語で書かれており、サーミ語で出版されたものはほとんどない。そこでノルウェー語で書かれた教科書をサーミ語に翻訳して使用している。

サーミ語で書かれた教科書がない場合には、ノルウェー語で書かれた教科書を使用することも珍しくない。つまりサーミ語の教科書がある場合は教員の説明も、生徒が使う教科書もサーミ語であるが、それがない場合には、説明はサーミ語で行っても、生徒が読む教科書はノルウェー語ということになる。複雑で大変だがノルウェー語の教科書でノルウェー語で教えてしまえば、サーミ語が消えていってしまう。教科書がすべてサーミ語ではない現状では、すべてをサーミ語で教えることができないという課題が残っている。

ノルウェーでは、中学校は市町村の予算で執行しているため、テキストも本来ならば市町村の予算で用意するが、サーミの教育についてはサーミ議会で行うという取り決めがあるため、教科書の翻訳をする場合もサーミ議会が管理する予算で行っている。そのためサーミ語で書かれている教科書は無料であり、市町村の予算を使うことはない。

第３項　サーミ語の現状

サーミ語で書かれた教材が全体的に不足していることは課題である。しかし、教科のすべてにサーミ語を使用することについては、学校によって、あるいは人によって異なる考えがあるようだ。

サーミ語がわからない生徒がいても、ノルウェー語がわからない生徒はいないという現状の中で、意識してサーミ語を使わなければ失われるとの危惧をもつのは当然ともいえる。しかし一方で、将来ノルウェー社会、あるいは国際社会で通用するような教育をという視点で考えた場合、専門的な知識を学ぶためには、むしろノルウェー語のほうが適当であり、ノルウェー語で書かれたものをあえてサーミ語に翻訳する意味を感じないという声もある。

数学の用語はサーミ語に直すことができないことや、その場面でしか使用することがないため、あえて新しいサーミ語をつくる必要もない。これについては物理や化学も同様である。サーミ中学校の校長も、「個人的には理系の科目はサーミ語よりもノルウェー語がよい」との考えを持っている。

科目によってはサーミ語を使用しなくてもよいのではないか。そのような考えは教育関係者はもちろん、保護者の中にもあるという。だが今日のようにサーミ語で学べる環境は、サーミの人々が努力し勝ち取った権利であるといえる。そのためサーミ議会やサーミ大学では、政治的な意味で、もっとサーミ語を使うよう、すべてをサーミ語で学ぶべきだという要請をしているという。

第４節　サーミ高校

第１項　サーミ高校の現状

この学校が設立されたのは1969年、シックスス・フォームとして設立されたのが始まりである。ノルウェーでは通常高校は自治体が所管するが、この高校は国が所管している国立の高校となって

いる。ノルウェー全土で国立のサーミ高校は、ここカウトケイノとカラショークの２か所だけである。

生徒数は３学年でおよそ150人と小規模の高校であるが、学生たちは地元のカウトケイノだけでなく、他の地域から下宿して通学している者もいるなど、地元以外の人々にも支持されている。その理由はいうまでもなく、この高校がサーミの教育を主眼としているからである。そのため生徒の80％～ 90％はサーミの生徒である。

写真１　サーミ高校（品川撮影）

第２項　入学の条件

入学に際してサーミが優先的に入学できることにはなっているが、サーミであることやサーミ語ができることが入学の条件にはなっていない。

高校に入るためには、義務教育を終え志願することになっている。生徒は希望する高校を第１希望から第３希望まで出す。その高校が定員に達した場合には成績で振り分けることになっている。またサーミの生徒を優先することになっているが、その方法としては、応募書類にサーミであるかどうかのチェック欄に記入することと、中学校のときにサーミ語を選択しているかどうかで決める。現状ではサーミである者が希望した場合、ほとんどすべてが入学できる状況であるようだ。

第３項　プログラムの特色

高校でのコースは全部で４つある。①進学コースと、②健康などの保健系のコース、③建築コース、④技術系のコースである。その他のカリキュラムとして、サーミの学生のためのノルウェー語のクラスや、サーミの学生のためのサーミ宗教のクラス、サーミの歴史などのクラスもある。

現在これらの４つのコースの中で、進学コースの希望者がもっとも多い。また男女別で見ると、建築コース、技術系コースの希望者は男子生徒が多く、女子はごく少数しかいない。一方で保健のコースは女子が多い現状である。

これらのコースの教育期間は２年で、進学コース以外はその後２年間の研修があり、資格をとり就職するという道筋である。

授業は基本的にサーミ語で行われるが、サーミ語ができない教員もいるので、その場合はノルウェー語で教えている。なかにはサーミ語とノルウェー語の両方を使い教えている教員もいる。すべての生徒がサーミ語が得意なわけではないので、両方の言語で補い合って教科を学びつつ、サーミ語も学ぶというようにしている。ただし、サーミの学生しかいないクラス、たとえばサーミの学生のためのノルウェー語のクラスや宗教のクラスでは完全にサーミ語で教えている。

学生の語学の現状として、サーミ語ができない生徒はいるが、ノルウェー語ができない生徒が入学してくることはない。

第４項　卒業後の進路とサーミ高校の課題

高校卒業後の進学先として多いのは、トロムソ大学である。オスロの大学を希望する学生もいるが、そこにしかない教科や専攻を希望する場合だけである。学生たちにとってトロムソが地域的にも一番手近な進学先である。他にはアルタのユニバーシティ・カレッジ（サーミ関係ではない）に進学する生徒が多い。地元であるカウトケイノにサーミ・ユニバーシティ・カレッジがあってもそこを希望する生徒が多いわけではないようだ。

教員はサーミである必要はないが、サーミ語ができなければならない。しかし現実にはすべての教科でサーミ語ができる教員を配置することは難しい。このことはサーミ高校としての課題でもある。サーミの高校でありながら、すべての教師がサーミ語ができる現状ではないことや、サーミの文化・言語をカリキュラムに入れたいが、まだ十分にできていない。

また、教員はサーミのための教育を行うために特別のトレーニングを受けているかといえば、そうではない。カウトケイノにあるサーミ・ユニバーシィティ・カレッジにはサーミの先生になるための教員養成コースがあるが、それは義務教育段階の教員のコースであるため、高校以上の教員は大学で専門がなければならない。その専門は基本的にはノルウェー語で学び、とくにサーミの教員になる教職コースをとっているわけではない。このように高校の先生になる場合には専攻がなければならないので、大学で学んだ後に教職のコースを取り教員になることはあっても、初めから教員になることを決めている人は少ない。

次の課題としては、サーミ語の教科書が少ないことである。もっとさまざまな教科に、詳しいサーミ語の教材がほしいが、現状では足りていない。そのためノルウェー語の教科書を使うなどの工夫をしているようだ。

インタビューにこたえてくれた教員は、「サーミとしての積極的なアイデンティティを啓発する上で教育は必要である。言語を維持したり、文化を維持したりしていく面で重要な役割を果たしている。カラショークから他の場所に移り住んだ時に自分がサーミとしてのアイデンティティに疑問を感じることがあるが、ここに住み、この環境にいれば、サーミであることを自然に認識できる」とサーミエリアであるこの場所で学ぶことの意義を述べていた。

第５節　サーミ・ユニバーシティ・カレッジ（ＳＵＣ）

第１項　設立の経緯と大学の概況

サーミ・ユニバーシティ・カレッジは、カウトケイノの高台に位置する近代的な建物にある。サーミ文化の多様性からインスパイアされたデザインが随所にみられるモダンな建物である。この建物

には、大学のほかにサーミ議会の教育部門、歴史の保存と人権団体、トナカイの放牧センターが入っている。

いわば総合センターとなっているこの建物は「デートシーダ（DIEHTOSIIDA）」と呼ばれている。デート・シーダのシーダはサーミの伝統的な小さい村という意味であり、いくつかの機関を全部合わせ一つの社会のように構成しているのがその由来である。

このような、伝統的な知識と科学のバックグラウンドを融合するということ、違うタイプの教育施設を統合することは、サーミの現代的なシンボルとしての役割をもっている。さらにデートシーダには、サーミ民族とそのほかの先住民族との国際的なつながりを結ぶ役割もある。国際的な会議やイベントを行ったりするのもその一つである。

さて、サーミ・ユニバーシティ・カレッジは、1973年にカウトケイノで発足したノルディック・サーミ研究所と、1989年秋に開学したサーミ・カレッジが2005年に統合され発足した。ノルディック・サーミ研究所はサーミの文化的・政治的な努力があり設立された機関で、サーミの言語や文化の研究をおこなっていた。

これら研究所と大学の融合には２つの意義がある。まず１つには、言語・文化・学習内容の点で、“サーミ環境”の下にある単科大学を創造するということである。もう１つは継続教育の一連の課程と授業を行うサーミ施設、つまり単なる教員単科大学を越える施設を作ることである。実際、サーミ・ユニバーシティ・カレッジはコミュニティーに対して明確な義務をもつ大学であり、より質の高い教員、プレスクールの教員、専門化した教員を生み出すことを目指している。

写真２　サーミ・ユニバーシティ・カレッジの建物（デートシーダ（DIEHTOSIIDA））
http://www.bygg.no/id/47942より

写真３　入り口フロア（品川撮影）

第２項　教育課程と学生状況

ノルウェーにはユニバーシティとユニバーシィティ・カレッジがあり、前者のほうが学術的に高いレベルであるとされる。また､通常ユニバーシティ･カレッジには修士課程までしか設置できない。

サーミ・ユニバーシティ・カレッジには、３つの学部と２つの修士課程のコースがある。学部教育では４年間の一般的な教員養成プログラムと、３年間のプレスクール教育とジャーナリズムを含む基礎的な教育を行う学科がある。また、特殊教育、体育、数学、サーミ工芸品（duodji)、バイリンガル教育学、社会科と教具の教育学の授業も開講している（Solbakk 2006: 93-5)。

学士課程の３学部とは、社会科学、サーミ言語、自然科学であり、どの学部も様々な形でサーミの伝統と関連している。

社会科学部には教職コースも含まれており、幼稚園から高校までの教員資格をとることができる。さらに社会科学部では法律、歴史、哲学などを学ぶこともできる。ロースクールではないが、法律のコースはいくつかあり、特に国際法についてのコースがある。

自然科学部にはサーミの伝統工芸について学ぶ課程や、トナカイの放牧についての学士課程もある。トナカイの放牧についてのコースはこの大学では人気のあるコースである。言語学部ではサーミ語ができなくても学士号がとれるようになっており、とくに生成言語学については修士課程まである。これら修士課程は最近始まったばかりという。ジャーナリズムの修士課程が正式に開講するのは2014年からである。

在学生の数はおよそ200人前後、学生数がこの程度なのは大学の規模の問題ではなくサーミの人口自体が少ないためである。教員は50人前後であり、そのうち専任の教授が６人、非常勤の教授が７人、講師の数は20人から25人ほどであり、それ以外のスタッフはおよそ100人程度である。

学生はごく少数をのぞき、サーミとして同じ言語を使い文化をもっている。学生の出身地は、地理的にはサーミが居住する４つの国にまたがっている（スウェーデン・ノルウェー・フィンランド・ロシア)。数は明確でないが、学生の大部分はノルウェー側サーミである。それに次いでフィンランドからが多く、スウェーデンからの学生は多少いる程度である。

写真４　サーミ工芸コース（品川撮影）

第３項　サーミ語

サーミ・ユニバーシティ・カレッジでは入学の条件としてサーミであることは問わないが、授業はそのほとんどがサーミ語で行われているため、サーミ語が使えなければ学習についていくのは現

実として難しい。それでもサーミ語ができない学生が入学した場合は、はじめにサーミ語の基礎コースを履修するところからスタートする。

最初に10週間のサーミ語の基礎コースをとり、その後１年間中級コースのサーミ語を学び、それから各専攻の学科に進むための申請ができる。つまりここで学習するための１つの基準がサーミ語の習得だといえる。

このようにサーミ・ユニバーシティ・カレッジでは言語学、つまりサーミ語にもっとも力を入れている。言語学としてサーミ語の理論を学ぶことは他の大学でもできるが、理論に加えコミュニケーション・ツールとして実践的に学習するのは難しい。その点サーミ・ユニバーシティ・カレッジでは理論だけでなく、実践的なサーミ語を学ぶことができ、それがこの大学の特徴の一つである。

現在ユニバーシティ・カレッジで使用する主要な言語は北サーミ語だが、日常、スタッフと生徒たちは、北サーミ語以外にも様々な言語を使用している。そのため北サーミ語以外で学習することができる環境を用意する計画がある。

第４項　学生の進路選択

サーミの学生の現状はどうなのだろうか。カウトケイノはノルウェー国内において、サーミの人々が多く居住する地域である。その地にサーミのための大学があることで、多くの学生が入学を希望しているのだろうか。その点について社会科学部の教授は次のようにこたえている。

「賢い、できのいいサーミの学生はここの大学には入学してこない。オスロとかもっとレベルの高い大学に行ってしまう。医者、法律家、経済家、ジャーナリストなど。有能なサーミはサーミ社会には残らず、流出してしまう。自分の息子もストックホルムのビジネススクールで経済学を専攻し、ハーバード大学でMBAを取得したが、サーミとはまったく関わりのない仕事についている。」

このように優秀なサーミはサーミ社会に残らず、他に流出してしまうことがあるという。また外に流出するだけでなく、教員になるため４年間専門的な教育を受けた学生が、教員にはならずサーミ議会に流れてしまうこともある。

一方でこの大学を出た学生の大部分はこの地域に残るという。サーミの教員が基本的に不足していることもあり、就職先は豊富にあるようだ。大部分の学生は、この大学で教職の課程をとり、教員としてこの地域に残る。しかし、残りの一部の学生は普通のノルウェー社会に出て行くので、必ずしも卒業生のすべてがこの地域に残るわけではないという現状がある。

第５項　サーミの教育の課題

この大学では、ユニバーシィティ・カレッジではなく、正規の大学院大学、つまりユニバーシティになるのが最終的なゴールであるとしているが、大学の規模などの問題からその実現の可能性は難しい。しかし、サーミ・ユニバーシティ・カレッジは先住民機関として2008年にWINHEC（世界先住民国連高等教育コンソーシアム）の認定を受けているので、通常の基準で大学院大学になるのは難しいかもしれないが、先住民という特性を打ち出した大学という基準ならば大学院大学になれる

可能性はある[7)]。

さて、サーミ・ユニバーシティ・カレッジの2012年から2016年までの戦略計画（Strategic Plan）によれば、今後の目標として以下の９項目が提示されている。

・社会の変化とニーズに合わせた進行
・サーミの文化的遺産の保護と促進
・ユニバーシティ・カレッジの特性である先住民機関としての可視化
・科学と伝統知識とのつながり
・サーミエリアにおける教育と研究を通じた適性と社会的ニーズの促進
・サーミと他の先住民社会の利益のため、より多くの学生の入学と、より有能な人材の教育をすること
・随時、研究の対象とリソースの優先順位を明確にする
・管理者、指導者と大学の研究においてサーミ語を強化する
・サーミに関する情報について、おもな社会のニーズを満たす

はじめの項目にみられるように、これまでサーミの教育は、まさに社会の変化とニーズの中で行われてきた。サーミ・ユニバーシティ・カレッジの教育や研究が、今後も社会の変化とニーズに沿いながら、サーミの社会と文化を守るために様々な戦略を計画している。

写真５　シアター
http://diehtosiida.no/より

写真６　会議室
http://diehtosiida.no/より

おわりに――サーミ教育の意義と課題

本章ではノルウェーにおけるサーミ教育の現状について、訪問した学校でのインタビューを中心にみてきた。今回の訪問地はサーミの人々が多く居住するいわばサーミエリアであるため、自治体が管轄する普通の中学校でありながら、サーミのための教育がなされていた。それはサーミ語が必修になっていることや、トナカイの放牧をしている家庭の生徒のため、離れていても学習できる教育環境を用意するなどの工夫にあるように、必要に応じて対応してきたものでもある。

一方、高校はサーミのための国立高校であり、サーミ語だけでなく、サーミの宗教や歴史など特色あるプログラムが用意されていた。さらに大学では、サーミ語に加えサーミ文化を専門に学習するコースや、教育環境が整っており、この大学がノルウェーにおいてサーミ教育の中心的な高等教育機関の一つであることがわかる。

このように、サーミの人々に対する教育では、サーミ語が導入されたり消えたりする歴史的な経

緯を経て、先住民を保護する世界的な動き、ノルウェー国内の法律整備、サーミ議会における活動などがあり、その結果として学校教育においてサーミ語が保障されるようになった。

しかしながら、そのように教育に力を注ぎ、ノルウェー社会とサーミ社会をつなぐ人材を育成したとしても、高校卒業段階で優秀な人材がサーミ社会から流出するという問題はサーミ社会にとって大きな課題だろう。

中学校の校長は「北サーミ語は消えていく運命にあると思う」と述べた。そのことは、優秀な人材であるほど、サーミ社会から流出するということとも重なる。たとえば、高校では「優秀な人材はオスロなど、都会に出る」ということや、サーミ・ユニバーシティ・カレッジでも、「優秀な学生はこの大学には入学してこない」という発言があった。

現在では国際的な動きの中で、先住民族であるサーミが守られているが、一方でサーミ自身がサーミとしてのアイデンティティをどのようにもつかは、個々人の意識によるところが大きい。一度消えそうになったサーミ文化を取り戻すためには、教育の場を使いサーミであることを意識的に経験することは重要だ。だが、それでもなお、サーミであることがその人にとって優先順位の上位になければ、より大きな社会であるノルウェー社会に取り込まれてしまうことは予想に難くない。サーミとしてのアイデンティティをどのように育むか、それもまた教育に関連する課題である。

学校においてどの程度それを意識した教育が行われているのかについて、今回のインタビューでは十分に明らかにできなかった。今後はそれらの点に着目し検討していく必要があるだろう。

注

1）大学院は修士課程、博士課程ともに最少年限が２年である。

2）ノルウェーの新学期は８月である（日本の外務省ホームページより）。

3）文部科学省によれば、日本における高等学校の進学率は97％を超えている。学校の管轄については外務省「諸外国・地域の学校情報」(日本の外務省ホームページより)、日本の進学率については文部科学省のデータを参照した。

4）外務省「諸外国・地域の学校情報」より。

5）外務省「諸外国・地域の学校情報」ならびに、高校訪問調査のインタビューより。

6）外務省「諸外国・地域の学校情報」ならびに、中学校訪問調査のインタビューより。

7）社会科学部・学部長のインタビューより。

参考文献

長谷川紀子, 2009,「サーメ人社会における学校制度と学校教育」名古屋大学大学院教育発達科学研究科教育科学専攻『教育論叢』第52号, 4-12.

Hætta, O. M., 2008, *The Sami: an arctic indigenous people*(2nd. ed.)(Davvi Girji OS).

Lehtola, V-P. translated by Müller-Wille, L. W., 2004, *The Sami People: traditions in transition* (University of Alaska Press).

村井泰廣, 2008,「翻訳 サーメ先住民の地域的特色」『環太平洋・アイヌ文化研究』6, 57-82.

Solbakk, J. T. ed., 2006, *The Sámi People- A Handbook*（Davvi Girji OS).

Statistics Norway, 2013, *Facts about education in Norway 2013: key figures 2011*（Oslo: Statistisk

sentralbyrå・Statistics Norway).
庄司博史, 1991,「サーミ民族運動における言語復権の試み」『国立民族学博物館研究報告』15巻3号, 847-910.
————, 1995,「民族としてのサーミ人の誕生　北欧の近代国家建設のなかで」川田順造編『ヨーロッパの基層文化』岩波書店, 229-45.
————, 2005,「サーミ――先住民権をもとめて」原聖・庄司博史編『講座　世界の先住民族　ファースト・ピープルズの現在06　ヨーロッパ』明石書店, 58-75.
Todal, J., 2003, "The Sámi School System in Norway and International Cooperation", *Comparative Education*, Vol. 39 Issue 2, 185-92.
山田敏之, 1993,「ノルウェー王国基本法」『外国の立法』32(2・3), 71-6.

インターネット資料

Statistics Norwayのホームページ
http://www.ssb.no/
駐日ノルウェー王国大使館のホームページ
http://www.norway.or.jp/
外務省のホームページ
http://www.mofa.go.jp/
文部科学省のホームページ
http://www.mext.go.jp/

パンフレット

サーミ大学のパンフレット
Sámi University College Strategic Plan 2012-2016

（品川ひろみ）

第４章　博物館と劇場を通じたサーミの復権

菊地　千夏｜北海道大学大学院教育学研究院専門研究員

はじめに

本章ではノルウェーにあるサーミの博物館と劇場（シアター）に焦点を当て、両施設のこれまでの活動あるいは存在自体が、現代のサーミの復権にどのように影響しているのかを明らかにする。そのために以下では、博物館（第１節）、劇場（第２節）の順で、それぞれにおける歴史、活動内容と組織のあり方、課題等を検討する。そして最後に、現代のサーミの表象のあり方について考察を加えたい（第３節）。

本章での取り組みは、現代日本にみられるアイヌ民族への再注目との比較を目的としている。北海道内では1984年、白老町にアイヌ民族博物館（通称ポロトコタン）が設立され、資料展示のみならず、特別展覧会や国際交流等の活発な活動が展開されている[1)]。また、2012年４月29日には釧路市に「阿寒湖アイヌシアター イコロ」がグランド・オープンした[2)]。イコロは国内初のアイヌ文化を発信するための専用劇場である。このような日本でのアイヌ・アイデンティティの「再生」状況を浮き彫りにするためにも、ノルウェーにおける博物館と劇場のあり方を概観し、両者の類似点と差異を分析することは有効であろう。

もとになる調査は、2012年９月にノルウェーの両施設において行われた（表４－１）。

表４－１　ヒアリング調査の詳細

調査対象（調査場所）	調査日程	ヒアリング対象者
１．サーミ博物館（RiddoDuottarMuseat）、於：カラショーク	９月４日午前	職員３人、うち学芸員１人（女性。以下、Aさんと表す）
２．国立サーミ劇場（Beaivváš）、於：カウトケイノ	９月５日午前	劇団ディレクター１人（男性。以下、H氏と表す）

以下の内容は、ヒアリング結果とその際に得られた資料を参考にまとめたものである。

第１節　博物館

第１項　歴史

ノルウェー国内にはサーミの博物館が４つある。私たちが訪問したのは、中央館としてそれら４つを統括するカラショークにあるサーミ博物館（RiddoDuottarMuseat）である（以下、本文ではRiddoDuottarMuseatのことを“サーミ博物館”と示す）。サーミ博物館は2012年現在、設立40周年を迎えた。しかし1972年の設立以前から、サーミのための博物館構想があったという。まずこの設立前史から紹介していこう。

(1) 設立前史

サーミ博物館の構想は、1939年に始まった。それは公的な機関からではなく、カラショークに住む一部のサーミとノルウェー人による個人的な集いの中で発案された。当時の構想として、トロンハイムにあるミーハーゲンという大きな博物館や、首都オスロにある国立民族博物館（Emanuel Vigeland Museum）に匹敵するような規模で作りたいという計画があったものの、計画の途中で第二次世界大戦が始まる。その結果、1943、44年頃には建設地付近が焼け野原となり、44年には計画自体が頓挫してしまった。

地域の復興が始まったのは1947年頃からであり、街や家屋が再建されていくなかで、もう一度、サーミの博物館を作るための準備委員会が設置された。委員会の最初の仕事は、戦争で失われてしまったコレクションの再現である。戦前は430点ほどのコレクションがあったけれども、ほぼすべてが焼けてしまった。委員会は焼けてしまったもののコレクションリストを作り、政府に資金を補填してもらえるように申請した。当時、戦争で被害の出たカラショークから北トロムソまでの辺りでは、政府による国民への復興支援金が提供されていた。この支援にもとづき、失われたサーミのコレクションに関しても援助申請をしたところ、国から5,000クローネの資金を得ることができた。

1947年からふたたび博物館設置の検討を始めたとき、ノルウェーの博物館協会に所属することを許可され、トロムソにある博物館とオスロ大学内にある博物館の協力を得て設立運動が進んでいった。この２つの博物館は、サーミのコレクションを非常に多くもっていた。その当時、委員会のトップには発言力のある者がおり、ノルウェー人の文化や生活様式が席巻している現代に、サーミの文化を残していくことが非常に重要であると政府に訴えた。その際、サーミ博物館の建設は、ノルウェー式の新しい文化に塗り替えられてしまう前に博物館として形を残していくために重要だとした。こうした政府への熱心な申し出が、設立までの布石として大きな力をもったという。

その後、1950年代には、ノルウェー・サーミの住まいを再現した家屋が作られ、それは今でも博物館の敷地内に残されている（写真１）。こうした建造作業の財源は、70年代の博物館建設の際と同様に、ノルウェー文化基金によって賄われた。

写真１　サーミの伝統的な住居（菊地撮影）

写真２　「サーミ博物館」入口（小野寺撮影）

(2) 設立から現在まで

かくしてサーミ博物館は1972年に建設された（写真２）。前史でみたように二度目の構想が立ち上がって以降、実際どこに博物館を建設するかということが議論になっていた。自治体との話し合

いにおいて、第１に地元の牧師の家を改装して博物館にするという案、第２にサーミが多く生活している川沿いの地域にある家を改装するという案、第３に現在の場所を使うという案が挙がった。最終的には、敷地面積8,000平方メートルの現在の場所に決定された。

現在の場所は当初は自治体所有の土地であったけれども、現在はフィンマルク県所有のものであり、借地である。サーミの特色として、個人で土地を所有している者ももちろんいるものの、トナカイの放牧のために、ある程度のエリアは共有のものであり、そこから借りているということになる。

設立の際、サーミ博物館のもっとも重要な役割として、サーミの人々が自分たちの研究機関をもつことと、自分たちが所有し自分たちで経営を行う博物館であることが掲げられた。ノルウェーの他の博物館や、スウェーデン、フィンランド、デンマーク等にあるサーミ・コレクションをもつ博物館では、サーミ以外が経営を担っている。その点サーミ博物館では、サーミの人々によって設立から経営まですべて担うことが目指され、実際にも、これまで運営されてきたという特色がある。

設立資金として200万クローネほど必要で、それらはすべてノルウェー文化基金から支払われた。設立から最初の20年くらいは資金が潤沢であったという。現在の財政基盤は、サーミ議会から下りてくる補助金が中心となり、ノルウェー議会からサーミ議会に予算がきた後、支給される。設置当初は文化省から直接サーミ博物館に資金が下りてくるという形式をとり、それは他に例のないことであった。かつてはサーミの博物館として優遇されていたことを物語っている。

1990年代半ばに、サーミ美術協会の人々によって、伝統的な工芸品よりも芸術作品のための美術館を作るという計画が持ち上がった。話し合いの流れでサーミ博物館が共同し、サーミ博物館の中に１つの専門部門として美術作品を置く方向となった。この点は現在、サーミ議会から承認を得て、サーミ博物館ではサーミの工芸品と他の美術品を一緒に展示するということになっている。その背景には、美術品と工芸品の境目が難しいという問題がある。工芸品１つにしても作家によってデザインが変わるため、美術品としての価値もあり、サーミ博物館内部を博物館と美術館というふうに棲み分けするわけにはいかない。

サーミの博物館が現在４つあるのは、2000年代にノルウェー芸術協会が国内の博物館を再編したことによる。小さい博物館はコレクションの移動や事務の負担を軽減するために合併され、その結果、共同のグループとして４つに編成された。サーミ博物館以外は、カウトケイノに１か所と、フィンマルク県の沿岸部に２か所ある。

現在、年間の入館者は４つの博物館を合わせて8,000人ほどである。入場料は一般が75クローネ、学生・お年寄りは50クローネであり、その他の自己収入はない。現在はサーミ議会からの補助金と、申請によって獲得したいくつかの団体からの助成金によって運営されている。会計の管理は４つの博物館を一緒にし、主となる事務所活動はサーミ博物館が担っている。設立当初から毎年、年次レポートをサーミ議会に提出している。

なお今後の計画として、2018年の完成を目指して、サーミ博物館の敷地内に新しい建物を作る予定がある。

第２項　活動内容と組織形態

博物館での活動は、美術品や工芸品の展示、保存、収集、そして発展させるための活動に分けることができる。以下、作品を中心にその活動を概観してみよう。

(1) 展示、保存、収集

サーミ博物館での展示は、壁一面に伝統的なサーミ衣装と装飾品を付けたマネキンが並ぶ（写真３、４）。衣装は地方によって異なり、男女や年齢によっても違いがみられる。地域的な違いは特別なルールにもとづくわけではなく、模様は同様で、色や身につける装飾品の自由度が高い。

写真３　地域別のサーミ衣装（菊地撮影）

写真４　男女および年齢別のサーミ衣装（小野寺撮影）

表４－２　サーミ女性の衣装の意味

地域	形式	女性装飾の特徴と慣習
カラショーク	伝統的	・結婚前はベルトのバックルが丸いもの、結婚後は四角いものを身につける ・帽子によって既婚、未婚、未亡人を見分ける。未亡人は夫と死別してから6週間は既婚者用を身につけ、その後は未亡人用を身につける
カラショーク南部	伝統的	足元の装飾が二色になっており、初潮を迎えると色が変わる
北トロムソ・西フィンマルク	現代的	足の巻物が女性の地位（状況）を示す。若い女性かどうか、結婚の有無などを見分ける

写真５　胸元にジュエリーを身につけるサーミ女性（品川撮影）

同じ地域でも男女の衣装は異なる。とくに女性の衣装や装飾には意味があり、ヒアリングでは表４－２の内容が明らかとなった。通過儀礼としての意味をともなって、その女性が結婚できるかどうか、子どもが産めるかどうかといったことを外見から判断できるようになっている。また、比較的現代的なサーミのアートとして、シルバー・ジュエリーがある。これも女性が身につけるもの中

心であり、写真５にみられるような丸いモチーフが特徴的である。

写真６　伝統的なサーミの住まい（品川撮影）

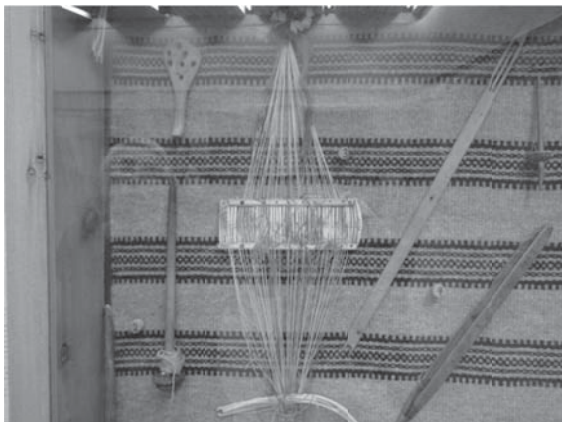

写真７　女性が使う織り機（品川撮影）

トナカイの放牧生活をしていたサーミの住まいとして、伝統的なテントがある（写真６）。伝統的といっても、20 ～ 30年前には当時の博物館館長が夏期に使用していたという。外気がマイナス40度であっても、中で火を焚けば過ごすことができる。写真６は中に梁がある据え置き型だけれども、梁がなく、上部を閉めることのできる移動型もある。

写真７は靴の上に巻く紐を作るための織り機で、女性の伝統的な仕事である。学芸員Aさんによれば､非常に難しい作業だという。紐は日本で「チロリアンテープ」と呼ばれる形状のもので､サーミのモチーフが織り込まれている。

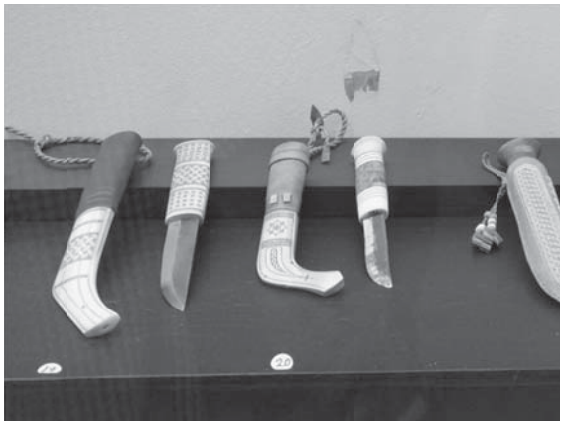

写真８　サーミ工芸品のナイフ（小野寺撮影）

写真９　最近でも使用されている船（品川撮影）

Aさんは工芸品を専門とし、ナイフ・コレクションの展示を担当する（写真８）。ナイフはカラショークにある会社によって新しく作られたもので、そのうちの１本は14,000クローネで買い取ったという。ナイフの柄はトナカイの角でできているものもある。

既述のように美術品か工芸品かの境目は難しい問題だが、作品か商品かという議論もつねに存在している。サーミの伝統的なモチーフやパターンでは個人的に特許が取れないようになっており、それはすべてのサーミに帰属するものである。特定の誰かが所有することはできないものの、誰も

が使うことができる状態になっている。

現在、収集のために美術品や工芸品を購入する資金は潤沢であり、展示会で展示されていた作品を買ったり、地元の工芸職人のところでかれらの作品を購入したりすることがある。それらをサーミの博物館で保存することになるけれども、それは作品なのか、商品なのかというのはいつも論点になる。作品は美術品でもあり商品でもあるため、線引きが難しいという。

写真９はある工芸職人によって作られた船である。彼（職人）は現在80歳を超え、作品づくりはしていないものの、自分で船を作り、これに乗って川を20マイル下ってサーミ博物館までやって来る。素材はグリーンランドで狩ったアザラシの皮である。この作品の場合、サーミ博物館が購入したわけではないのであくまで作品としての保存・展示となる。

以上のように、サーミ博物館では伝統的なものから現在のものまでを収集し、１つのフロアで展示しているというところに特徴がある。展示によって、サーミ社会の歴史や民族の特徴などの情報を発信していくことが博物館の役割である。展示は担当する学芸員の裁量に任されており、Aさんは「歴史的な伝統工芸と美術芸術を融合させるのが好き」だと語る。サーミ博物館はノルウェーでも数少ない博物館と美術館が合併されている施設であり、伝統的なものの中に現代アートを取り込むことによって、サーミ文化の発展の様子を示すことが可能となっている。

この他にも工芸品や美術品の中には、伝統性を生かしつつ新たなアイデアを融合させたモダン・サーミ・アートと呼ばれる作品もある。サーミ博物館では写真、絵画、動画などのモダン・サーミ・アートを収集しており、コレクションは2012年現在、1,000点を超えた[3)]。近年の若手の芸術家たちは、サーミの伝統ではなくノルウェーの一般的な芸術学校で現代ヨーロッパの芸術を学ぶことが多いので、ヨーロッパ系のアートの影響を受けた作品も多いという。

なお現在、博物館による教育的な活動は行われていない。設立して10年くらいの間は、各学校の子どもたちを集めて活動するプログラムがあった。しかし、本来の業務以外にそうした活動を行うことがスタッフたちの負担になり始めたため、スタッフは学校の教員に対して、どのように博物館のコレクションを用いるかということをアドバイスするようになっていった。こうして現在では、学校の中に先住民に関するカリキュラムが導入されるようになっている。

(2) 博物館の構成員

４つのサーミの博物館には15人の職員がいる。このうち６人は専門職員である必要があり、サーミ博物館にはそのうちの３人が勤務している。それぞれ文化歴史部門、芸術部門、保存部門を担当する。フィンマルク県にある２つの博物館には文化歴史部門に１人ずつ置き、カウトケイノの博物館は現在専門職員が欠員中である。

第３項　現在と今後の課題

専門職員が不足していることからもわかるように、職員の確保がもっとも大きな課題となっている。ここ５～10年ほどの間に大学に進学するサーミが増え、学歴は上がってきている。しかしサーミ文化を専攻して学芸員となり、現代サーミの問題点を指摘したり、今後の発展にかかわったりできるような人材は足りていない。トロムソ大学ではサーミ文化を専攻し博士号を取ることもできる[4)]けれども、そもそも実際に博士号を取った人が博物館をはじめ地元に戻ってくるということ

が少ない。せっかく博物館としてサーミ文化の保存と発展に力を注いでいても、専門職員が足りていないというのが現状である。

また、専門職員の資質に関してもある程度の水準が求められる。これまでの専門職員は、高等教育機関で専門的な教育を受けてはきていても、サーミの文化、伝統、価値、言語およびサーミ社会全体について十分な専門的知識をもっていなかった。ただし、すべてサーミの人たちで構成されるサーミ博物館の場合は、職員の資質は高まってきている。たとえばヒアリング対象者のうち、Aさんはサーミの工芸品に関する専攻で修士号を有し、別の１人はフィンランドの大学の博士課程に在籍中で、民俗学を専攻し、サーミ美術の歴史研究をしている。こうした人材を抱えるサーミ博物館は、ノルウェーにおいてサーミの文化や歴史を再生させるための先駆的な存在になっているといえるだろう。

第２節　劇場

続いて、カウトケイノにある国立サーミ劇場（Beaivváš）に目を向けてみよう（以下、本文ではBeaivvážのことを“サーミ劇場”と示す）。Beaivvážとはサーミ語で「太陽」という意味である（写真10）。サーミ劇場に関しては、“The Sámi People- A Handbook”（2006）に概況が述べられているため、その内容も参考に以下を構成する。

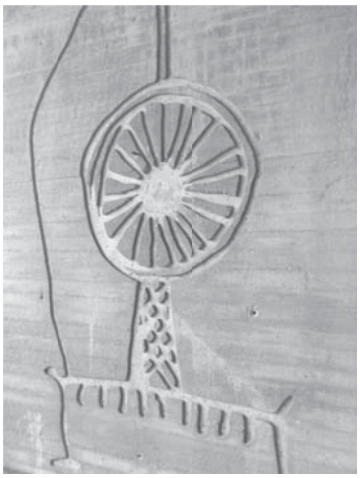

写真10　劇場内の壁にある太陽のモチーフ（菊地撮影）

第１項　歴史

サーミ劇場は1979年の末に、カウトケイノにあるコンサートホールの敷地の一画に設立された。設立の背景には、ダム建設の反対運動が関係している。当時、政府はカウトケイノとアルタで川をせき止め、ダムを作るという計画を打ち出していた。これに対して70年代後半から反対運動が高まり、カウトケイノのサーミの団結力が強まっていった。70年代以前、沿岸部のサーミはサーミであることを隠したり恥じたりする様子がみられたが、カウトケイノのサーミは比較的サーミ・アイデンティティを保持しているほうだった。1981年には建設へのデモも起こり、反対運動がもっとも盛り上がりをみせた。反対運動を通してサーミとしての団結を強めていったこの時期は、カウトケイノにおけるサーミにとっての「ルネサンス」といえる。この年、サーミ劇場は封切りを迎えた。

1981年はミュージカル委員会が設立された年でもあり、とくに政治的なメッセージのある演目が開始された。これが初めて舞台でサーミ語が披露される機会となり、大きな成功をおさめたことによって、歴史的なイベントとして位置付けられている。プロの演者だけでなく、アマチュアも交えて公演を行った。しかし最初の２～３年は財政的な制約があり、サーミ劇場は１年間に１つか２つの演目しかやらないざっくりとした形式の劇団として捉えられていた。当時はまだ経済的支援がないので、自分たちで申請したり、色々なところに掛け合ったり、寄付を求める活動を行っていた。申請は北ヨーロッパの文化財団や、ノルウェー文化基金などに出し、公演のための費用をねん出した。援助を受けられるようになってくると、１回ずつの公演ではなく、定期的な公演が定着していった。

1986年に、最初はカウトケイノ自治体、そして翌年にはノルウェー政府から公的な支援を受け始めた。ノルウェーからの公的支援は、まずは1987年から３年程度の期限付きとして始まった。

結果として1992年、国からの恒久的な資金を約束され、地域における劇場としての地位が付与された。さらに正式に国立劇場と認められたのは1993年のことである。サーミ劇場はオスロの国立劇場、ノルウェー劇場、ベルゲンの国立劇場と同じ足場に立つに至った。これらの劇場はノルウェー文化省からすべての財源を得ているが、通常では、地方にある劇場は文化省から70%、地方自治体から30%の割合で資金援助がなされる。ところがサーミ劇場の場合は、文化省から100%の財源を確保していたため、地方にありながらも正式に国立であり、特別なケースとなる。

2001年から、資金の提供は文化省から直接ではなく、サーミ議会を通じてなされ、年間1,900万クローネほどを受け取っている。土地と建物自体は自治体に所属するものであり、家賃も自治体が負担する。現在の劇場は1991年に建てられ、老朽化していることと、舞台が狭いことが問題となっているため、新しい劇場を立て直すために努力しているという[5)](写真11、12)。

写真11　次の公演に向けて準備中の舞台（品川撮影）

写真12　120席の客席（小野寺撮影）

年間では、大きな演目を２つ、小さな演目を３つ、４つ行う。サーミ劇場での公演には新しい演目があるたびに通ってくる固定客が多く、観客に恵まれているという。料金は通常180～200クローネほどであり、これはノルウェーの相場では安いほうになる。オスロやトロムソなどではもっと高く、たとえばトロムソで「ハムレット」の公演をする場合、350～360クローネに設定する。なお、チケット収入が収入金全体に占める割合はごくわずかである。

上演はサーミ語にて行われる。サーミ語を理解できない人のためにノルウェー語で字幕を出す。カウトケイノは観客数自体は多くないので、ノルウェーの他の地域やフィンランド、スウェーデンなどサーミ人口の多い地域をツアーでまわるのが基本である。劇団の義務と目的として、サーミの人々の住む地域をカバーした活動を行うということがある。

予算の多くはツアーに充てられる。１つの演目ができると、まずサーミ劇場にて皮切りとなり１、２回上演される。その後ツアーでオスロやスウェーデンをまわり、シーズンの終わりにまたサーミ劇場で２回程度演じる。サーミ人口が多いオスロはよくツアーにまわるが、観客の大部分はサーミ劇場の演目自体に興味をもっており、サーミの人々であるとは限らない。サーミ劇場は視覚的に優れた劇団との評価を得ており、そこに興味を持つ人々から人気が高い。

これまでにツアーで訪れたのはロシア、インド、ネパール、バングラデシュ、スペインなどがあり、今後2013年10月には東京の「シアターカイ」にて公演を予定している[6)]。

第２項　演目と活動内容

劇団ディレクターのH氏によれば、サーミには古典的な文学や戯曲があるわけではないので、上演される演目はほとんどがサーミの社会に何らかの関連をもつ内容で、新しく作られたものも多いという。ただし、確認できる範囲でこれまでの演目内容をみると、創作もさることながら、詩や随想などにもとづくものが目立つ（表４－３、写真13)。

表４－３　サーミ劇場におけるこれまでの公演の一部

公演年	演目名（筆者による訳）	形態や特徴
1981年	「Our Mountain Plateaus（われわれの山地)」	ミュージカル。ゴウプ※[1)] の詩にもとづく
1985年	「Even if a hundred ogres…（たとえ100人の鬼でも…)」	歴史の教科書にもとづく、振り付けのあるシリーズ
1989年	「Sami Fairy Tales（サーミおとぎ話)」	野外パフォーマンス
1990年	「The Son of the Sun's Courting in the Land（太陽の子の求愛)」	Anders Fjellnerの叙事詩にもとづく
1992年	「Language of The Heart（心の言語)」	３つの随想（ゴウプ、オルセン※[2)] からなる三部構成
1992年	「Different（差異)」	ロック・ミュージカル。ホモセクシャルへの偏見に焦点化
2000年	「A Mother's Heart is bleeding（母の心はひどく苦しい)」	俳優はNils Reidar Utsi。ボナカス（街）でのイベントにて
2003年	「Hamlet（ハムレット)」	ステージは氷で作られIceglobe Theatreと呼ばれた

※１）Ailo Gaup　※２）Stein B. Olsen

写真13 「Even if a hundred ogres…」1985年（Beaivváš パンフレットより）

サーミに関係のないところでは、シェークスピアの「ハムレット」を公演したこともある（写真

14)。しかしH氏は、できる限りサーミに関係のある演目をやりたいと考えており、脚本家にサーミの演目を書いてもらえるような指導・教育を行っているという。

演目の特徴として、衣装には伝統的なサーミのモチーフを用いることが多い。ただその際、衣装デザイナーは基本的にはサーミのデザインを中心とし、細かい装飾にアラスカのイヌイット、アメリカの先住民のものを取り入れることがある（写真15)。アイヌからヒントを得て熊の装飾を取り入れたり、日本の「能」の影響を受けたりしたものもあるという。

写真14 「Hamlet」2003年（Beaivváš パンフレットより）

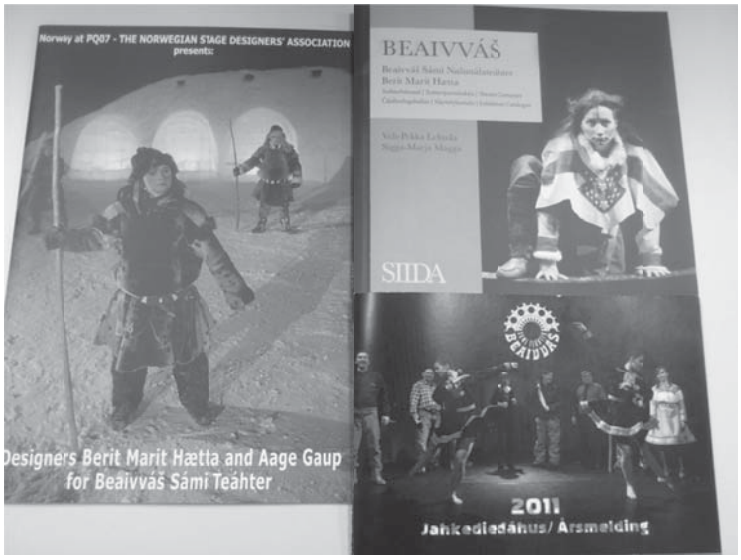

写真15　劇団製作の３冊のパンフレット表紙

サーミは楽器をもたず、特有の踊りもない。踊りはかつてシャーマンの踊りがあったかもしれないが記録には残っていない。キリスト教の伝来とともになくなってしまったという。歌もなく、ヨイクという声帯を震わせるチャントのみがある。伝統的なサーミの人々の光景としては、テントの中で火を焚いて集まり、座ってお酒を飲み、ヨイクで盛り上がるということになるだろう。テントの中では踊りまわれないという事情もある。

第３項　組織と今後の課題

サーミ劇場は株式会社形式をとり、H氏は劇団ディレクター兼社長の肩書をもつ。理事会があり、理事は全員サーミで、その大半はサーミ議会のメンバーで構成される。株式会社としてサーミ劇場がスタートしたとき、大部分の株は自治体が、残りの株はサーミ議会の２つの政党によって所有された。従業員の中の１人も理事のメンバーである。

従業員はH氏を除いて正規雇用で11人おり、うち４人が俳優、２人が技術員、５人が事務員で、すべてサーミである。舞台監督、舞台美術の要員はたいてい外部から招き、そうした演出家などはサーミではない。したがって、上演自体はサーミ語で行われるが、台本はサーミ語とノルウェー語の両方で書かれていることが多い。

H氏は1991年から支配人として勤め、従業員の中で唯一サーミではなくアイスランド出身である。今では演出も担当し、必ず１年に１つの演目は監督をする。カウトケイノに長く住み、演出経験も蓄積してきているので、サーミ文化について理解がある[7)]。

正規の劇団俳優は４人しかいないため、キャストは演目ごとに組織する。オーディション形式ではなく、テレビ出演者に打診したり、過去に公演に参加したことがあるメンバーにお願いしたりすることが多い。今後もオーディションの予定はないという。キャストはほとんどがサーミだが多少例外はある。現代のサーミ社会を題材にするような演目の場合は、サーミやノルウェー人に関係なく地域に住む人々にお願いしたこともあった。

しかし演目ごとにキャストが新しくなると、人材の教育・養成は大きな問題となる。H氏は、もっと俳優や脚本家の教育に投資したいけれども、今のところは資金が十分ではなく、思うようにトレーニングできていないと語る。とりわけ俳優はサーミ語で演じなければならないため、劇場は言語トレーニングの役目も担わなければならない。また、俳優経験のない場合や、若い俳優たちは積極的に教育する必要がある。

現在訓練中の新しい演目では、４人の若い俳優をキャストとして迎える。そのうち２人の女の子は俳優としての教育を受けてきたものの、残りの２人の男の子は劇団の舞台に立った経験がない。ただし、一方の男の子は人気のあるラップシンガーで人前に出ることには慣れており、もう一方の男の子はサーミの子ども番組の中で「お兄さん」役として活躍していた。近年の傾向として、若い人が劇団に入ってくる傾向は高まっている。ただその内実としては、男の子よりも女の子のほうが舞台女優になりたいと考えるようであり、男の子の志願者は少ない。しかし、より広い視野でみれば、オーディション番組が人気になりつつあるので、素人が応募してスターになっていくという傾向も徐々にみられてきている。こうした環境の中で、いかにサーミの俳優を確保し、教育していくかということが、目下のところ、そしてサーミ劇場の今後にとっても大きな課題となっている。

第３節　まとめ

以上、ノルウェー・サーミにおける博物館と劇場のあり方を概観してきた。簡潔に、両者のそのサーミとしての特徴を挙げるならば、まず博物館では、サーミの人たちによる所有と経営が基本であり、近年では職員のサーミに関する専門家としての資質向上も目指されるなど、構成員へのこだわりが目立つ。ただし、人数的には足りていないことが問題となっていた。サーミの表象に関しては、伝統的なサーミの衣装や住まい、工芸品の展示を主にしつつも、現代的なサーミ・アートの収集にも

余念がないことをふまえると、伝統的か現代的か（古いものか新しいものか）という観点へのこだわりはあまりうかがえない。博物館の主要な活動である展示がほぼ専門職員の裁量に任されていたことから、クリエイティブな活動にも寛容な姿勢をもっているといえるだろう。

一方、劇場でもサーミの俳優やスタッフを確保することは重視される傾向にあった。だが、サーミでなくともサーミ文化に理解の深いスタッフが中心となっていたり、サーミではないスタッフをいかに教育するかということが課題となっていたりした点を含めると、博物館より構成員には柔軟である。また、演目はサーミ文化をベースにしつつも、創作や異文化との融合に積極的であり、観客からは、視覚的な演目自体への評価が高かった。こうしたことから、劇場におけるサーミの表象はどちらかといえば現代的でクリエイティブな志向性が強く、先住民としてのサーミの伝統よりも、現代を生きるサーミのリアリティを示す役目が大きいといえる。

どちらの場合も、伝統的なあり方や歴史を全面的に出さなくともサーミとしての表象が可能となっていることは、サーミの現在と今後の権利を見据えるという意味では発展的で、有効なことであると考える。しかしノルウェーに限らず、たとえばフィンランドの国立博物館でもサーミは「植民地支配状況」に関する展示がないなど、古いものが十分に明らかにされていないという実態がある（本多・謝 2007）。こうして伝統的な、過去のものが色あせていき、クリエイティブな新しいもののほうに表象が偏っていく場合、先住民族・サーミとしての存在や価値をどう考えていけばよいかということは論点となる。またその際、博物館や劇場の役割と価値も検討していく必要があるだろう。これらは今後の分析視点の一つとして、アイヌ民族との比較考察の中で改めて深めていきたい。

注

1）財団法人アイヌ民族博物館，2012,「財団法人アイヌ民族博物館　略歴及び概要」
http://www.ainu-museum.or.jp/info/disclosure/profile1210.pdf（2013年１月15日閲覧）。

2）毎日新聞ｊｐ，2012年12月27日，「2012年ダイジェスト／北海道」(地方版記事)
http://mainichi.jp/（2013年１月15日閲覧）。

3）ただし私たちが訪問した際にモダン・サーミ・アートの展示はなされていなかった。

4）1970年代からトロムソ大学においてサーミの研究が可能になったという。また、カウトケイノにはサーミ大学もある。詳しくは第３章を参照。

5）舞台の両脇にはコンクリートが使用されており、有名な建築家による設計で、受賞実績もある。しかし劇場側の利便性については考慮されていないため、コンクリートの壁が邪魔となって舞台が小さくなってしまっていることが問題だということである。

6）なお日本へのツアーは札幌も視野に入れて検討したかったが、オーガナイザーがいないことと、劇団のセットを含めたツアーに莫大な経費がかかってしまうため難しいということであった。サーミ劇場としては、北海道と沖縄への遠征に興味をもっているという。

7）H氏は日本の大学への留学経験があり、文学部演劇科で学んだことがある。

参考文献

Solbakk, J. T. ed., 2006, “ The Sámi in Norway after 1945” in *The Sámi People- A Handbook*（Davvi Girji OS).
本多俊和・謝黎，2007,「博物館における先住民族表象―外国の博物館展示事例から―」『放送大学研究年報』25, 95-107.

（菊地　千夏）

第　２　部

スウェーデンにおけるサーミの現状

第5章　スウェーデン・サーミの概況

野崎　剛毅｜國學院大学北海道短期大学部准教授

第１節　スウェーデンの歴史とサーミ[1)]

北欧スカンジナビア半島に位置するスウェーデンは、日本のおよそ1.2倍（約45万km^2）の国土に日本の８％に満たない約950万人が住む、カール16世グスタフ国王をいだく王国である。わが国では福祉大国としてよく知られているように、非常に高い税金と高い社会保障で有名である。主要産業はボルボ社に代表されるような機械工業と化学工業、林業、IT産業であり、2010年にIMFが発表したGDPは4,587億ドル、１人あたりのGDPは49,183ドルにも達する。EUには1995年に加盟しているがユーロの導入は見送り、現在でも独自通貨であるスウェーデン・クローネ（SKE）を使用している。国民の８割はキリスト教プロテスタントの一派である福音ルーテル協会に所属しているが、1970年代後半ころより中東やバルカン半島、あるいはアフリカからの難民、移民を多く受け入れるようになる。その結果、現在はイスラム教徒の存在感がましており、社会問題の一つにもなっている。

デンマークの国旗に由来するスカンジナビアン・クロスと呼ばれる独特の国旗を持つことからもわかるように、スウェーデンは歴史的にみてもデンマークや隣国ノルウェー、そして東隣のフィンランドと関係が深い。だが、これら北欧諸国の関係が生じるはるか以前より、スカンジナビア半島北部にはサーミと呼ばれる民族が住んでいた。以下、本節ではスウェーデンの歴史を簡単に振り返りながらスウェーデンとサーミとの関係を確認していくことにする。

スウェーデンをはじめとする北欧諸国のルーツといえる国々がスカンジナビア半島に現れるのは決して古くない。スウェーデン人の直接の祖先はもともとドイツ北部に住んでいた。それが、８世紀ころにヴァイキングの一環としてスカンジナビア半島に移住していったと考えられている。しかし、スカンジナビア半島各地にはそれ以前からサーミの祖先と思われる人々が残したと考えられる数々の遺跡が見つかっている。また、紀元98年頃、ローマの歴史家タキトゥスが著した『ゲルマニア』には、フェンニーと呼ばれる人々が描かれた。これが現在のサーミであると考えられている。

994年ころになると、歴史上確認される最初のスウェーデン国王であるウーロヴ=シェートコヌング王が即位し、本格的な国家建設が始まった。1397年には、デンマーク女王マルグレーテの提唱により、デンマーク、ノルウェー、スウェーデンが共通してデンマーク王家を君主としてあおぐ同君連合・カルマル同盟連合が成立した。その後、北欧はしばらくの間、デンマークを中心とした強大な帝国となり、その支配を強めていく。

早くからデンマークの支配に対し抵抗活動があったスウェーデンは、1527年にグスタフ・バーサが国王に即位、グスタフ一世となりカルマル同盟から離脱、独立に成功した。1551年には使用されていないすべての土地をスウェーデン国王のものとする宣言を出し、結果としてこの頃よりサーミの人々への支配が強まっていく。

1618年にドイツで三十年戦争が始まると、1630年にはスウェーデンの伝説的な国王であるグスタフ２世アドルフが新教徒側で参戦､勝利を重ねていく｡グスタフ２世アドルフ自身は1632年にリュッツェンの戦いで戦死を遂げるが、この時の活躍でスウェーデンは一躍北欧の強国としてヨーロッパ諸国に知られることとなった。だが、北欧諸国が力をつけていくことは、各国の勢力問題を複雑にしていくことにもつながる。16世紀以降、北欧諸国の勢力争いはスカンジナビア半島北部にも波及していった。各国はサーミの土地を王室領と認定、そこに納税を条件として農民を送り込んで農地や牧草地にしていった。

サーミの土地が次々と失われ農耕地となっていくなかで、サーミの土地を守る動きも出ていた。17世紀の半ば、スウェーデンは、伝統的な生活共同体であるシーダを単位としてサーミが生活をしている地域をラップランドと呼び、ラップ境界を設けることで入植者を制限するという自治政策をとった。サーミはスウェーデン王室に対しラップ税を納めれば伝統的な生活をおこなうことを認められた。18世紀中盤以降には、再びサーミの土地に対する制限が強化され、サーミの土地所有権が事実上消滅し、王領地とされる政策がとられた。しかし、1867年になるとスウェーデンはイェムトランド以北をスカンジナビア山脈にそって山側と平地側に分割し、この境界線より山側の国有地はサーミのみが居住し生業を営むことができるとする制度を作り上げた。

このように、同化政策を強行したノルウェーなどと比べると、比較的に寛容なサーミ政策をスウェーデンはとっていたといえる。ただし、その一方で1886年にはトナカイ飼育法が成立し、トナカイ飼育をする者のみがサーミであるとした。これに代表されるように、スウェーデンは原則としてトナカイ・サーミしかサーミとして認めず、数々のサーミ政策もトナカイの飼育を辞めたサーミには適用させなかった。これはサーミたちの内部で深刻な対立を生じさせ、トナカイの飼育を辞めたサーミたちのスウェーデン社会への同化を促進していくことになっていく。

その後、サーミに対して取られた隔離政策的な教育政策については第７章第１節に、北欧のサーミたちの復興運動については第１章第２節に説明を譲る。

サーミや先住民族の権利を求める運動が高まるなかで、スウェーデンは1977年にいち早くサーミを先住民族として認定した。また、1993年にはサーミ議会を、1999年にはサーミ語を公用語の一つとする制度を作り上げていった。

1990年代以降、スウェーデンではサーミ政策にも影響をあたえることになる大きなできごとが２つあった。

１つは、スウェーデンのヨーロッパ連合（EU）加盟である。スウェーデンはナポレオン戦争以来の中立政策の伝統があり、両大戦にも参加していない。そのため、第二次世界大戦後にヨーロッパ石炭鉄鋼共同体（ECSC）やヨーロッパ経済共同体（EEC）などが設立され、ヨーロッパ統合の動きが生じても、これらを東西冷戦の西側諸国に連なるものとして参加を拒否し、一定の距離を取り続けていた。しかし、1980年代に東西冷戦が集結し、さらに1980年代終盤から1990年代はじめにかけて共産主義陣営が次々に崩壊していくとヨーロッパ共同体（EC）への接近をはじめることになる。すでにスウェーデン経済はEC/EUへの依存を高めており、EU加盟は経済活動上不可避のものとなっていた。1994年にはEUへの加盟をめぐる国民投票がおこなわれ、加盟賛成52.3％、反対46.8％という僅差でEU加盟が決定した。1995年にスウェーデンはフィンランド、オーストリアとともにEU加盟を果たした。

かつてナチス・ドイツがゲルマン民族とドイツ語によるヨーロッパ統合をめざし第二次世界大戦の悲劇を呼んだことへの反省から、ヨーロッパは戦後まもなくから民族・言語の多様性をひとつのテーマとしてきた。その結実として、少数民族や少数言語の保護を目的に、ヨーロッパ評議会が中心となって「地域言語または少数言語のための欧州憲章」(1992年発効）や「民族的少数者保護枠組条約」(1998年）などを策定している。このような流れは、言語・民族の多様性を基本理念のひとつとするEUへも受け継がれた。2000年には言語の多様性の保障を盛り込んだEU基本権憲章が公布された。また、ヨーロッパ評議会と合同で翌2001年を「欧州諸言語年」として、言語の多様性をアピールする様々な催しをおこなった。この際、EUの公用語だけではなく、「地域語、少数言語、移民言語、手話にも力を入れること」(原 2004： 7）が宣言されたのである。

EUへの加盟により、スウェーデンは必然的にこのような少数民族、少数言語保護の流れにのっていくことになった。サーミ語に対する様々な方策もEU加盟により促進された[2)]。2000年２月には「地域言語または少数言語のための欧州憲章」と「民族的少数者枠組条約」に批准した。とくに「民族的少数者枠組条約」に批准した際は、条約の規定に則り「スウェーデンの民族的少数者はサーミ、スウェーデン系フィン人、トーネダーレン人、ロマ人およびユダヤ人である」(訳文は渋谷（2005）による）との宣言をしている。ここに、サーミはスウェーデンの少数民族であるということが国際的に認められることになった。これを受けて2009年にはスウェーデン議会で「言語法」が成立し、「国はサーミ語、フィンランド語、メアンキエリ語（トルネダール・フィンランド語）、ロマニ・チブ語、イディッシュ語の５言語を国の少数言語とし、加えてスウェーデン手話についても、これらを保護し促進する責任を負う」(井樋 2010）とした。これら一連の動きにより、サーミ語のスウェーデン国内における地位は保護されていくことになった。

２つ目は、サーミ地域の世界遺産登録である。スウェーデン政府はサーミ地域のうち、ヨックモック、イェリヴァーレ、アルィエプローグにまたがる9,400km^{2}におよぶ地域をラポニア（Laponia）地域とし、文化遺産と自然遺産の複合遺産としてユネスコへの申請をおこない、1996年に認定された。これもまた、サーミ地域への注目を高め、民族運動の盛り上がりをうながすことになった。

このように、サーミの権利に関して様々な動きをみせているスウェーデンであるが、課題も抱えている。そのひとつが、先住民族の権利に関わる「ＩＬＯ第169号条約」の批准問題である。「ＩＬＯ第169号条約」は1989年に国際労働総会によって採択された、先住民族の保護に関する条約である。この条約は、先住民族に対する土地の返還までをも含めた非常に強い内容をもっている。サーミを先住民族にもつ国の一つであるノルウェーは、1990年にいち早くこの条約に批准した。しかし、スウェーデンやフィンランドは現在まで批准をしておらず、また今後も批准の見込みはないという[3)]。

また、1993年の「世界の先住民の国際年」、1995年から2004年の第一次「世界の先住民の国際の10年」、2007年の国際連合総会における「先住民族の権利に関する国際連合宣言」採択と、先住民族の権利に関しては、この10年、20年の間に急激な広がりを見せており、スウェーデンも国連宣言の採択にあたり賛成票を投じているが、それに関連した具体的な施策はまだ何も始まっていないという。これらの国際的な動向に対し、どのように対応していくかがスウェーデン政府にとっての大きな課題といえるだろう。

第２節　サーミ居住地域とサーミ議会

スウェーデン政府は、スウェーデン最北端であるノールボッテン県のうち、キルナ、イェリヴァーレ、ヨックモック、アルィエプローグの４市をサーミ地域（Sápmi）として認定している。これらの市では、1999年に交付された「行政当局および裁判所にかかわる場合にサーミ語を使用する権利に関する法律」により、「当該の行政地域における行政に関連する用件について行政当局と関わる個人は、文書および口頭のやり取りにおいてサーミ語を使用する権利」（橋本 2001：161）が認められているなど、サーミの人々のための施策が数多く取られている。サーミ地域はスウェーデン国土の16％にも達する広大な地域であり、そこに５万人弱しか住んでいない。もちろん、５万人すべてがサーミであるというわけではなく、もっともサーミ人口比率の高い町として知られるヨックモックでさえも、サーミの人口比率は10％程度にすぎないという（山川 2009：63）[4]。なお、先述のとおり、これらサーミ地域のうちの13.1％にあたる地域が、1996年に世界遺産としての登録を受けている。認定の理由は、「世界遺産の登録基準」のうち、以下の５点を満たしているためである[5]。

（iii）　現存する、あるいはすでに消滅した文化的伝統や文明に関する独特な、あるいは稀な証拠を示していること。

（ｖ）　ある文化（または複数の文化）を特徴づけるような人類の伝統的集落や土地・海洋利用、あるいは人類と環境の相互作用を示す優れた例であること。特に抗しきれない歴史の流れによってその存続が危うくなっている場合。

（vii）　類例を見ない自然美および美的要素をもつ優れた自然現象、あるいは地域を含むこと。

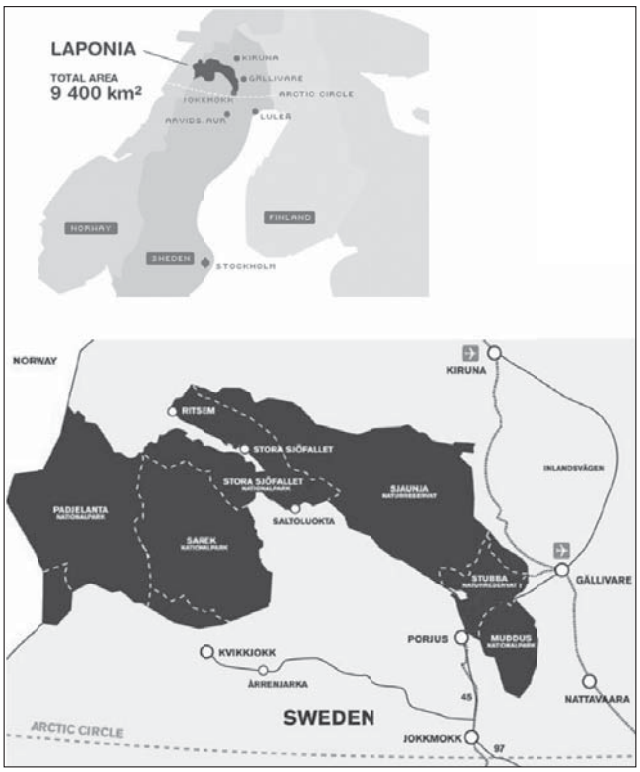

図５－１　Laponia地域[6]

（viii） 生命進化の記録、地形形成において進行しつつある重要な地学的過程、あるいは重要な地質学的、自然地理学的特徴を含む、地球の歴史の主要な段階を代表とする顕著な例であること。

（ix） 陸上、淡水域、沿岸および海洋の生態系、動植物群集の進化や発展において、進行しつつある重要な生態学的・生物学的過程を代表する顕著な例であること。

サーミ地域には、４つのサーミ学校やヨックモックのサーミ教育局など、サーミに関する様々な施設が集まっているが、なかでも重要なのがサーミ議会であろう。サーミ議会は1993年に設置され、キルナに事務局を置いている。現時点で専用の会議場をもっておらず、年に３回実施する総会は各地のもちまわりで開いている。定員は31人で、任期は４年である。現在の議会は2009年に選ばれたため、2013年にまた選挙がおこなわれることになっている。

サーミ議会は、スウェーデン議会への代表権をもっているわけではなく、その決定に対して直接影響力をもつことはない。また、サーミ議会の決定がそのまま立法となることもない。しかし、オブザーバーとしての地位をもっており、スウェーデン議会はサーミ議会の決定に対して最大限尊重しなければならないとされている。また、その根拠はサーミ議会法で定められており、「スウェーデン内におけるサーミ文化に関する問題を監視すること」が第一の目的となっている。

サーミ議会の議員は、サーミ議会事務局に登録され投票権をもったサーミによって選ばれる。2012年９月現在で、サーミ議会の投票権をもつ者はスウェーデン全土で7,510人である。スウェーデンのサーミ人口は20,000人前後とされることが多いため、おおむねサーミの３人に１人が投票権をもっていることになる。

2012年の調査では、サーミ議会の議長にも話しをうかがうことができた。現在、国連宣言などを受けて、ノルウェーやフィンランドのサーミ議会とも連携を取りながら北欧全体のサーミ条約をまとめる動きがでているという。また、サーミ議会はノルウェーとフィンランドにはあるものの、ロシアのコラ半島には存在しない。そこで、各サーミ議会が協力し、現在コラ半島のサーミやロシア政府に議会を作るよう働きかけているという。

表５－１　サーミ地域

	面積（km^2）	人口（人）
キルナ	20,714.66	22,974
イェリヴァーレ	16,950.53	18,484
ヨックモック	19,477.24	5,194
アルィエプローグ	14,594.73	3,136
計	71,737.16	49,788

注）１．数字はスウェーデン統計局による。
２．面積は2010年１月１日現在。
３．人口は2012年６月30日現在。

注

１）スウェーデンの概略についてはわが国の外務省のホームページ（http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/sweden/data.html）を参考にした。スウェーデンとサーミの歴史に関する部分は第１章の年表と庄司（2005）、百瀬他編（1998）、Kvarfordt, Sikku and Teilus（2005）、山川（2009）、野崎（2012）を中心に記述した。

２）2011年におこなったスウェーデン教育省サーミ教育局担当官への聞き取り調査による。

３）2012年におこなったスウェーデンサーミ議会議長への聞き取り調査による。

４）なお橋本（2000）によると、1998年現在のヨックモックのサーミ人口は、6,305人中1,000人ほどであるという。ただしこの数字は商工事務所職員への聞き取りから得られた数字である。

５）日本ユネスコ協会HP（http://www.unesco.or.jp/isan/list/list_3/）ならびに同HP内「世界遺産リスト世界遺産の登録基準」(http://www.unesco.or.jp/isan/list/standerd.html）による。

６）ラポニア地域公式HP（http://www.laponia.nu/eng/）より引用。

参考文献

原聖，2004，「欧州言語年からわれわれは何を学ぶか」『ことばと社会』編集委員会編『ことばと社会　別冊１　ヨーロッパの多言語主義はどこまできたか』三元社，6-13.

橋本義郎，2000，「北欧先住民族サーメの高齢市民が利用する日常生活支援サービス」『同志社社会福祉学』14，93-109.

————，2001，「スウェーデン最北部地方のコミューンにおいて行政当局および裁判所にかかわる場合にサーミ語を使用する権利に関する法律の対訳」『国際研究論叢』14，157-66.

井樋三枝子，2010，「スウェーデン　言語の法的地位を規定する言語法の制定」『外国の立法』243-2，16-7.

Kvarfordt, K., Sikku, N. and Teilus, M., 2005, *The Sami- an Indigenous People in Sweden*（National Sami Information Centre）.

百瀬宏・熊野聰・村井誠人編，1998，『新版世界各国史21　北欧史』山川出版社.

野崎剛毅，2012，「スウェーデンの先住民教育の現状と課題」『國學院大學北海道短期大学部紀要』第29号，71-84.

渋谷謙次郎訳，2005，「民族的少数者保護枠組条約」渋谷謙次郎編『欧州諸国の言語法　欧州統合と多言語主義』三元社，43-54.

庄司博史，2005，「サーミ――先住民権をもとめて」原聖・庄司博史編『講座　世界の先住民族　ファースト・ピープルズの現在06　ヨーロッパ』明石書店，58-75.

山川亜古，2009，「先住民サーミの人々」村井誠人編著『スウェーデンを知るための60章』明石書店，61-7.

（野崎　剛毅）

第6章　サーミの生活と復権をめぐる運動

新藤　　慶｜群馬大学教育学部准教授

第１節　本章の課題と調査の概要

序章、ならびに第５章で、サーミ全体やスウェーデン・サーミの概況を確認してきた。そこでは、かつてのサーミに対する同化と抑圧から、戦後の先住民の権利意識の向上や、ノルウェーにおけるアルタ・ダム事件、スウェーデンにおける税山地事件などを背景とした復権と再生へと転換されてきた様子が浮かび上がった。そこで本章では、限られた数ではあるが、サーミ住民に対する調査をもとに、現在の復権と再生の動きを、サーミ住民の生活や意識と関連させながら捉えることを目的とする。

なお、今回の調査は、2012年９月に実施したスウェーデン調査の一環として、９月４日にキルナ在住の５人のサーミ住民に対して実施した。５人の基本属性については、表６－１のとおりである。なお、D氏の「婚姻関係」欄の「同棲（サンボ）」であるが、スウェーデンでは1976年に親子法の改正によって、嫡出子・非嫡出子間の壁が取り除かれ、子どものもつ権利は平等であるとされた。このことにより、サンボ（sam-（一緒）＋bo（住む））と称される同棲の形態が珍しくなくなった。1987年にサンボ法も成立し、婚姻関係にある夫婦とほぼ同等の権利がサンボカップルにも与えられることで、サンボは社会的に承認された形態になっている（髙橋 2000：290-1）。

対象者の選定は、サーミ議会事務局のB氏に行っていただいた。B氏には、ご自身も調査にご協力いただいた。

表６－１　調査対象者の基本属性

	年齢	性別	出身地	学歴	婚姻関係
A氏	50歳代	男性	エルブスビュン	高校	未婚
B氏	50歳代	女性	イェリヴァーレ	大学	既婚
C氏	30歳代	女性	キルナ	大学	未婚
D氏	30歳代	女性	ルレオ	大学	同棲（サンボ）
E氏	10歳代	男性	イェリヴァーレ	高校	未婚

第２節　サーミ語能力とサーミ意識

それでは、上記の５人の方々に行った調査結果を詳しくみていく。まず、家族におけるサーミの血縁とサーミ語話者を表６－２に掲げた。これをみると、C氏・D氏・E氏の比較的若い世代は父母・祖父母がサーミの血筋であり、そのほとんどが北サーミ語を話せることがわかる。それに対し、A氏の場合は、実父のみがサーミの血筋であり、この実父がルレ・サーミ語を話していた。

表６－２　家族におけるサーミの血縁とサーミ語話者

	サーミの血筋の家族	サーミ語が使える家族	家族が使えるサーミ語の種類
A氏	実父	実父	ルレ・サーミ語
B氏	祖父母	なし	－
C氏	実母・実父・祖父母	実母・実父・祖父母	北サーミ語
D氏	実母・実父・祖父母	実母・実父・祖父母	北サーミ語
E氏	実母・実父・祖父母	実母・実父・祖母	北サーミ語

一方、B氏は、祖父母までがサーミの血筋だと答えている。祖父母がサーミの血筋であれば、実父か実母の一方はサーミの血筋であるように思われるが、この点についてB氏は、次のように語っている。

私は自分の生い立ちの中で、おじいさんとおばあさんというのは、親戚とかサーミ語を話している人はいたんですけど、生い立ちとしては、トーネダーレンといってバルト海の一番北、フィンランドとスウェーデンが合うところがあるんですよ。そこで育ったんです。そこでは、自分がサーミであるってことをあんまり聞かずに育ちました。というのは、親がトナカイをもっていたわけでもないし、そういうところでいたために、そしてスウェーデンの政府っていうのは、初めはトナカイをもつ人しかサーミでないと定義してたので、自分がサーミだと考えなかったのです。（B氏）

つまり、B氏の家庭ではトナカイを飼ってはいなかったが、当時のスウェーデン政府が設定していたサーミのメルクマールは「トナカイ所有」であった[1)]ので、親や自分はサーミだという認識を強くもっていなかったということである。

さらにもう一つ重要な点として、B氏は、次のように語っている。

サーミであるっていうことは非常に、キリストの傷みたい、くぎで刺された……スティグマって言いますよね。スティグマのようなもんで、非常にそれを体に負っているということはつらいことだったわけですよね。だからサーミであるよりは……名前も変えろっていう法律がありましたよね。だからトーネダーレンの住民である、トーネダーレン人というほうが、サーミよりもっと階級が上で、一番上の階級はスウェーデン人というステータスだったんです。

だから、サーミの女性がたとえば農業をしているスウェーデン人と結婚した場合、自分のサーミの伝統だとか、自分の持っている文化っていうのは、あんまり目立たせないように生きていたと思います。（B氏）

このように、サーミに対する差別が、逆にサーミ語やサーミの生活習慣を覆い隠す役割を果たし、結果として同化を進めることになった様子がわかる。庄司博史は、サーミの人たちが、ノルウェー語やスウェーデン語、フィンランド語などの多数派語を「十分に話せないことへの劣等感から、無口、消極性など人格形成にまで影響をおぼすことも指摘されている。……1960年代、差別を恐れ多数派への同化傾向が強かったフィンマルクの沿岸地域では、このようなサーミ人の行動パターンが逆にサーミ人を識別させる要素の一つであった……。こういう事実がかつては、少数派であるサー

ミ人を国家がノルウェー語などへ単一言語化する政策を正当化し、サーミ人自身もそれに疑いを差しはさむことがなかった」(庄司 1991: 858) と述べている。「差別への恐れ」から、サーミの人々が自ら同化される状況が見出される[2)]。なお、サーミの血筋だとされた祖父母は、基本的にはフィンランド語を話していたそうである。

このように、すでに家族内でサーミ語が受け継がれにくくなった状況もみられるが、対象者自身の現在のサーミ語能力は、表６－３にまとめたとおりである。これをみると、祖父母世代・親世代がサーミ語を話すことができるC氏やE氏は、かなり高いサーミ語能力を有することがわかる。とくにE氏は、「私の母語だから全部できる」と語っているほどである。D氏については、C氏やE氏に比べるとやや劣るが、それでも比較的高いサーミ語能力をもつ。

表６－３　調査対象者のサーミ語能力

	自分が使える サーミ語	もっとも得意なサーミ語の能力				サーミ語の 学習意志
		話すこと	読むこと	聞くこと	書くこと	
A氏	ルレ・サーミ語	簡単な内容なら話せる	文字が読める	基本的なことならわかる	簡単なメモが書ける	すでに習っている
B氏	北サーミ語	簡単な内容なら話せる	簡単な雑誌が読める	議会のやりとりなどがわかる	文字がいくつか書ける	すでに習っている
C氏	北サーミ語	流暢に話せる	本が読める	議会のやりとりなどがわかる	どんな文書でも書ける	習う必要はない
D氏	北サーミ語	かなり話せる	簡単な雑誌が読める	日常生活の話題がわかる	簡単なメモが書ける	習いたい
E氏	北サーミ語	流暢に話せる	本が読める	議会のやりとりなどがわかる	どんな文書でも書ける	NA

ただし、若い世代も、苦労なくサーミ語を習得しているわけではない。E氏は、「サーミ語では、この『聞き言葉』については全然影響を受けないけど、書くこと、それから読むこと、それはやっぱりしっかり自分で意識してサーミ語を持ちこたえるように意識がなければ、きっと悪くなるんじゃないかと思うんです。……とくに文法面で、ちゃんとしたサーミ語が書けるとか、そういうことは大事だと思っている。だからそういう意味では、書くこと、読むことについて、自分の心がけでこれから絶対失わないようにと努力している」と語っている。サーミ語能力を維持するために、普段から努力を重ねている様子がみられる。

このことに加え、大きな影響力をもつと考えられるのが、サーミ学校の存在である。第７章でもふれるが、サーミに対する教育は、17世紀にキリスト教の宣教師によるものから始まり、19世紀にはスウェーデンの教育制度への包摂が試みられたが、画期となったのは1913年の「ノマド・スクール」(遊牧学校) の設置である。これは、「サーミはスウェーデン人とは異なる民族であり、サーミらしくあるべきで、文化が混交していくことは望ましくない」という考え方にもとづいて置かれたものである。しかし、授業はスウェーデン語で行われ、また遊牧せずに定住化しているサーミの子弟は入学ができないなどの問題を抱えていた (野崎 2012: 77)。

このノマド・スクールは1962年に選択制となり、さらにサーミ子弟にとってより望ましい教育の実現を目指したサーミ学校が1981年に開設された (野崎 2012: 78; Solbakk ed. 2006: 198)。国立で５校設けられたこのサーミ学校に通うことで、サーミの子どもたちは、スウェーデン語とともにサーミ語を身につけることができるようになった。基礎学校に通っていたD氏より、サーミ学校に通っていたC氏やE氏がより高いサーミ語能力を有することは、サーミ学校による一定の教育効果

がうかがえるかもしれない。ただし、より上の世代であるA氏やB氏に比べ、C・D・E氏のサーミ語能力が相対的に高いことをふまえると、直接サーミ学校に通うか否かというよりは、サーミ学校においてサーミ語の教育が提供されるようになったというサーミ語教育の復権と再生の動きが、サーミの若い世代のサーミ語能力向上に大きな役割を果たしたものと考えられる。

一方、就学期にはサーミ学校が存在せず、家族にもあまりサーミ語話者がいなかったA氏やB氏は、サーミ語を習いながら、少しずつその能力を高めている様子がわかる。B氏の場合、夫もサーミであるが、やはり家ではサーミ語を教えられなかったという事情があった。そのため、大人になってから、夜間学校などに通いつつ、夫婦そろってサーミ語の勉強をしている。

このように、サーミ語の勉強に取り組み始めたことには、サーミとしての意識が関わっている。B氏は、サーミとしての意識について、次のように述べている。

> 私は何となく、自分は本当にサーミではないというような気がするんです。サーミの間では。ところが、ほかでサーミ以外の人と付き合うと、私はその人たちよりはもっとサーミだという意識がします。……どっちにも属しないというんじゃなくて、裏返せばどっちともに属することであって。私はやっぱり、サーミ以外の人のこともよく分かるし、サーミのこともよく分かると。だから、その懸け橋みたいな存在だと私は思っています。(B氏)

このように、サーミではあるけれども、親からは自身のサーミ性を否定的なものとして扱われてきたB氏は、サーミと非サーミの「懸け橋」と自らを位置づけている。ただし、そのことは、サーミとしての自分が存在することを明瞭に感じさせられることでもある。そうであるがゆえに、「わからない」「もうどっちでもいい」というのではなく、あくまで「サーミとしての自分」に向き合おうとし、サーミ語を習得しようという姿勢につながっている。

それでは、他の対象者を含め、いかなる局面で自身がサーミであると感じているかを、表６－４から確認してみたい。これをみると、すべての対象者が選んだ項目はないことがわかる。４人が挙げたものとしては、「1. 家族でサーミのことを話題にするとき」や「2. 家族でサーミの文化を実践するとき」など家族でサーミに関わる活動をするときや、「3. 家族以外のサーミの人々と関わるとき」、「5. サーミの文化や歴史に触れたとき」、「6. サーミ語にふれたとき」などサーミ性を持った人や文化とふれたとき、さらに「8. サーミであることで差別を受けたとき」となっている。

差別については、多くが「ある」と答えつつ、その具体的な中身についてはあまり聞くことができなかった。このことは、サーミの人々に対する差別の根深さを想像させる。そのようななか、B氏は、差別について、次のように語ってくれた。

> これは、ほとんど感じたことがない。１、２回というのはあるんですよね。……実は私、この仕事を始める前に、20年間先生として働いていました。そのときは、自分がサーミであるとかそんなこと関係なく、普通の先生として、みんなから尊敬されていたんですよね。今度、このサーミ議会の仕事をするようになってから、急に思い付いたのですけれど、ほかの人の見る目の中に、「これはサーミなんだ」っていう軽蔑のまなざし、急にパッと感じたっていう瞬間があるんです。これは私個人に対してではなくて、サーミという言葉というか、観念の中に含

まれているもので、そういうものがあるんだなってことを意識したわけです。それは、その人のもっている偏見が原因だと思っています。(B氏)

偏見にもとづく蔑みのまなざしを意識した際、それが「自分がサーミであるがゆえ」ということを感じさせられることになっている。

一方、３人しか挙げなかったものとしては、「4. サーミ以外の人々と関わるとき」と「7. サーミの人々の身体的特徴に気づいたとき」がある。サーミの身体的特徴については、混血も進んでいるであろうから、筆者が見ても判然としないところもあるが、「黒い瞳と黒い髪、東洋的な顔だち」(邱 2007: 143) と表現されることもあり、スウェーデンの人々の間では感じられるところもあるようである。

「サーミ以外の人々と関わるとき」については、先程のB氏の例のように、サーミ以外の人々と関わることで自身のサーミ性を認識するということである。しかし、これは、比較的若い世代のC氏・D氏からは挙げられていない。C氏・D氏は、B氏が挙げていないサーミの人や文化に触れることで自分をサーミとして意識すると感じている。そのため、これだけでは確たることはいえないが、比較的上の世代では、異質なものとふれることで内なるサーミ性を認識し、比較的若い世代では、同質なものと触れることで内なるサーミ性を感じる、という差異があるのかもしれない。

表６－４　自分をサーミとして意識するとき

	A氏	B氏	C氏	D氏	E氏
1. 家族でサーミのことを話題にするとき	○		○	○	○
2. 家族でサーミの文化を実践するとき	○		○	○	○
3. 家族以外のサーミの人々と関わるとき	○		○	○	○
4. サーミ以外の人々と関わるとき	○	○			○
5. サーミの文化や歴史にふれたとき	○		○	○	○
6. サーミ語に触れたとき	○		○	○	○
7. サーミの人々の身体的特徴に気づいたとき	○		○		○
8. サーミであることで差別を受けたとき	○	○	○		○
9. その他	○（詳細は不明）				

注）選択されたものについて○をつけた。

第３節　子ども時代のサーミ文化体験

このような意識の持ち方の違いをふまえながら、次に、対象者の生活の歩みをみてみたい。まず、子どものころに家族のなかで体験したサーミの伝統文化について、表６－５にまとめた。これをみると、トナカイとの関わりが多く挙げられている。サーミの人々が暮らす北欧の３か国のうち、フィンランド以外のノルウェーとスウェーデンでは、トナカイ飼育業をサーミの人々に独占的に認めている(櫻井 2004: 220)。これは、この地で長年にわたってトナカイの放牧を行ってきたサーミの人々が持つ権利となっていることを示している。と同時に、トナカイがサーミの伝統文化を構成する大きな要素となっていることもわかる。現在も、D氏を除く４人がトナカイを飼育している（表６－５）[3]。ただし、「トナカイ飼育にかかわるサーミ人はフィンランドで約30%、スウェーデン10-15%、ノルウェー 15-10%となっており、サーミ人の主生業ではない」(庄司 1995: 231-2) とされている。そのためトナカイは、生活の糧というより、サーミとしての象徴的な意味合いが強いものと思われる。

表６－５　子どものころに家族のなかで体験したサーミの伝統文化

	体験した伝統文化	トナカイの飼育	
		子ども時代	現在
A氏	トナカイの飼育、サーミ団体の手伝い	あり	あり
B氏	なし	あり	あり
C氏	トナカイと一緒に暮らす生活	あり	あり
D氏	トナカイ肉を食べる、マス釣りをする、伝承の話を聞く、裁縫・刺繍	あり	なし
E氏	トナカイの放牧	あり	あり

一方、子ども時代の人との交流についてみてみると、サーミの人々とはかなり深い関わりをもっていたことがわかる（表６－６）。それに対し、サーミ以外の人々とも、基本的には仲良くつきあっていた。ただし、C氏とD氏は「いじめられた」という経験を、多少有しているようである。

表６－６　子どものころの交流と通っていた教育機関

	サーミとの交流	サーミ以外との交流	１～６年生で通っていた教育機関
A氏	盛んに交流していた	仲良くつきあっていた	基礎学校
B氏	必要に応じて交流していた	仲良くつきあっていた	基礎学校
C氏	盛んに交流していた	仲良くつきあっていた・いじめられた	サーミ学校
D氏	盛んに交流していた	仲良くつきあっていた・いじめられた	基礎学校
E氏	盛んに交流していた	仲良くつきあっていた	サーミ学校

ただし、それがサーミ以外の人々との関係を断つということにはならない。C氏はサーミ学校に通っていたが、「私の住んでいた村には、その学校しかなかったんです」と話されたように、サーミ学校に閉じた関係を選んだわけではなく、最寄りの学校がサーミ学校しかなかったという事情であった。ゆえに、この学校にはサーミではない子どもも通っており、人数比としてはサーミと非サーミがほぼ半々だったという。しかし、この学校はもう廃校になったとのことである。

これに対し、E氏は、「（サーミ学校以外に）自然なチョイスはなかったから。他の選択肢というのは全然なかった」と答えており、積極的にサーミ学校を選んだ様子がわかる。

第４節　サーミの自覚

このような子ども時代を過ごしてきたサーミ住民たちだが、サーミとしての自覚が芽生えた時期は、割と多様になっている。この点をまとめた表６－７をみると、早い場合は「基礎学校入学前から（～６歳くらい）」で、遅い場合は「基礎学校上級学年のころ（13～15歳くらい）」となっている。ただ、日本でいえば中学校を卒業するくらいには、自身がサーミであるとの自覚をもつようになっていることがわかる。

表６－７　サーミとしての自覚が生まれた時期・きっかけとサーミに関する学習

	自覚が生まれた時期	きっかけ	サーミの言語や文化を学んだ学校
A氏	基礎学校入学前から（～６歳くらい）	親から聞いた	学校でサーミの言語・文化は学んでいない
B氏	いつごろかわからない	親から聞いた	大学
C氏	基礎学校上級学年のころ（13～15歳くらい）	勉強が進むにつれて、サーミであることに気づいた	サーミ学校・大学
D氏	基礎学校初級・中級学年のころ（７～12歳くらい）	親から聞いた	基礎学校
E氏	基礎学校入学前から（～６歳くらい）	つねに自覚している・親の働きかけ	サーミ学校・基礎学校（上級学年）・高校

サーミであるとの自覚をもったきっかけであるが、４人から挙げられたのは「親」をきっかけとしているということで、親によって伝えられて意識がもたれ始めることが多いこともわかる。E氏は、次のように語っている。

私の場合は、両親が両方ともしっかりと自分たちの意識と言葉をもって私を育ててくれたから、私にとっては自分がサーミであるということは、全然疑いもなく当然のこととして、そういう意味で非常に強い支持というのかな、自分に自信もあるし自意識もあるし、そういうふうなサポートがあって非常によかったと思います。(E氏)

ただし、「勉強が進むにつれて、サーミであることに気づいた」(C氏）など、サーミの人々や文化と接する環境のなかで育つことが、サーミとしての自覚を生む様子も見出される。

学校でのサーミの言語や文化に関する教育については、A氏だけが「学校でサーミの言語・文化は学んでいない」と答えている。A氏と同じ50歳代のB氏は、正規の大学の課程を終えたのちにサーミ語を習うコースに通った経験を持っている。また、30歳代より下の世代では、サーミ学校だけでなく基礎学校においても、サーミに関する言語や文化を学んだ経験が見受けられる。

第５節　就労と結婚の現状と意識

現在の職業やもっとも長く働いた職業、現在の世帯年収について、表６－８にまとめた。第１項でも触れたように、今回はサーミ議会事務局のB氏に調査対象者を選定していただいたため、ほとんどがサーミ議会関係者となっている。年収は「30 ～ 50万SEK未満」(約400 ～ 700万円）がもっとも多いが、D氏は「50万SEK以上」(約700万円以上）となっている。

一方、A氏はサーミ議会議長を務めるが、年収は「10 ～ 30万SEK未満」(約130 ～ 400万円）と、相対的に低い水準になっている。サーミ議会議員では、毎月定額の給与が支給されているのは議長だけである。残りの議員は、議会に出席した日数だけ給与が支払われる[4)]。その点では、A氏はサーミ議会議員のなかではもっとも安定した経済状態となるはずであるが、主たる産業であるトナカイ業が厳しいためか、比較的低い水準となっている。

就職・転職に関する困難はA氏のみが「スウェーデン社会がサーミに対して不寛容」と答えているが、他はすべて「なし」となっている。少なくとも、サーミに対する差別は、すべてのサーミの人々にとって大きな問題として認識されているというわけではないことがわかる。

表６－８　現在の職業と就職・転職に関する困難

	現在の職業	世帯年収	もっとも長い職業	就職・転職に関する困難
A氏	トナカイ業・サーミ議会議長	10 ～ 30万SEK未満	トナカイ業	スウェーデン社会がサーミ人に対して不寛容
B氏	サーミ議会事務局員	30 ～ 50万SEK未満	教員	なし
C氏	サーミ議会事務局員	30 ～ 50万SEK未満	公務員	なし
D氏	レントゲン技師・サーミ議会議員	50万SEK以上	公務員	なし
E氏	サーミラジオ局員	NA	サーミラジオ局員	なし

一方、恋愛・結婚については、深く考えている人もいるようである。この点を、表６－９にまとめた。これをみればわかるように、サーミに対するいわゆる「結婚差別」のことを心配する回答は皆無で

ある。そうではなく、自身の結婚によって、今自分が暮らしているサーミ社会に、配偶者や子どもをうまく迎え入れることができるかどうか、ということが主要な問題点である。それは、サーミ以外のスウェーデン人と結婚する場合、「サーミに対する理解」をもっている人かどうか、あるいは逆に、「サーミ社会に、その配偶者が受け入れられるかどうか」という問題点が生じうる。それは、サーミ社会が排除するというわけではないが、E氏が「スポンタニティ」という言葉で表現したように、サーミであれば自然とやりとりが交わせる空間に、自然に参加できるかどうかという問題である。

また、子どもについても、言葉の問題を中心に懸念が生じる。その際、これもE氏が指摘するように、「あまりサーミ語ができないことを指摘され続ければ、それは子どもにとって負担になるのではないか」という問題もある。このようなことを考えた場合、どのような民族的な背景をもった人と家庭を築くのかは、単に一家庭の問題ではなく、サーミ社会との関わりも視野に入れた検討が必要な問題となっていることがわかる。

さらに、その根底には、「サーミ社会の再生産」という課題も存在する。E氏が「本当のことを言って、サーミというのは実は絶滅の恐れのある存在というふうに言い切っていいと思うんです。絶滅寸前の存在ですから」と語っているように、「サーミは絶滅寸前」との問題意識がみられる。ただ、そこで重視されるのは、サーミ民族としての血というよりは言葉や文化である。このことは、サーミ議会議員選挙の投票資格が「自分がサーミであるという確信があること」と「サーミ語が話せること、もしくは親がサーミ語を話せること、もしくは祖父母がサーミ語を話していたこと」の双方を保持する者に認められている（野崎 2012：74）ことにも表れているように、サーミの人々の間では「血」よりも「言葉」が重視されていることと関わっている。そうであるがゆえに、子どもへのサーミ語教育が問題となる。このような状況から、「サーミ社会との関わり」といった場合には、「サーミ社会への理解」、「サーミ社会からの受容」とともに、「サーミ社会の再生産への寄与」という文脈も存在している。恋愛・結婚を考える場合、これら３つの文脈による「サーミ社会との関わり」を考慮することとなっている。

表６－９　恋愛・結婚において考慮する民族性

A氏	なし
B氏	主人に会って「あ、この人」って思ったときは、……彼がサーミであるかないかって考えなかったです。……そのあと難しかったのは、二人の間に子どもができなかったんです。実は、子どもが生まれないから養子をするっていうことになったときに、養子をもらったのはいいけれども、その子どもたちがサーミとしてみんなに認められるか、どうなるんだろうって非常に悩みました。二人とも養子ということです。そのときに初めてそのことを考えて、それが重要な問題だと思いました。
C氏	なし
D氏	若かったときには、きっとボーイフレンドは絶対サーミがいいわとちょっと信じていたんですけど。……スウェーデン人じゃなくてサーミのボーイフレンドとかのほうが、子どもに対していろんな意味でやりやすいんじゃないかと思ったから。今付き合っている方は（スウェーデン人だが――新藤注）すごいオープンな方なので、彼もサーミ語っていうかサーミを受け入れる、それも整っているから、そういう意味ではとっても。ちょっと安心、ほっとして、こだわらなくてもいいかな。その前に付き合っていたスウェーデン人の人は、「サーミなんてプンプン」っていう感じだったので結構大変だったんですよ。サーミのカルチャーについて「何か変なの」と思ったような人だったので、ちょっとやりにくかった。
E氏	・自分の将来のパートナーのこととか考えると、これ以上に重大な問題だから深く考えなければならない。なぜかというと、自分はいいけれども、家族をつくった場合、子どものことも考えるし、そうすると、子どもの言葉ということも考えなければならないし、文化も考えなければならない。自分にとって今まで、トナカイの育成というのか、放牧の仕事というのは、非常に自分にとって大事なものだったし、本当のことを言って、サーミというのは実は絶滅の恐れのある存在というふうに言い切っていいと思うんです。絶滅寸前の存在ですから、これを続けるとしたら、やっぱり非常に力を入れて本当にやっていかなければならないと思っている。たとえば、スウェーデンの女性あるいは男性と結婚した家庭があるんですよね。そうしますと、子どもたちのことを見ると、子どもたちはもちろん親の言葉だからわかっている。だけど自分たちがアクティブにそれを使うとなると、やっぱり抵抗があるとか。それからその抵抗のほかに、自分が本当にこれ、しっかり話してるんだろうか。あるいは、そういう疑いを持ったり、能力の問題もあるし、本当にやろうという気持ちの問題もあるんですけれども、実際に使う場合になると、非常に自信をなくしているということがあります。そしてやっぱりサーミ語みたいな、大体言葉については、「これは間違っているから、こういうふうに言って」と指示する、指摘する人がやっぱり周りに多いわけです。そうすると、あんまり注意があると自分の自信をなくしていて、言葉の自信だけでなく、自分も自信がなくなるようになるんじゃないか。本当に「自分でできる言葉」という気持ちがなくては、かわいそうだと思う。だから、こういうふうな意味でも、しっかり使って、自分の自信というか、そういうふうな気持ちがしっかり持てるというふうにしてやりたいと思うと、それは非常に大事というか、自分であんまりチョイスがないような気がする。非常に重大な問題だとも。責任を感じます。

・（調査者の「そうしたら、可能であれば、可能な限りサーミの女性と結婚したいと考えていらっしゃるんですか」という問いに対して）もちろんそういうふうになれば一番素晴らしいと思うけれども、もしそうならなければ、やっぱりたとえばスウェーデン人の女性だったとしても、彼女がサーミの文化だとか、言葉をしっかり習ってほしいと思う。たとえば、今まで見てると、みんな笑ったり、サーミの友達と話してて笑ったりジョークを言ったりいろいろやれて、説明しなくても自然に、スポンタニティ（spontaneity）という言葉があるけど、自由というか、思うままに、思ったままに話ができていいんだけど、誰かスウェーデン人の友達がいると、仲間はずれになったらいけないから説明してあげないといけない。説明していると、それをまた説明しないといけない、またそれも説明しないといけない、スポンタニティという言葉があるんですけど、それが失われてしまう。だから非常につらいんですよね、なんだか重くなっちゃうんです。

なお、日常的な人づきあいについては、表６－10にまとめたとおりである。「サーミの人々とのつきあいが多い」というD氏と、「サーミ以外の人々とのつきあいが多い」というA氏といったように両極端に回答は分かれたが、「サーミの人々、サーミ以外の人々とも同じくらいつきあっている」という状況が３人と、もっとも多くなった。ただし、この質問では、「つきあううえで、サーミかサーミでないかは意識していない」という選択肢を入れていたが、これはまったく選ばれなかった。つまり、「サーミの人とも、サーミではない人ともつきあう」というのは、「サーミかどうかを意識していない」からそうしているわけではなく、あくまでサーミか否かという意識はもちながら人々と関わっていると考えられる。その点で、サーミ性はつねに意識されていると受け止められる。

表６－10　日常的な人づきあい

A氏	サーミ以外の人々とのつきあいが多い
B氏	サーミの人々、サーミ以外の人々とも同じくらいつきあっている
C氏	サーミの人々、サーミ以外の人々とも同じくらいつきあっている
D氏	サーミの人々とのつきあいが多い
E氏	サーミの人々、サーミ以外の人々とも同じくらいつきあっている

第６節　現在のサーミ文化とサーミの将来

それでは、このサーミ社会と現在のサーミ住民との関わりはどのようなものになっているのだろうか。まずは、文化の側面からみていきたい。普段実践しているサーミ文化を表６－11にまとめた。これをみると、「サーミの旗を掲げる」や「トナカイ肉の燻製づくり」、「サーミの手工芸」など、具体的なサーミ文化も挙げられている。しかし、「森で過ごす」や「サーミの文化は四六時中ある」といった回答から、サーミの文化は、何らかの特定の活動やものづくりといったものよりも、自然に対しての関わり方といった生活様式として認識されていることがわかる。そのため、今後関わってみたいサーミ文化としても、「トナカイ皮のなめし」などがある一方で、「文化・伝統及び言語の使用」や「サーミ語を子どもに教えること」など、言葉や生活習慣を実践し、伝えていくということが必要だとも考えられている。

表６－11　普段実践しているサーミ文化と今後関わってみたいサーミ文化

	普段実践しているサーミ文化	今後関わってみたいサーミ文化
A氏	サーミの旗を掲げる、サーミ語をチェックする	文化・伝統及び言語の使用
B氏	子牛の焼き印入れ、トナカイ肉の燻製づくり	トナカイ皮のなめし、スズの糸での刺繍
C氏	森で魚を捕る、サーミの手工芸	なし
D氏	森で過ごす、伝統的な衣装で祭りに参加	サーミ語を子どもに教えること
E氏	サーミ語を話す、トナカイを飼うなどサーミの文化は四六時中ある	トナカイ業は鉱山問題[5]があって将来性がないので、別のことを考える必要がある

また、子どもの教育に関していうと、今回の調査対象者のなかで子どもがいたのはB氏だけだが、B氏の子どもはサーミ学校に通っている。このことは、サーミの文化全体の伝達を期待してのこと

とも考えられる。

このようなサーミの文化について、葛野浩昭は、次のように指摘している。

> アルタ・ダム闘争を通してサーミ人が求め獲得したものは、「自然資源」の利用権や占有権といった文脈を超えて、「サーミ人の民族集団がその言語、文化、生活様式を維持・発展させることができる」ための諸権利であった。そこでは、トナカイ遊牧やサケ漁労といった生業活動がサーミの民族文化とされ、それ故、「自然資源」は、単に生業活動の舞台や材料といった意味を超えて、その利用の仕方が、いや、それ自体が文化的意味を帯び、文化資源とでも呼べるようなものとして見つめ直されたともいえるだろう。(葛野 2007: 218)

このように、サーミの文化は、生活様式そのものと把握することができる。このことは、1996年にスウェーデン北部のサーミ地域が世界遺産登録されたことにもつながる。そこでは、「自然遺産」でも、あるいは「文化遺産」でもなく、その両者が結びついた「複合遺産」としての登録がなされた（葛野 2007: 219)。サーミの土地の自然と、そこへのサーミの人々の働きかけの両者が合わさってサーミの文化と捉えられるということだろう。

それでは、今後の生活のあり方はどのように考えられているのだろうか。この点をまとめた表６－12をみると、「サーミとして積極的に生きていきたい」が３人、「特に民族は意識せず生活したい」が２人であった。「特に民族は意識せず生活したい」の２人については、「人間であることが第１で、サーミであることは２番目なので」や「あるがままでいきたいから」ということで、サーミであるということをあえて前面に押し出していくことはしない、ということである。

表６－12　今後の生活のあり方

	今後の生活のあり方	その理由
A氏	サーミとして積極的に生きていきたい	DK
B氏	特に民族は意識せず生活したい	人間であることが第１で、サーミであることは２番目なので
C氏	特に民族は意識せず生活したい	あるがままでいきたいから
D氏	サーミとして積極的に生きていきたい	DK
E氏	サーミとして積極的に生きていきたい	DK

一方、「サーミとして積極的に生きていきたい」と回答した３人のうちＤ氏は、この設問に対しての直接的な答えではないが、サーミについて思うことの回答として、次のように語っている。

> サーミ議会もスウェーデンの国に仕切られている部分があるので、もうそれを全部なしにして、一からサーミの政治組織を作り上げたい。
>
> 会社からのサポートっていうのも考えながら、自分たちのカルチャーとか、自分たちの自然を自分たちで守るような仕組みをつくりたい。いつも国にお伺いを立てるのではなくて、自分たちで立てていきたい。
>
> 国としては、サーミを「こういうふうにこうやっています」とか、「サーミの文化がスウェーデンにあります」と、こういうふうに表には言うんだけど、でも実際の取扱いっていうか、そんなにないのでそこら辺をきちっと。彼らにも聞いてもらいたいって。まず聞いてほしい。(D氏)

まずは、「自分たちのカルチャーとか、自分たちの自然を自分たちで守るような仕組みをつくりたい」ということが基本にある。そして、それを実現するために、自らの政治組織をつくる。それは、スウェーデンという国に頼っているだけでは、十分に実現されないからである。このようなヴィジョンを描いた場合には、「サーミとして積極的に生きていきたい」ということになるのだと考えられる。

第７節　サーミ議会とサーミの内部対立

このような政治的な活動を考えた場合、まず思い浮かぶのはサーミ議会である。それでは、その代表である議会をめぐる動きは、どのように捉えることができるだろうか。

A氏は1993年のサーミ議会開設から議員を連続で務めており、現在５期目である。「サーミの持っているテリトリーを、自分の地域をそういうふうに鉱山だとか、開発の動きから守るため、防御するため」に議員になったと語っている。議長の下には３人の次長と呼ばれる職がある。それぞれ、「第１次長」「第２次長」「第３次長」と順序がつけられているが、このうち第１次長を13年間務めた経験を買われ、現在は議長の職に就いている。

サーミ議会には、全部で31人の議員がいる。政党は、2012年12月現在で10ある。政党については、表６－13のように、かなり変遷がある。2001 ～ 2005年については４つの党が連立を組む形になっていた。現在とは、政党も異なるので詳細は不明だが、おそらく連立を組む状況は変わらないものと考えられる。Ａ氏はこのうち、Vuovdega（森のサーミ）に所属している。

表６－13　サーミ議会における政党の変遷

	2001-2005年の政党[1]	議席	現在の政党[2]	議席
連立与党	Sámiid Riikkabellodat（サーミランド党）	10	Samelandspartoet/Sámiid Riikkabellodat	6
	Vuovdega（森のサーミ）	4	Skogssamerna/Vuovdega	3
	Min geaidnu/Mijjen geajnoe（われわれの道）	2	Min Geaidnu/Mijá Gäjnno/Mijjen Geojneo	3
	Laahkoe（われらは親類だ）	1		
	小計	17		
野党	Boazoeaiggádiid oktavuohta（トナカイ飼育者協会）	2		
	Samerna（サーミ）	4	Samerna	3
	Landsförbundet Svenska Samer（スウェーデンサーミ組合）	1	Landspartiet Svenska Samer	2
	Jakt och fiskesamerna（狩猟・漁労のサーミ）	6	Jakt - och fiskesamerna	6
	Mii Sámit/Vi Samer（われらサーミ）	1		
	小計	14		
			Albmut	1
			Guovssonásti	4
			Paritpolitisk obunden[3]	2
			Vilde	1
	合計	31		31

注）１）Solbakk ed.（2006 ： 196）より。
　　２）サーミ議会のホームページ（Samitinget 2012a）より。
　　３）Samitinget（2008）とSamitinget（2012a）の比較から、この党は、Samernaに所属していた議員が離党し、新しく立ち上げたものと考えられる。

これだけ多くの政党が乱立する状況についてA氏は、「政党同士のいさかいというよりは、同意できないという要素が非常にたくさん、大きく、幅広くあります」と語っている。政治の場ではさまざまな要素が関わるので、それなりに政党の数も必要だというわけである。

しかし、議会事務局のB氏は、この対立の背景について、非常に興味深いことを教えてくれた。以下、長くなるが、掲げさせていただく。

サーミっていうのはすごく分裂した人たちなんだ。分裂って、いろんな面で。これは政治的

にもそうなんですよね。とくに目につくのは、お互いの立場をみて、その段階を、これは上でこれは下っていうふうに……お互い同士のヒエラルヒー、段階づけを、価値観から見てこの人は上とか下とかみなすことにより、お互い同士のいさかい、対立、それからけんか。お互い同士に、非常に嫌な思いをさせることが多い。この理由っていうのは、スウェーデンが、サーミたちがそういうふうになるようにと思った政策を作ってきたに違いないと思います。やっぱり、なるべく対立させて力を弱まらせて、団結しないようにっていう考えがあるから。こういうふうなことを過去にのけて、それを乗り越えて、それは自分たちが生き残るサバイバルのためでもあると思って、そういう細かいことを乗り越えていかなければいけないということです。自分たちの価値、私は向こうよりは上でこっちよりというふうな見方じゃなくて、それぞれのサーミの今までの生活の歴史っていうのをそのまま認める、そして受け入れる、そして何とか仲良くしていかなければ。お互いの価値付けをして、いい人ばっかりとうまくやるということをやめなければいけないと思います。

……この対立については、やっぱり言葉が中心になるんですよね。その言葉が、北サーミ語、南サーミ語っていうんじゃなくて、言葉ができるかできないか。ポイントシステムで考えればいい。サーミの間で、ステータスというか順位を決めるとしたら、サーミ語ができるかできないかが１ポイント、サーミ工芸ができるが何ポイント、トナカイもってると何ポイントとか、伝統的に何がある、北で生まれたら１ポイント、南のほうではだめだとか、スウェーデン風になってしまった人は全然尊敬を受けない。トナカイのサーミでなくて、南に住んでてサーミということを自分で拒否してた、抑えて人にみせなくしてた人たちは、ダブルに阻害されてるんですよね。スウェーデン人でないってこと、それからサーミでもないと。そういうわけで圧迫感をもって、同じサーミであれどやっぱり違うサーミ。

それからトナカイ・サーミなんですけど、彼らはトナカイ業を続けていくということは、すごい苦労のある生活なんですよね。まず鉱山、それから水力発電でダムで渡れないとか、森林が伐採されたり森林がなくなったり、それで森の影響があると。それから野獣。トナカイを捕る野獣に対しても闘わなきゃならない。いろんなそれから制度も。おまけに少数なんですよね。本当にトナカイをもっている人って。だから、彼らは八方が敵であって、非常に苦労している人たちなんですね。その人たちが一番、言葉で言えば、生活に使うサーミ語の一番コアであり、一番広い語彙を使っている人たちなんですよね。

だから、そういうふうなことをみてみると、結局サーミといっても、実は何々の家系って、北のサーミ、南のサーミ、住んでるところもありますけれども、結局自分が何家に属しているか、血縁関係、家族とか親戚関係が一番大事なんですよね。だから、ある意味でクラン（一族）の世界。そういうわけで、ある親戚の者が悪いことをやってもかばったりして、それでまた不満が起きる。大きい家系だなんて威張ってるとか。そういう血縁の関係っていう考え方が……それは絶対表に出さないんです。絶対みんなも言わないけども、そういうのが下にあって、それが実は、隠れた仕組みで対立の大きな要素になっていると思います。(B氏)

ここからは、(1)サーミは一枚岩ではないということ、(2)言語、出身地、出身の家系、生業、文化の保持状況などから、格付けがなされること、(3)そのような対立はサーミの団結を弱めるので、

スウェーデンという国家は、政策を通じてこの対立を助長してきたこと、などがわかる。

このようなサーミ内の対立については、学術研究でも指摘されてきた。たとえば、庄司は次のように指摘する。

> かつての主生業・生活形態・移動範囲の異なる集団間の対立・反目については、しばしば報告されている。ノルウェーでは海岸サーミとトナカイ・サーミ、フィンランドでは農耕・川サーミとトナカイ・サーミ、イナリ・サーミとスコルト・サーミ、スウェーデンでは、南下した北サーミと地元のサーミ、定住～森林・サーミとトナカイ・サーミなどの間である。これらの多くは、著者の知る限り、前世紀以降、特に定住・遊牧の対立として、一般に描写されてきた。しかし、多くの場合、従来の生業集団が国境設定により伝統的遊牧経路の変更を強いられたり、南からの入植者により遊牧地を縮小された結果生じたものが多い。これらにより伝統的生業集団間には、種々の資源の共同利用や協力・分業関係において保たれてきたバランスが崩壊し、対立関係が始まったといえる。（庄司 1991：871）

サーミの間には対立があり、それは定住と遊牧の対立と描かれてきた。しかし、そのきっかけは、国境をもたないサーミの土地に国境を引いたり、入植者が開拓を進めたりといった外在的な要素である。その点で、サーミの対立は、サーミ社会外から強いられた対立だと捉えられる。

第８節　若者の運動

ただし、このようなサーミの対立を乗り越えるような動きもみられる。それは、若者の運動である。

サーミには、いくつかの若者組織がある。その代表格は、Sáminuorra（サーミヌオラ（サーミの若者））である。これは、第８章でもふれられるように、1950年に設立されたSSR（Svenska Samernas Riksforbund，スウェーデン・サーミ全国協議会）の下部組織として誕生する。SSRは、スウェーデン・サーミの経済的、社会的、法的、行政的、文化的な利益の保証と促進を目指して組織された団体である。その下部組織として、1963年にサーミヌオラは設立された。設立当初は「SSRの若者評議会」と呼ばれていた。1985年以降は、SSRやSame Ätnam（サーミの文化振興を目的とする全国協議会）、また北欧サーミ評議会との関係をもちつつ、独立した組織として運営されている（Solbakk ed. 2006：202-5）。

サーミヌオラは、14・15～30歳くらいの若者が所属することができ、この世代のサーミの40%が参加しているともいわれる[6]。このなかで、議長と８人の代表や補欠からなる委員会が形成され、この委員会を中心に活動が進められている。委員会のメンバーは、４年に１度の連合会議で選出される。

財源としては、サーミ議会の文化評議会や、後述する若者委員会、さらにイェムトランド県やヴェステルボッテン県からの助成金を受けている。また、特定のプロジェクトに対しては、さまざまな機関からの助成金を受けて運営されている（Sáminuorra 2012a）。

具体的な活動は、１つにはサーミの若者向け雑誌『Nuorat』の発行である。これについては、第８章で詳述されている。

もう１つは、若者向けの堅信式キャンプ[7]などを通じて、サーミの若者の交流の場を設定する

ことである。ただし、それは、かなり政治的な意味合いを帯びている。サーミヌオラのホームページには、以下のように書かれている。

> サーミヌオラは長い期間、サーミの政治学校として存在してきました。サーミ議会の代表者の中には、サーミヌオラで政治家としてのキャリアをスタートさせた人も多くいます。サーミヌオラは、今日あるサーミ社会を形成するのに、様々な形で積極的に貢献してきました。様々なプロジェクトを推進し、サーミ政治においても積極的に活動してきました。(Sáminuorra 2012b)

このように、サーミヌオラを通じて、サーミ議会議員になっていく者が現れるなど、サーミの若者に政治的な活動の基盤を提供している。自身もサーミヌオラを通じて議員になったD氏は、14歳でキリスト教の信仰を告白する堅信式を済ませて以降、大人とのつきあいが増えるなかでサーミヌオラに参加したと語っている。もちろん人にもよるだろうが、初めから高い政治的な関心があって入るというよりは、サーミヌオラに入ってから政治的な関心が高まる人も少なくないものと思われる。

そのほか、サーミヌオラの活動としては、気候問題を協議するヨックモック・ウィンターカンファレンスの実施、若者の舞台の実施、コーラスのコンサート、EU総会での講演、セクシュアル・マイノリティに関する調査や会議への参加、トルコの少数民族（Aleviter）の若者との交流などが、サーミヌオラの年次報告書で報告されている（Sáminuorra 2012a）。

また、サーミの若者団体としては、サーミ議会に若者委員会が置かれている。これは、５人の委員から構成されており、３人はサーミ議会から、残り２人はサーミヌオラによって選ばれる。委員の年齢は14 ～ 30歳で、任期は２年である。主要な業務は、若者政治の行動計画に基づいた活動である（Samitinget 2012b）。

現在、サーミヌオラの委員会メンバーであるE氏は、以下のように語っている。長くなるが引用したい。

> スウェーデン政府というのは、国連からもEUからも、先住民族の権利を守るということを早くやっちゃえと圧力をかけられているのに、ILO169号条約もこれは法律ではなくて合意ですよね。だから、スウェーデンはやり方が間違っているとどんどん言われているのに、まだ腰が上がらないんです。だから、よその国はよく注意して「こういうのはだめだ、だめだ」と言っているのに、自分たちのやってることがしっかりとわかってない。
>
> 実はスウェーデンは自信を持って、「自分たちは先住民族と認めてちゃんとしてる」というふうに思っている。今、まだ権利ということまで考えてないけれども、今回フィンランドが批准に調印すると、今度は余計に圧力が強くなるので、僕の望むことには、10年、15年したらもうスウェーデンもサイン、批准、調印しなくてはならなくなっているんじゃないかと、そういう望みをもっています。
>
> ……実は、ずいぶん長くなったんですけど、それはなぜスウェーデンがILOに調印しないかということですけど、スウェーデン人の考えでは、それはやはりこれに調印すると、この土地

をサーミに取られると思うんですよね。サーミにやってしまうということになると、そういう観念があるんです。でも、サーミたちの基礎的な土地に対する観念というのは全然別のもので、私たちは、サーミたちはこの土地というのは、私たちが次のジェネレーションの、次の世代の人たちから今、借りているものだと。だから、私たちの土地は、次の世代が生きていけるように使っていかなければいけないと思っている。だから、そこで根本的な違いがあるんですね。ただ、私たちサーミがこの土地に初めてやってきただけの話で、もしスウェーデン人たちがここに来ていたら、同じような生活をしたから、同じような考えでこういうふうな考えを持ってて問題はなかったんですね。……土地についてわいわい言うんですけど、2000年とか前のことを考えて、自分たちがここに来て初めて狩猟だとかトナカイをやってきた人間だと考えれば、別に問題はないと思うんだけど、それがわかってないからこういうふうな、そういう食い違いがあるから今、問題になっています。(E氏)

ここには、サーミヌオラでの、まさに政治的な学習の成果が表れていると考えられるが、サーミの目指す道と、現在の状況とのズレを的確に把握している。サーミの運動では、土地・水への権利、伝統的な生業の保護、サーミ語の活性化を直接的な要求とし(庄司 1991: 904)、それらを通じてサーミの人々の生活様式を営む権利を主張してきた（葛野 2007）が、その姿勢は、今日の若者にも受け継がれている。

ただし、E氏は、次のようにも語っている。

サーミ議会は争いが多すぎる。議員が長い人が多い。主張というよりもパーソナルな関係で葛藤、対立もある。国からみれば内輪揉めさせておけばいい。少しお金を与えて、内輪揉めさせておくというのが、政府の戦法。自分たち若い世代がそれを乗り越える役割を担っている。

……サーミ議会は、権力を持っていないので、権力を持つ必要がある。サーミ議会で争っていないで、国会議員になるとか、EU議会の議員になるとかした方がいい。これまでは本気になってやろうという人はいなかった。(E氏)

つまり、サーミが置かれた状況の深刻さを外在的に語りつつも、サーミ社会内部の対立もあって、問題が十全に解決されないということである。もちろん、このサーミ社会内部の対立は、前節の最後でみたように外部から強いられた対立である。しかし、だからといって、その状況を甘受するだけでは問題は解決しない。この点に切り込んでいこうという意欲が、若い世代には強く見出される。

第９節　小括

以上、サーミ住民の生活と意識を幅広くみてきたが、サーミの運動との関係で、５点ほど確認しておきたい。

第１に、サーミの文化は、基本的に生活様式と認識されていることである。文化というと、食事や工芸、儀式のような形式的な側面に目が向きがちだが、今回の調査では「森で過ごす」といった具体的な活動ではない回答が寄せられることが多かった。これは、サーミの人々がこれまで積み重ねてきた自然との関わり方をすること自体が、サーミをサーミたらしめると、サーミ住民には認識

されていると捉えられる。このことは、スウェーデン北部のサーミ地域が「複合遺産」として世界遺産登録されたことにも表れている。

第２に、サーミの人々が感じる「差別」とは、上記の生活様式を実行する権利を奪われていることである。具体的には水や土地の利用、生業の展開、言語の使用などということになるが、これらはサーミであるために必要な要素である。これらを十分に取り入れた生活ができないということが「差別」であるとの認識である。そのため、就職や転職、恋愛や結婚において、個人単位で不当な取り扱いをされるという「差別」の経験はほとんどなかった。もちろん、それらが調査で十分に引き出せなかった可能性があるが、たとえばアイヌの人々が経験する「差別」とは、位相が異なっていることがわかる。

また第３に、このような「差別」意識をもつがゆえに、昨今のサーミの復権と再生という流れは、サーミ住民には基本的に肯定されるものであった。この復権と再生をいかに進めていくかについて語る住民も多かった。

しかし第４に、この復権と再生は、サーミ社会内部の対立により、十全には進めがたい状況も見出された。これは、スウェーデン政府をはじめ、サーミを取り巻く外部の諸機構が、目先のちょっとした利益[8)]を提示するような政策や関わりを重ねることで、サーミ社会内を分断するという「強いられた対立」の側面があった。ただし、そこに、言語や出身地、生業などから構成されるサーミの人々のヒエラルヒーも絡み、サーミ社会内部の対立は大きな問題として感じられていた。

ただし第５に、この対立を乗り越えるような勢いを持つ、若者の運動も目立っていた。とくに、サーミヌオラは、約50年にわたってサーミの若者の「政治学校」として機能してきたが、その成果はますます大きなものとなっているように感じられる。サーミの目指す方向性、サーミを取り巻く状況、そしてサーミ社会が抱える問題までを、的確に把握し、その克服を目指す若者は少なくない。また、サーミヌオラのホームページを見る限り、サーミの若者は国境を越えた交流も活発に進めている。この若者の運動は、単に若い人々の運動であるというだけでなく、先を見通したたしかな運動であるとも感ぜられる。

この若者の運動がサーミを取り巻く状況やサーミ社会自体にいかなる影響をもたらすのだろうか。この点が、どちらかというとシステムレベルで進められてきたサーミの復権と再生の動きに、より強固な基盤と推進力が提供されるかどうかを左右するように思われる。

注

１）1971年のトナカイ飼育法改正により、「サーミの定義は、トナカイ所有者のサーミだけが『サーミ人』と分類され、他の職業のサーミは『スウェーデン人』とされた」(櫻井 2004：203)。

２）アイヌ民族についても、かつては「差別と偏見の中で、アイヌであることを自ら肯定できず、血を薄くし同化を志向していた」(小内 2012：196) 状況が見られる。ただし、その傾向には最近変化が生じ、現在の若いアイヌの人々は、アイヌ性を肯定的に受け止める様子も見られる（小内編 2012)。

３）B氏は、大人になってからトナカイを所有したと述べている。しかし、聞き取り時に記入を求めた調査票では、子ども時代もトナカイを飼っていたと答えている。だが、前項で紹介したように、「親がトナカイを持っていたわけではない」と答えている。詳細を確認するのを失念したが、

生家にはトナカイは一応いたけれども、トナカイ業をなすほどではなかった、ということかと思われる。

4）2011年８月に行ったサーミ議会事務局員B氏への聞き取りより。

5）キルナには、鉄鉱石を産出するキルナ鉱山がある。このキルナ鉱山の採掘によって、キルナの町の地下が掘り進められ、地盤が弱くなっているため、キルナの町自体を移動させる計画が進んでいる。キルナ鉱山が閉山した後は、さらに北の地域での鉱山開発の動きが進んでおり、トナカイの放牧地がさらに狭まる可能性が指摘されている（E氏への聞き取りより）。

6）D氏への聞き取りより。

7）堅信式とは、カトリック教会などで、洗礼を受けた者が、さらに信仰を強め、神の恵みを得るために行う儀式である。サーミヌオラでは、この堅信式にあわせ、堅信式を行ったサーミの若者と、リーダーとが山小屋でのキャンプを行い、教会に出かけたり、ハイキングを行ったりしている。2011年度は、堅信式を行った若者38人、リーダー５人が、３週間にわたってキャンプを行った（Sáminuorra 2012a）。

8）この点については、中澤（2005：35）で指摘される「ちょっとした便益・機会」としての“small opportunity”に示唆を得た。

参考文献

葛野浩昭，2007，「ローカルかつグローバルな資源へ、過去遡及かつ未来志向の資源へ――北欧の先住民族サーミ人による文化の管理と表現の試み」山下晋司編『資源化する文化』弘文堂，209-36.

邱景一，2007，『旅名人ブックス30　スウェーデン　第3版』日経BP企画.

中澤秀雄，2005，『住民投票運動とローカルレジーム――新潟県巻町と根源的民主主義の細道，1994-2004』ハーベスト社.

野崎剛毅，2012，「スウェーデンの先住民教育の現状と課題」『國學院大學北海道短期大学部紀要』29，71-84.

小内透，2012，「調査報告のまとめ」小内透編『現代アイヌの生活の歩みと意識の変容――2009年北海道アイヌ民族生活実態調査報告書』北海道大学アイヌ・先住民研究センター，195-201.

――――編，2012，『現代アイヌの生活の歩みと意識の変容――2009年北海道アイヌ民族生活実態調査報告書』北海道大学アイヌ・先住民研究センター .

櫻井利江，2004，「北欧諸国における先住民族の権利（二）――土地および天然資源に関するサーミの権利をめぐって」『同志社法学』56(2)，195-243.

Sáminuorra，2012a，“VERKSAMHETSBERÄTTELSE 2011，” Sáminuorra，（Retrieved December 6，2012，http://www.saminuorra.org/wp-content/uploads/2012/03/VERKSAMHETSBERÄTTELSE-2011.pdf）.

――――，2012b，“Om Sáminuorra，” Sáminuorra，（Retrieved December 6，2012，http://www.saminuorra.org/svenska/om-saminuorra）.

Samitinget，2008，*Information from the sami parliament: This is Sami Parliament in Sweden*，Samitiget.

――――，2012a，“Sametingets politiker / Sámedikki politihkkarat，” Samitinget，（Retrieved December

4, 2012, http://www.sametinget.se/1046).
————, 2012b, “Sametingets ungdomsråd,” Samitinget, (Retrieved December 6, 2012, http://www.sametinget.se/3810).
庄司博史，1991，「サーミ民族運動における言語復権の試み」『国立民族学博物館研究報告』15(3), 847-910.
————, 1995,「民族としてのサーミ人の誕生——北欧の近代国家建設のなかで」川田順造編『ヨーロッパの基層文化』岩波書店，229-45.
Solbakk, J. T. ed., 2006, *The Sámi People: A Handbook* (Davvi Girji OS).
髙橋美恵子，2000，「スウェーデンにおける結婚とパートナー関係」善積京子編『シリーズ〈家族はいま…〉① 結婚とパートナー関係——問い直される夫婦』ミネルヴァ書房，289-309.

（新藤　　慶）

第7章　サーミ学校関係者の教育意識

野崎　剛毅｜國學院大学北海道短期大学部准教授
新藤　　慶｜群馬大学教育学部准教授
新藤こずえ｜立正大学社会福祉学部講師

本章では、スウェーデンにおけるサーミ学校教師、保護者およびサーミ工芸学校教師、学生に対しておこなった調査から、彼らのサーミ教育に対する意識を明らかにしていく。第１節ではスウェーデンの学校制度とサーミ教育の実態を確認する。続いて、キルナとヨックモックのサーミ学校でおこなった調査から、第２節ではサーミ学校教師の教育意識を、第３節ではサーミ学校利用者の保護者の教育意識を確認したい。さらに、サーミ工芸学校でおこなった調査から、第４節で教員の教育意識、第５節で学生の意識について検討する。

第１節　スウェーデンにおけるサーミ教育の概況

第１項　スウェーデンの学校制度

図７－１－１の学校系統図にみられるように、スウェーデンの学校教育制度はきわめて単純な単線型をとっている。それぞれの学校の根拠となる法律は大きく３種類に分類される（二文字 2011: 12-3)。１つ目は「学校教育法」である。その第１条では「６歳児学級、基礎学校、高等学校、ならびにそれらと同等レベルの学校形態、すなわち知的障害児のための養護学校、特殊学校、サーミ学校」[1] がこの法の対象となることが謳われている。２つ目は「高等教育法」である。これは大学を中心とした高等教育を対象とする。３つ目は「第三の教育制度」と呼ばれる民衆教育に関わるもので、国や地方公共団体などによって組織される各種学習サークルや国民大学などがこれにあたる。

義務教育は９年間であり、基礎学校がこれにあたる。基礎学校はさらに３年ずつ、初級学年、中級学年、上級学年にわかれており、このうち初級学年と中級学年が初等教育、すなわち日本における小学校にあたる。上級学年は前期中等教育、つまり中学校である。基礎学校を卒業すると、ほとんどの生徒は総合制高等学校へと進学する。総合制高等学校を卒業するとその上には大学や専門的職業教育学校などが設置されている。だが、日本と異なり、進学を希望する生徒がすぐに大学へいくわけではなく、多くの生徒は高等学校卒業後に１年かそれ以上の「サバティカル期間」を設けるという。その間に旅行をしたり、別の学校へ行ったり、働いたりすることで見識を深め、そのうえで高等教育機関へと進学することになる。

二文字理明はスウェーデンの教育制度の特色として、「多様性とリカレント教育体制の堅持」「共存・共生の教育の普及」「教育の無償性の貫徹」などを挙げている（二文字 2011: 15-8)。リカレント教育は、「成人教育」や先にふれたサバティカル期間などに象徴される。一度働き、その後必要に応じて資格などを取得するために学校へ戻るということはスウェーデンにおいて一般的になされていることである。また、教育の無償性については、すべての学校段階において、その授業料のみならず「現代の教育ではあたりまえとされている教科書、筆記用具その他の文房具」(学校教育法第

４章第４条他）や学校給食（同第４章第４条a他）、さらには通学にかかる費用までが無償となっている。

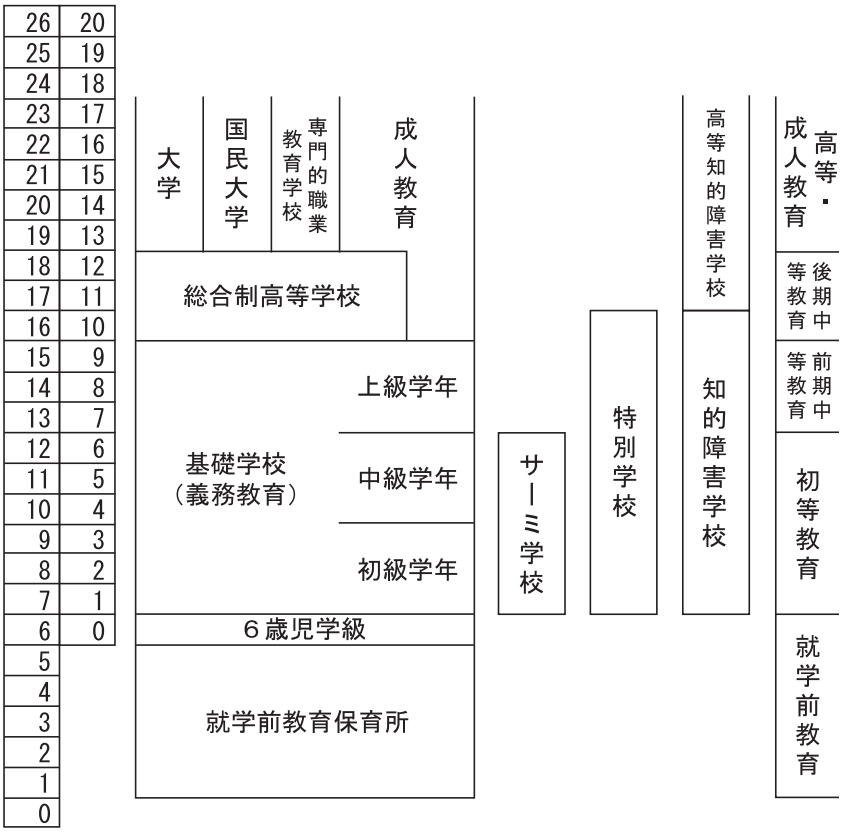

図７－１－１　スウェーデンの学校系統図

第２項　サーミ教育の歴史[2)]

スウェーデンにおけるサーミに対する教育は、17世紀前半にまでさかのぼることができる。1619年に聖職者であったニコラス・アンドレー（Nicolaus Andrae）が「ABC-book」をサーミ語に翻訳して使用したとの記録が残っている。しかし、このテキストはあまり普及することはなかった。1632年には同じく聖職者であったオラウス・ヌレニウス（Olaus Nurenius）と議員であったヨハン・スクデ（Johan Skytte）が、サーミのキリスト教司祭を養成するための学校をターナビーに作った。この学校は「スクデンスカ」(Skytteanska）と呼ばれ、1600年代の終り頃にはラテン語やギリシア語まで教えるようになっていた。1772年までの間に14人のサーミの子どもをウプサラ大学へと入学させたという。

1723年にはスウェーデン王室の勅令として、おもな教会には学校を併設しなければならなくなった。これにともない、1732年にオーセーレとヨックモックに、ついで1743年にアリエプローグ、1744年にユッカスイェルヴィ、1748年にフリンゲ、1756年にイェリヴァーレと学校が作られていった。これらの学校ではサーミと移住者の子弟を対象に、おもにサーミ語を使って聖書などの授業がおこなわれていた。

続く19世紀はサーミの教育が大きく変動した時期であった。様々な制度改革が行われたのち、

1896年になると、サーミの教育はサーミ民衆学校（Sami folk school）、聖書学校（Bible school）、民衆学校（folk school）のいずれかでおこなわれるようになった。いずれの場合においても、授業はスウェーデン語でおこなわれた。

20世紀のはじめには、サーミは先の３種類に「冬季コース」(winter courses）と「スウェーデン聖約キリスト教団学校」(the Swedish Mission Covenant Church Schools）を加えた５種類の学校から通う学校を選ぶようになった。これらは合わせて35～40校あったという。

1913年に、サーミの文化を保護し、スウェーデンの文化と混じり合うのを防ぐという目的でノマド・スクールが設置された。遊牧をしていたサーミはノマド・スクールへの入学が義務づけられ、他の学校へはいけなくなった。一方で、遊牧をしていないサーミはノマド・スクールに入学できなかったため、結果として遊牧をするサーミ以外のスウェーデン社会への同化がすすむことになった[3)]。また、教育はスウェーデン語で行われた。ノマド･スクールはコータ（kåta）と呼ばれるサーミの伝統的なテントを模した校舎を村の学校に隣接して作ることがつねとされた。この校舎は学校教育には向かなかったため、1940年には廃止されることになる。

このようなサーミを分離する政策も、1960年代以降、徐々に選択の自由を尊重し、またサーミ文化を復興させるための政策へと転換していく。1957年に改正されたノマド・スクール令は、サーミ子弟がノマド・スクールと基礎学校のどちらに通うかを選択できるようにすべきであるとした。これを受けて1962年に、スウェーデン議会はサーミの人々が自由にノマド・スクールか基礎学校かを選択する機会を与える決議をした。1969年にはサーミ学校においては極力サーミ語を用いるべきであるとする教育計画が策定された。なお、1964年にスウェーデンの義務教育が９年間へと拡大した際、イェリヴァーレに唯一のサーミ中学が作られている。

1976年には、移民や言語マイノリティの母語教育を保障するという政策のなかで、基礎学校や高等学校においてもサーミ語教育が受けられるようになっていった。1980年にサーミ学校を管轄する教育局が独立し、1993年にサーミ議会が設置されるとサーミ学校の運営もサーミの手でおこなえるよう体制が整えられていくことになる。

次節以降にみていくように、50代以上であるサーミの人々はサーミ学校あるいはノマド・スクールに通いながらもサーミ語を使うことを禁じられており、今でもサーミ語を苦手とする者がいる。「サーミの失われた世代」(第４節参照）と呼ばれたこのような流れが変わったのが、1960年代の一連の改革であった。その背景には、サーミの人々の民族意識の高揚があった。1953年のヨックモックにおける第１回北欧サーミ会議の開催や1956年の北欧サーミ評議会の結成、1966年の「税山地」問題などが、サーミの人々のアイデンティティを刺激し、民族の権利を求める動きを活発化させていった。とくに1970年代にノルウェーでおこったアルタ川のダム建設反対運動は世界的に注目され、サーミの人々の意識を高めていったのである。

第３項　今日のサーミ教育の概況

先にみたように、スウェーデンの学校教育法は第１条において基礎学校や高等学校、障害児学校と並ぶ学校としてサーミ学校を位置づけている。サーミ学校は国立の学校として教育省が管轄し、サーミ議会によって指名された委員が属するサーミ教育局（Sameskolstyrelscen：SamS）が運営している。教育目的は学校教育法第８章第１条において、「サーミ民族の児童にサーミ民族のための

教育を基礎学校の第６学年まで提供すること」とされている。また、「義務教育学校、６歳児学級ならびに学童保育所のための教育課程」では、「サーミの文化遺産に親しんでいること」と「サーミ語で話し・読み・書くことができる」ことが卒業までの到達目標として設定されている。

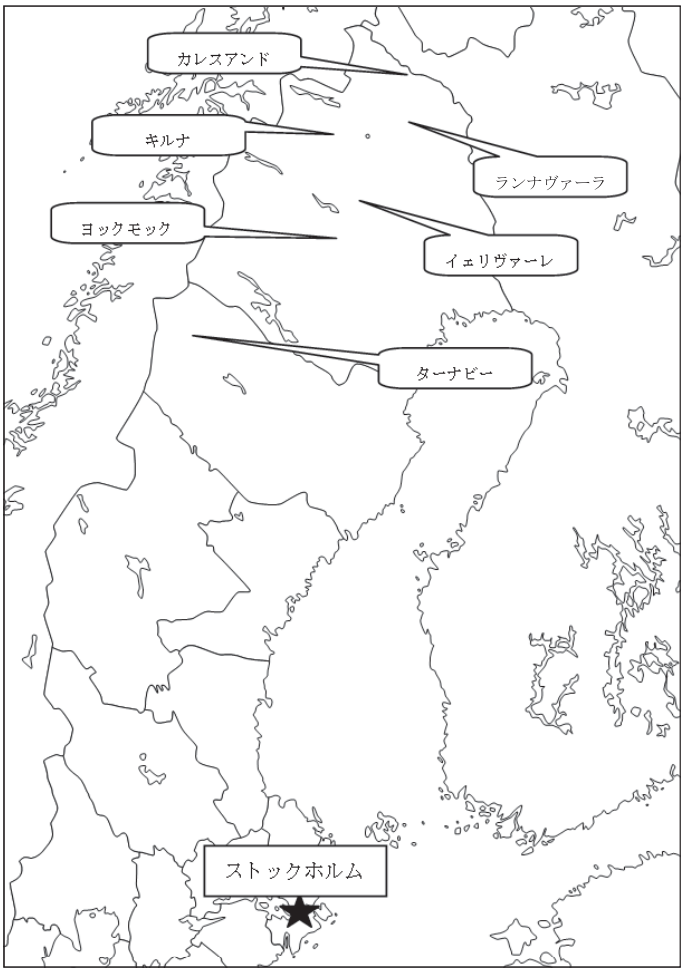

図７－１－２　サーミ学校の位置

サーミ学校は現在、カレスアンド、キルナ、イェリヴァーレ、ヨックモック、ターナビーの５か所に設置されている。図７－１－２からもわかるようにスウェーデンの北部に集中しており、ヴェステルボッテン県のターナビー以外はノールボッテン県である。近年、児童の減少によりランナヴァーラ（Lannavaara）のサーミ学校が閉鎖された。また、かつてはスウェーデン北西部のイェムトランド県にもサーミ学校があった[4)]。

選択制となっているため、現在のサーミ学校にはすべてのサーミ子弟が通っているわけではない。2003～04年の統計によると、学齢期のサーミ子弟のうち、サーミ学校へ通っているのは５～10%ほどであるという（山川 2009：66）。

サーミ学校は基礎学校の１～６年生にあたるため、７年生以降は基礎学校へ通うことになる。また、現時点で「サーミ高校」は存在しない。ただし、第２項でもふれたように、スウェーデンには移民子弟の母国語や少数言語を保護するため、ひとつの学校に同じ母語をもつ者が５人いる場合

は、その言語の教育をおこなうクラスを開講しなければならないというルールがある。これを利用し、多くのサーミ学校卒業生は基礎学校の７～９年生やそれ以降でもサーミ語教育を受け続けている。また、ヨックモックの高校にはサーミ語やサーミ文化を学べる授業が開講されているため、各地からサーミの生徒が集まっている。

高等教育としては、ウメオ大学やウプサラ大学、ルーレオ工科大学にサーミ語やサーミ文化を学べる学科が設置されている。また、ノルウェーのカウトケイノにはサーミ大学が設置され、ノルウェーのみならず近隣諸国のサーミを広く受け入れているため、スウェーデンから進学する者も少なくないという。

第２節　サーミ学校教員の教育実践と意識

第１項　本節の課題と調査の概要

前節で概観したような経緯をたどって今日にいたるサーミ学校の教師たちは、どのような教育実践を行い、いかなる意識をもっているのだろうか。本節ではこの点を確認したい。

制度的な流れでいうと、従来のノマド・スクール（遊牧学校）に代わり、1981年からサーミ学校の制度がスタートした（Solbakk ed. 2006）ことにより、スウェーデン語によるサーミ教育から、サーミ語を媒体としたサーミ教育への転換が図られた（Jansson 2005: 45）。このことは、サーミ教育においても、復権と再生の動きが進んだということだと考えられる。

一方、2011年８～９月に実施した調査からは、サーミ学校の課題として、(1)教員不足、(2)運営コストの高さ、(3)サーミ以外のスウェーデン人からの「ねたみ」、(4)教材不足、(5)サーミの多様性への配慮不足、の５点が明らかになった（野崎 2012: 81-2）。このうち、(1)～(3)については、教育実践だけでは解決できない部分であるが、(4)と(5)については、教育実践を展開するうえで大きな関わりをもつ。このことは、復権と再生が進みつつも、なお一定の課題が孕まれており、それは現場の教師にも大きな影響をもたらしていると考えられる。

そこで本節では、このようなサーミ教育の復権と再生が進むなかでも存在する問題について、教師たちがどのように取り組み、いかに受け止められているかを明らかにすることを一つの課題とする。ただし、この点だけに執着せず、現在のサーミ学校教師の教育と意識をトータルに把握するなかで、そのほかに見出される成果や課題についても確認していきたい。

本節で使用する調査データは、2012年９月に実施した調査で得られたものである。１人はヨックモックのサーミ学校教師で、直接インタビューを行った。残りはヨックモックとキルナのサーミ学校に調査票を預かっていただき、記入のうえ、返送していただく方法をとった。結果は、ヨックモックのサーミ学校の教師３人からのみ回答があった。そこで、このあわせて４人分のデータを用いて、以下の分析を進める。

第２項　サーミ学校教師の労働－生活史

まず、教師たちがどのような労働や生活の歩みを経てサーミ学校に勤めることになったのかを確認したい。まず、調査対象者の基本属性を表７－２－１にまとめた。性別からみると、４人とも女性である。教員の性別構成に関する詳しいデータはないが、2011年、2012年に訪れたキルナとヨックモックのサーミ学校では、男性教師の姿は見かけなかった。年齢は30～50歳代と、広く分布し

ている。

サーミ語を話せる家族については、B教諭は実父と祖父母、残りの３人は実母・実父・祖父母がサーミ語を話すことができ、生家ではサーミ語にふれる機会は少なくなかったと考えられる。

学歴については、C教諭はサーミ工芸学校、残りの３人は大学だが、A教諭は大学のほかにサーミ工芸学校でも学んでいる。サーミ工芸学校では皮とテキスタイルを勉強したとのことである。

そのサーミ文化やサーミ語についてだが、すべての教師に、学校でこれらの文化や言語を学んだ経験があった。しかし、D教諭はノマド・スクールに通っていたが、サーミ語は習わなかったと答えており、ノマド・スクールにおけるスウェーデン語主体の教育の問題点を確認することができる。

一方、A教諭とB教諭は、基礎学校でもサーミ語やサーミ文化を習ったと答えている。A教諭は、出身がヨックモックでなかったので、家から通えるところにサーミ学校がなかった。そのため、サーミ学校に通うためには寄宿舎に入らねばならなかった。１週間は寄宿舎に入ったが、それが嫌だったので、地元の基礎学校に通った。

また、この背景には、教育制度の変更がある。ちょうどA教諭が基礎学校に上がる段階で、サーミ学校に制度が変わったが、それまでは、寄宿舎に入ってでもノマド・スクールに通うことが基本であった。1962年に制度が変わり、ノマド・スクールへの通学も選択制になってはいたが（野崎2012：78)、「それまでは強制だったんです。私の時代から、普通の学校に子どもをやってもいいということになったんじゃないかしら。ちょっと、その辺よく分からないけど」というA教諭の話を聞く限り、A教諭の周りのサーミの人々の間では、ノマド・スクールに通学するのが基本というように受け止められていたようである。しかし、ノマド・スクールからサーミ学校に替わるなかで、寄宿舎生活を基本とするあり方にも変化が生じ、より地元の基礎学校に通いやすくなった。そして、この基礎学校でも、母語であるサーミ語を一定程度勉強することができたことも、基礎学校への入学を後押しすることになった。A教諭の回想では、当時の近所のサーミの子どもでは、サーミ学校に通う子どもと、地元の基礎学校に通う子どもがほぼ半々の割合だったようである。さらにA教諭は、大学でもサーミ語課程を履修した。

表７－２－１　調査対象者の基本属性

	性別	年齢	サーミ語が話せる家族	学歴	サーミ語や文化を学んだ学校
A教諭	女性	30歳代	実母・実父・祖父母	大学・サーミ工芸学校	基礎学校・高校・大学
B教諭	女性	40歳代	実父・祖父母	大学	基礎学校
C教諭	女性	50歳代	実母・実父・祖父母	サーミ工芸学校	サーミ学校
D教諭	女性	50歳代	実母・実父・祖父母	大学	ノマド・スクール（サーミ語の教育はなし）

一方、現在の家族の状況については、表７－２－２のとおりである。法律婚をしている教師は１人もいないが、未婚の者も含めて、全員に子どもがいる。パートナーは、A教諭以外はすべてサーミの人である。

子どもが通った（あるいは、通っている）学校については、全員がサーミ学校と回答しており、D教諭だけは、ほかに基礎学校にも通わせたとのことである。サーミ学校を選択した目的や理由であるが、「サーミ語の習得」と「仲間意識の形成」がおもなものである。

表７－２－２　家族の状況

	結婚の状況	相手のエスニシティ	同居家族	子どもの有無	子どもが通った学校	学校選択の目的・理由
A教諭	未婚	NA	２人	有	サーミ学校	サーミ語を生かすため。仲間意識をつくるため。サーミ学校への通学が自然だから。
B教諭	同棲（サムボ）*	サーミ	４人	有	サーミ学校	サーミ語のため。ここには同じような考えを持った子どもが他にも通学しているから。
C教諭	未婚	サーミ	１人	有	サーミ学校	子どもが、サーミ語ができるようになり、母語を得るため。
D教諭	離婚	サーミ	２人	有	サーミ学校と基礎学校	可能性を開いてくれるから。

注）*「同棲（サムボ）」については、第６章第１節を参照。

子どもに対する学歴期待については、C教諭は大学、B教諭とD教諭は大学院と回答している。また、これらの学歴期待には、出生順位や性別による違いはない。一方、A教諭は、子どもがまだ保育所段階なので「わからない」としながらも、「トナカイ業を伝承してほしい」と話している。また、「もし男の子がいたら、（トナカイ業を担うのは――新藤注）自然と彼になるだろうし、男の子がいなかったら、女の子でもやればいいと思う」と答えており、トナカイ業については、ややジェンダーによる期待の違いを見せた。A教諭の子どもは今は女の子が一人だけであり、その点ではジェンダーに固執するわけではないが、男の子がトナカイ業を担うというのは素朴な感覚としてみられるようである。

それでは、自身がサーミ学校教師になった状況について、さらに探ってみたい。この点を、表７－２－３に掲げた。これをみると、まず所有免許については、C教諭以外の３人は「スウェーデンの保育士資格」を持っていると回答している。C教諭については、免許は「なし」としている。しかし、「10年間保育ママ」をした経験があり、「サーミ語科のコース受講」の経験があるということで、サーミ学校で働くことになっている[5)]。

なお、サーミ教育に関わる教員免許としては、第Ⅰ部で扱っているノルウェーのサーミ大学における教員養成課程が有名である。しかし、スウェーデンのサーミ学校教師の認識としては、「ノルウェーで獲得した資格はノルウェーの資格になってしまう」（A教諭）というものであった。それゆえ、サーミ教育に特化せず、一般的なものであったとしても、スウェーデンでの教員免許ないしは保育士資格を取得することになっている。

「教師になった年」「初めてサーミ学校に勤務した年」「現在の学校に勤務した年」をみると、A教諭とB教諭はすべてが同じ年であり、教師生活のすべてを、このヨックモックのサーミ学校で過ごしていることがわかる。また、C教諭は、上記のように免許がないため、通常の教師とは異なっているからか「教師になった年」の回答はなかったが、1992年以来、ずっとヨックモックのサーミ学校に勤めていることがわかる。一方、D教諭だけは、もともとはサーミ学校ではない学校での教師経験が20年以上あり、その後、別のサーミ学校での勤務を経て、2007年以降、現在の学校に勤めている。

自宅からの通勤距離は、ほとんどが近隣で３km以内の範囲に収まっているが、D教諭だけは42kmと遠方からの通勤をしている。

表７－２－３　サーミ学校教師になった経緯

	所有免許	教師になった年	初めてサーミ学校に勤務した年	現在の学校に勤務した年	もっとも長く従事した職業	通勤距離
A教諭	スウェーデンの保育士資格	2002年	2002年	2002年	保育士、教員、トナカイ業、店員・販売員	１km
B教諭	スウェーデンの保育士資格	1999年	1999年	1999年	教員	２km
C教諭	なし（10年間保育ママ、サーミ語科コース受講）	NA	1992年	1992年	保育士	３km
D教諭	スウェーデンの保育士資格	1980年	2002年	2007年	教員	42km

このような教師たちが、サーミ学校の教師となることを選んだ理由は、「教育に携わりたかったから」と「サーミ文化に関われるから」「サーミのために働けるから」という、教育とサーミへの思いの２つに大別することができる（表７－２－４）。とくに、挙げられている回答をみると、サーミへの思いの方が強く見出される。サーミ社会への貢献という気持ちが、サーミ学校教師を選ばせている。

一方、選択肢には「金銭的（賃金的）に魅力があったから」を入れていたが、これを選んだ教師はいなかった。実際の待遇をそのまま示しているわけではないが、年間の世帯収入をみると、教師としてのキャリアがもっとも長いD教諭が、「50万SEK以上」（約700万円以上）となっている。これに対し、A教諭とC教諭は「10 ～ 30万SEK未満」（約130 ～ 400万円未満）となっていて、一定の開きがある。とくに、D教諭と同世代のC教諭がこの水準にとどまっているのは、表７－２－３で確認したように、正規の免許をもっていないことによる職務の違いが影響しているものと考えられる。

表７－２－４　サーミ学校教師を選んだ理由と収入

	サーミ学校教師を選んだ理由	年間世帯収入
A教諭	教育に携わりたかったから、サーミ文化に関われるから	10 ～ 30万SEK未満
B教諭	サーミのために働けるから	30 ～ 50万SEK未満
C教諭	サーミ文化に関われるから、サーミのために働けるから	10 ～ 30万SEK未満
D教諭	教育に携わりたかったから	50万SEK以上

第３項　基本的な教育スタイル

それでは、このような経緯でサーミ学校に勤務することになった教師たちは、どのような教育スタイルで子どもたちに接しているのだろうか。まず、表７－２－５に掲げた勤務時間と担当学年をみると、おおむね８～16時（ないし16時半）というのが標準になっている。ただし、１～５歳児を担当するA教諭は、３パターンのシフトがあり、早い日は６～15時、遅い日は10 ～ 18時半となっている。

担当学年については、他にはB教諭が６歳児学級から４年生までを担当していることがわかったが、それ以外の教師の担当学年はわからなかった。

表７－２－５　勤務時間と担当学年

	平均的な勤務時間	担当学年
A教諭	早番6:00-15:00　普通8:00-17:00　遅番10:00-18:30	１～５歳児
B教諭	8:00-16:30	６歳児学級、１年生、２年生、３年生、４年生
C教諭	8:00-16:30	NA
D教諭	8:00-16:00	NA

教師たちが子どもに接するときに使用する言語は、サーミ語が中心である（表７－２－６）。ス

ウェーデン語の比率は高くても「サーミ語とスウェーデン語が半々」であり、A教諭は「サーミ語と少しのスウェーデン語」、C教諭は「サーミ語」のみで子どもに接している。また、自身の教育実践にサーミ文化を取り入れることは、B教諭のみ「たまに」と答えたが、残りの教師は「つねに」と回答している。そこで取り入れられる文化であるが、ほとんどが「自然との接し方」や「世界観」といった、やや抽象的なものである。これは、第６章でも指摘したように、サーミ文化は、具体的なモノや行事などというよりも、「サーミの人々の生活様式そのもの」と捉えられていることと関わりがあるといえるだろう。トナカイの角を使った投げ縄や、雪に触れ、やわらかかったり硬かったりする雪の違いを知る[6)]など、自然に対してのサーミの人々の関わり方を、教育のなかにも取り入れていることがわかる。

表７－２－６　教育実践とサーミ語・サーミ文化

	子どもと接するときに使う言語	教育へのサーミ文化の取り入れ	取り入れているサーミ文化
A教諭	サーミ語と少しのスウェーデン語	つねに取り入れている	季節ごとのサーミの文化にちなんだ活動（トナカイを使った投げ縄など）
B教諭	サーミ語とスウェーデン語を半々	たまに取り入れている	自然のなかで絵を描くなど
C教諭	サーミ語	つねに取り入れている	NA
D教諭	サーミ語とスウェーデン語を半々	つねに取り入れている	少数民族の世界観、子どもの育て方、慣習など

このように、サーミ語やサーミ文化を取り入れた教育実践を可能にするのは、教師たちの高いサーミ語能力である。表７－２－７に掲げたように、北サーミ語を中心に、教師たちは高い運用能力を持っている。しかも、さらにその能力を伸ばしたいという意向も強い。サーミ語能力は、サーミ学校教師に欠かせない力量であり、そうであるがゆえに、高いサーミ語の能力を持った人材を確保することの難しさが課題となっていることは冒頭で指摘したとおりだが、現在勤務している教師は、サーミ語能力に関しては申し分ない水準に達しているものと考えられる。

表７－２－７　サーミ学校教師のサーミ語能力

	自分が使える サーミ語	もっとも得意なサーミ語の能力				サーミ語の学習意志
		話すこと	読むこと	聞くこと	書くこと	
A教諭	北サーミ語 ルレ・サーミ語（聞くのみ）	流暢に話せる	本が読める	議会のやりとりなどがわかる	どんな文書でも書ける	習いたい
B教諭	北サーミ語	かなり話せる	本が読める	日常生活の話題がわかる	簡単なメモが書ける	習いたい
C教諭	北サーミ語	流暢に話せる	本が読める	議会のやりとりなどがわかる	どんな文書でも書ける	習う必要はない
D教諭	北サーミ語	流暢に話せる	本が読める	議会のやりとりなどがわかる	簡単なメモが書ける	サーミ語もスウェーデン語も発展させたい

第４項　サーミ学校に対する意識

それでは、このようにサーミ語やサーミ文化を中心として教育が展開されるサーミ学校について、教師たちはどのような評価を与えているのだろうか。この点をまとめた表７－２－８をみると、「A. サーミ語を身につけられる」「B. サーミ語で学ぶので理解しやすい」「C. サーミの文化を身につけられる」「D. 進学するのに有利」「E. 就職するのに有利」「F. サーミの友だちができる」といったサーミ学校のメリットについては、ほとんどの教師が肯定的に評価している。逆に、「H. スウェーデン語を覚えられなくなりそう」「L. 進学しにくくなりそう」「M. 就職しにくくなりそう」といったサーミ学校に対するネガティヴな側面については、すべての教師が強く否定している。A教諭は、「こ

ちらで勉強した人が大学とか高等教育にどんどん進んで行って、なかには検事とか判事だとか、そういうふうなちゃんとした職業につく人がたくさんいる」と語っており、進学や就職面で何らの不利益も受けていないことが強調されている。これらのことから、教師たちはサーミ学校の教育に、一定の自負を持っていることがうかがえる。

ただし、評価がわかれた項目もある。たとえば、「G. サーミ以外の子どもとの関わりが薄くなりそう」や「H. スウェーデンの習慣や文化にふれる機会があまりない」といった項目からは、サーミ以外のスウェーデン社会との接点がやや薄くなるかもしれないと感じる教師が、少なからず存在することがわかる。また、「N. サーミ語を学ぶよりもスウェーデン語以外の外国語教育に力を入れた方がよい」というように、「スウェーデン語＋サーミ語」ではなく、「スウェーデン語＋外国語」の教育を重視する必要も、一部の教師からは指摘された。

また、現状ではおおむね充実した教育が展開できてはいるが、「J. 設備が不十分である」や「K. サーミ学校に、もっと公的な支援が欲しい」という項目については肯定的な回答も多く、より充実した教育を実現するためにはハード面やシステムレベルの改善が必要との認識ももたれている。A教諭からは、「この建物自体が昔は寄宿舎だったので、だから保育所用の建物ではない」との問題点も指摘されている。

表７－２－８　サーミ学校に対する評価

	A教諭	B教諭	C教諭	D教諭
A. サーミ語を身につけられる	1	1	2	1
B. サーミ語で学ぶので理解しやすい	1	2	2	1
C. サーミの文化を身につけられる	1	1	1	1
D. 進学するのに有利	1	1	1	1
E. 就職するのに有利	2	2	1	1
F. サーミの友だちができる	1	1	1	1
G. サーミ以外の子どもとの関わりが薄くなりそう	2	3	2	4
H. スウェーデンの習慣や文化にふれる機会があまりない	4	2	3	4
I. スウェーデン語が覚えられなくなりそう	4	4	4	4
J. 設備が不十分である	2	2	2	4
K. サーミ学校に、もっと公的な支援が欲しい	1	1	1	1
L. 進学しにくくなりそう	4	4	4	4
M. 就職しにくくなりそう	4	4	4	4
N. サーミ語を学ぶよりもスウェーデン語以外の外国語教育に力を入れた方がよい	4	4	1	4

注）１＝とてもそう思う、２＝少しそう思う、３＝あまりそう思わない、４＝まったくそう思わない。

第５項　保護者との関わり

一方、保護者とは、どのような関わりがもたれているのだろうか。まず、保護者からの相談について、表７－２－９にまとめた。これをみると、資格をもたないC教諭は相談を受けることが「あまりない」と答えているが、それ以外の教師は、頻繁に相談を受けていることがわかる。

相談の内容は、子どものしつけや発達、学校の教育内容や過ごし方、教師と子どもの関わり、子ども同士の関わりなど多岐にわたる。A教諭は、送り迎えの際に、これらの話題について保護者と話をするという。

表７－２－９　保護者からの相談

	相談を受けること	相談の内容
A教諭	よくある	子どものしつけ、子どもの発達、学校の教育内容、教師の子どもへの接し方
B教諭	よくある	子どものしつけ、子どもの発達、学校の教育内容、教師の子どもへの接し方
C教諭	あまりない	子どもの発達
D教諭	たまにある	保育所での一日、友達関係、園での活動

一方で、教師の側からは保護者に対し、一定の要望も出されている。この点をまとめた表７－２－10をみると、「A. 子どもの教育に関して話をする機会がほしい」や「C. 学校の行事にもっと参加してほしい」という項目については、肯定的な回答する教師が多かった。また、「E. 子どもを学校に任せきりにしないでほしい」も、D教諭以外は肯定的な回答を示しており、教師の大方が共有する意識になっている。A教諭はこの項目について、「サーミ学校に全部言語の発達について責任を負わせるのは間違っていると思います」と述べ、サーミ学校への過剰な期待を批判し、家庭と学校との連携が必要だとの考えを示している。これらのことから、教師たちは、保護者の学校への関わりには満足しておらず、より密接な関係の構築を求めているといえる。

これに対して、「D. 家庭学習にもっと真剣に取り組んでほしい」は肯定的な回答が、「B. 保護者同士がもっと互いに関わり合ってほしい」には肯定・否定の両面から意見が寄せられているが、A教諭・D教諭は、それぞれ無回答であった。A教諭は、「これは学校の先生用の調査票なので、私の仕事の内容や状況とは違うので答えられない」と述べている。D教諭の調査票には、「B. 保護者同士がもっと互いに関わり合ってほしい」については「別に意見はない。プライベートなことなので」と記載され、「D. 家庭学習にもっと真剣に取り組んでほしい」については「意見なし。これは保育に関係がないので」と書き込んでいる。両教諭とも、これらの項目が「自分の仕事の範囲外」との認識をもっていることがわかる。

また、その他の保護者への要望として、D教諭は「私の望みは、保護者が子弟の学びやサーミ保育の発展や将来についての関心をもち参加すること」と記載し、B教諭は「保護者や、もっと年長の世代も授業に協力、協賛してくれるとよい。とくに、サーミ文化をテーマにしたときなど」と答えている。このように、教師たちは、サーミに対する教育の向上には、保護者やサーミ住民の幅広い協力が必要との考えを持っていることがわかる。

表７－２－10　保護者に対する評価

	A教諭	B教諭	C教諭	D教諭
A. 子どもの教育に関して話をする機会がほしい	1	1	2	1
B. 保護者同士がもっと互いに関わり合ってほしい	NA	2	3	NA
C. 学校の行事にもっと参加してほしい	2	1	1	2
D. 家庭学習にもっと真剣に取り組んでほしい	NA	1	1	NA
E. 子どもを学校に任せきりにしないでほしい	1	1	2	3

注）１＝とてもそう思う、２＝少しそう思う、３＝あまりそう思わない、４＝まったくそう思わない。

第６項　サーミ学校と子どもの将来

ただし、サーミ学校の今後のあり方については、やや意見がわかれる。この点をまとめた表７－２－11をみると、「増やすべき」が２人、「現状でよい」が１人、「減らすべき」が１人と、回答がわかれている。その理由をみると、「増やすべき」については、「サーミの子どもの学ぶ場がもっと

増えればいい」という考えが示されていることがわかる。これに対し、「減らすべき」としたC教諭は「子どもたちが国中に散在してしまう」ことを懸念しており、あまりに学校の数が多くなると、サーミの子どもが散り散りになってしまい、サーミの子ども同士のまとまりが形成されにくくなることを懸念していることがわかる。つまり、「サーミ学校に問題があるから減らすべき」と主張しているのではなく、あくまで子どもの生育環境の観点から、「減らすべき」としていると捉えられる。

表７－２－11　サーミ学校の今後のあり方

	今後のあり方	その理由
A教諭	増やすべき	今でも随分やっているけれども、増えればもっといいから。
B教諭	現状でよい	NA
C教諭	減らすべき	子どもたちが国中に散在してしまうから。
D教諭	増やすべき	もっと多くのサーミ子弟が、サーミ向けの活動（学校・保育所など）において、学び育ってゆく可能性を持てることを願うから。

これに対し、現在は基礎学校６年生と同等の学年までしか設けられていないサーミ学校については、「大学までつくるべき」とすべての教師が答えている（表７－２－12）。さらに、サーミ学校のカリキュラムについても、「もっとサーミ語やサーミ文化の時間を増やすべきである」との答えで一致している。このように、サーミ学校の教育をより拡充していく方向を期待する背景については十分に確認できなかったが、Jansson（2005）は、教師がサーミ語での教育を重視しているのにもかかわらず、サーミ学校に通う子どもたちであっても、子ども同士ではスウェーデン語を使っていることを指摘している。このことが現在でもあてはまるとすれば、さらなるサーミ語教育のため、授業時数の増加と、サーミ学校での教育期間の拡充を願っていると考えることもできよう。

ただし、現状では希望者のみを受け入れているサーミ学校のあり方は、「このままでよい」とする教師が多く、サーミの子どもはサーミ学校に通うことを原則にした方がよいとまでは考えていない。これについてA教諭は、「自由意志で」と述べており、その点ではD教諭の「すべての人に選択の自由があるべき」と通じるところもある。D教諭の「すべての人」が、サーミ以外の人々も指し、サーミ以外の人々もサーミ学校に受け入れることを考えているのかどうかはわからないが、少なくとも「サーミだからサーミ学校」と強制することには反対していることがうかがえる。その点では、中等・高等教育にサーミ学校を拡充するという発想も、「中等・高等教育でも、サーミ学校を選べる自由を保障すべき」との考えにもとづいてのものかもしれない。

表７－２－12　サーミ学校の制度やカリキュラムの考え

	中等・高等教育レベルのサーミ学校	サーミ学校のカリキュラム	サーミ学校への子どもの受け入れ（現状は希望者のみ）
A教諭	大学までつくるべき	もっとサーミ語やサーミ文化の時間を増やすべきである	このままでよい
B教諭	大学までつくるべき	もっとサーミ語やサーミ文化の時間を増やすべきである	このままでよい
C教諭	大学までつくるべき	もっとサーミ語やサーミ文化の時間を増やすべきである	このままでよい
D教諭	大学までつくるべき	もっとサーミ語やサーミ文化の時間を増やすべきである	すべての人に選択の自由があるべき

サーミ学校に通う子どもたちの将来については、「サーミとして積極的に生活してほしい」と回答した教師が３人であった。残る１人はD教諭であるが、「私はかれらが、自分の思うまま、ありのままでいられることを望む」と答えている。つまり、多くは「サーミとして生きていくこと」を望んでいるが、サーミにとらわれなくてもよいとする考え方も若干存在することがわかる。

第７項　現在の生活の満足度と今後のサーミ教育のあり方

一方、教師たちは、現在の自分たちの生活については、おおむね満足している。この点をまとめた表７－２－13をみると、「仕事内容」や「収入」についても、基本的には満足度が高いが、B教諭はやや満足感が低い状況になっている。その理由は判然としないが、A教諭は「自分はサーミ語ができるから、職場に満足している」と語っており、サーミ語の能力が十分発揮され、サーミ社会にも貢献しているという意識をもつことができているものと思われる。その点でB教諭の場合は、もしかしたら、自身のサーミ語能力などに見合った処遇を受けていないとの意識があるのかもしれない。ただし、「生活全般」については「満足」が３人、「地域の環境」についても、「満足」と「どちらかといえば満足」が２人ずつとなっており、満足感は総じて高めである。

表７－２－13　現在の生活についての満足度

	仕事内容	収入	地域の環境	生活全般
A教諭	満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば満足	満足
B教諭	どちらともいえない	どちらかといえば不満	満足	どちらかといえば満足
C教諭	満足	満足	どちらかといえば満足	満足
D教諭	どちらかといえば満足	満足	満足	満足

教師たちの日常は、サーミの人々とのつきあいが多くなっている（表７－２－14）。そうであるがゆえに、サーミの素晴らしさを感じることも多い。それは、「トナカイ、言語、工芸」といった具体的な事物も含まれるが、「サーミに生まれたということ」「自分がありのままの自分でいられること」という、生活のあり方全般にわたる点も「サーミの素晴らしさ」として挙げられている。この点は、繰り返し指摘してきたが、サーミの人々の自然との関わり方、生き方そのものを「サーミの文化」とみなす発想に通じるだろう。

一方、教育については、具体的な課題が提起されている。まずは、「サーミの子どもや若者が自分の文化について自分の言語で教育を受けるのは当たり前」(D教諭）と、サーミ語とサーミ文化からなるサーミの教育の確立が求められる。さらに、サーミ語に関しては、「サーミ集住地だけではなく国中で生きている言語となるため、政府はよく考慮してから、資源を分配すべき」(C教諭）とされるように、サーミの人々が暮らすところだけでなく、より広く利用可能なものとして発展させることが望まれる。それは「サーミ語を使って行われる職業がもっとたくさんあるべき」(A教諭）との指摘とも重なり、サーミ語が生かせる場をさらに広げていくことが求められる。そうすることで、これからの世代にも、サーミ語やサーミ文化を維持・発展させようという機運が高まり、次々に受け継がれていくことになる。その重要な基盤をサーミ学校が担っているともいえるだろう。

表７－２－14　日常の交流と今後のサーミ教育のあり方

	日常の交流	サーミの素晴らしさ	サーミの子どもの教育
A教諭	サーミの人々とのつきあいが多い	NA	サーミ語を使って行われる職業がもっとたくさんあるべき。そうなると、サーミ語ができるようになりたい、サーミの将来をこれからずっと伝承していきたい、という気持ちを高める。
B教諭	サーミの人々とのつきあいが多い	サーミの文化遺産、トナカイ、言語、文化、工芸	NA
C教諭	サーミの人々とのつきあいが多い	サーミに生まれたということ。素晴らしいことは命を得たことだろう。これ以上のものはない。	サーミ集住地だけではなく国中で生きている言語となるため、政府はよく考慮してから、資源を分配すべき。
D教諭	つきあううえで、サーミかサーミでないかは意識していない	自分がありのままの自分でいられること	サーミの子どもや若者が自分の文化について自分の言語で教育を受けるのは当たり前のことだ。これが実現されるように。

第８項　小括

以上、限られたデータではあるが、サーミ学校教師の教育実践と意識のあり方について、多様な角度から探ってきた。ここでの知見のすべてをカバーすることはできないが、冒頭に掲げた課題に照らして、以下の４点を指摘しておきたい。

第１に、サーミ語教育の教材不足は、教師たちの高い能力と努力によって補われていた。教師たちは、子どもたちの教育にはできるだけサーミ語を用いるようにしており、教育内容にも、サーミの文化を積極的に取り入れようとしていた。また、今後のサーミ学校のカリキュラムのあり方については、さらにサーミ語やサーミ文化の時間を増やすべきと考えており、サーミ語やサーミ文化教育をさらに拡充しようという意欲ももっていた。そして、このようなサーミ語やサーミ文化教育を可能にさせているのが、教師のもつ高いサーミ語能力である。ほとんどの教師が、サーミ語に不自由がない状況になっていた。このような高いサーミ語能力によって、サーミ学校での教育は一定の水準を保つことになっており、そのことが、教師たちに、自負心と満足感をも与えていた。

しかし第２に、サーミの子どもたちのなかにある多様性については、それほど意識されていないようであった。上述のサーミ語能力についても、ほとんどは北サーミ語の能力のみであり、ルレ・サーミ語を解するものはごくわずかで、南サーミ語を使える教師は、今回の対象者には入っていなかった。このことは、北サーミ語以外のサーミ語を話す子どもたちに対する教育保障の面で大きな問題が生じうる。

さらに第３に、表現は不適切であるかもしれないが、サーミ学校教師はサーミ社会のいわば「勝ち組」であった。そのことは、１点目に指摘した高いサーミ語能力の保持に端的に表れている。この能力をもつがゆえに、サーミ学校という活躍の場も手に入れられるし、経済的な安定もそれなりに確保されていた。また、父母・祖父母がサーミ語を使えると答える者が多く、本人の努力・能力に加え、家庭におけるいわば「文化資本」(Bourdieu 1979＝1990) の供給もあって、高いサーミ語能力の獲得につながった面もあるかもしれない。

しかし、残念ながら、サーミの人々が、すべて高いサーミ語を獲得できるわけではないだろう。サーミ学校に通っていても、休み時間や放課後、家庭ではスウェーデン語を使う子どもも少なくない (Jansson 2005)。そのうちの一部は、サーミ語能力を十分に取得しないままに卒業するとすれば、教師たちが歩んだ「サーミ社会のサクセスストーリー」を踏襲させることだけを目標とするのでは、子どもたちの多様性に十分に配慮しきれない部分も生じるかもしれない。

ただ第４に、サーミ学校教師の「成功」も、「サーミ学校」という活躍の舞台ができてこそ実現したものである。これは、それ以前のノマド・スクールのころには実現しなかったであろう。その点では、サーミ文化の復権と再生が、サーミ社会での「成功」を実現させる場を増やす効果ももたらしたといえる。

そのためにも、今後のサーミ学校や教師は、(1)サーミ語やサーミ文化、そしてサーミとしてのアイデンティティなどの形成を重視しながら、サーミ文化の復権と再生を担う人材をさらに育てることと、(2)子どもの実態をふまえながら、サーミ社会の内外にわたる多様な将来に接続可能な教育を提供することの両面を進めることが重要となるかもしれない。

第３節　サーミ学校保護者の教育意識と民族意識

第１項　本節の課題と調査の概要

民族学校を考える場合、教育対象となる子どもたちの保護者がどのような意識をもっているかが重要となってくる。当然のことながら、民族学校を作っても利用する者がいなければ意味がなく、また、利用するかどうかを最終的に決定するのは保護者たちだからである。

たとえばわが国では、アイヌ語の教育やアイヌ民族学校の設立を議論しても、「アイヌ語を勉強しても社会に出てから役に立たない」「民族学校を作っても就職できない」[7] などといった意見がアイヌの人々のなかからも出てくる状況がある。保護者のすべてがこのように考えているのであれば、民族学校のもつ可能性は、限りなく小さなものにならざるをえない。

この点において、サーミ学校はどうであろうか。第１節でもみたように、サーミの人々はサーミ学校へ通わなければいけないわけではなく、一般的なスウェーデン人が通う基礎学校を選ぶこともできる。サーミ学校を利用している保護者たちは、基礎学校ではなくサーミ学校を、意思をもって選択しているのである。では、保護者たちはどのような意義をサーミ学校に見出し、期待しているのか。その意識を探ることが本節の課題となる。

サーミ学校保護者への調査は、2012年９月に行った。キルナとヨックモックのサーミ学校を通して保護者に対して調査票と切手付の封筒を配布し、郵送にて回収した。なお、調査対象者の選出についてはそれぞれのサーミ学校の校長に一任しており、保護者全員へ配布できたわけではない。その点で、調査結果にはバイアスがかかっていることが予想される。配布数はキルナ校が40票、ヨックモック校が15票の計55票であり、有効回収数はキルナ校８票、ヨックモック校７票で計15票であった。有効回収率は26.8％である。また、ヨックモック校では、自身も子どもをヨックモック校にあずけているという保育担当教員に直接話しを聞くことができた。データの集計には、その分も含めているため、母数は16票である。

回答者の属性は以下の通りである。回答者は、サーミ学校児童の母親が10人、父親が５人である。このうち、婚姻関係にある配偶者がいる者は７人で、３人は事実婚、２人は未婚である（それ以外は不明）。年齢はもっとも若い者が27歳、もっとも高齢の者が67歳で平均42.1歳である。保護者の出身地としては、キルナが５人でもっとも多く、ついでイェリヴァーレが４人、ヨックモックとポリウスがそれぞれ２人、その他が２人、無回答が１人であった。なお、その他はエステルスンドとエナーレである。

表７－３－１　サーミ学校児童と回答者の関係、学校

	関係			学校		合計
	母	父	その他	キルナ	ヨックモック	
度数	10	5	1	8	8	16
パーセント	62.5	31.2	6.2	50.0	50.0	100.0

以下、第２項において、保護者たちが何を求めてサーミ学校を利用しているのか、また、サーミ学校に対しどのような考えを抱いているのかを明らかにしていく。第３項では、サーミ学校からはなれてサーミの人々や文化等に関する一般的な意識を確認する。その際、保護者のサーミ語能力にとくに注目をして分析を試みる。最後に第４項で、本調査から得られた知見を整理する。

第２項　サーミ学校に対する意識

調査対象者の子どもたちは、６歳児学級[8)]が５人、１年生が４人、２年生と３年生が５人ずつと、全員が３年生以下の低学年である。なお、合計が16を上回るのは複数の子どもがいるケースがあるためである。全員が６歳児学級からずっと同じ学校へ通っている。

表７－３－２　あなたのお子さんは何年生ですか

	６歳児学級	１年生	２年生	３年生	４年生	５年生	６年生	N
度数	5	4	5	5	0	0	0	15
パーセント	33.3	26.7	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0

基礎学校へ通わせるという選択肢もあるなかで、あえてサーミ学校を選んだ背景には、サーミ語やサーミ文化を学ぶことができるというサーミ学校の特色がある。サーミ学校に通わせた理由を聞くと、「サーミ語が身につくから」が12人、「サーミの文化が学べるから」と「子どもにサーミの友達ができるから」がそれぞれ10人と、きわだって多くなっている。サーミ関係以外の教育方針に言及している者は１人であるように、サーミの言語、文化を学ぶという積極的な意味づけをサーミ学校にしていることがわかる。

表７－３－３　お子さんをサーミ学校に通わせたのはなぜですか

	サーミ語が身につくから	サーミの文化が学べるから	子どもにサーミの友達ができるから	保護者にサーミの知り合いができるから	サーミ関係以外の教育方針が気に入ったから	先生方が熱心だから	基礎学校の教育方針に不満があるから	家から近いから	自分の出身校だから	その他	特に理由はない	無回答	N
度数	12	10	10	3	1	6	0	3	5	4	0	1	16
パーセント	75.0	62.5	62.5	18.8	6.2	37.5	0.0	18.8	31.2	25.0	0.0	6.2	100.0

サーミ学校を選択したその背景にもう少しふみこんでみよう。表７－３－４はサーミ学校に関するより詳細な評価を聞いたものである。これをみると、第１に、サーミの言語、文化の学習に対する保護者たちの高い期待がみてとれるだろう。「とてもそう思う」「少しそう思う」と回答した者の割合をみていくと、「サーミの文化を身につけられる」と「サーミの友だちができる」はともに100%である。また、「サーミ語を身につけられる」も93.8%と１人を除いた全員が肯定的な評価をくだしているのである。

その一方で、サーミ以外の文化や人々との交流が薄くなってしまうことへの不安はほとんどみてとれず、「サーミ以外との関わりが薄くなりそう」は25.0%、「スウェーデンの習慣や文化に触れる機会があまりない」は18.8%、「スウェーデン語が覚えられなくなりそう」は6.2%にすぎなかった。スウェーデンにおけるサーミ人口については諸説あるものの、多めに見積もったものであっても20,000人ほどである。これはスウェーデンの人口の0.2%ほどでしかない。このような絶対的に少数者である状況は、サーミ地域と呼ばれるキルナやヨックモックでもさほどかわらない。国内でもっともサーミ比率が高いといわれるヨックモックでさえも、サーミは人口の１割しかおらず、少数派である。このような状況が、マジョリティの言語や文化を忘れてしまう危険性を限りなく低くしているのであろう。

進路に対しても保護者はとくに不安を抱いていないようである。「進学しにくくなりそう」と考える者は18.8%で、「進学するのに有利」と考える56.3%をはるかに下回る。就職についても、しにくくなりそうという者（6.2%）よりも「就職するのに有利」と考える者（56.3%）の方が多い状況である。

表７－３－４　サーミ学校にかかわる以下の項目についてどう思いますか

	とてもそう思う	少しそう思う	あまりそう思わない	まったくそう思わない	合計
サーミ語を身につけられる	8(50.0)	7(43.8)	1(6.2)	0(0.0)	16(100.0)
サーミ語で学ぶので理解しやすい	3(18.8)	7(43.8)	4(25.0)	2(12.5)	16(100.0)
サーミの文化を身につけられる	11(68.8)	5(31.2)	0(0.0)	0(0.0)	16(100.0)
進学するのに有利	6(37.5)	3(18.8)	5(31.2)	2(12.5)	16(100.0)
就職するのに有利※	3(18.8)	6(37.5)	4(25.0)	2(12.5)	16(100.0)
サーミの友だちができる	10(62.5)	6(37.5)	0(0.0)	0(0.0)	16(100.0)
サーミ以外との関わりが薄くなりそう	1(6.2)	3(18.8)	6(37.5)	6(37.5)	16(100.0)
スウェーデンの習慣や文化に触れる機会があまりない	0(0.0)	3(18.8)	7(43.8)	6(37.5)	16(100.0)
スウェーデン語が覚えられなくなりそう	0(0.0)	1(6.2)	3(18.8)	12(75.0)	16(100.0)
設備が不十分である	1(6.2)	5(31.2)	4(25.0)	6(37.5)	16(100.0)
学校にもっと公的な支援が欲しい	7(43.8)	5(31.2)	3(18.8)	1(6.2)	16(100.0)
進学しにくくなりそう	1(6.2)	2(12.5)	5(31.2)	8(50.0)	16(100.0)
就職しにくくなりそう※	1(6.2)	0(0.0)	4(25.0)	3(18.8)	16(100.0)
サーミ語より外国語教育に力を入れたほうがよい	2(12.5)	3(18.8)	6(37.5)	5(31.2)	16(100.0)

※無回答１。

サーミ語、サーミ文化を身につけることへの要求は、学校へ対する要望にも表われている。サーミ学校に対する要望をみると、「基礎学力をもっと身につけてほしい」という者は12.5%しかいない。スウェーデン語や英語の時間を増やしてほしいという者もほとんどおらず、サーミの言語、文化に特化した内容を徹底することを保護者が求めていることがわかる。「もっとサーミ語の勉強をしてほしい」という者は43.8%、「もっとサーミ文化の勉強をしてほしい」という者は25.0%であった。カリキュラムについても、表７－３－６をみると、もっとサーミ語やサーミ文化の時間を「増やすべき」という者が７人いる一方で、「減らすべき」という者はひとりもいなかった。「このままでよい」という者も「増やすべき」と同数の７人であることから、ほとんどの保護者はサーミの言語や文化を重視する現状を肯定的にとらえていることがわかるのである。

表７－３－５　サーミ学校に対し要望はありますか

	もっとサーミ語の勉強をしてほしい	もっとサーミ文化の勉強をしてほしい	基礎学力をもっとみにつけてほしい	もっとスウェーデン語の勉強をしてほしい	もっと英語の勉強をしてほしい	もっとカリキュラムに余裕がほしい	先生にもっと熱心にしてほしい	その他	特に要望はない	合計
度数	7	4	2	0	1	3	2	4	5	16
パーセント	43.8	25.0	12.5	0.0	6.2	18.8	12.5	25.0	31.2	100.0

表７－３－６　サーミ学校のカリキュラムについて、あなたの考えにもっとも近いものに○をつけてください。

	もっとサーミ語やサーミ文化の時間を増やすべき	もっとサーミ語やサーミ文化の時間を減らすべき	このままでよい	無回答	合計
度数	7	0	7	2	16
パーセント	43.8	0.0	43.8	12.5	100.0

これまでにみてきたように、サーミ学校を利用する保護者たちは、サーミ学校の趣旨や現状に対し、一定の満足をしているようである。マジョリティであるスウェーデンの言語や文化との隔絶を不安視する者はほとんどおらず、また、サーミ学校へ通うことによる将来の不安を感じている者もきわめて少数派である。

サーミ学校の今後について聞いても、「増やすべき」が半数の８人であり、「減らすべき」という者はひとりもいなかった。サーミ学校の現状は厳しく、かつて６校あったサーミ学校のうち、ランナヴァーラ校が児童の減少により閉鎖したばかりである。また、残りの５校のうち、ターナビー校は2011年の時点で児童数が７人だけであった。このような状況のなかで、サーミ学校保護者たちがもっとサーミ学校を増やすべきだと考えていることは、サーミ学校の将来を構想するうえで大きな味方となるのではないか。

また、スウェーデン国内のサーミ学校は、現在基礎学校の中級学年までしか設置されていない。希望すれば、基礎学校上級学年以降、サーミの子どもたちだけのクラスを編成することなどが権利として認められているが、サーミのための大学をもっているノルウェーなどと比較すると見劣りする感は否めない。保護者の意見としても、基礎学校中級学年までの現状でよいという者は２人しかおらず、４人は基礎学校卒業まで、そして８人は大学まで、サーミ学校を設置することを希望しているのである。

表７－３－７　サーミ学校は今後どのようにすべきだとお考えですか

	増やすべき	現状で良い	減らすべき	無回答	合計
度数	8	6	0	2	16
パーセント	50.0	37.5	0.0	12.5	100.0

表７－３－８　現在サーミ学校は基礎学校段階にしか設置されていません。基礎学校上級学年や高等学校、大学段階でもサーミ学校を作るべきだと思いますか。

	必要ない	基礎学校上級学年まで	高等学校まで	大学も	その他	無回答	合計
度数	2	4	1	8	0	1	16
パーセント	12.5	25.0	6.2	50.0	0.0	6.2	100.0

第３項　サーミ保護者の民族、言語、文化に対する意識

続いて本項では保護者たちのサーミ語能力や家庭環境、サーミ自体に対する意識などを確認する。表７－３－９にあるように、両親ともにサーミの血筋を引いている者が７人と半数近くいる。サーミ語に関しては、両親とも使える者が７人、実母のみ使える者が４人、実父のみ使える者が２人だった。祖父母世代しかサーミ語が使えず、両親は話せないという者も２人いる。方言別に使えるサーミ語の内訳をみてみると、もっとも多いのはサーミ全体でみても最大の話者をもつ方言である北サーミ語で、12人が使うことができると回答している。続いてルレ・サーミ語が使える家族がいる者が１人、自分自身が使えるという者が４人である。出身地でみてみると、キルナ出身者は５人全員が北サーミ語使用者である。イェリヴァーレ出身者４人は、全員が北サーミ語を使え、かつルレ・サーミ語を使える者が２人、南サーミ語を使える者が１人いる。ルレ・サーミ語しか使えないという１人はヨックモック出身、南サーミ語しか使えないという１人はエステルスンド出身であった。

表７－３－９　サーミの血筋の方、サーミ語を使える方

	両親とも	実母のみ	実父のみ	祖父母のみ	無回答	合計
サーミ血筋	7(43.8)	4(25.0)	3(18.8)	0(0.0)	2(12.5)	16(100.0)
サーミ語	7(43.8)	4(25.0)	2(12.5)	2(12.5)	1(6.2)	16(100.0)

表７－３－10　家族が使えるサーミ語、自身が使えるサーミ語

	北サーミ語	ルレ・サーミ語	南サーミ語	その他のサーミ語	使えない	無回答	合計
家族	12(75.0)	1(6.2)	2(12.5)	0(0.0)	—	2(12.5)	16(100.0)
自分自身	12(75.0)	4(25.0)	2(12.5)	0(0.0)	1(6.2)	1(6.2)	16(100.0)

各自のもっとも得意なサーミ語の能力について、表７－３－11から表７－３－14にまとめている。それぞれの選択肢は、表頭でみた場合に左側へいけばいくほど、より高度な能力を持っていると想定している。「話すこと」「読むこと」「聞くこと」ではそれぞれ一番左の選択肢である「流暢に話せる」「本が読める」「議会のやりとりがわかる」を選ぶ者がもっとも多くなっている。２番目のカテゴリーである「かなり話せる」「簡単な雑誌が読める」「日常生活の話題がわかる」「簡単なメモが書ける」を選ぶ者も合わせて考えると、保護者たちがサーミ語の能力に一定の自信をもっていることがうかがえる。なお、全体をみれば、「読むこと」「聞くこと」と比較して「話すこと」「書くこと」は苦手とする者がやや多いようである。

保護者たちのサーミ語に対する思いは強く、ある程度の能力をもっているうえでさらにサーミ語を習いたいとしている者が多い。10人が今後サーミ語を習いたいと考えており、習うつもりはないという者は１人もいなかった。サーミ語能力の「書くこと」で「何も書けない」を選んだ２人（うち１人は「読むこと」でも「何も読めない」を選択している）も、サーミ語に関心がないわけではなく、ともに「習いたい」と回答している。

表７－３－11　もっとも得意なサーミ語の能力：話すこと

	流暢に話せる	かなり話せる	簡単な内容なら話せる	ほとんど話せない	無回答	合計
度数	6	3	5	0	2	16
パーセント	37.5	18.8	31.2	0.0	12.5	100.0

表７－３－12　もっとも得意なサーミ語の能力：読むこと

	本が読める	簡単な雑誌が読める	文字が読める	何も読めない	無回答	合計
度数	8	2	3	1	2	16
パーセント	50.0	12.5	18.8	6.2	12.5	100.0

表７－３－13　もっとも得意なサーミ語の能力：聞くこと

	議会のやり取りがわかる	日常生活の話題がわかる	基本的なことがわかる	ほとんどわからない	無回答	合計
度数	6	5	3	0	2	16
パーセント	37.5	31.2	18.8	0.0	12.5	100.0

表７－３－14　もっとも得意なサーミ語の能力：書くこと

	どんな文書でも書ける	簡単なメモが書ける	文字がいくつか書ける	何も書けない	無回答	合計
度数	4	5	3	2	2	16
パーセント	25.0	31.2	18.8	12.5	12.5	100.0

サーミであることに関する意識も高く、14人はサーミとして意識することが日常にあると回答している。意識することはないと答えたのは２人であった。

どのような時にサーミであることを意識するのかといえば、「家庭でサーミのことを話題にするとき」と「家庭でサーミの文化を実践するとき」がともに13人ともっとも多く、それ以外の選択肢も多くの人に選ばれている。「サーミであることで差別を受けたとき」という者も９人おり、サーミであることが決して肯定的な経験だけに裏付けられているわけではないことがうかがえた。その他としては、「トナカイといる時」という回答があり、サーミの人々にとってトナカイがただの飼育対象としてだけではなく、シンボルとしての役割をもっていることがわかる。

表７－３－15　サーミであることを意識するのはどのような時ですか

	家庭でサーミのことを話題にするとき	家庭でサーミの文化を実践するとき	家庭以外でサーミの人々と関わるとき	サーミ以外の人々と関わるとき	サーミの文化や歴史に触れたとき	サーミ語に触れたとき	身体的特徴に気づいたとき	サーミであることで差別を受けたとき	その他	合計
度数	13	13	12	12	11	11	10	9	3	14
パーセント	92.9	92.9	85.7	85.7	78.6	78.6	71.4	64.3	21.4	100.0

子どもの頃の交流関係をみると、スウェーデン人との同化･融合がすすんでいることからか、サーミ以外の人々とのかかわりは強く、また、全員が「仲良く付き合っていた」とするなど、良好な関係をもっていたことがわかる。ただし、一部にいじめられた、いじめ返したという経験を書く者もいる。サーミ同士となると「あまり交流していなかった」という者が４人いる。

表７－３－16　子どものころにサーミの方々との交流はありましたか

	盛んに交流していた	必要に応じて交流していた	あまり交流していなかった	まったく交流していなかった	合計
度数	11	1	4	0	16
パーセント	68.8	6.2	25.0	0.0	100.0

サーミであることの自覚は、「６歳くらいまで」が８人ともっとも多い。「わからない」という者の中にも、気づいたら知っていたという者がおり、その多くが物心がつくころにはすでにサーミであることを自覚していたことがうかがえる。そのきっかけは「親から」が６人である。しかし、それ以上に多いのが「その他」であった。その他の内容を書いていない者もいるが、自然と自覚していたとする者が多い。また、トナカイがいるのでサーミであることはすぐにわかったという者もいる。

表７－３－17　あなたはいつごろ、ご自分がサーミであることを自覚しましたか

	～６歳くらい	７～12歳くらい	13～15歳くらい	16～18歳くらい	19歳～	わからない	合計
度数	8	2	1	1	0	4	16
パーセント	50.0	12.5	6.2	6.2	0.0	25.0	100.0

表７－３－18　サーミであることを自覚したきっかけはどのようなことでしたか

	親から	親以外の家族親せきから	近所の人から	友だちから指摘	学校の先生に指摘	身体的特徴	その他	無回答	合計
度数	6	2	1	1	0	0	10	1	16
パーセント	37.5	12.5	6.2	6.2	0.0	0.0	62.5	6.2	100.0

保護者たちの教育歴はかれらの意識に影響を及ぼしているのだろうか。まず最終学歴をみると、大学卒が11人、大学院卒が１人と高学歴化がすすんでいる。基礎学校までという者は２人、高校までという者も２人であった。このうち、基礎学校の１～６年生の間、サーミ学校へ通っていたという者は６人、通っていなかった者は10人である。サーミ学校への通学経験に年齢はあまり関係がない。強い相関があるのは出身地であり、ヨックモック出身の２人はともにサーミ学校へ通っていた。イェリヴァーレ出身の４人は通っていた者と通っていない者が３人ずつであった一方で、キルナ出身の５人はひとりもサーミ学校へは通っていなかった。

サーミの言語や文化を学校で学んでいないという者は１人しかおらず、それ以外はみないずれかの学校段階でサーミについて学んだ経験をもっている。

ここで、サーミ学校へ通っていたかどうか、あるいは学校でサーミ語、サーミ文化を学んだことがあるかどうかがサーミ語能力にいかなる影響を与えているかを調べるため、以下の操作をおこなった。まず、表７－３－11から表７－３－15までの４つの質問に関連して、その回答を得点化し、サーミ語能力得点を計算した[9)]。その得点を、サーミ学校へ通った者とそうでない者などで比較すると、サーミ学校へ通った者の平均能力得点は3.1、基礎学校へ通った者の平均能力得点は3.0であった。また、大学でサーミ語やサーミ文化を習った者の平均能力得点は3.1であり、これもそれ以外の平均点3.0とほぼ差はみられない。高校でサーミ語やサーミ文化を習った者とそうでない者に関しては、3.8と2.6という差がついている。いずれにしても、サーミ語能力に関しては学校での経験などよりも、その他の影響、たとえば家庭環境などの方が大きな影響力をもっているようである。

表７－３－19　あなたの最終学歴はどちらになりますか

	サーミ学校	基礎学校	高校	大学	大学院	合計
度数	0	2	2	11	1	16
パーセント	0.0	12.5	12.5	68.8	6.2	100.0

表７－３－20　あなたは１～６年生の間、どの教育機関に通っていましたか

	サーミ学校	基礎学校	合計
度数	6	10	16
パーセント	37.5	62.5	100.0

最後に、保護者の職業を確認しておこう。現在の職業は教員が４人でもっとも多く、ついで公務員、事務・営業、トナカイ業が３人となっている。トナカイ業については、他の職業との兼業も多いようである。もっとも長く従事している職業では公務員が５人ともっとも多い。ついで教員、トナカイ業が３人であった。

世帯年収は「30 ～ 50万SEK」が７人ともっとも多く、ついで「50万SEK ～」が４人、「10 ～ 30

万SEK」が３人､「10万SEK未満」が１人であった。もっとも高い「50万SEK ～」は事務･営業が２人、店員・販売員と公務員が１人ずつである。逆に世帯収入が低い者の職業は、教員が２人（「～ 10万SEK」と「10 ～ 30万SEK」が１人ずつ)、公務員と無職（学生）である。

表７－３－21　あなたの主たる収入源となっているお仕事は何ですか・もっと長い間従事している仕事は何ですか

	公務員	教員	事務・営業	工員	トナカイ業	店員・販売員	自営業	その他	合計
現在	3(18.8)	4(25.0)	3(18.8)	0(0.0)	3(18.8)	1(6.2)	1(6.2)	1(6.2)	16(100.0)
最長	5(31.2)	3(18.8)	2(12.5)	1(6.2)	3(18.8)	1(6.2)	1(6.2)	0(0.0)	16(100.0)

表７－３－22　現在の世帯全体の年収はどのくらいになりますか

	10万SEK未満	10 ～ 30万SEK	30 ～ 50万SEK	50万SEK ～	無回答	合計
度数	1	3	7	4	1	16
パーセント	6.2	18.8	43.8	25.0	6.2	100.0

第４項　小括

ここまで、サーミ学校の保護者たちの意識をみてきた。その結果、以下の知見が得られた。

第１に、保護者のサーミ語、サーミ文化に対する積極的な思いがみられる。そもそも基礎学校との選択の結果サーミ学校を選んでいる以上、サーミ学校に特有のカリキュラム、すなわちサーミ語やサーミ文化に対する期待が大きくなることはあたりまえともいえる。しかし、サーミ学校の保護者たちは、できるかぎり手を広げ、あれもこれも子どもに身につけさせたいと考えているわけではなく、明確にサーミ語、サーミ文化を学ぶことを重視しているのである。これは､「基礎学力をもっと身につけてほしい」や「もっとスウェーデン語の勉強をしてほしい」といった要望がほとんどみられないことからもうかがえる。そして何より、「英語の勉強をしてほしい」という要望をもつ者が１人しかいない点に、サーミ学校の保護者たちの徹底ぶりが表われている。わが国に限らず、少数言語教育を考える際に必ず議論になるのが、現代のリンガ・フランカとされる英語との関係である。そのようななかで、マジョリティの言語であるスウェーデン語や、国際語である英語の教育よりもサーミ語を重視するという保護者たちの意向は特徴的であるといえる。

第２に、わが国における民族学校に関する議論にひきつければ、サーミ学校を利用することについて、将来への不安といったものがほとんどみられないことに注目できる。先にふれたように、わが国で民族学校が議論される際にマイナス材料としてよく挙げられるのが、進学や就職するうえで不利になるのではないかということであった。ところが、サーミ学校においては、このような懸念はほとんどみられなかった。この背景として、サーミ地域においてサーミ語ができる者にきちんと雇用の機会が与えられていることが考えられる。スウェーデンでは、サーミ地域において行政の窓口に必ずひとりサーミ語話者を配置し、サーミ語による窓口対応をしなければならないと義務づけている。また、第２節で詳しくみたように、サーミ学校はサーミ語を使える教員が不足しているという問題を抱えており、サーミ語学習が進路に結びつく可能性の一例となっている。このような取り組みによって、サーミ学校への進学が進路、就職に不利に働かないと意識されているのであろう。

第３に、保護者たち自身の高いサーミ語能力があげられるだろう。サーミの人々のあいだでは、しばらくのあいだサーミ語は恥ずかしいものであるため話すべきではないという意識が広がっていた。このような風潮は1960年代ころまで続き、その結果、現在の中高年層にはサーミ語がほとんど

分からない者が一定数いるといわれている。それに対し、保護者たちのなかでサーミ語がわからないという者はほとんどおらず、多くが高いサーミ語能力を有していた。ただ、このような能力が学校によって身についたわけではなさそうであることには注目してよいだろう。サーミ学校に通っていたかどうかや、大学でサーミ語・サーミ文化を習ったかどうかは、サーミ語能力にほとんど影響を与えていなかった。サーミの学校教育と、サーミ語、文化の習得に関する検討は、今後の大きな課題であるといえるだろう。

第４節　サーミ工芸学校教員の教育意識

第１項　課題の設定

本節と次節ではヨックモックのサーミ工芸学校で行った教員調査と学生調査の分析を行う。本節ではそのうち、工芸学校教員調査から教員たちの勤務のあり方や教育意識をさぐっていく。

調査は2012年９月に行われた。ヨックモックのサーミ工芸学校においてG教諭とH教諭から直接話しをうかがった。また、その他の教員に対しても、学校を通して調査票を配布し郵送にて返送していただいた。配布した調査票は７票で有効回収数は２票である。本節では、インタビューをした２人と、調査票を回収できた２人の計４人を分析の対象とする。なお、サーミ工芸学校教員に対する調査票は、第２節で使用したサーミ学校教員調査票とは異なるものである。

第２項　工芸学校教員の属性

回答者は男性２名、女性２名である。年齢は、F教諭が40代、G教諭とH教諭が50代、E教諭が60代である。担当科目はE教諭、F教諭、G教諭が工芸、H教諭が語学である。サーミ語にはいくつかの方言があり、スウェーデンでも北サーミ語、ルレ・サーミ語、南サーミ語の３方言が使われている。このうち、最大の話者数をもつのは北サーミ語であり、工芸学校があるヨックモック周辺では北サーミ語とルレ･サーミ語がおもに使われている。H教諭が教えているのは、そのどちらでもなく、スウェーデンでもっとも話者の少ない南サーミ語である。南サーミ語はおもにスウェーデン中部のイェムトランドなどで使われている[10)]。

最終学歴はE教諭が高校で、残りの３人は大学である。E教諭はこれまでの学校においてもサーミ語やサーミ文化を学んだことがとくにないという。F教諭、G教諭、H教諭はそれぞれサーミ学校へ通っているほか、F教諭は高校と大学においてもサーミ文化を学んでいた。ただし、先にみたように対象者の世代が通っていた時代のサーミ学校はサーミ語やサーミ文化を学べる現在のサーミ学校とは異なり、授業もスウェーデン語で行われていた。

対象者は全員が既婚者であるが、１人は離婚しており、また１人は事実婚（再婚）である。相手は３人がサーミであり、H教諭はサーミでない人である。全員に子どもがおり、E教諭、F教諭、G教諭はサーミ学校へ通わせていた。また、H教諭は子どもを基礎学校へ通わせているが、これはH教諭がスウェーデン中部のイェムトランド出身であり、サーミ学校がそもそもないためである。

表７－４－１　対象者の属性

	性別	年齢	担当	学歴	サーミ語・文化を学んだ学校
E教諭	男	60代	木工と角工芸	高校	学んでいない
F教諭	女	40代	工芸	大学	サーミ学校、高校、大学
G教諭	男	50代	木工	大学	サーミ学校
H教諭	女	50代	語学	大学	サーミ学校

表７－４－２　対象者の家族

	相手のエスニシティ	子ども有無	子どもの学校	学校選択の目的・理由
E教諭	サーミ	いる	サーミ学校と基礎学校	サーミ語とサーミとしてのアイデンティティが大事だから
F教諭	サーミ	いる	サーミ学校	NA
G教諭	サーミ	いる	サーミ学校と基礎学校	NA
H教諭	非サーミ	いる	基礎学校	イェムトランドには学校がない。

対象者の育った環境と対象者自身のサーミ語能力についてもう少し踏み込んでみておこう。４人とも、祖父母と、両親あるいはそのどちらかがサーミ語を話すことができるという環境で育ってきている。E教諭、F教諭、G教諭が北サーミ語とルレ・サーミ語を使用することができる。北サーミ語とルレ・サーミ語は言語的に似ており、どちらかができればもう一方も大体わかるのだという。H教諭だけは、これまでにもみたように南サーミ語の話者である。語学担当であるH教諭にかぎらず、サーミ語の能力はおしなべて高い。とくに読むことと聞くことについては全員が「本が読める」「議会のやり取りなどがわかる」と回答している。それに対し書くことはやや難しいようであり、F教諭とG教諭が「簡単なメモが書ける」となっている。また、G教諭は子どものころ、学校でスウェーデン語で授業をし、少しサーミ語を話すとすぐに発音などを注意されたことからスウェーデン語にのりかえてしまおうと考えた経験をしている。それ以来、話すことには苦手意識があり、現在でも学生にサーミ語で話しかけられてもスウェーデン語で返すのがつねになっているという。

表７－４－３　対象者の言語状況

	サーミ語が話せる家族	自分が使えるサーミ語	話すこと	読むこと	聞くこと	書くこと
E教諭	実母、実父、祖父母	北サーミ語、ルレ・サーミ語	流暢に話せる	本が読める	議会のやり取りなどがわかる	どんな文書でも書ける
F教諭	実母、祖父母	北サーミ語、ルレ・サーミ語	かなり話せる	本が読める	議会のやり取りなどがわかる	簡単なメモが書ける
G教諭	実父、祖父母	北サーミ語、ルレ・サーミ語	簡単な内容なら話せる	本が読める	議会のやり取りなどがわかる	簡単なメモが書ける
H教諭	実母、実父、祖父母	南サーミ語	流暢に話せる	本が読める	議会のやり取りなどがわかる	どんな文書でも書ける

教師になった年は、H教諭がもっとも古く1974年、F教諭が1999年である。現在の学校へ赴任したのはG教諭が1990年でもっとも古く、F教諭は2012年に赴任したばかりである。ただし、G教諭は1990年以来工芸学校にずっと勤めているわけではなく、1990年から92年まで教員資格をもたないままに工芸学校で工芸を教え、その後教員資格をとるために一度やめている。その後、再び工芸学校で教壇にたち、基礎学校で工芸の教員として働いた時期を挟んで2007年にみたび工芸学校で教員をすることになった。また、E教諭も1976年から教員をしているものの、もっとも長い間従事している仕事は自営業であるなど、必ずしも教員をずっと続けているわけではない。なお、F教諭とG教諭はスウェーデンの小学校教員免許を、H教諭はスウェーデンの幼稚園教員免許と、スウェーデン

ならびにサーミの保育士資格をもっている。E教諭は特に免許、資格はもっていない。

F教諭、G教諭、H教諭は学校のすぐ近くに住んでいるが、E教諭は通勤距離を250kmと回答している。この点に関してはとくに記述がないので詳細は不明であるが、たとえばH教諭は工芸学校で仕事をしつつ、月に１回、３日ほどの日程でヨックモックから400km近く離れたターナビーのサーミ学校へ通ってサーミ語を教えているという。E教諭もこのような働き方で工芸学校へ来ているのかもしれない。

サーミ学校で働くことにした理由としては、G教諭とH教諭が「教育に携わりたかったから」と回答している。また、H教諭とF教諭は共通して「これまでのキャリアが生かせるから」「サーミ文化に関われるから」「サーミのために働けるから」と回答している。F教諭はこれに加えて「金銭的な魅力があったから」としている。E教諭は「伝統的なサーミ工芸教育」と回答しており、サーミ文化に携われ、また働けることが魅力であったことがわかる。

年間世帯収入はE教諭とH教諭が10万～30万SEK（130～400万円）、F教諭とG教諭が30～50万SEK（400～700万円）である。この額についてはE教諭が「満足」、残りの３人が「どちらかといえば満足」と回答している。F教諭は、「サーミ工芸家としての生活は厳しいが、その代わりに人に工芸を教えることができる」と回答しており、金銭的な問題以上のやりがいをこの仕事に求めていることがみてとれる。なお、４人の生活に対する満足度は全般に高く、仕事内容は全員が「満足」、G教諭を除いては地域の環境と生活全般も「満足」としている。

表７－４－４　所有免許、教師になった経歴

	所有免許	教師になった年	現在の学校	もっとも長く従事した職業	通勤距離（km）
E教諭	とくになし	1976	1998	自営業	250
F教諭	スウェーデンの小学校教員免許	1999	2012	教員	4
G教諭	スウェーデンの小学校教員免許	1990	1990	教員	2
H教諭	スウェーデンの幼稚園の教員免許・保育士資格、サーミの保育士資格	1974	2004	教員	1

表７－４－５　サーミ学校で働く理由、年間世帯収入

	サーミ学校を選んだ理由	年間世帯収入
E教諭	その他（伝統的なサーミ工芸教育）	10～30万SEK
F教諭	金銭的に魅力があったから、これまでのキャリアが生かせるから、サーミ文化に関われるから、サーミのために働けるから、その他	30～50万SEK
G教諭	教育に携わりたかったから	30～50万SEK
H教諭	教育に携わりたかったから、これまでのキャリアが生かせるから、サーミ文化に関われるから、サーミのために働けるから	10～30万SEK

表７－４－６　現在の生活の満足度

	仕事内容	収入	地域の環境	生活全般
E教諭	満足	満足	満足	満足
F教諭	満足	どちらかといえば満足	満足	満足
G教諭	満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば満足
H教諭	満足	どちらかといえば満足	満足	満足

第３項　サーミ工芸学校とサーミ教育への評価

工芸学校の教師たちは工芸学校をどのように評価しているのだろうか、また、サーミの教育全般に対しどのような意識をもっているのだろうか。サーミ工芸学校に関する評価を表７－４－７にま

とめている。表の一番右側「平均」の列は、それぞれの項目に対する４教員の評価を４段階で数値化した際の平均値である。「A：専門的な知識や技術が得られる」「D：サーミの文化を身につけられる」「F：学生にサーミの友人ができる」「I：もっと公的な支援が欲しい」に対しては、全員が「とてもそう思う」と回答している。スウェーデン国内のあらゆる地域でマイノリティとなるサーミの人々にとって、とくに「F：学生にサーミの友人ができる」ことは工芸学校の重要な機能のひとつとして認識されている。G教諭の言葉を借りれば、工芸学校は結婚相手をみつけるための「マッチメーカー」、あるいは「縁結びの機関」でもあり、実際にG教諭の両親も工芸学校時代に知り合い、結婚したのだという。

「B：サーミ語を身につけられる」「C：サーミ語で学ぶので理解しやすい」についてはE教諭とH教諭が「とてもそう思う」、F教諭とG教諭が「少しそう思う」と回答している。G教諭によると、工芸のコースに来る学生は「言語だとか文化というのには、あまり興味を示さない」という。そのため、G教諭のなかではサーミ語よりもサーミ工芸の伝承の方が評価すべき対象となるようだ。

一方で、H教諭はそれとまったく異なる見解をもっている。H教諭によるとサーミ語のなかには「スウェーデン語にはない言葉」がたくさんあり、それが文化と密接に結びついている。たとえば雪の状態に関しても、「状態、溶け具合、あるいは降り具合、どれくらい降ったら南に来るとか」を示す言葉が多く存在するのだという。また、サーミの文化、生活と切り離すことができないトナカイ業においても、その作業の中に「スウェーデン語ではできない、サーミ語だけでしか表現できないことがたくさん」あるという。H教諭はこのことがトナカイ業の重視、そしてサーミのアイデンティティ形成におけるサーミ語の重要性を呼び覚まし、かつてのサーミ語やサーミの復興活動へと結びついたと考えており、それがサーミ語を身につけられることの重要性、サーミ語で学ぶことの重要性を強調する意識へとつながっているのだろう。

「E：就職するのに便利」については、F教諭が「少しそう思う」としているほかは３人とも「とてもそう思う」と回答している。G教諭によると、工芸学校の学生の中には高校卒業後のサバティカル期間を利用して来ているものが多い。それらの学生が工芸学校で工芸やサーミ語について学び、また、サーミの友人とつきあっていくなかで、もっとサーミについて発見したいという気持ちを強め、大学などへ進学していくのだという。このように、サーミについて学ぶことは就職や進路への意識を強くさせていると評価しているようである。

「G：サーミ以外の人々との関わりが薄くなりそう」については各教員の評価がわかれている。H教諭は、これまでサーミとほとんど関わることのなかった学生たちが、工芸学校でサーミの学生同士の時間をもつようになることで、必然的にサーミ以外の人々と関わる時間は減っていくと考えている。またE教諭も「少しそう思う」と回答している。G教諭とF教諭はそのようには考えていない。

表７－４－７　工芸学校に関わる以下の項目についてどのようにお考えですか

	E教諭	F教諭	G教諭	H教諭	平均
A　：専門的な知識や技術が得られる	1	1	1	1	1.0
B　：サーミ語を身につけられる	1	2	2	1	1.5
C　：サーミ語で学ぶので理解しやすい	1	2	2	1	1.5
D　：サーミの文化を身につけられる	1	1	1	1	1.0
E　：就職するのに便利	1	2	1	1	1.3
F　：学生にサーミの友人ができる	1	1	1	1	1.0
G　：サーミ以外の人々との関わりが薄くなりそう	2	4	3	2	2.8
H　：設備が不十分である	4	2	2	2	2.5
I　：もっと公的な支援が欲しい	1	1	1	1	1.0

注）１＝とてもそう思う、２＝少しそう思う、３＝あまりそう思わない、４＝まったくそう思わない

E教諭、F教諭、G教諭の３人は、工芸学校の現在のあり方に満足をしているようであり、今後のあり方についても「このままでよい」と答えている。一方でH教諭は、２つの側面から工芸学校の拡大を望んでいる。１つ目の側面は、地理的な問題である。南サーミ語圏出身であるH教諭は、南サーミ語教育の拡充と、地方都市の人たちにも通いやすいだけの学校数の拡充を希望している。語学だけではなく、工芸に関しても南サーミ語話者たちの伝統工芸があるようであり、それらを学ぶ課程をつくることは重要である。また、もう１つの側面として、大学レベルの教育を行いたいという希望をもっている。現在、工芸学校は２年コースを基礎としている。しかし、３年、４年と学び続けられるコースがあってもよいのではないかとH教諭は発言している。

H教諭のこのような思いは、サーミ学校制度全般に対しても向けられている。工芸学校に限らないサーミ学校の今後の展開としては、４人全員がサーミ大学の設置までをも希望している。第１節でも確認しているように、サーミ学校は基礎学校の６年間しか設置されていない。基礎学校の上級学年や高等学校でも、母語教育としてサーミ語の教育を受けたり、また一部の学校においてサーミ文化を学んだりすることはできるし、またいくつかの大学はサーミ語を学ぶ学科を設置している。しかし、これだけでは足りないというのが４人の共通した見解であるようだ。G教諭の発言の中にも、H教諭の発言の中にも、隣国ノルウェーの教育制度、そしてカウトケイノのサーミ大学の話がよく登場する。少なくともノルウェー並の教育体制を整えることが要求されているようである。

サーミ学校への進学形態については教員間でも意見がわかれている。F教諭とG教諭は現状の希望者のみが進学する形でよいとしている。E教諭とH教諭は、原則としてサーミの子弟は全員サーミ学校へ通うべきであると考えている。H教諭は「現実的には絶対無理なので」と断ってはいるものの、サーミの文化や言語、歴史などをきちんと学んでいく、そして学ぶ権利を保障するという意味においても、サーミ学校を通じて機会が全員に行き渡ることを望んでいるのである。

表７－４－８　サーミ工芸学校・サーミ学校の今後について

	今後、工芸学校を	理由	サーミ学校の展開	サーミ学校の受け入れについて
E教諭	現状でよい	サーミのらしさが第一線に置かれるから	大学も作るべき	原則としてサーミ学校へ進学するようにすべき
F教諭	現状でよい	NA	大学も作るべき	このままでよい
G教諭	現状でよい	NA	大学も作るべき	このままでよい
H教諭	増やすべき	南にも入りやすいものがあってよい。ノルウェーにはたくさんある。	大学も作るべき	原則としてサーミ学校へ進学するようにすべき

G教諭以外の３人は、現在サーミの人々との交流が生活の中心となっている。今回の調査対象者である４人は、サーミ語やサーミ文化がスウェーデン社会だけでなくサーミの人々の中でも否定的に扱われる時代を経験している。G教諭曰く「サーミの失われた世代」であったことが、サーミであることに誇りがもてるヨックモックという町や現在の状況に対する高い評価を与えていると考えられる。サーミの素晴らしさやサーミの教育に関する自由回答には「アイデンティティ」という言葉が頻出する。サーミの言語や､工芸に代表される文化を学ぶことを通じて､学生個々が自分のサーミとしてのアイデンティティを確立していくことに、工芸学校の一番の価値が見出されている。

表７－４－９　サーミの人々との交流・サーミのすばらしさ・サーミの教育について

	サーミの人々との交流	サーミの素晴らしさ	サーミの教育について
E教諭	サーミの人々とのつきあいが多い	自分のアイデンティティがあること	自分のアイデンティティをサーミ語、伝統的サーミ工芸、ヨイク（サーミ伝統的歌唱）、サーミ文字を通して強めること
F教諭	サーミの人々とのつきあいが多い	NA	
G教諭	サーミの人々、サーミ以外の人々共同じくらいつきあっている	NA	
H教諭	サーミの人々とのつきあいが多い	育った環境とか説明しなくてもそのまま生きていけるのはすばらしい。	あらゆる青少年にいえることだが自分のアイデンティティを主張していける。恥じたり迫害されたりすることのない教育をすべきである。誇りを持って次世代に伝えられる。

第４項　小括

以上、工芸学校教師の工芸学校、サーミ教育に対する意識をみてきた。そのうえで明らかになった知見を最後にまとめておきたい。

本調査からみえてきたサーミ工芸学校の特徴として、１点目にサーミ語やサーミ工芸の技術の伝達にとどまらない多様な役割を果たしていることがわかった。それは、第１に語学や工芸の技術を身につけることにより、サーミとしてのアイデンティティを強く自覚することであったり、第２に学生同士の幅広い交友関係を構築することであったりする。とくに後者については、スウェーデンのどの地域においてもマイノリティにならざるをえないサーミの子弟がマジョリティになれる場として、向学心やアイデンティティの確立にもつながっていくことが期待されていた。

２点目に、工芸学校の教員たちは学校の実践に対して高い満足と誇りをもっているが、サーミ教育全般に関してはまだまだ足りない部分があると考えている。とくに、サーミ学校が基礎学校の中級段階までしかないことについては不満が多く、中等教育段階から大学までのサーミ教育の整備を求める声が強かった。また、制度だけではなく、工芸学校のカリキュラムについても、もっと増やしたほうがよいと考える意見がある。２年制カリキュラムの見直しも含め、サーミ語や文化についてまだまだ教えられること、学ぶべきことがあるようだ。

３点目に、第２節でも明らかになったサーミの中の多様性に対する配慮の不足については、工芸学校においても例外ではないことがうかがえた。ヨックモックという土地柄から、ルレ・サーミに対する配慮はそれなりにあるようであるが、南サーミへの配慮となるとまだまだ不足しているといわざるをえない。また、南サーミ出身であるH教諭によれば、これは単に言語だけの問題にとどまらず、工芸などの面においても配慮が必要であるという。

４点目に､これも第２節における知見と関連し､工芸学校の教師においても｢サーミ社会の勝ち組｣という側面は見出せた。工芸学校の教師はその特色上、「芸術家」である場合が多い。そして、どの社会においてもそうであるように、制作だけで生活ができる「芸術家」はごく一部である。その

ようななかで工芸学校の教師は、F教諭の「サーミ工芸家としての生活は厳しい」という言葉に象徴されるように、その技術を生活の糧とできた例外的な「芸術家」であるといえる。G教諭の話からも、卒業生は必ずしも工芸の道に進めるわけではないことが示されている。工芸学校という枠組みで語れるものではないが、この学校で得た技術が生活の糧とできるシステムの確立が今後のサーミ社会の大きな課題となるのだろう。

第５節　サーミ工芸学校学生の学校生活と民族意識

第１項　高等教育機関としてのサーミ工芸学校

サーミ工芸学校は、スウェーデンのサーミの人々にとって国内唯一の高等教育機関である。サーミの子どもに対する初等教育が、サーミの文化や生活様式の基礎を学ぶとするならば、サーミ工芸学校は、それらを専門的に学び、サーミ文化を次の世代に受け継ぐ役割の担い手を養成する教育を行う機関である。

サーミ工芸学校[11] は、1943年にヨックモックに設立された。最初の30年間は国立学校として運営され、その後は学校法人として経営されている。校長は「私たちが重要だと思っているのは、家庭におけるサーミの民族知が断ち切られてしまったので、サーミ文化を再発見する場所としてこの学校が機能すること」と述べている。

入学資格は18歳以上で、年齢の上限はない。学科は、工芸学科、トナカイ業学科、サーミ語学科、サーミ語通訳学科、食物学科がある。工芸学科は、トナカイの皮や角、木工加工などのサーミの伝統工芸を学ぶ。トナカイ業学科は、すでにトナカイを所有している人たちがターゲットである。それらの人々は遊牧をしているので、通学可能な時期やインターネットを使って勉強している。サーミ語学科は、北サーミ語、ルレ・サーミ語、南サーミ語などのウェブを用いて学習している。サーミ語通訳学科は、通訳の教育をしている。食物学科ではサーミの料理法を学び、家庭料理としてだけでなく、フードビジネスにつなげることもできるような学習を行っている。

表７－５－１　サーミ工芸学校の学科と定員

	工芸学科	トナカイ業学科	サーミ語学科	サーミ語通訳学科	食物学科
定員（人）	25	40～80	40～50	6	不明

工芸学科、トナカイ業学科はサーミでなければ入学できず、全学生の90％はサーミである。また、教職員等のスタッフは全員サーミである。毎年５～10人はノルウェーやフィンランドから学生が入学している。2010年には定員が25人の工芸学科に55人の応募があったが、地域と年齢を考慮して割り振っている。入学は順番待ちになっている状態である。

これらのことから、この学校の学生は、入学を希望する時点で、サーミとしての意識や、卒業後にサーミの文化を受け継ぐという意味でのポテンシャルを有していると考えられる。いわば「伝統を受け継ぐ主体となる若者たちの集団」であるといえるだろう。そのため、サーミ工芸学校の学生を対象としてその意識を探ることは、サーミのアイデンティティ形成や職業意識に、これまでの生活経験や教育はどのように寄与しているかを考察するための手がかりになると考えられる。

第２項　調査の概要と対象者の基本的属性

ここで使用するデータは、2012年９月、サーミ工芸学校の学生を対象に実施した調査結果である。調査は２つの方法で実施された。１つは、質問紙によるアンケート調査、もう１つは、質問紙にもとづく半構造化インタビューである。前者の調査は留置法によって行われ、28票配布し12人から有効な回答を得ることができた（回収率42.9%）。後者は３人へのインタビューが実施できた。これらを合わせた質問紙15票とインタビュー３件が分析の対象である。

本調査において回収できた15票はいずれも工芸学科の学生であった。調査時がトナカイ業のハイシーズンであったこと、サーミ語学科は遠隔授業が中心であることから、このような結果になっている。学年の内訳は、１年生が12人（80.0%）、２年生が３人（20.0%）だった。また、性別は女性が14人（93.3%）、男性が１人（0.7%）、年齢幅は19歳から23歳であり、19歳が２人、20歳が５人、21歳が３人、22歳が１人、23歳が４人だった。出身国については、スウェーデンが13人（87.0%）、ノルウェーが２人（13.0%）だった。

なお、インタビュー対象者３人の語りは、<F1>（女性、１年生）、<F2>（女性、２年生）、<M1>（男性、１年生）のように表記する。

表７－５－２　対象者の学年と性別　　単位：人

	１年生	２年生	合計
女性	11	3	14
男性	1	0	1
合計	12	3	15

第３項　サーミ工芸学校入学前の経験と入学動機

サーミ工芸学校入学前での高等教育機関経験については、「大学で学んだ」が１人（0.7%）、「高等教育機関で学んだことはない」が14人（93.3%）であり、就労経験の有無については、「就労経験あり」が13人（87.0%）、「就労経験なし」が２人（13.0%）だった。就労経験がある13人に、もっとも長い間従事していた仕事について聞いたところ、「保育士」が６人（23.1%）でもっとも多く、次いで「店員・販売員」が５人（19.2%）、「トナカイ業」が３人（11.5%）、「公務員」２人（7.7%）、「教員」、「会社の事務や営業職」、「自営業」がそれぞれ１人（3.8%）、「その他」が７人（26.9%）であった（複数回答）。

サーミ工芸学校に進学した理由としては、「家業を継ぐため」がもっとも多く12人（80.0%）、次いで「専門的な知識や技術が得られるから」が10人（66.7%）、「サーミ文化を学びたい」と「サーミ語の力を高めたい」がそれぞれ９人（60.0%）であった（表７－５－３）。また、サーミ工芸学校への進学を勧めたのは誰かについては、「自分で選んだ」がもっとも多く12人（80.0%）、次いで「親戚」８人（53.3%）、「友だち」６人（40.0%）だった（表７－５－４）。

<M1>

両親というわけじゃなくて、父方の祖父が手工芸で、いとこもそれをやっているので、（サーミ工芸学校に進学しようと）思いました。（中略）両親は、別にやってはいなかったんですけれども、家庭には身の回りにそういうものがいくつもあったし…。

表７－５－３　サーミ工芸学校に進学した理由（複数回答）

単位：人、％

就職に有利だから	1	6.7%
進学に有利だから	0	0.0%
専門的な知識や技術が得られるから	10	66.7%
資格が得られるから	3	20.0%
家業を継ぐため	12	80.0%
家族や親族も通っていたから	8	53.3%
実践的な教育が充実しているから	2	13.3%
自分がサーミだから	8	53.3%
サーミ文化を学びたいから	9	60.0%
サーミ語の力を高めたいから	9	60.0%
サーミ同士の交流を深めたいから	7	46.7%
その他	1	6.7%

表７－５－４　サーミ工芸学校への進学を勧めたのは誰か（複数回答）

単位：人、％

自分で選んだ	12	80.0%
親	3	20.0%
きょうだい	3	20.0%
親戚	8	53.3%
それまで通っていた学校の先生	1	6.7%
友だち	6	40.0%
先輩	4	26.7%
近所の人	0	0.0%
その他	0	0.0%

第４項　サーミ工芸学校での教育と生活

これまでのサーミ工芸学校での生活の満足度については、「授業の内容」「専門的な知識や技術の獲得」、「学生同士の交流」、「先生との交流」のいずれもが「満足」と「やや満足」を合わせると100％である。それらの満足度に比べ、「サーミ語の力の向上」については、「満足」が５人（33.3％）に留まっているものの、全般的に満足度は高い（表７－５－５）。しかし、これは、入学して間もない１年生の回答が大半であることから、サーミ工芸学校への期待感も含んだものであるといえるだろう。

表７－５－５　サーミ工芸学校での生活の満足度

単位：人、％

	満足		やや満足		やや不満		不満	
授業の内容	11	73.3%	4	26.7%	0	0.0%	0	0.0%
専門的な知識や技術の獲得	11	73.3%	4	26.7%	0	0.0%	0	0.0%
サーミ文化への理解の深まり	10	66.7%	4	26.7%	1	6.7%	0	0.0%
サーミ語の力の向上	5	33.3%	8	53.3%	2	13.3%	0	0.0%
先生との交流	9	60.0%	6	40.0%	0	0.0%	0	0.0%
学生同士の交流	11	73.3%	4	26.7%	0	0.0%	0	0.0%

サーミ工芸学校に関わる考えについては、「専門的な知識や技術が得られる」、「サーミの友人ができる」について「とてもそう思う」という者の割合がもっとも高く、専門的な学びのみならず、私的な人間関係の充実も期待していることが表われていた。一方で、「サーミ以外の人々との関わりが薄くなりそう」については、「あまりそう思わない」「まったくそう思わない」と答えた者が多く、サーミ工芸学校での学びによって、他の人々との関係性が閉じられたものになるとは考えていないことが理解できる（表７－５－６）。

<M1>

ここに来て初めて、マジョリティーだという認識は、とってもいい気持ちだし、逆にみんなと一緒で同じカルチャーについてしゃべったりできることも、とてもいいチャンスだと思う。

<F1>

こう言ったらドラマチックに聞こえるかもしれないけど、劇的に、ここに来て私はね、マジョリティーに属している。そういう強い感じがした。

表７－５－６ サーミ工芸学校に関わる考え　　単位：人、％

	とてもそう思う		少しそう思う		あまりそう思わない		まったくそう思わない	
専門的な知識や技術が得られる	14	93.3%	1	6.7%	0	0.0%	0	6.7%
サーミ語を身につけられる	8	53.3%	6	40.0%	1	6.7%	0	6.7%
サーミ語で学ぶので理解しやすい	7	46.7%	6	40.0%	2	13.3%	0	6.7%
サーミの文化を身につけられる	11	73.3%	4	26.7%	0	0.0%	0	6.7%
就職するのに有利	3	20.0%	9	60.0%	3	20.0%	0	6.7%
サーミの友人ができる	14	93.3%	1	6.7%	0	0.0%	0	6.7%
サーミ以外の人々との関わりが薄くなりそう	1	6.7%	1	6.7%	8	53.3%	5	6.7%
設備が不十分である	0	0.0%	1	6.7%	7	46.7%	7	6.7%
サーミ工芸学校に、もっと公的な支援が欲しい	9	60.0%	4	26.7%	2	13.3%	0	6.7%

その上で、今後サーミ工芸学校を、どのようにすべきだと考えるかを聞いたところ、「増やすべき」が12人（80.0%）、「現状でよい」が３人（20.0%）であり、「なくすべき」という回答はなかった。「増やすべき」と考える理由についての自由記述には、「サーミ地域全域のサーミが出会い、集える場所を持つことが大切である」「より多くの者がサーミ工芸学校で学べるように。より広いネットワーク」「私たちの言語や文化がふれる地域や分野は多ければ多いほど良い。多くのサーミの若者は自分たちの受け継ぐ文化遺産に参与することにより、自分たちのサーミとしての認識・確認の機会につながっていることがわかっている。残念ながら、サーミの子どもには家庭でサーミ語を話さないで育ち、地域の言語でもそれを使わない者が多い。ご存知のとおり、サーミ語の方言は数多く、工芸学校がいくつもあれば、文化の一端にふれ、学びたい人々すべてが近づくことができる」というものがあった。また、「志望者の多くが入学できないでいる」という指摘もなされていた。

また、在学中の生活は奨学金が支えており、定期的な収入の有無について、「ある」と答えた13人（86.7%）全員が「奨学金」を利用している。一方、定期的な収入が「ない」者は２人（13.3%）だった。収入のある者は「奨学金」のほかには、「家族からの仕送り」と「自身の就労による収入」がそれぞれ１人、「その他」は１人で、その内訳は「貯蓄」であった（複数回答）。また、現在の世帯全体の年収（税込）は、「10万SEK未満」が３人（20.0%）、「10 ～ 30万SEK未満」が１人、「30 ～ 50万SEK未満」はおらず、「50 ～ 70万SEK未満」が１人（6.7%）であり、８人（53.3%）は無回答であった。

第５項　サーミ工芸学校の卒業後

サーミ工芸学校卒業後の進路の予定については、「進学」が６人（30.0%）、「就職」が２人（10.0%）、「家業を継ぐ」が２人（10.0%）、「未定」が８人（40.0%）、「その他」が２人（10.0%）であった（複数回答）。この中には、卒業後、さらに進学してから働くという者や、働きながら勉強したいとい

う者も含まれており、進学と就職が必ずしもパラレルなものではないと捉えていることがうかがえる。

<M1>

やっぱり、勉強を続けて、たとえば大学とかで勉強したほうがいい職業に就けるという可能性も膨らむと思うし、それと同じに、トナカイ業とかももちろん携わっていきたいと思うし。（中略）僕は、自分のトナカイもいますから…。

一方で、進学先の国・地域、具体的な学校名、勉強する内容については、未定としている者がほとんどであり、一部、記述があったものとしては、進学先の国としてスウェーデン、勉強する内容としては「南サーミ語」「自然、宗教」などがあった。また、就職する場合の仕事の内容としては、「言語関係」「獣医、歯科医師、社会福祉士」などがあったが、まだ具体的な将来展望は描けていないのかもしれない。「未定」には、「就職できてトナカイ業との兼業ができれば」「トナカイ業の会社をつくる」というものがみられた。

<F2>

３年前にジムナシエット（注・高校）を終えて、今ここに来てかれこれ２年目なんです。来年の春にここを卒業して、そのトナカイ業を私は始めようと思っています。（具体的には）トナカイを飼わなきゃいけないんですけれども、それを飼うだけじゃなくて、そのトナカイを使ったお肉の販売ですとか、手工業製品とか、そういったものを扱う会社をしていきたい。

将来の住まいとしては、「出身地」が６人（40.0%）、「学校のあるヨックモック」が１人（6.7%）、「出身地やヨックモック以外のサーミの集住地」が１人（6.7%）、「サーミ集住地以外の場所」が７人（46.7%）であった。

まず、将来の住まいを「出身地」と考える理由については、「出身地は高山や自分のトナカイに近く、親しみがあり好きな場所だから」「そこがいつまでも私の故郷だから」といったものがあげられた。「出身地やヨックモック以外のサーミの集住地」と考える理由については、「工芸学校に入学する前の３年間ノルウェーで働いた。そこが自分の家のように感じられる。私が住み着きたい町には教育機関がある」という記述があった。また、「サーミ集住地以外の場所」と考える理由については、「一定の地域に結びつきはなし。できればスウェーデン各地をあるいは世界を巡って、色々な発見をし、色々な職業を試したい」というものであった。

第６項　血筋・サーミ語・文化とサーミとしての意識

婚姻については、「未婚」が９人（60.0%）、「同棲」が２人（13.3%）、「その他」が４人（26.7%）であり、「その他」のうち３人が「恋人がいる」、「恋人未満が１人」という記述であった。同居している家族については、「１人」が４人、「２人」が３人、「３人」が１人、「５人」が２人、無回答が５人だった。また、同居していない家族は、「いない」が４人、「１人」が２人、「20人」が１人、無回答が８人だった。

サーミの血筋については、「実母」が11人、「実父」が10人、「祖父母」が10人であった（複数回答）。父母ともにサーミである者が６人、さらに祖父母もサーミである者は４人であった。父母と祖父母にサーミがいない者はいなかった（表７－５－７）。父母ともにサーミであって、祖父母がサーミではないということは考えにくいが、祖父母あるいは継父母がサーミであるかどうかを本人が知らないという可能性もある。

表７－５－７　サーミの血筋　　単位：人、％

実母・実父・祖父母	4	26.7%
実母・実父	2	13.3%
実母・祖父母	3	20.0%
実父・祖父母	3	20.0%
実母のみ	2	13.3%
実父のみ	1	6.7%
合計	15	100.0%

また、サーミ語を使える家族については、「実母」が５人、「実父」が８人、「祖父母」が11人であった。先にみた、サーミの血筋とサーミ語が使えることとの関連では、サーミの血筋である「実母」11人のうち、サーミ語を使うことができる者は４人であり、サーミの血筋である「実父」９人のうち、サーミ語を使うことができる者は８人であった。また、サーミ語を使える「実母」５人のうち４人はサーミであるが、１人はサーミの血筋ではなく、配偶者がサーミであった。一方、サーミ語を使える「実父」８人については、全員がサーミの血筋をひいていた。

また、家族が使えるサーミ語は、「北サーミ語」が７人、「ルレ・サーミ語」が６人、「南サーミ語」が２人、「その他のサーミ語」が３人であった。「その他」の具体的な記述としては、「イェリヴァーレの方言（南サーミ語とルレ・サーミ語の混合）」があった（複数回答）。

一方、調査対象者自身が使えるサーミ語については、「北サーミ語」が８人、「ルレ・サーミ語」が９人、「南サーミ語」が１人、「その他のサーミ語」が１人、「サーミ語は使えない」が１人であった。何らかのサーミ語を使える14人のうち、もっとも得意なサーミ語の能力については、表７－５－８の通りである。話す、読む、聞く、書く、いずれの能力についても、ほとんど不自由しないレベルであることがわかる。しかし、それでもなお、サーミ語を「習いたい」と希望する者が７人であった。その他は、「すでに習っている」が５人、「十分なサーミ語能力があるので、習う必要はない」が３人であった。

<F1>

お母さんが言っている「お座りなさい」とか「これはじめましょう」とかいうのは全部わかったけど、もっと流暢に話せるように、ルレ・サーミ語をやりたいと思います。

<F2>

サーミ語は、うちでもサーミ語ですし、小中高でもサーミ語を。キルナでサーミの学校に通っていました。（サーミ学校は小学校までだが？）（７年生から９年生は）コミューンの学校でサーミの人のためにサーミ語と、サーミ語でサーミの歴史を習う授業がありました。

<M1>

父方のおばあちゃんはルレ（・サーミ語）で、お父さんのパパはウメオのサーミ語、僕はルレ・サーミ語だけ勉強したし、しゃべります。（中略）僕の母語といったらスウェーデン語になるので、そのおばあちゃんに会いに行ったときにはサーミ語をしゃべる機会があるんだけれども、うちでいつもしゃべっているわけではないから、やっぱり勉強はしたいと思って。（中略）お父さん方のおばあちゃんが僕のずっと先生でした。（サーミ）学校には行かなかった。（おばあちゃんは）勉強したらおやつ上げるわよって、うまくおばあちゃんに。大きくなってきたら、もう自分から習いたいと思って行くようになりました。子どものころはお菓子で（つられて）。

表７－５－８　もっとも得意なサーミ語の能力　　単位：人、％

	流暢に話せる		かなり話せる		簡単な内容なら話せる		ほとんど話せない		合計	
話すこと	5	35.7%	5	35.7%	3	21.4%	1	7.1%	14	100%
	本が読める		簡単な雑誌が読める		文字が読める		何も読めない			
読むこと	5	35.7%	5	35.7%	3	21.4%	1	7.1%	14	100%
	会議のやり取りなどがわかる		日常生活の話題がわかる		基本的なことならわかる		ほとんど何もわからない			
聞くこと	3	21.4%	6	42.9%	4	28.6%	1	7.1%	14	100%
	どんな文書でも書ける		簡単なメモが書ける		文字がいくつか書ける		何も書けない			
書くこと	4	28.6%	9	64.3%	1	7.1%	0	0.0%	14	100%

自分をサーミとして意識することがあるかという問いについては、「ある」が14人、無回答が１人であった。その具体的な場面（複数回答）については、「家族でサーミの文化を実践するとき」がもっとも多い12人（80.0％）であるが、サーミの文化や言葉にふれるときは全般的に意識する者が多いことがわかる（表７－５－９）。一方で、「サーミの人々の身体的特徴に気づいたとき」は４人（26.7％）と少なかった。

<F2>

ずっとトナカイ業が身近にあったので、それこそ家事をするにしてもごはんを作るにしても、しゃべるとかそれに関する自然も、いつも身近にありました。

<F1>

母がこの学校（の卒業生）なんです。工芸をやる人で、私が小さいころは（母が）家で工芸をしているときに、子どもたちも私たちも皮を磨いたり、そういうふうな作業をさせてもらって、それを体験して来ているわけです。

私はここ（ヨックモック）で生まれたんですけれども、育ったのはストックホルムなんです。（中略）ストックホルムという環境の中で暮らしていたから、自分がサーミであるということは、ある意味でしっかり分かるって、自覚ができることが多かったんです。

<M1>

生まれたボーロスというところは、南なので全然サーミの文化なんか周りになくて…。

夏は、６月ぐらいから８月ぐらいは、山というか郊外の自然の中にいるので、そこでいろんなことを学んでいます。魚も釣るし、親戚もそこに集まってきて一緒に暮らして、ご飯をつくったりとか、いろいろサーミの生活をします。

表７－５－９　自分をサーミとして意識するとき（複数回答）

単位：人、％

家族でサーミのことを話題にするとき	8	53.3%
家族でサーミの文化を実践するとき	12	80.0%
家族以外のサーミの人々と関わるとき	10	66.7%
サーミ以外の人々と関わるとき	10	66.7%
サーミの文化や歴史に触れたとき	10	66.7%
サーミ語に触れたとき	10	66.7%
サーミの人々の身体的特徴に気づいたとき	4	26.7%
サーミであることで差別を受けたとき	8	53.3%
その他	1	6.7%

子どものころの家族のなかでの、サーミの伝統文化（生活様式など）の体験については、「ある」が13人、「ない」が１人、無回答が１人だった。体験の内容については、下記の記述があった。

・トナカイ業
・食べ物
・サーミの集まり、サーミチャンピオンシップ、大会、集会など、４回くらい。
・生まれてからずっと、父はトナカイ業、自分もトナカイの持ち主。
・生まれてからずっと父はサーミでトナカイ業者、両親ともトナカイ業。自然と家畜から得て利用できるものをどのように扱うかも教えられてやってきた。伝統や習慣も当然のことと考えられるもののいくつかも身に付けてきた。

子どものころの、サーミとの交流については、「盛んに交流していた」が10人、「必要に応じて交流していた」が１人、「あまり交流していなかった」が３人、「まったく交流していなかった」者はいなかった。

子どものころのサーミ以外の方との関わりについては、「仲良くつきあっていた」が11人、「よくけんかをしていた」が１人、「いじめられた」が１人、無回答が２人だった。

<M1>

友だちとサーミについて話したりとか、結局サーミだろうが、スウェーデン人だろうが、あるがままに生きていくということが基本だと思う。

（友だちは）僕がしゃべる前はあまり（サーミだと）気にもしなかった、知らなかったけれども、僕がしゃべることによってそういう人たちがサーミのことを知るようになった。彼らは、僕の周りのスウェーデン人は、そういう違うことを聞くのを、楽しいとか、「へえ」と興味をもってくれるから。

小学校１～６年生の間の教育機関については、「サーミ学校」が５人、「基礎学校」が９人、「サー

ミ学校と基礎学校の両方」が１人であった。サーミ学校に通った理由としては、「イェリヴァーレ出身、そこに住んでいた。サーミ学校があり、両親はサーミ語のある環境で勉強させ、将来に向けてサーミの絆を結ばせたかった」「他のサーミたちとつきあい、サーミ語を話せるように」という記述があった。一方、基礎学校に通った理由としては、「他に通う学校がなかった」「(住んでいた地域には)サーミ学校がないから」というものが記述され、「隣村に学校があった。小さい頃はあまりサーミ語を使ったりはしなかった」という。両方の学校に通ったという回答は、引っ越しにともなうものであった。

表７－５－10　自分をサーミとして自覚した時期

単位：人、％

基礎学校入学前から（～６歳くらい）	7	46.7%
基礎学校初級・中級学年のころ（７～12歳くらい）	1	6.7%
基礎学校上級学年のころ（13～15歳くらい）	1	6.7%
高校生のころ（16～18歳くらい）	0	0.0%
高校卒業以降（19歳～）	0	0.0%
いつごろかわからない	6	40.0%
合計	15	100.0%

自分がサーミであることを自覚した時期については、「基礎学校入学前から（～６歳くらい)」がもっとも多く７人、次いで「いつごろかわからない」が６人であった（表７－５－10)。

また、自覚したきっかけ（複数回答）は「親から聞いた」が８人、「その他」が４人であり、その内容は、「トナカイ業の家に生まれサーミ語を使って育った」「自分がサーミだと自覚があった。誰からも言われることなしに」というものであった（表７－５－11)。

<M1>

記憶にないんですけれども、すごい若いころにそう（自分がサーミだと）認識しました。たぶん、７歳ぐらいかな。そのきっかけもよく今は覚えていないけれど、みんなで夏休みに行ったときかもしれないし、お父さんがしゃべったときかもしれないし。

<F1>

いろんなところで自分がサーミの代表者みたいに、みんなかなりエキゾチックっていうかな、(私を）そういうふうにしたがるんですよね。

表７－５－11　自分をサーミとして自覚したきっかけ(複数回答)

単位：人、％

親から聞いた	8	53.3%
親以外の家族・親戚から聞いた	1	6.7%
近所の人から聞いた	1	6.7%
友だちから指摘された	1	6.7%
学校の先生に指摘された	1	6.7%
身体的特徴に気づいた	0	0.0%
その他	4	26.7%
無回答	1	6.7%
非該当	2	13.3%

今後、どのように生活していきたいと考えているかについては、「サーミとして積極的に生きていきたい」が14人（93.3%）、「特に民族は意識せず生活したい」が１人（6.7%）であり、「極力サーミであることを知られずに生活したい」という者はいなかった。「サーミとして積極的に生きていきたい」と考える理由としては、次のような記述があった。

・自分はサーミで、サーミ語は自分のアイデンティティの一部だから
・次の世代に文化遺産を伝える
・子孫に伝えたい重要な文化。私自身の一生もサーミのトナカイ飼育の年間行事を反映し、トナカイとの生活はずっと私の人生の基盤になると思う
・自分がサーミなのだから、他にどのような生き方をするだろうか

また、「とくに民族は意識せず生活したい」と考える理由としては、「私は私。自分のアイデンティティがある。けれど自分が他の人と違うとは考えていない」というものであった。

<F2>
別に私がどうこう決めることではなくて、今私があるままの事実を受け入れて、生きていく。（サーミであることをあまり表に出さずに生活する人もいるが？）私の場合は、祖父母の代、（サーミ語が禁止されていた時代でも）うちではサーミ語をしゃべらないというのはなくて、いけないといわれてもしゃべっていたし、父方のお父さん、お父さんのほうにしても、私が産まれてから、家庭でサーミ語を実際に話すようになった。

<M1>
サーミとしてトナカイと一緒に生活していきたい。トナカイを一緒に助けてやっていくのがとても気に入っているので。ご飯をそれで食べていかないと。（トナカイの仕事をするというのが、基本的には自分の生きていく手段だというふうに感じているのか？）好きなことは好きなんですけれども、それだけが僕に似合っている職業だとは思っていないので、それもやってみたいと。ほかのチョイスもまだまだあると思うし。

サーミについて思うことに関する自由記述には、次のようなものがあった。

・サーミが風力発電、鉱山などの土地開発の際にもっと自分たちの意見を強く反映させることができるように願う。スウェーデンの鉱石法は最低。外国からどんな会社でもやってきて鉱石を探し、見つかれば鉱山の申請ができる。サーミは自然と生き自然を糧にしている。それが破壊され、失われてしまうと、何を糧にどうして生きてゆけようか？
・サーミ同士もっと意見の交換が必要。もっとHBTQ（ホモ、バイセクシュアル、トランス、クイア）の人々についても。サーミ議会でも互いに個人攻撃する代わりに、もっと政治を話し合うべきだ。

インタビュー対象者となった３人は、サーミについて思うことを次のように語っている。

<F2>

世の中にマイノリティーの人はいろいろいると思うのですけれども、私たちもその環境の、鉱山にしても電気、発電の会社にしても、いつでも土地について戦っていかなくてはいけないという事実があります。

（少数民族への対応について）スウェーデンは良いと思われているかもしれないけれども、実際はこのウェーデンのスタンダードからしたら、もっとできることがあるはずなのに、そのギャップというのが…（中略）ノルウェーは、なかでもすごくサーミの人とうまくやっている国だと思っている。一番いいかなと。（中略）でもノルウェーでちゃんとやっていることが、なんでスウェーデンでできないのかわからない。

<M1>

サーミの文化には、やっぱり言葉というのは重要なので、もっと言葉がいろんなところで学べるように。それにはやっぱり政府のバックアップが欠かせないと思う。

土地についても、自分たちがやってきた伝統的な生活の仕方ができるように、それを阻止するような人には影響を与えていきたいと。

自分たちで決めて、自分たちでエリアとかもきちっとやっていけたらいいなと思います。（サーミ議会については）いい仕事をしていますが、ちゃんと自分たちの仕事をしていないような感じがして、国の言いなりになっているような気がする。そこら辺を改善していかないと。（自分は）サーミの文化やトナカイ業も含めて衰退していっちゃって、それをきっちりもり立てていくような方向でいきたいと思います。

<F1>

私の次の時代、私に子どもが授かるかどうかもわからないし、いえないんだけど（中略）ここ（サーミ工芸学校のあるヨックモック）に来て思ったことは、姉も子どもが今できたところなんですけれども、ちゃんとサーミ語を話して、あやしたり、歌を歌ったりしているから、その子は、とても幸せなスタートをもっていると思う。

第７項　まとめ

本節では、サーミ工芸学校の学生の教育と意識をみてきた。調査から示唆されたことを概括すると、第１に、学生は、サーミ工芸学校に入学する以前から、サーミとしての文化的体験や生活経験など、私的なレベルでの教育的働きかけを受けており、サーミとしてのアイデンティティを有していること、第２に、サーミとしての誇りをもち、サーミの文化を「受け継ぐべきもの」という認識を醸成するためには、子ども期における周囲の教育的働きかけは不可欠であること、第３に、学校での学びは、サーミとしてのアイデンティティを進化させ、それをキャリアにするという意味で重視しているが、必ずしも仕事に直結させようと考えているわけではないということである。

これらのことから、サーミの若者がサーミ文化について専門的な教育を受けるということの意味は、サーミとして生きていくための「術」を手に入れることであると同時に、同世代のサーミとの交流などを通して、サーミとしての揺るぎない基盤があるという感覚（F1とM1が言う「マジョ

リティーとしての感覚」）を得る機会であると考えられる。もちろん、サーミ工芸学校での学びが、彼らの将来の仕事として成り立つようにしていくことは必要であるが、しかしそれ以前に、サーミとしてのアイデンティティをつねに肯定できる環境に身を置きながら、学ぶという経験そのものが重要である。だが、このような機会はサーミの誰もが経験しているわけではないと考えられる。そのため、本調査の対象となった若者が、サーミ工芸学校の入学に至るまでに経験してきたサーミとしての生活体験や周囲の教育的働きかけを、サーミの子どもや若者一般が享受できるようにすることが今後の課題である。

注

1）以下、法律の訳文は二文字（2011）による。ただし、二文字はサーミを「サーメ」と表記している。本節では他の表記に合わせ「サーミ」と修正している。

2）本項は2011年におこなったサーミ議会調査、サーミ学校長調査（野崎 2012：77-8参照）、2012年のサーミ工芸学校調査（本章第４節、第５節参照）と、サーミ教育局のホームページ（http://www.sameskolstyrelsen.se/）をもとに構成した。ただし、サーミ教育局のHPは2012年に大幅なリニューアルがおこなわれ、参照した記事については2013年２月現在で閲覧不可となっている。

3）これ以前より、スウェーデンはトナカイの遊牧をする者のみをサーミとして認定する政策を続けていた。1886年に作られたトナカイ飼育法では農耕などをはじめた者をサーミとして認定せず、トナカイサーミに与えられた狩猟や漁労の権利を与えなかったという（庄司 2005：68）。

4）サーミ工芸学校H教諭からの聞き取りによる。本章第４節参照。

5）本章第４・５節でもふれているように、C教諭が通ったサーミ工芸学校には、サーミ語のコースがある。そのため、このコースを履修したものと考えられる。

6）A教諭への聞き取りより。

7）北海道大学アイヌ・先住民族研究センター主催『アイヌ民族政策のこれから　－アイヌ政策懇談会報告書を考える－』(2009年12月20日）での発言などから。

8）スウェーデンでは、小学校にあたる基礎学校に入学する前に、基礎学校の準備教育をおこなう６歳児学級へ１年間通うのが一般的である。第１節参照。

9）サーミ語を「話すこと」については「流暢に話せる」＝４点、「かなり話せる」＝３点、「簡単な内容なら話せる」＝２点、「ほとんど話せない」＝１点を与えた。同様の操作を「読むこと」「聞くこと」「書くこと」についておこない、各人の得点の平均値を本人のサーミ語能力得点とした。したがって、能力得点の取りうる範囲は１～４点である。なお、全体の能力得点の平均は3.1点、最低点は1.5点、最高点は4.0点（４人）である。

10）推計では、北欧とロシアに７万人いるサーミのうち、２万人がサーミ語を話すとされている。そのうち、16,000 ～ 18,000人は北サーミ語の話者であり、そのうちの5,000 ～ 6,000人がスウェーデンに住んでいる。それに対し、ルレ・サーミ語と南サーミ語の話者はそれぞれ600 ～ 800人程度である（Kvarfordt, Sikku and Teilus 2005：50）。

11）サーミ工芸学校の概要は、2011年8月に行った校長へのヒアリングから得られた情報にもとづいている。

参考文献

Bourdieu, P., 1979, *La Distinction: Critique Sociale du Jugement*（Minuit）.石井洋二郎訳，1990，『ディスタンクシオンI・II——社会的判断力批判』藤原書店.

Jansson, A., 2005, *Sami Language at Home and at School: A Fieldwork Perspective*（Uppsala University Library）.

Kvarfordt, K., Sikku, N. and Teilus, M., 2005, *The Sami- an Indigenous People in Sweden*（National Sami Information Centre）.

二文字理明編訳，2011,『ノーマライゼーション思想を源流とするスウェーデンの教育と福祉の法律』櫻井書店.

野崎剛毅，2012,「スウェーデンの先住民教育の現状と課題」『國學院大學北海道短期大学部紀要』29巻，71-84.

Solbakk, J. T. ed., 2006, *The Sámi People: A Handbook*（Davvi Girji OS）.

庄司博史，2005,「サーミ——先住民権をもとめて」原聖・庄司博史編『講座　世界の先住民族　ファースト・ピープルズの現在06　ヨーロッパ』明石書店，58-75.

山川亜古，2009,「先住民サーミの人々」村井誠人編著『スウェーデンを知るための60章』明石書店，61-7.

（第１・３・４節：野崎　剛毅、第２節：新藤　　慶、第５節：新藤こずえ）

第８章　サーミ・メディアの展開と現段階

小内　純子｜札幌学院大学社会情報学部教授

第１節　先住民メディアの役割と問題意識

第１項　オルタナティブ・メディアとしての先住民族メディア

主流メディアに対するオルタナティブ・メディアの重要性が言われて久しい。「もう１つのメディア」「代わりのメディア」を意味するオルタナティブ・メディアとは、「主流メディアが取り上げない情報を取り上げ、自分たちの表現・伝達手段として利用するメディア」のことである（小玉 1993）。こうした役割を担うメディアには、コミュニティ・メディア、市民メディア、エスニック・メディア、そして先住民族メディアなどがあり、それぞれは重なり合う部分をももちながら、オルタナティブ・メディアの一翼を担っている。

2008年９月25日、ＥＵの欧州議会は「欧州におけるコミュニティ・メディアに関する欧州議会決議」を採択し、その社会的重要性を認め、法的に位置づけて公的支援制度を確立することの必要性を明記した。そこでは、コミュニティ・メディアとは、「非商業的で政府から独立し、社会への貢献を目的とし、市民が主体的に運営しているメディア」と定義されている（松浦・川島 2010）。また、市民メディアは、全国市民メディア協議会の定義によると、「マスメディアに対して、一般市民や住民が自発的に取材や記事執筆を行い、手作りする参加型のメディアの総称」[1]とされる。したがって、コミュニティ・メディアと市民メディアの担い手には、主流メディアには容易にアクセスできないすべての人が想定されていることがわかる。

これに対して、エスニック・メディアとは、「当該国家内に居住するエスニック・マイノリティの人びとによってそのエスニシティゆえに用いられる、出版・放送・インターネット等の情報媒体である」（白水 2004:23）と定義されるように、主要な担い手は、エスニック・マイノリティの人に限定される。先住民族メディアは、このエスニック・メディアに含めて考えられることが一般的であったが、近年、両者の違いを意識する必要性が主張されてきている。たとえば、八幡（2005）は、歴史的背景やその帰結として今日的諸課題の性質が大きく異なる先住民族は、移民らとは明確に区分して論じるべきであるとし、「先住民族により、先住民族を主たる視聴者として運営されるメディア」を先住民族メディアとして積極的に位置づけた[2]。たしかに、近代国家成立の過程において、同化・統合され、その過程で文化、言語、土地などを失ってきた先住民族が自らのメディアを所有することは、移民の人びとがホスト国内でエスニック・メディアを所有することとは異なる意味を有していると考えるべきである。したがって、本稿でも、サーミ・メディアを先住民族メディアとして位置づけて考察していく。

第２項　先住民族メディアを所有することの意義

先住民族が自ら運営するメディアをもつことの意義はどのような点にあるのであろうか。エスニック・メディア研究において白水（1996）は、エスニック・メディアの社会的機能として、①集団内的機能、②集団間的機能、③社会的安定機能の３つをあげている。伊藤・八幡（2004）は、これを批判的に検討し、先住民族メディアの社会的機能を、①対内的機能、②対外的機能、③エンパワメント機能の３つにまとめている。対内的機能とは、先住民族個人の意識・行動変化ならびにその帰結としてのコミュニティレベルでの行動変化への作用の機能、対外的機能とは、コミュニティ活性化の帰結としての対外的情報発信の機能、エンパワメント機能とは、対内的機能と対外的機能の十分な充足を前提とし、最終的に主流社会における社会構造変化をもたらす機能を指している。

いずれにせよ先住民族自らが運営するメディアをもつことは、先住民族内部においても、先住民族と外部社会との関係においても大きな意味をもつことは間違いない。内部的には、民族としてのアイデンティティを確立し、民族としての誇りと自覚を芽生えさせ、民族としての共同行動を促すような力をもちうる。また、外部的には、主流社会からは「みえない存在」であった先住民族の存在を可視化するという効果がある。たとえ主流メディアが先住民族について取り上げていたとしても、それはつねに主流社会の視点で語られることを意味しており、先住民族に対するステレオタイプのイメージが流布され、「ゆがめられた像」を定着させる方向に作用してきた。したがって、自らが担うメディアを所有することで先住民族の視点から情報を発信することは大きな意味を有している。

以上のような先住民族メディアの社会的機能は、より大きな視点に立てば、「公共性」「公共圏」の形成と深く関わる。伊藤（2010）は、神戸市長田区にあるコミュニティＦＭ局「ＦＭわぃわぃ」を事例とし、多文化状況が進展するなかでのメディアの役割について指摘し、「メディアと公共性」について論じている。周知のように「ＦＭわぃわぃ」は、1995年１月17日に発生した阪神淡路大震災を契機に、長田区で開局した多言語放送を行うラジオ局で、現在は、韓国・朝鮮語、ベトナム語、タガログ語など10の言語で放送している[3)]。伊藤は、「多文化社会におけるメディアの『公共性』は、マジョリティたる日本人のみを対象にしてきた『公共性』の概念では不十分である」とし、「『ＦＭわぃわぃ』は、大震災を経験するまでの長い期間、『あたかも存在しないように』生きることを余儀なくされた人びとの声を届け、『他者が私に対して現れる空間』、つまり現在的な『公共性』をつくりだす装置＝メディアとして機能している」と評価する。つまり「ＦＭわぃわぃ」の活動の中に、グローバル化した現代社会において「公共性」を切り開く可能性を見出しているのである。

松浦・川島（2010）もまた「公共圏」の形成に、コミュニティ・メディアの意義を見出している。「社会において周縁化されてきた女性や労働者、さらには多様なマイノリティの人々が、親密圏にまつわる小さな話題も含めて幅広いテーマを討議し、外部へと発信していく多元的な場のネットワークこそが、現代社会において重要である。小さなメディアとしてのコミュニティメディアは、こうした対抗的・多元的・連鎖的な公共圏のニーズに応えるものなのだ」とする。

以上の点は、先住民族メディアについてもいえることである。したがって、先住民族がメディアを所有するということは、先住民族内部にとっても、先住民族と外部社会との関係においても、また、社会全体にとっての「公共性」「公共圏」を形成するという点においても、重要な意義をもつことがわかる。

第３項　問題意識と課題

さて、本章が対象とするのは、北欧の先住民族の１つ、サーミのメディアに関してである。サーミは、「世界の先住民族の復権運動を牽引する立場にある」とされる（葛野 2007：214）。先住民族メディアに関しても、同様な点が指摘でき、放送･通信メディア、活字メディアのいずれにおいても、生活に根付いたメディアを育ててきている。本研究チームは、2012年度から４か年の計画で、北欧のサーミと日本のアイヌ民族がおかれている状況に関する比較研究に着手している。本章の対象に即していえば、先進的といわれる地域の事例に学ぶことをとおして、アイヌ民族を取り巻く現在のメディア環境を相対化し、現在の課題と今後の可能性をさぐることを目指している。

サーミのメディアに関する調査は、2012年度がスウェーデン、2013年度がノルウェー、2014年度がフィンランドを予定しており、本稿は主にスウェーデンのサーミ・メディアに焦点を当てた分析を進める。その意味で、本稿は中間的なまとめという位置づけにある。

サーミの居住地は、ノルウェー、スウェーデン、フィンランドの北部からロシアのコラ（Kola）半島にかけて広く分布しており、そこに１つのサーミ共同体を構築しようとする動きもみられる。「ベネディクト・アンダーソンが1983年に用いた“想像の共同体”の概念を借りると、サーミ共同体は､サーミ国家とサーミの国民としてのアイデンティティが社会的に構築されたという意味で“想像”されており、この過程でメディアは中心的な役割を果たしてきた」(Pietikäinen 2008a：199）と評価されている。しかし、現実には、サーミの居住地は、それぞれ国境で分断されており、サーミ･メディアはそれぞれが属する国のメディア政策や制度の枠内で活動せざるをえない状況にある。後述するように、そのことがサーミとしてのメディアのあり方に大きな影響を及ぼしていることもまた事実である。各国のサーミ・メディアは、国境を越えたサーミ共同体レベルの動きと密接に連動しながら、相対的に独立して活動を展開している、あるいは展開せざるをえない状況にある。したがって、本稿では、他国のサーミ･メディアとの関連に留意しつつ、スウェーデン国内におけるサーミ・メディアの実態について明らかにすることを試みる。

以下では、まず、サーミの社会においてどのようなメディアが、どの程度利用されているかについてみていく。そのうえで､それぞれのメディアの特性について考察し､スウェーデンにおけるサーミ・メディアの現状と課題について指摘する。

第２節　サーミのメディア接触状況

それでは、サーミはサーミ・メディアをどの程度利用しているのであろうか。われわれは今年度のスウェーデン調査で、一般住民、サーミ学校の保護者、サーミ工芸学校の学生に対してインタビュー調査と配布調査を実施した。その際、サーミ・メディアへの接触状況について尋ねてみた。調査に協力して頂いたのは、一般住民と保護者で21人、学生15人の計36人である。数は少ないが、回答結果から一定の傾向はつかめると考える。

まず、対象者の基本属性をみると（表８－１）、男女別には女性が28人、男性が７人と、圧倒的に女性が多くなっている。とくに、サーミ工芸学校は、もともと女子学生が圧倒的に多いため、対象者は15人中14人が女性である。年齢的には、一般住民・保護者は30～50代が中心、学生は20代が中心である。表８－２は、調査対象者が使用可能なサーミ語を尋ねた結果である。「話せない」という人が３人いる一方で、３つのサーミ語が使用可能であると答えた人が１人、２つが６人となっ

ている。残り25人は１つのサーミ語の使用者である。また、これをサーミ語別の人数で集計すると（表８－３）、調査対象者の61.1％が北サーミ語の使用が可能であることがわかる。次いで36.1％がルレ・サーミ語、11.1％が南サーミ語が使用可能となっている。10あるといわれるサーミ語の方言のなかでも当地域は北サーミ語を使用するサーミが多く、そのことはのちにみるサーミ・メディアの使用言語にも影響を与えている。

表８－１　対象者の基本属性

	一般住民保護者	学生	計
女	14	14	28
男	6	1	7
NA	1	0	1
60代	1	0	1
50代	6	0	6
40代	6	0	6
30代	5	0	5
20代	1	13	14
10代	1	2	3
NA	1	0	1
計	21	15	36

資料：実態調査より作成

表８－２　調査対象者の使用可能なサーミ語　　人、％

使用可能なサーミ語	人数	比率
北サーミ語	15	41.7
ルレサーミ語	7	19.4
北サーミ＋ルレサーミ語	5	13.9
北サーミ＋ルレサーミ語＋piteサーミ語	1	2.8
北サーミ語＋南サーミ語	1	2.8
南サーミ語	3	8.3
話せない	3	8.3
NA	1	2.8
計	36	100.0

資料：表８－１に同じ

表８－３　サーミ語別使用者数　　人、％

サーミ語	人数	比率
北サーミ語	22	61.1
ルレサーミ語	13	36.1
南サーミ語	4	11.1
piteサーミ語	1	2.8
話せない	3	8.3

資料：表８－１に同じ

表８－４は、調査対象者が利用するサーミ・メディアについて示したものである。質問文は、「次のサーミ関係のメディアや番組のうち比較的よく利用するものに○をつけて下さい（ＭＡ）」である。全体的には、テレビを比較的よく利用する人が88.6％、雑誌が65.7％、ラジオが60.0％で、これが３大メディアとなっている。雑誌へのアクセスが思いのほか高いという結果となった。その一方、新聞やウェブラジオは約３割に留まっている。一般住民・保護者と学生を比較すると、学生はラジオ（73.3％）、雑誌（73.3％）、新聞（40.0％）において、一般住民・保護者を大きく上回る利用率を示した。これはサーミ工芸学校で寮生活を送っていることや学校で新聞や雑誌が閲覧できる環境にあることが影響していると思われる。そうした環境の影響もあり、学生のサーミ・メディアの接触率は高い。表８－５は、新聞、雑誌の活字メディアとラジオ、テレビの放送メディアに分けて、どちらをおもに利用しているのかをみたものである。学生の場合は、「活字メディアと放送メディアの両方」というものが85.7％と圧倒的に多い。一般住民・保護者では、両方という人が52.4％に減じ、放送のみ33.3％、活字のみ14.3％と、やや放送メディアにシフトする傾向がみられる。

表８－４　属性別サーミメディアの利用状況

	実　数(人)			比　率（%）		
	一般住民保護者	学生	計	一般住民保護者	学生	計
ラジオ（ＳＲ、Ｐ２チェンネル）	10	11	21	50.0	73.3	60.0
ウェブラジオ（Sámpi）	8	3	11	40.0	20.0	31.4
テレビ（サーミニュース）	18	13	31	90.0	86.7	88.6
文字放送	1	0	1	5.0	0.0	2.9
新聞	4	6	10	20.0	40.0	28.6
雑誌	12	11	23	60.0	73.3	65.7
回答者数	20	15	35			

資料：表８－１に同じ

表８－５　メディア種類別の利用状況

	実　数(人)			比　率（%）		
	一般住民保護者	学生	計	一般住民保護者	学生	計
活字のみ	3	0	3	14.3	0.0	8.6
放送のみ	7	2	9	33.3	14.3	25.7
両方	11	12	23	52.4	85.7	65.7
計	21	14	35	100.0	100.0	100.0

資料：表８－１に同じ

表８－６　雑誌の種類別利用状況

	実　数(人)			比　率（%）		
	一般住民保護者	学生	計	一般住民保護者	学生	計
Samefolket	10	2	12	83.3	16.7	100.0
Nuorat	2	10	12	16.7	83.3	100.0
Š	1	3	4	25.0	75.0	100.0
該当者計	11	10	21	52.4	47.6	100.0

資料：表８－１に同じ

ところで雑誌に関しては、具体的な雑誌名も聞いている。その結果から一般住民・保護者と学生とでは利用している雑誌が異なっていることがわかる。一般住民・保護者は歴史のあるSamefolket（サーミの人々）を、学生はNuorat（若者）やノルウェーで発行されている若者向け雑誌「Š」を利用している（表８－６）。

以上みてくると、サーミ・メディアはサーミの人々によってかなり利用され、生活の中に定着していることがうかがわれる。回答者のなかに「まったく利用していない」という人は皆無で、その濃淡はあるにしても、全員がなんらかのかたちでサーミ・メディアに接触していることがわかる。

以下、放送・通信メディア、活字メディアの順に、その具体的なありようについてみていくことにする。

第３節　放送・通信メディアの形成と現状

第１項　歴史

放送メディアについては、ラジオ放送が先行し、それから半世紀遅れてテレビ放送がスタートしている。まず、簡単に歴史を振り返っておこう。

サーミラジオの歴史は1952年に始まる。この時、最初に放送を始めた人たちはスウェーデン人で、放送はスウェーデン語で行われた。トナカイ放牧に関するニュース、スウェーデン政府の決定、礼

拝に関するもののほか、サーミ語講座などが放送された。

サーミによるサーミ語の番組が始まるのは1965年である。“Samiságat”という週刊ニュース番組を、サーミの居住地全体に向けて放送した。また、サーミ語の娯楽番組“Illubådda”の放送も始まり、サーミのアーティストをラジオで紹介するなど内容の幅も広がった。1974年には“Miehtasámi”という番組がスウェーデン、ノルウェー、フィンランドで放送されるようになった。翌1975年には、キルナに新しいスタジオが設立されている。

1993年、当時キルナとイェリヴァーレにあった２つのオフィスが、スウェーデン公共ラジオ放送（ＳＲ）の元で統合され、キルナに本部が置かれる。サーミラジオはＳＲのＰ２チャンネル（後述）の中で、独自の番組枠をもつようになる。1995年に、サーミラジオは、いったん、ＳＲのノルボッテン支局の１部門に位置づけられたが、2000年には、再びＳＲの独立した番組制作部門に戻り、ストックホルムのＳＲ本部のもとに置かれることになる。組織上、サーミラジオの地位が上昇したことを意味する。

2001年８月、ＳＶＴ（スウェーデン公共テレビ放送）においてサーミ語のニュース番組がスタートする。最初はノルウェーのＮＲＫ（ノルウェー公共放送）とＳＶＴで取り組み、翌2002年１月にフィンランドのＹＬＥ（フィンランド公共放送）がこれに加わり、北欧３国が協力して取り組むようになる。

2002年にサーミラジオは50周年を迎える。2006年１月16日から北欧３国共通の国際的ウェブラジオSR Sámpiがスタートする。また、2009年には、もともとキルナの中心部の別々の建物内にあったＳＲとＳＶＴがともにキルナ郊外に移転し（写真１）、同じ建物内の同じフロアで仕事をするようになり、サーミラジオとサーミテレビの協力関係が強化される。また、2010年には、北欧諸国間の協力体制の強化もはかられている[4)]。

以上のように、スウェーデンのサーミ・メディアでは、ラジオもテレビも公共放送のなかに番組枠をもつかたちで発展してきたところに特徴がある。これは北欧の他の２つの国においても同様で、オルタナティブ・メディアとして独立しているのではなく、主流メディアのなかに居場所を確保しているのである。伊藤・八幡（2004：3）は、主流メディアにおいて先住民族言語による番組が放送されるケースについても、広義の先住民族メディアと理解するという見解を示しているが、これはまさにそうした事例の１つといえる。こうした場合、どの程度、先住民族自身が運営の主体となりえているのかが重要となる。以下ではその点に留意して運営状況をみていく。

第２項　ラジオ放送の運営状況

(1) 放送時間枠

サーミラジオは公共ラジオ放送ＳＲの１つの番組制作部門として存在している。日本でいえば、ＮＨＫの番組制作部門の１つということである。ＳＲは、全国ネットワークで４つのチャンネル（Ｐ１～Ｐ４）をもつほか、25のローカルチャンネルで放送を行っている[5)]。

表８－７にみるように、全国ネットワークの４つのチャンネルのうちＰ２は、「クラッシック音楽、移民・少数者向け」の内容を放送している。表８－８は2012年7月10日火曜日のＰ２チャンネルのタイムテーブルを示したものである。音楽番組を挟みながら、フィンランド語、ペルシャ語、ロマ語、クルド語、アラビア語など、様々な言語の放送が行われていることがわかる。サーミラジオ部

門が担当するのは、平日（月～金）が6:35～8:00、15:00～16:00の２時間25分、日曜日が15:00～16:00の１時間となっている。土曜日は放送がなく、１週間の総放送時間数は13時間05分である[6)]。また、北欧３国共通の国際的ウェブラジオSR Sámpiが2006年１月16日からスタートしており、こちらは24時間放送している[7)]。

表８－７　４つの全国放送チャンネルの内容

Ｐ１：ニュース、トーク
Ｐ２：クラッシック音楽、移民・少数者向け
Ｐ３：若者向け総合編成
Ｐ４：全国ネット１と25のローカルサービス

資料：ＮＨＫ放送文化研究所『ＮＨＫデータブック世界の放送　2012』

表８－８　Ｐ２チェンネルタイムテーブル（2012年７月10日：火曜日）

00.00	Notturno　夜の音楽　　司会：カタリーナ　アーロンソン
06.00	Huomenta Ruotsi フィンランド語番組
06.30	Sisu uutiset　フィンランド語ニュース
06.35	ニュース　　サーミに関するニュース　スウェーデン語放送
06.40	Iditboddu　サーミ語番組
06.50	Aurora　音楽番組　　司会：カーリン　シェルマン
09.00	P2 リクエスト　　司会：リーサ　ティリング
10.00	Ekoニュース
10.03	クラシックの午前　　司会：ボーエル　アドレル
12.00	P2ドキュメンタリー
13.00	ペルシャ語　放送
13.30	ロマ語　放送
14.00	クルド語　放送
14.30	アラビア語　放送
15.00	英語　放送
15.30	ニュース　　サーミに関するニュース　スウェーデン語放送
15.35	Rádiosiida　ＮＲＫサーミラジオとの共同放送
16.00	Sisu uutiset　フィンランド語ニュース
16.10	Studio Sisu フィンランド語の番組
16.50	Roketti　フィンランド語の番組
17.00	P2 クラシック音楽
18.00	Ekoニュース
18.04	P2 クラシック音楽
19.19	音楽ニュース　　司会：アンドリーアス　リンダール
19.30	P2 ジャズ　生演奏
21.30	私のアメリカンソングブック　　ゲスト：リーナ　ニーバリ
22.30	Kalejdoskop（万華鏡）　夜の音楽　　司会：ウルバン　ヨーランソン

出典：サーミラジオのＨＰ（http://sverigesradio.se/sameradion/）より作成

(2) 使用言語と放送内容

サーミラジオは、北サーミ語、ルレ・サーミ語、南サーミ語、スウェーデン語で放送されている。6:35～7:05まではニュースの時間である。6:35から５分間スウェーデン語によるニュースが行われ、ついでサーミ語のニュースが続く。ただし、10を数えるというサーミ語の方言がすべて平等に使用されているわけではない。北サーミ語のニュースは毎朝6:40～6:50に行われるが、ルレ・サーミ語と南サーミ語のニュースは、6:50～7:00に週２回ずつとなっている。この３つ以外のサーミ語の放送は行われていない。キルナ市やヨックモック市があるノールボッテン県は北サーミ語を使うサーミが多いため、このように北サーミ語の放送が中心となっている。7:05～8:00は、音楽のほか、天気、新聞の見出し紹介が行われるリスナー参加型の番組である。毎週火曜日の7:05～7:30は子ども向けの番組が放送される。また、15:00～16:00はノルウェーとの共同放送となっている。ラジオではノルウェーとの協力関係が強く、ＮＲＫニュースも１日２回（7:00～7:05、15:00～

15:05）放送されている。

われわれのインタビューに対応してくれた編集責任者のK.M.氏によると、番組づくりで重視していることは、現在のサーミの生活のあらゆる面を番組に反映させることであるという。トナカイ業だけでなく、炭鉱で働くサーミもいる。そういうサーミの多様性を番組に反映させることを心掛けている。それと同時に、世界中の少数民族の状況に関する情報についてもチェックし、必要に応じて番組に取り入れている。

(3) 組織体制

サーミラジオを支える常勤のスタッフは14人である。９人が男性、５人が女性で、そのうち11人がサーミ、３人がスウェーデン人男性という構成である。最年長は64歳、最年少は26歳で、30～50歳代が中心である。ほとんどの人がジャーナリストの教育を受けている。プロデューサーは２人。14人のうち３人は技術者（機材）で、残り11人が番組づくりを担当する。基本的には、番組を制作した人が放送で話すというかたちになっている。常勤者14人以外に、３人のレポーターが特別の番組を作るために採用されている。２人が女性（51歳､19歳）､1人が男性（22歳）である。レポーターのほとんどはサーミである。このように主流メディアの枠内にあるとはいえ、番組の制作にあたる人の約８割は先住民族の人たちで担われている。

(4) リスナー

サーミラジオのＨＰ（www.sr.se/sameradion）によれば、１日平均26,000人から32,000人のリスナーがいるという。ウェブラジオSR Sámpiのリスナー数は、８月と11月で3,800人を数える。

写真１　３つあるラジオスタジオの１つ

写真２　サーミラジオとサーミテレビがはいっているSVT の建物（キルナ郊外）

第３項　テレビ放送の運営状況

(1) 放送時間枠と放送内容

一方、2001年８月にＳＶＴでサーミ語のテレビ番組放送がスタートする。当初は、ノルウェーのＮＲＫと共同で、翌2002年にフィンランドのＹＬＥが加わり、北欧３国で取り組むようになる[8)]。

いずれも各国の公共放送の時間枠を使っての放送である。それまでテレビでサーミ語放送をすることは各国のサーミの悲願であり、長い間ずっと要求してきた結果、ここに至ってようやく実現したものであるという。

放送時間は15分間である。当初は10分間でスタートし、2003年１月から15分に延長された。スウェーデンでは、現在は平日の17時から17時15分の15分間、サーミ語のニュース（Oddasat）を流している。ＮＲＫ、ＳＶＴ、ＹＬＥが共同制作しており、サーミの人々が住んでいる地域に関するトピックスや、世界の少数民族に関するニュースを放送している。テレビ番組の場合は、ほとんどが北サーミ語で行われる。他のニュース番組と違っているのは、吹き替えを使っている点で、サーミ語以外で行われているインタビューはサーミ語への吹き替えが行われ、これにスウェーデン語の字幕をつけるという方法がとられている。

この他、2007年９月からサーミの子どもたちのための子ども番組（Unna Junná）が始まっている。土曜日の16時45分から17時までの15分間で、毎週あるというわけではなく、１年間に30週間のみ放送されている。番組は、サーミ語の歌や詩、サーミの人々が住む地域の動物や自然に関する話などから構成されており、やはりスウェーデン語の字幕がつけられている。この番組は、スウェーデン及びフィンランドのＳＶＴとＹＬＥ、ＳＶＴ-Sámpi、ＹＬＥSaamen Radioによって共同制作されている。初めはノルウェーも加わっていたが、その後抜けている。

(2) 組織体制

ＳＶＴには、サーミ語のテレビ番組制作のための専門のスタッフが８人いる。編集長１人、レポーター３人、ビデオとレポート両方できる人２人、カメラマン兼編集２人の計８人である。６人が女性、２人が男性、平均年齢36歳。すべてサーミである。この８人で15分のニュースを作っている。このようにテレビ番組の制作現場も先住民族自身によって担われていることがわかる。

また、同じフロアで仕事をするサーミテレビとサーミラジオのスタッフの協力関係は密で、毎朝ミーティングを行いニュース番組の制作における協力体制を築いている。

第４項　財源

それではサーミ放送を支えている財源はどうなっているだろうか。スウェーデンの公共放送は、テレビ所有者が支払い義務を負うテレビ受信料で成り立っている。公共放送は、スポーツイベントのスポンサーシップ以外は広告放送が禁止されており、受信料がほとんど唯一の収入源である。受信料は１世帯単位で徴収される。日本とは異なり、テレビの台数に関係なく、単身赴任などで世帯が分かれていても１世帯として扱われる。2011年の1世帯当たり受信料は年間2,076kr（約２万4,000円）である。こうして支払われた受信料は公共放送に関わる６つの組織で配分される。６つの組織とは、ＳＶＴ、ＳＲ、ＵＲ（教育番組制作会社）、ＲＩＫＡＢ（受信料徴収会社）、スウェーデン放送管理会社、スウェーデン放送委員会で、このうちＳＶＴに総受信料の60％が割り当てられている（ＮＨＫ放送文化研究所 2012：154）。ＳＲもその１つとしてテレビ受信料の配分を受けて運営されている。したがって、サーミテレビもサーミラジオも公共放送の一部門であることから、財政は受信料によって成り立っており、自ら営業活動をする必要はない。つまりオルタナティブ・メディアを維持していく上でもっとも大きな問題といわれる財政問題を、サーミ放送の場合はクリアしてい

ることになる。もちろんこうした環境は外から与えられたものというわけではない。K.M.氏は、「私たちも提案をして、戦って、財源を得てきている」と答えており、一方におけるこうした働きかけがあって現在があるということも忘れてはならない。

第５項　規制監督機関（スウェーデン・ラジオ・テレビ・オーソリティ）

以上みてくると、番組の制作面でも財政面でも、サーミラジオやテレビは先住民族が主体となって取り組むことができる条件の下にあることがわかる。それをふまえた上で、あえて、「ラジオやテレビにおける番組内容について、外部から指導されるということはあるのか」尋ねてみた。その回答は、「スウェーデンでは言論の自由が守られており、事前の検閲のようなものは一切ない。放送後に反論があったりはするが、事前のものはない」というものであった。放送後というのは、番組内容に問題があると思えば、視聴者が規制監督機関に訴えることができる制度のことを指している。スウェーデンには、「スウェーデン・ラジオ・テレビ・オーソリティ」という独立した規制監督機関があり、テレビ、ラジオ、新聞、映画などをモニターする役割を担っている（ＮＨＫ放送文化研究所 2012：154）。視聴者から異議申し立てがくると、規制監督機関は、法律に則って問題があったかどうかを調べ、諮問にかけ、必要があればメディアに指導を行う。このルートで、番組内容に対する反論がくることはあるという。きわめて妥当な仕組みであることはいうまでもない。

このように財政基盤は保障され、番組編成権も有しているスウェーデンの先住民族の放送メディアは、理想的な環境にあるように思える。だが、たとえば、放送時間の問題となるとなかなか思うようにはいかないという現実があることは指摘しておく必要がある。とくに、テレビのニュース番組の放送時間が15分に限定されていることに対する不満は大きい。「たった15分」という表現を何回も耳にした。時間枠の延長を要望はしているが実現は難しく、そうした点には不自由さを感じている。主流メディアの内部にあることによって、時間枠という点では思うようにはならない現実があることがわかる[9)]。

第６項　他の国の放送局との協力関係

さて、第１節で指摘したように、国境をまたいで居住空間が広がるサーミ民族にとって、関係する国家間の協力関係はきわめて重要である。実際に、サーミラジオは、1970年代半ばから北欧３国での協力関係をスタートさせ、その後、ラジオ番組やテレビ番組を共同で制作してきている。また、ロシアのコラ半島のサーミとの協力関係も生まれており、サーミラジオのＨＰによれば、2010年に諸国間の協力体制をさらに強化したことが記されている。2010年に強化した点をK.M.氏に尋ねたところ、「以前より会議などで会う機会が多くなった」という返事であった。トップの人たちは、年間に10回くらい会議をもって、番組の内容を決める。その下のチーフたちも、年に４回くらい会って会議をする。スタッフも、北欧全体から年に１回は集まって、顔が見えるようにしている。番組の大きな構成などはトップが決め、具体的な内容についてはチーフが話し合うという。

「協力関係を強化することの最大の目的は、みんなが協力していくことは大事なんだという考えを強めることである。どの国の人も、協力関係を生き生きと保ち、それを継続していくためには、お互いを尊重する必要がある。民主主義的な関与の仕方の問題である。うまくできたからといってその場で立ち止まることはできなくて、つねに前向きに推し進めていかなければならない。そのた

めには会議の回数を重ねる必要がある」という説明が加えられた。

一方、これまでの分析をふまえると、必ずしも北欧３国の歩調がぴったりと合っているというわけではないようにみえる。ラジオ番組は、スウェーデンとノルウェーの関係が深く、両国で共同放送を行っているが、フィンランドは参加していない。テレビのニュース番組は北欧３国で協力しているが、子ども番組はスウェーデンとフィンランドの２国の協力であり、ノルウェーは途中から参加を取り止めている。

こうした事態の背景には、次のような事情が存在していると考えられる。１つは、資金力の問題である。ノルウェーは資金力があるため、人も雇え、他国よりも番組を作ることができる環境にある。他の２国は、その点で共同歩調をとりにくい面がある。さらに、もう１つ、「報道姿勢の違い」というより根本的な問題があるという。Pietikäinenは、フィンランドのユヴァスキュラ大学の言語学科ディスコース研究の教授であるが、彼女の調査研究のなかで、「異なる国に分かれているが、われわれは１つの大きな国家である。私は、共同のテレビニュースは、１つの国としてわれわれを結びつけると信じている」が、「ニュース制作の方法、ジャーナリズムの実践、資金力の違いは、３つの国の編集局が一緒に仕事をすることをかなり難しくしている。サーミ・メディアが属している各国公共放送会社は、ニュースのイデオロギーが異なっており、これらの違いはサーミのジャーナリズム実践に徐々に行き渡っている」というフィンランドのサーミ・メディア関係者の声を紹介している。とくに、ニュース番組は、ノルウェーの編集責任者が最終的に取捨選択をする権限をもっているため、フィンランドの編集者が望むようなニュースが作れないという問題も指摘する（Pietikäinen 2008a, 2008b）。つまり、それぞれが属する国家の制度内で活動するということが、国家間の協力を難しくしている面があることがわかる。

こうした現状があることを知った上で、先のK.M.氏の発言をもう一度読み直すと、そこで語られている「民主主義的な関与の仕方の問題」という指摘の重要性が理解できる。国境によって分断されたサーミ共同体が、サーミ・メディアを用いて「想像の共同体」を築くことはそれほど容易なことではなく、試行錯誤を繰り返しながら粘り強く取り組んでいる。2010年に諸国間の協力体制をさらに強化したことの背景には、こうした事情があったことをうかがい知ることができる。

第４節　活字メディアの形成と現状

それでは活字メディアに目を転じよう。スウェーデンにおけるサーミの活字メディアの中心は雑誌である。第２節の調査結果によれば、雑誌を読んでいるという人が65.7%、新聞を読んでいるという人は28.6%である。新聞に関しては、現在スウェーデン国内で発行されているサーミの新聞はなく[10]、ノルウェーで発行されている新聞（Ávvirなど）が購読されている。Ávvirとは「思いやり」という意味で、北サーミ語で週３日発行されている。雑誌は、一般人向けの“Samefolket（サーミの人々）”と若者向けの“Nuorat（若者）”や「Š」があげられていた。このうち「Š」はやはりノルウェーで発行されている雑誌である。ここでは、スウェーデンで発行されているSamefolketとNuoratの２つを取り上げてみていくことにする。

第１項　雑誌Samefolket

Samefolketは、1918年から定期的に発行されてきたサーミ雑誌で、先住民族によって発行されて

いる世界最古の雑誌の１つである。雑誌の前身である「Lapparnes egen tidning（ラップ人独自の新聞）」は1904年に発行されたが、５回出ただけで1905年に廃止されている。その後1918年、トルケル・トーマソンが、資金繰りに成功し、「Samefolkets egen tidning（サーミ人独自の新聞）」という名称で新聞の発行を再開した。幾度か経済的困難に直面したがなんとか生き延び、1960年にはSamefolketに名称が変更され今日に至っている。

Samefolketは、スウェーデン・サーミ全国協議会（Svenska Samernas Riksforbund）とサーミ文化の振興を目的とする全国組織「Same Atnam」を主体に形成された財団が発行する雑誌である。おもにサーミの人々が住む地域における文化的及び政治的出来事を掲載しているが、時にはその他の少数民族の生活や文化、抱えている問題についても記述している。おもにスウェーデン語で記述されているが、サーミ語で書かれた文章も含まれている。月１回発行される月刊誌で、現在は１冊50kr（約600円）、年間購読の場合は年額420krである。広告掲載料のほか、国の文化評議会からも資金援助を得ている。ちなみにスウェーデンでは、2006年から、サーミ語が25％以上用いられている雑誌や新聞は文化評議会から援助を受けられるようになっている。

編集は独立して行われており、運営は、スウェーデン・サーミ全国協議会から選出された３人、サーミ文化の振興を目的とする全国組織から選出された２人の計５人によって行われている。委員会によって正式の編集者が指名される。1997年には、Samefolketのウェッブ版が立ち上げられている。記事は、紙面上のものと必ずしも同じでなくてもよく、むしろ議論の場であり、サーミに関する情報を提供している[11)]。

なお、表８－９は、2012年11月１日発行のSamefolketの目次と使用言語を示したものである。総ページ数は、表紙、裏表紙を含めて44頁。この号では、トナカイ業と関連が深い鉱山開発の問題が特集として取り上げられており、それが19頁と半数近くを占めている。目次全体を眺めても、社会的な問題を掘り下げるような月刊誌であることがわかる。サーミ語が用いられているのは８頁で、全体の18.2％となっている。

表８－９　Samefolket の構成と使用言語

頁	内　　容	使用言語
1, 2	表紙、表紙裏	
3	目次	
4-6	ちょっといい話	スウェーデン語
7	時事ニュース（トピックス）	サーミ語
8-11	人を切る	スウェーデン語
12-13	歴史（将来に向けて）	サーミ語
14	グルメ情報	サーミ語
15	鉱山について	スウェーデン語
16-33	特集　鉱山関係記事	スウェーデン語
34-35	歌謡コンテスト	サーミ語
36	広告	
37	読者の声	スウェーデン語
38-40	広告	
41	スデークさん経歴	サーミ語
42	クロスワードパズル	サーミ語
43	生まれた、亡くなった、小さいニュース	スウェーデン語
44	裏表紙	

出典：Samefolket（2012年11月１日発行）

第２項　雑誌Nuorat

Nuoratは、北サーミ語で若者という意味で、サーミの若者向け雑誌である。Nuoratは政治的及び宗教的にどこにも属していない雑誌で、ヨックモックに拠点をもつ非営利団体・Nuoratによって出版されている。2006年ごろまでは、Sáminuorraというサーミの若者組織のメンバーを対象とする雑誌としてSáminuoratという名称で発行されていた。しかし、政治色がとても強かったため、そこから独立し、いまのかたちでNuoratが発行されるようになる。政治色や宗教色を薄めることで、より多くの若者に読んでもらうことを目指したのである。非営利団体の運営メンバーは５人。男３人、女２人。20代が中心で、１番上でも30歳と若者によって構成されている。サーミ工芸学校の学生の中にも運営メンバーとして関わっている者がいる。雑誌の編集者は運営委員会が雇うかたちになっている。

雑誌は、北サーミ語、ルレ・サーミ語、南サーミ語、スウェーデン語で書かれている。ファッション、音楽、グルメ、旅など若者向け情報のほか、評論、ルポ、サーミ伝承の活性化など幅広い内容が掲載されている。総ページ数は40頁ほどで、写真をふんだんに使い、全体的にカラフルで、若者好みの雑誌となっている。雑誌の写真には、自分たちの仲間がモデルとして多数登場している。運営委員の1人Ｈさんによると、「サーミの中で今何が起こっているかというのを、若いサーミの人に伝えるためにこの雑誌を作っている。サーミ語もできるだけ入れて、サーミ語を読めるチャンスを増やすようにしている。また、ただ楽しい記事だけではなくて、政治の話やいま社会で起こっている問題を取り上げて掘り下げたような記事も載せるようにしている」ということである。

発行は年４回、季刊誌である。発行部数は約4,000部、一冊50kr（約600円）、定期購読の場合は年４冊で150kr（約1,800円）とし、若者が定期購読しやすいような価格にしている。発行に関して、サーミ議会（Sametinget）と国の文化評議会から資金援助を受けている。Ｈさんによれば、資金さえあれば毎月発行したいが、今のところ財政的に難しいということである[12)]。

写真３　若者雑誌らしい表紙

写真４　記事もカラフル

以上のように、SamefolketとNuoratは、ともに先住民族メディアとしてサーミの視点で情報を送り続けていることがわかる。財政的には、購読料のほか、国からの援助金で成り立っている。もちろん、発行回数を増やしたいというNuoratの運営メンバーの声もあるが、それでも年４回、40頁程度の雑誌を発行することができるだけの財源が確保されている点は評価できる。

第５節　まとめ

以上、スウェーデンのサーミ・メディアの展開と現段階についてみてきた。放送・通信メディアは60年、活字メディアは100年近い歴史をもち、現在のサーミの生活の中にしっかりと根付いている様子がみてとれた。オルタナティブ・メディアが直面する最大の困難である財政的問題も、国やサーミ諸団体からの補助金や受信料の分配を受けることによって、相対的に安定した状況にあることがわかった。比較する対象である日本のアイヌ民族の現状を思い浮かべると、あまりに大きな違いに愕然とさせられる。しかし、そうした感想をもらすわれわれに対して、関係者は、「スウェーデンは進んでいるといわれるが、進んでいるスウェーデンでさえこの程度なんですよ」と述べており、サーミ・メディアに関わる人びとは現状に満足してはいなかった。そこで最後に、サーミ・メディアが直面している課題についてふれ本稿のまとめとする。

第１に、北欧のサーミ放送の特徴は、公共放送の番組制作の１部門として存在しているという点に関わっての課題である。これは、主流メディアとは独立して存在するオルタナティブ・メディアとしてではなく、主流メディアの枠内に居場所をもっているケースで、伊藤・八幡（2004）の言うところの「広義の先住民族メディア」と捉えることができる。このような場合、主流メディアのなかでいかに自立した立場を堅持しているかが重要になる。主流メディアの規制を強く受けているとすれば、オルタナティブ・メディアとしての役割は十分に果たすことはできない。サーミラジオやサーミテレビの場合、番組制作現場はおもにサーミの人々によって担われており、編成権も有している。また、財政的には視聴者が支払う受信料の配分を受けており、国家や企業には依存しない仕組みになっている。したがって、獲得している番組放送時間内においては、先住民族による先住民族のための放送が行われているとみてよいであろう。ただし、サーミ放送に関わる人々は現在の放送時間に決して満足しているわけではない。とくに、テレビのニュース番組は１日15分に限定されており、放送時間枠の拡大に対する要望は大きい。しかし現状では、実現することは困難であり、主流メディアの運営主体を納得させるには至っていない。このように放送時間全体をコントロールするような権限まではもちえていないというのが現状である。

第２に、使用言語に関する課題である。サーミが使用するサーミ語には10ほどの方言があり、なかにはお互いに理解不能なほど言語体系が異なるものもある。このような状況は、放送メディアや活字メディアに、どのサーミ語を使用言語として用いるかという選択をせまることになる。決してすべてのサーミ語が用いられているわけではない。やはりその地域のサーミの多くが使用しているサーミ語が優先されることになる。ノールボッテン県であれば、北サーミ語を使用する人が多いため北サーミ語を用いることが多くなる。他はルレ・サーミ語と南サーミ語が用いられる程度で、とくにテレビでは北サーミ語中心の傾向が強い。こうした現状については、面接調査のなかで、ルレ・サーミ語を使用言語とする工芸学校の男子学生から、「あまりテレビではルレ・サーミ語をやってくれないので、もうちょっと放送してもらえるとうれしい」といった意見が聞かれた。テレビ、ラジオ、雑誌は、いずれもこの３つのサーミ語とスウェーデン語を併用して制作されており、それ以外のサーミ語はほとんど使用されることはない。つまり、この３つのサーミ語以上に消滅の危機にある言語にとっては、これらのサーミ・メディアはその維持・存続に関する役割を十分に果たせてはいない。サーミ語内部の格差構造ともいえるような状況が存在しているのである。この点について、サーミ・メディアに関わる人々がどのように考えているのかについては、今後の調査で明らか

にしていきたい。

第３に、国境を越えた連携の重要性とその難しさである。サーミの居住地は、ノルウェーからロシアのコラ半島にかけて国境を越えて広がっている。そこに暮らすサーミの人々が１つの民族を構成しているというアイデンティティをもつためにも、また外部に対してその存在を知らしめる上でも、サーミ・メディアが果たしてきた役割は大きい。国境をまたいで同じ内容の放送を聞いたり、新聞や雑誌に目を通したりすることを通じて、情報を共有することは、国境によって分断されている人びとを結びつけ、ある共同行動に駆り立てるような役割も期待できる。サーミラジオもサーミテレビも、北欧３国では協力関係を模索しながら発展してきた経緯がある。ノルウェーで発行されている新聞や雑誌もスウェーデンで読まれていた。しかし、その一方で、各国のサーミ・メディアはその国のメディア政策や制度の枠内で活動せざるをえない上に、国ごとのメディア政策の違いや経済力の違いにより、必ずしも各国のサーミ・メディアが一枚岩的に協力関係を構築できているわけではない。テレビのニュース番組はかろうじて北欧３国で共同放送をしているが、ラジオ放送ではノルウェーとスウェーデン、テレビの子ども番組ではスウェーデンとフィンランドという２国間の協力にとどまっている。北欧３国の協力関係にあるテレビのニュース番組に関してさえ、先に指摘したような不協和音が聞こえてくる状況にある。

一方で、各国のメディア政策に依拠しているからこそ相対的に安定した運営を実現しえているのであるが、他方では、そのことが「想像の共同体」を構築することにとって足かせになっている面もあるということである。ある意味、矛盾を抱え込んでいるのである。とはいえ、そうした状況を乗り越え、なんとか足並みを揃えようという努力も行われているようである。その矛盾をできるだけ緩和するために、北欧３国は協力関係を強化し、話し合いの場を多くもち、解決の糸口を捜している現状がかいまみられた。

第４に、サーミ・メディアの情報発信が一部のプロフェッショナルなサーミに独占されていないかという問題がある。今回の調査では、たとえばコミュニティ・ラジオのようなより小さな媒体を通じて一般のサーミが情報発信に関わる事例には遭遇しなかった。むしろ公共放送のための立派な建物の中で、ジャーナリズム教育を受けたサーミの人たちが情報の送り手として働いており、その様子をみて送り手と受け手の間に距離があるのではないかという疑問が漠然と浮かんだ。しかし、その点について今回は十分な実証はできなかった。むしろ放送メディアよりも、雑誌編集、とくに若者向け雑誌であるNuoratの運営に関わっている若者のなかに、自分たちの思いを積極的に伝えていこうとする姿勢が見て取れ、参加型のメディアとして可能性が感じられた。サーミの若者たちは、サーミ内部で無意味な争いを続ける大人世代を批判的にみており、その障害を乗り越えようという志向性を有していた。政治色や宗教色を排し、新たに非営利団体として雑誌を発行し始めた若者たちの動きには今後とも注目していきたい。

注

１）全国市民メディア協議会のＨＰ（http://medifes.wordpress.com/、2013年１月３日最終閲覧）を参照のこと。

２）伊藤・八幡(2004）では、先住民族メディアを、「先住民族により、先住民族を主たる視聴者として運営されるマス・メディア（傍点筆者)」と定義している。本稿では、先住民族メディアを

マス・メディアに限定する立場にはたっていないため、ここでは単にメディアとした。

3）その１つにアイヌ語も含まれている。詳しくは、『調査と社会理論』研究報告書30の第５章参照のこと。

4）サーミラジオについては、サーミラジオのＨＰ（http://www.sr.se/sameradion,2012年７月11日最終閲覧）、サーミテレビについては、ＳＶＴのＨＰ（http://www.svt.se，2012年８月３日最終閲覧）を参考にしたほか、Solbakk（2006）、およびサーミラジオの編集責任者K.M.氏に対するインタビュー結果からまとめた。

5）この他に、６局のデジタルラジオ（ＤＢＡ方式）やインターネットのストリーミング、３Ｇ携帯電話サービスも行っている。

6）この他にＰ４のローカルチャンネルの１つイェムトランド局でも、週に２回（火曜日、木曜日）15分ずつ（18時10分～ 18時25分）サーミ語の放送が行われている。スウェーデン中西部に位置するイェムトランド県は南サーミ語を話すサーミが多いので、放送では南サーミ語が用いられている。ただし、ノールボッテン県では聞くことができないのでここでは割愛する。

7）サーミ議会のあるときは、その模様をWEBで１日中流している。

8）編集局は、それぞれスウェーデンはキルナ、ノルウェーはカラショーク、フィンランドはイナリに置かれている。

9）ノルウェーでは、こうした時間的制約を乗り越えるため、サーミ自身がコントロールできる放送局を設立することが検討されているという（Alia 2010： 134）。だが、現実的かどうかという問題もあり、いまのところ実現されていない。

これに対し、同じように多様な先住民族が居住するカナダでは、先住民族のために全国に向けて放送をしているアボリジナル・ピープルズ・テレビ・ネットワーク（ＡＰＴＮ）という放送局がマニトバ州のウィニペグを拠点に存在する。また、ウィニペグには、先住民族のためのラジオ放送局、ネイティブ・コミュニケーションズ・インクも開局しており、他にも全国に先住民族のためのラジオ局は数局存在している（市民とメディア調査団（カナダ）2004；川上 2006）。

10）サーミ議会における事務局員は、われわれのインタビューに答えて、個人的な意見と前置きした上で、「スウェーデンでも新聞がほしいという声は強い。しかし、実際に計算してみるとコストが非常にかかるため、新聞は紙媒体ではなくWeb上でやる方が現実的である。新聞を発行するなら、もっと子どものためのサーミ語の出版物やビデオ・DVDの制作にお金をかける方がいい」と語ってくれた。

11）以上、雑誌「Samefolket」については、SamefolketのHP（http://www.samefolket.se/, 2012年８月20日最終閲覧）、および Solbakk（2006）を参照した。

12）以上、雑誌「Nuorat」については、Nuorat のHP（http://www.nuorat.se/,2012年８月18日最終閲覧）、および編集にかかわる若者Ｈさんへのインタビューを参考にした。

参考文献

Alia, V., 2010, *The New Media Nation: Indigenous People and Global Communication*（Berghahn Books）.

Benedict, A., 1983, *Imagined Communities: Reflections on the Origin and Spread of Nationalism*（London: Verso）. 白石さや・白石隆訳, 1997,『増補・想像の共同体―ナショナリズムの起源と流行―』N

ＴＴ出版.
伊藤守，2010,「多文化社会におけるメディアと公共性」田中義久編『触発する社会学』法政大学出版会, 195-226.
伊藤直哉・八幡耕一，2004,「先住民族メディアの理論に向けた社会的機能についての考察—関連する国際機関の概観とともに—」『北海道大学大学院国際広報メディア研究科・言語文化紀要』第47号，1-26.
川上隆史，2006,「多文化主義カナダに根づく多様なメディア」津田正夫・平塚千尋編『新版 パブリックアクセスを学ぶ人のために』世界思想社，56-74.
葛野浩昭，2007,「ローカルからグローバルな資源へ、過去遡及かつ未来志向の資源へ——北欧の先住民族サーミ人による文化の管理と表現の試み」山下晋司編『資源化する文化』弘文堂, 209-36.
小玉美意子，1993,「マイノリティとメディア」香内三郎ほか編『メディアの現在形』新曜社, 241-72.
ＮＨＫ放送文化研究所編，2012,『ＮＨＫデータブック世界の放送　2012』NHK出版.
松浦さと子・川島隆，2010,『コミュニティメディアの未来』晃洋書房.
松浦さと子，2012,『英国コミュニティメディアの現在』書肆クラルテ.
市民とメディア調査団（カナダ），2004,『カナダの市民とメディア——多言語・多文化と共に』市民とメディア調査団（カナダ）.
Peterson, C., 2003, “Sámi Culture media”, *Scandinavian Studies*, Vol.75, No.2, 293-300.
Pietikäinen, S., 2008a, “To breathe two airs: empowering indigenous Sámi media”, in Wilson, P., and Stewart, M., eds., *Global Indigenous Media*（Duke university press), 197-213.
————, 2008b, “Broadcasting Indigenous Voices: Sami Minority Media Production”, *European Journal of Communication*, 23(23), 173-91.
白水繁彦，1996,『エスニックメディア』明石書店.
————，2004,『エスニックメディア研究』明石書店.
Solbakk, J. T. ed., 2006, *The Sámi People- A Handbook*（Davvi Girji OS).
八幡耕一，2005,「エスニック・メディア論における新しい視座——『先住民族メディア論』確立の意義とその社会的機能の考察——」情報文化学会『情報文化研究』第３巻，39-46.

（小内　純子）

執筆者紹介・執筆順（担当）

小内　　透　　北海道大学大学院教育学研究院教授（序章・第１章・編集）
北海道大学アイヌ・先住民研究センター兼務教員

小野寺理佳　　名寄市立大学保健福祉学部教授（第２章）

品川ひろみ　　札幌国際大学短期大学部教授（第３章）

菊地　千夏　　北海道大学大学院教育学研究院専門研究員（第４章）

野崎　剛毅　　國學院大學北海道短期大学部准教授
（第５章・第７章第１・３・４節）

新藤　　慶　　群馬大学教育学部准教授（第６章・第７章第２節）

新藤こずえ　　立正大学社会福祉学部講師（第７章第５節）

小内　純子　　札幌学院大学社会情報学部教授（第８章）

『調査と社会理論』・研究報告書29

ノルウェーとスウェーデンのサーミの現状

2013年３月31日発行

編集・発行　060-0811　札幌市北区北11条西７丁目
北海道大学大学院教育学研究院教育社会学研究室
小内　透